

令和7年第3回定例会

# 湯前町議会会議録

開会 令和7年 3月 6日

閉会 令和7年 3月14日

熊本県球磨郡湯前町

## 令和7年第3回定例会

会 期 令和7年3月 6日(木)から 9日間  
令和7年3月14日(金)まで

### 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	6	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針及び予算編成方針、一般質問
	7	金	本会議	午前10時	議案審議
	8	土	休 庁		
	9	日	休 庁		
	10	月	本会議	午前10時	議案審議
	11	火	休 会		13:30 企画経済建設常任委員会
	12	水	休 会		10:00 総務厚生文教常任委員会
	13	木	本会議	午前10時	議案審議
	14	金	本会議	午前10時	議案審議



第 1 号

3 月 6 日 ( 木 )



令和7年第3回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和7年3月6日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	施政方針及び予算編成方針
日程第 6	一般質問

2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	長	稻	森	一	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	長	浅	田		農	林	振	高	橋		誠
企	画	長	滝	上	紘	興	課	長				
商	工	係				兼	農	業				
観	光					農	業	委				
光						員	會	事				
係						務	局	長				

開会 午前10時00分

-----  
**議長（金子光喜君）** ただいまから、令和7年第3回湯前町議会定例会を開会します。  
これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

-----  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（金子光喜君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、山下議員、田山議員を指名します。

-----  
**日程第2 会期の決定**

**議長（金子光喜君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの9日間に決定しました。

-----  
**日程第3 諸般の報告**

**議長（金子光喜君）** 日程第3、「諸般の報告」を行います。  
まず、議長の公務について報告します。  
12月21日、国道219号整備総決起大会が西都市で開催され、企画経済建設常任委員と共に出席しました。  
12月26日、球磨郡正副議長・事務局合同会議が開催され、副議長と共に参加しました。  
1月4日、20歳を祝う会がグリーンパレスで開催されましたので、各議員と共に出席しました。  
1月5日、湯前小学校グラウンドにおいて、湯前町消防団出初式が開催されましたので、全議員で出席しました。  
1月6日、役場洋会議室において、職員辞令交付式が開催されましたので、出席しました。  
1月8日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、議長会事業について協議を行いました。  
1月22日、長崎県時津町議会 議会運営委員会から視察に来られましたので、議会運営委員とともに出席しました。視察では、政治倫理条例及び子ども議会について、本町

での取り組みをについて説明をし、意見交換を行いました。

1月23日、本町において熊本県町村議会議長会主催の議員研修会がオンラインにて行われ、全議員で出席しました。研修では「日本農業の課題」との演題で 東京大学大学院教授 鈴木 宜弘氏による講演が行われました。

1月31日、上球磨正副議長会主催の広報委員研修会が開催されましたので、広報常任委員と共に出席しました。研修では「議会改革の一步は広報誌改革から」との演題でくまもと経済 政治経済部記者 宮崎 泰樹 氏による講演が行われました。

2月13日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

2月19日、球磨郡町村議員と人吉市議会議員との合同研修会が錦町で開催されたので全議員で出席しました。研修では、「くま川鉄道の存続意義」と題して くま川鉄道株式会社取締役社長 永江 友二 氏による講演が行われました。

2月20日、多良木町において、上球磨町村議会議員研修会及び交流会が行われ、全議員で出席しました。研修では「持続可能なまちの前に持続可能な役場ですか？」との演題で 一般社団法人 地方公共団体政策支援機構の長内 紳悟氏 による講演が行われました。

2月21日、熊本市において、熊本県町村議会議長会第75回定期総会が開催されたので出席しました。令和5年度決算の認定、令和7年度予算の議決等が行われ、全議案とも全会一致で承認されました。また、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」、「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」、「雇用対策についての4件が盛り込まれました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、議案26件、同意1件、議会提出は、議員発議1件、議員派遣1件となります。

一般質問は、3人の議員が通告されております。

続いて、議員派遣結果について報告します。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

続いて、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、「令和6年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、提出されています。

続いて、執行部から議会へ提出されました計画書・報告書等について報告を行います。

教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が提出されております。

以上、これまで報告しました関係書類は、タブレットに掲載しておりますので、各自ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

**4番（遠坂道太君）** 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

皆さんおはようございます。令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告をいたします。令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会第1日目が、令和7年2月21日木曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

議席の指定では、多良木町議会から新たに選出された、前田議員の議席を8番に示され、会期の決定では、田代議会運営委員会委員長の報告の後、会期を2月27日に開会し、2月28日から3月24日まで休会。そのあと、会期を3月25日を閉会とする27日間に決定しました。

諸般の報告では、議長から、議会閉会中に多良木町議会から新たに選出された前田文議員を、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員に指名したことの報告がありました。

行政報告では、理事会代表理事から、令和6年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。議案第1号、人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設検討委員会の設置条例の制定について、議案第2号、人吉球磨広域行政組合給与条件等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号、育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第5号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例に制定について、議案第6号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、議案第7号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、議案第8号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額について、この8件の議案理由を一括して、理事会代表理事から説明を受けました。続けて議案第6号について、執行部から補足説明を受け、質疑、採択を行い、原案の通り可決しました。同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、理事会代表から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案の通り同意されました。新たに、議会選出監

査委員に、田山議員、五木村が選出されました。

以上で、定例会 1 日目の審議を終了し、散会としました。なお、一般質問、議案第 1 号から議案第 5 号の条例関係、並びに議案第 7 号、議案第 8 号の当初予算関係の採決は、閉会日の 3 月 25 日に行うことになっております。

以上、令和 7 年第 1 回人吉球磨広域行政組合議会定例会、1 日目の会議結果について報告します。

**議長（金子光喜君）** 以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

**3 番（西 靖邦君）** 皆さんおはようございます。球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を行います。

令和 7 年第 1 回定例会が 2 月 26 日に公立多良木病院講堂で開催されました。以下、主な議題他について報告いたします。

1 点目、多良木町議会の猪原議員及び、久保田議員より以下の一般質問がありました。1、球磨支援学校跡地の譲り受け交渉と活用について、2、経営強化プランについて、これらの質問に対し、北口あさぎり町長、高森企業長、黒木事務長が答弁されました。

2 点目、企業団職員の育児休業等に関する条例の一部の改正について審議し、可決されました。

3 点目、令和 6 年度介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算(第 3 号)について審議し、可決されました。今回の補正により、収入既決予定額 1 億 2,488 万円を減額し、47 億 5,291 万 2,000 円となりました。主な減額理由は、入院外来収益の減少によるものです。支出既決予定額は 1 億 5,146 万 9,000 円を増額し、49 億 5,370 万 9,000 円となりました。主な減額理由、医療従事者の給与費及び医薬品医療材料費の増加によるものです。

4 点目、令和 7 年度介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算について審議し、可決されました。収入予定額 49 億 9,941 万 2,000 円。新年度当初予算比 1 億 2,162 万円増額となっています。主な増額理由は、入院外来収益の増加によるものです。支出予定額 49 億 6,182 万 8,000 円。前年度当初予算比 1 億 2,391 万 1,000 円増額となっています。主な増額理由は、医療費用の給与費、薬品等材料費の増加によるものです。3,758 万 4,000 円の黒字を見込んでの当初予算編成です。また、4 町村の負担金総額は 3 億 5,899 万 6,000 円。うち湯前町の負担金は 1,518 万 8,000 円となりました。

5 点目、監査委員の選任について。月足茂則氏の監査委員再任について審議し、同意されました。

以上で報告を終わります。

**議長（金子光喜君）** 以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

**8番（倉本 豊君）** おはようございます。上球磨消防組合議会の報告を行います。まず、会期は、令和7年2月28日、1日限りで行われました。

行政報告の後、議案第1号で上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第2号で、上球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。第3号議案において、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、いずれも原案の通り、全会一致で可決されました。議案第4号におきまして、令和7年度上球磨消防組合一般会計予算が審議され、歳入歳出それぞれ8億6,400万円とする一般会計予算案でございました。前年比、6,600万円の減ということでした。主な歳出におきましては消防ポンプ自動車購入費、9,664万4,000円。東分署の空調・照明・給湯設備改修事業費、568万5,000円。ドローン一式購入費200万円などございました。いずれにつきましても全会一致で原案通り可決されました。

以上で上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

**議長（金子光喜君）** これで、諸般の報告を終わります。

-----

#### 日程第4 行政報告

**議長（金子光喜君）** 日程第4、「行政報告」

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

**町長（長谷和人君）** 改めまして、皆さんおはようございます。本日からの3月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。それでは第3回湯前町議会定例会にあたりまして、行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみとさせていただきます。

令和6年12月2日、人吉球磨地域振興局におきまして、12月定例町村長会議が開催されましたので、出席いたしております。会議では、くま川鉄道再生協議会からくま川鉄道再生協議会の現状報告について、介護認定審査会事務局から、会議認定標準化システムについての説明がなされております。また、管内主軸事業上京要望についても協議をしております。同日、人吉保健センターにおきまして、第8回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席しました。会議では、JR肥薩線復興アクションプラン（素案）について協議を行っております。

3日、多良木町上球磨消防組合におきまして、令和6年第2回上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので出席しました。会議に上程された全議案とも原案通り可決いただいております。

4日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、6つの議題につきまして説明を行っております。湯前町立学校の体育館使用条例の改正について 夏目友人帳特別展について たばこコーティング種子導入に係る新技術導入支援事業補助金

について 企業法人等の協働の森づくり未来の森湯前の協定締結について 12月補正について 人事委員会勧告についてでありました。

5日、多良木町公立病院におきまして、令和6年第5回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので、出席いたしました。会議に上程された全議案とも原案通り可決いただいております。

6日、応接室におきまして、湯前町特別職報酬等審議会を開催し、委員に対し委嘱状の交付と湯前町議会議員の報酬並びに町長副町長及び教育長の給料額について諮問をしました。同日、令和6年第9回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明を行っております。

7日、人吉市中小企業大学校におきまして、新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み、第3回会議が開催されましたので出席いたしました。会議では熊本県の亀崎副知事を座長に、流域の市町村長、流域住民、有識者などが一堂に会し、環境影響の最小化に向けた取り組みと今後のスケジュール、緑の流域治水に資する森林の整備、保全と土砂・流木対策について意見交換が行われております。

6日、人吉ホテルサン人吉におきまして、松村前防災担当大臣と町村会との災害に関する意見交換が開催されましたので、出席いたしました。前大臣から、国の防災に関する令和6年度補正予算の内容について説明を受け、自治体における防災対策について意見交換を行っております。

13日、議会議場におきまして、令和6年第9回定例会第1日目が開催されましたので、出席いたしました。12月定例会には議案9件を提出しております。

16日、熊本県庁におきまして、企業法人等の協働の森づくり未来の森湯前協定締結式を、木村知事立ち会いのもと、開催しました。協定先である福岡県久留米市に本社を置く住宅メーカー、株式会社でございますが、未来工房は創業以来人吉球磨地域で生産された球磨杉を用いた住宅を施工している会社で、活動計画は、猪鹿倉山地内の1.54ヘクタールの森林で、令和7年度から12年度までの5か年間、植栽、獣害防止柵設置、下刈りなどの作業が予定をされているところでございます。

17日、議会議場におきまして、令和6年第9回定例会5日目が開催されましたので出席いたしました。定例会に出席した全議案ともご可決をいただいております。

20日、東京都、国土交通省におきまして、令和6年度川辺川ダム建設促進協議会、国土交通省本省への要望活動が開催されましたので出席いたしました。要望先は、国土交通省（水管理・国土保全局）でありました。

21日、西都市文化ホールにおきまして、国道219号整備改良促進期成同盟会総決起大会が開催されましたので出席しました。大会では、沿線住民による意見発表の他、大会

決議案が承認をされております。

23 日、錦町役場におきまして、（一社）人吉球磨観光地域づくり協議会、令和 6 年度第 3 回理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和 7 年度以降の方向性について協議を行っております。同日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席いたしました。

24 日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、3 つの議題について議案について説明を行いました。湯前まんが美術館等改修工事について 地デジ難視聴世帯解消に伴う新たな方針の検討について 令和 7 年 1 月臨時会補正予算についてでありました。

25 日、人吉グリーンプラザにおきまして、令和 6 年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しました。会議では、全議案とも原案通り可決いただいております。同日、令和 6 年 12 月人吉球磨広域行政組合定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、職員採用試験（追加募集分）の合格 1 名の決定について承認された他、新ごみ処理施設建設にかかる、隣接地区説明の説明会の状況について報告を受けております。同日、多良木町公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席をしております。

26 日、多良木町上球磨消防組合におきまして、令和 6 年第 2 回人吉球磨消防指令事務協議会会議が開催されましたので出席いたしました。会議では令和 7 年度予算について協議を行い、負担金は構成市町村の人口割とすることで承認されております。同日、令和 6 年第 3 回上球磨消防組合議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。会議では監査委員の選任同意 1 件が可決されております。

26 日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社取締役会が開催されましたので出席しております。

27 日、町長室におきまして、湯前町特別職報酬等審議会から答申を受けております。同日、あさぎりポッポー館におきまして、くま川鉄道第 142 回取締役会が開催されましたので出席いたしました。会議では、各種復旧工事等について協議を行っております。同日、（一社）くま川鉄道管理機構令和 6 年度第 1 回理事会が開催されましたので出席をしております。会議では職務代行順位、規程及び規則について協議を行っております。この結果、第 1 順位が、吉松相良村長、第 2 順位が北口あさぎり町長となっております。同日、第 13 回くま川鉄道再生協議会総会が開催されましたので出席をしております。会議では、鉄道事業再構築実施計画の策定状況についての報告、くま川鉄道の復旧に関する確認書の改定について協議を行い、上下分離後の費用負担については、継続審議となっております。

令和 7 年 1 月 4 日、グリーンパレス公園駐車場におきまして、第 3 回 20 歳を祝う会を

開催しております。今回の対象者 32 名のうち、23 名の出席があり、式典終了後、記念植樹を行っております。

5 日、湯前小学校グラウンドによりまして、消防団出初め式が開催されましたので出席いたしました。放水競技の大会の結果につきましては、自動車ポンプの部が 2 分団 1 部が優勝、小型ポンプの部が第 4 分団 3 部が 1 位、第 2 分団 3 部が 2 位となっております。

14 日、錦町秘密基地ミュージアムにおきまして、ボトル to ボトル水平リサイクルに関する合同協定式が開催されましたので出席しております。この協定はサントリーホールディングスと本町を含む郡内 7 町村が、脱炭素社会や持続可能な循環型社会の実現を目指して、ペットボトルのリサイクルを行うものでございます。同日、球磨地域振興局におきまして、1 月球磨郡定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、県町村会定期総会管内主軸事業上京要望、令和 7 年度球磨郡町村会一般会計予算案等について協議を行っております。

15 日、人吉アクアパークにおきまして、一社人吉球磨観光地域づくり協議会の令和 7 年度展開方針について協議が開催されましたので出席をしております。事業内容や市町村負担金等について協議を行っております。同日、人吉球磨広域行政組合、令和 7 年 1 月定例理事会が開催されましたので出席をしております。会議では規則の一部改正、随意契約について承認し、入札及び随意契約締結結果について報告を受けております。同日、令和 6 年度第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会が開催されましたので出席をしております。会議では第三次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン（修正案）と今後のスケジュールについて協議を行っております。

16 日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、8 つの議題について説明を行っております。くま川鉄道災害復旧事業の進捗状況について 展示販売施設（ユノール）改修工事について 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 R6 補正）について 旧農業公社事務所貸出の公募結果について 湯前町上下水道耐震化計画の策定について 工事請負契約の変更について 地デジ難視聴世帯解消に伴う新たな方針の決定について 湯前町人材育成確保基本方針の制定について説明しております。

17 日、人吉市役所におきまして、令和 6 年度地域未来創造会議（人吉球磨地域）が開催され、木村知事を初め県幹部職員、県議会議員、郡市の首長が出席し、人吉球磨地域の未来像について意見交換を行っております。

20 日、宮崎県庁・宮崎大学におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会による、宮崎県医療政策課と宮崎大学医学部を訪問し、医師派遣のお礼と宮崎県キャリア形成プログラムの変更の請願を行っております。

22 日から 23 日、東京都ベルーサ東京日本橋におきまして、第 17 回 B & G 全国サミッ

トが開催されましたので出席をしております。本町では、15年連続で特Aの評価の表彰を受けております。

24日、議長室におきまして、令和7年第1回臨時会開催に伴う、議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明しております。同日、議会議場におきまして、令和7年第1回臨時会が開催されましたので出席をしております。議案6件同意1件を提出し、全議案ともご可決をいただいております。

2月1日、小学校体育館におきまして、湯前小学校創立150周年記念式典が開催されましたので出席をしております。

3日、湯楽里株式会社におきまして社長訓示を行っております。

4日から5日、東京都におきまして、令和7年度管内主軸事業要望が開催されましたので出席をしております。国土交通省及び地元選出国會議員に対して、道路事業の整備促進について、球磨川における抜本的な治水の促進について要望を行っております。

6日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席をしております。

7日、多良木町上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席をしております。

10日、人吉市くま川鉄道本社におきまして、くま川鉄道の指名審査会が開催されましたので出席をしております。同日、人吉球磨地域振興局におきまして、2月定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。会議では、球磨川の河川整備と道路を巡る最近の動きについて、八代河川国道事務所他から説明を受けております。またくま川鉄道再生協議会から現状報告、球磨地域振興局から事業承継に係る広域連携協定連携協定の説明及び人吉球磨観光地域づくり協議会から予算の説明を受けております。次に、町村会関係行事について詳細を協議したのち、熊本県国民健康保険団体連合会役員に、球磨郡から内山山江村長を推薦することが決定をしております。

13日、人吉アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合第7回2月定例理事会が開催されましたので出席をしております。会議では職員採用試験の第二次試験合格の決定について承認し、令和7年第1回議会定例会の招集及び提出案件及び新ごみ処理施設建設について協議を行っております。同日、錦町福寿庵におきまして、令和6年度熊本県土地改良事業団体連合会球磨支部協議会が開催されましたので出席をしております。

14日、熊本県庁におきまして、熊本県に対し、くま川鉄道経営支援にかかる、関する要望活動が開催されましたので出席をしております。

16日、町内一円におきまして、令和6年度湯前町防災訓練を開催いたしました。午前中では、可搬型ビデオシステムを活用して、ドローンによる被災箇所の確認、避難所の

設営状況の確認、要支援者のトリアージの状況の確認を行った他、各地区の自主防災組織による住民の安否確認、及び午後からは気象庁職員による防災講話を行い、広く住民に対して気象の知識を学んでいただいております。

17日、人吉クラブクリーンプラザにおきまして、第9回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席をしております。会議では、アクションプランについて駅の考え方について協議を行っております。同日、応接室におきまして、湯前ビジネスカンファレンスが開催されましたので出席をしております。企業誘致を促進していくために、首都圏のIT関連企業をターゲットとした、湯前ビジネスカンファレンスを初めて開催しております。熊本県にも登壇いただき、県及び本町の支援制度や企業誘致の現状について紹介することができております。

19日、応接室におきまして、第三期総合戦略に係る答申及び意見交換会が開催されましたので出席し、委員からの答申を受けております。

20日、上球磨消防組合におきまして、令和7年第2回上球磨消防組合正副組合長会議が開催されましたので出席しております。会議では、組合長の互選が行われ、水上村の中嶽村長が組合長に就任されております。副組合長の順位につきましては、あさぎり町、多良木町、湯前町となっております。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席をしております。会議では、令和7年第1回議会定例会の内容について協議を行っております。

25日、議長室におきまして、令和7年第2回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明しております。同日、議会議場におきまして、令和7年第2回臨時会が開催されましたので出席をしております。議案2件とも提出し、全議案ともご可決をいただいております。同日、議員控え室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、17の議題について説明を行っております。3月補正予算及び令和7年度当初予算について 保育料等の無償化について 湯前保育園調理室及び浄化槽改修工事について 保健福祉課の令和7年度新規事業等について 建設水道課の令和7年度主要事業について 建設水道課の繰越明許及び事故繰り越しについて 建設水道課の3月補正について 工事請負変更について 改正森土規制法に伴う古城地区土捨て場整備について 町単独畜産補助金制度の見直しについて 辻地区沈砂池整備について 森林保険制度の加入の見直しについて 令和7年度企画観光課主要事業について 第三期湯前総合戦略について 企画観光課事業の繰越明許について 3月議会条例改正について 庁舎トイレ改修について、説明を行っております。

28日、上球磨消防組合におきまして、令和7年第1回上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので、出席をしております。会議では、条例会計3件、一般会計予算等が上程され、全議案ともご可決をいただいております。

以上、行政報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。

-----

## 日程第5 施政方針及び予算編成方針

議長（金子光喜君） 日程第5、「施政方針及び予算編成方針」

町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

町長（長谷和人君） それでは、施政方針を述べさせていただきます。

令和7年第3回湯前町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の基本的な姿勢や考え方を申し述べるとともに、令和7年度当初予算案につきまして、その概要を説明させていただきますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、元旦の家族団らんの時間を襲った令和6年能登半島地震では、最大震度7という大きな揺れにより、甚大な被害が発生いたしました。またその復旧復興のさなかの9月に発生した、奥能登豪雨で再び大きな災害に見舞われ、さらなる混乱をもたらしていることと存じます。改めて、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災地の皆様が1日も早く平穏な日常を取り戻されることを心より願っております。

当地域に目を移しますと、8月に急場などで発生したマグニチュード7.1の地震で、南海トラフ地震臨時情報が発表され、本町におきましても、職員が1週間にわたり、24時間体制で地震発生に備えました。本年1月にもほぼ同じ震源域でマグニチュード6.9の地震が発生するなど、この地震区域での地震活動が活発な状態となっており、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9程度を想定している南海トラフ地震、巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの70から80パーセントから、80パーセント程度に引き上げました。改めて地震に対する備えが重要であることを認識したところでございます。また、昨年夏はうだる暑さを通り越した危険な暑さが続き、7月の全国の平均気温は気象庁が統計をとり始めてから、126年間で最も高い値を記録しました。国連の事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したとして、温暖化対策強化を世界の国に呼びかけています。日本においても、農産物の品質や収量の低下、栽培適地の変化といった農業への影響のみならず、水産業や林業にも影響が出始めています。食料安全保障の観点から見ると、異常気象等によって生産量が減少した場合、各国は自国の食糧確保を優先するため、食料自給率が38パーセントと低く、輸入に頼っている日本が大きな打撃を受けることは確実であります。このような地球温暖化や食料安全保障の問題に加え、過疎化や高齢化など、地方が抱える大きな多くの課題に対しては、長期的なビジョンを持ちつつ、私たち一人一人がみずからの社会や国、地方をどのよう

にしたいのかを考え、今の世代ではなく、これから生まれてくる子どもたちの未来を考えて行動を起こしていかなければならないと考えています。

さて本町における施策の基本姿勢は、安全で安心して生活を送ることができる暮らしやすいまちづくり 美しい自然環境豊かな歴史などの地域資源を活用したまちづくり 限られた人材や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくりであります。その上に立って、令和6年度から令和9年度を計画期間とする。第6次総合計画後期計画（後期基本計画）においては、将来像として、マイホームタウン湯前を掲げています。これは、町民の皆様にとって湯前町がいつまでも心の拠り所であるふるさとであり続けるために、人と自然と歴史が調和し、町民一人一人が夢と誇りを持って明るい未来を創造することを目標としています。

本町を含む地方は、人口減少や少子高齢化、過疎化の進展、東京圏など都市部への人口流出、地域産業の空洞化などが加速的に進んでいる状況にあります。国においては、地域の魅力向上を実現させ、地域活性化を加速させる取り組みとして、デジタル田園都市国家構想を進めております。また、地方に仕事を作る。結婚出産子育ての希望をかなえる。魅力的な地域をつくる、人の流れを作るなど、地方創生を実現するための各種施策を進めております。このような国の動きを踏まえた上で、町民憲章の基本姿勢と将来像を尊重し、マイホームタウン湯前の実現に向けて、これまでの行政経験を生かし、引き続き新たな気持ち、新たな力、新たな知恵を注ぎ、全力でまちづくりに傾注してまいり所存です。具体的には、第6次総合計画に示した項目について、次の政策方針について、政策方針に基づき、施策を実行してまいります。

まず、命を守る安全安心のまちづくりについてです。近年の気候変動等による、激甚化頻発化する自然災害に備えるため、防災減災の取り組みを進めてまいります。令和2年7月豪雨災害、台風14号という未曾有の大災害からの復旧は、いまだ道半ばであり、今後も復旧の早期完了と創造的な復興を進めてまいります。記憶に新しい甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震など、いつ何どき発生するか予想ができない災害への備えとして、地域防災力の中核を担う消防団員の士気向上のため、引き続き処遇改善等に取り組めます。また、上球磨消防署等の関係機関と連携強化を図りながら、自主防災組織や、現在養成に努めている防災士等の、地域住民と一体となって、自助共助公助の確立を目指していきます。当地域に必要な消防力を将来にわたって、維持、確保するために、これまで以上に、常備消防体制の効率化と消防力の充実強化が急務であることから、消防組合の広域化について、課題を整理し、議会の皆様とともに、1つ1つ共通理解しながら、丁寧に進めてまいります。なお、消防指令センターの共同運用については、4月から本格稼働するところです。近年集中豪雨による山地災害の災害が頻発化激甚化しておることを踏まえ、治山施設等の設置や、森林の整備など、山地防災力の強化のため

めに、国県に対し、引き続き積極的に要望活動を行ってまいります。大規模災害時の備えとして、球磨川水系防災減災ソフト対策等交付金を活用して、備蓄用備品類を整備し、また昨年に続き、指定避難所である湯前中学校体育館の避難生活環境を向上させるため、空調設備の整備を進めます。

次に、次世代につなぐ持続可能な産業に産業づくりについてです。農林商工業の事業者支援に加え、若手経営者の積極的なチャレンジや基盤の強化、健全な発展などを引き続き支援していきます。農業は、食料の生産や国土の保全、水源の涵養、景観の形成、文化の伝承などの多面的な機能を維持しており、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらしております。一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足など、農業農村を取り巻く内外の環境は依然として厳しいものがあります。これらの課題を総合的に見つけ、令和5年度より、各種の農業振興制度を確立化しており、引き続き施策を実施しているところです。特に、担い手の確保については、新規参入者や営農組織も念頭に置きながら、担い手の確保のための支援を継続してまいります。湯前町農業公社の運営につきましては、初心に返り、農地を農地として次世代に受け継ぐことを理念にし、1歩1歩前に歩んでおります。本町農業を持続可能なものにするために、しっかりと将来の農業を見据えて創造し、農業者の負担軽減など、必要な公益性のある業務や組織の強化体制についても、考慮しながら進めてまいります。このために、町から経営安定のための支援を引き続き行ってまいり所存です。ご理解を賜りたいと存じます。

林業振興につきましては、造林や育林に人手を要し、また、永続的に続く事業であるため、地域内の雇用を創出する重要な産業であります。地域の雇用と森林整備事業を支える、林業従事者の確保のためにも、上馬森林組合などと行政が一体となって施策を実施してまいります。また、本町ではJTなど、企業との協働の森づくりを進めていますが、これは県内でも先進的な取り組みとなっており、この森づくりを応援に、民間企業との意見を聞く機会を設け、あわせてネットワークの網を広げるなどして、地元産材の普及拡大を地域の林業事業体とともに進めていきたいと考えています。なお新たに未来工房株式会社様と、第1期目の協定を締結していただきました。このご縁をさらに深め、これからの5年間、しっかりと森づくりを進めてまいります。町有林の造成事業については、町有林管理計画に基づき、災害被災林地の復旧治山併せて、林道災害復旧事業の進捗と調整しながら、立木地を計画的に主伐または間伐し、森林資源の更新とあわせて、森林の安定化、すなわち、土砂流出防止や水源涵養など森林の有する公益的な機能が十分に発揮できるよう、発揮されるよう、適切な森林造成整備を図ります。

商工業の振興につきましては、商工業事業者の高齢化や後継者不足に対応するため、事業承継サポート事業を引き続き実施します。商工会と連携して円滑な事業承継などを後押しし、担い手の育成や産業技術の伝承の取り組み支援を行います。また、一昨年度

からパイロット事業として取り組んできましたワーケーション関係につきましては、湯前町で働く魅力や課題など、事業で与えられた成果をもとに、IT産業関連企業との信頼関係を構築し、企業とさらに交流機会をふやしながら、将来的には、地元に基づいていただくよう努力してまいります。

次に、観光業の振興については、本町の豊かな自然を生かして、併せて都市部からの交流人口の拡大を目的としたスポーツツーリズムの取り組みを引き続き行ってまいります。特に、全国高校、全国の高校生の自転車ロードレースである九州豪雨災害復興記念ツアーオブ九州の開催では、宿泊や食事、お土産などで、一定の経済効果が確認されましたので、令和7年度、開催は未定でございますが引き続き誘致に取り組めます。

ゆのまえ温泉湯楽里については、新型コロナウイルスの影響で客数が減少し、コロナ禍前までに回復していないことや、物価高騰の影響により、いまだ厳しい経営状態が続いています。このため、専門家による経営分析等を行った上で、経営の合理化や提供するサービスの充実を図り、経営の安定化に取り組んでまいります。また今後も、地域おこし協力隊とともに新たな環境整備について検討してまいります。くま川鉄道の令和8年度、全線開通を見据え、ピンチをチャンスと捉えるべく、湯前駅周辺再開発計画の1つであるレールウィングの改修、そして、まんが美術館の改修を進めてまいります。また商工会に対して、お土産品など、ブラッシュアップを支援し、お土産の販売と食の提供により、地域経済の拡大につなげてまいります。

次に、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりについてです。町民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは時代とともに変化する社会の要請を踏まえ、必要な機能を確実に発揮し続けていることが大前提であります。インフラ整備なくして、安全安心な地域社会の構築はありえないということは言うまでもありません。引き続き、インフラ整備に取り組んでまいります。まず、交通体系の整備として、生活道路の改良舗装や交通安全施設の整備、また道路構造物の老朽化への対応につきましても、経年劣化や疲労等に伴う損傷が利用者や第三者の被害に繋がることがないように、修繕更新を着実に進め、維持すべきインフラ施設の機能の適正化を図ってまいります。上水道の整備については、経年劣化対策と地震への備えとして、引き続き維持管理強化と耐震性能を有する管に更新する耐震化を進めてまいります。住宅対策としては、駅前の再開発に併せ、残る駅前団地の住宅建設や駅周辺の環境整備、移住定住の受け皿となる分譲地の造成を進めてまいります。また個人住宅の新築リフォームなど支援についても引き続き行ってまいります。

次に、ささえ愛で心温まる福祉づくりについてです。少子高齢化に伴う核家族化や独居高齢者の増加など、家族で支え合う力が弱まっています。このため地域全体で支え合う福祉づくりとして、児童福祉、ひとり親福祉、障害福祉、そして高齢者福祉を推進し、

お互いに支え合える地域社会の充実を図ってまいります。また公立多良木病院につきましては、地域医療の確保や、感染対策の徹底、政策医療の推進など、地域医療と、緊急医療を維持するために、医療体制の充実と医師の確保を図るため、構成市町村と十分な協議を重ねながら、地域医療の確保に向けた取り組みを推進します。多岐にわたる町民の皆様の生活実態において、困窮されている状況を幾らかでも軽減するために、主に福祉分野を中心に、相談に対して迅速に助言などを行うため、これからも支え合う体制の充実を進めてまいります。高齢者の生活移動確保の一助として、電動車椅子の購入の助成も引き続き実施してまいります。また、人吉球磨圏域における周産期医療において、迅速な救急医療、救急対応が必要とされる産科救急疾患や、胎児妊婦等のハイリスク妊婦については、地域産科中核病院において、産婦人科医師が不在となっており、産科医療体制の充実は喫緊の課題となっています。このため南九州中部地域医療連携協議会のもと、南九州中部地域医療圏との連携並びに医療提供体制の充実を図って、産婦人科医師の確保に努め、安心して分娩ができるよう、取り組みを行ってまいります。

次に、地域をつなぐ人づくりについてです。未来を担う子どもたちに充実した教育活動が展開できるよう、教育大綱に基づきながら、学校教育の充実に努めているところです。また、住民一人一人が生涯にわたって学び続けることのできる環境を引き続き構築してまいります。さらに、先人たちから受け継いだ文化を継承し、発展させることで、文化を守り、次世代につないでまいります。

まず、持続可能な子育ての支援として、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、出生祝い金の支給や保育園・幼稚園の副食費を含む保育料の完全無償化、小中学校の給食費補助、また、くま川鉄道復旧の願いを込めた定期券購入費用の一部助成、さらに小中学校の祝い金と修学旅行費補助等は、しっかりとした財源をもとに、引き続き継続して実施してまいります。学校給食については、全額補助を行ってまいります。なお、現在国会におきまして、高等学校の無償化の議論が開始されております。その推移を見守りたいと思います。また、学校社会体育施設等の環境整備と教育の情報化に対する、学習環境の整備を推進してまいります。湯前まんが美術館に収蔵されている町の重宝である、故那須良輔氏の作品や関連資料を有効に活用して、全国に情報を発信し、漫画県熊本の中の漫画のまちづくり、老舗のまちとして、引き続き漫画文化をブラッシュアップし、活性化する漫画のまちを目指してまいります。一昨年に続き、熊本県と共同して実施した夏目友人帳声優トークショーには、全国はもとより、海外からも多くのファンが来町されるなど、その人気の高さが確認できましたので、本年度なにがしからのイベントが開催できないか、熊本県と協議を進めているところです。なお、漫画事業に取り組んでくれていた地域おこし協力隊、両名の任期が近く終了しますが、幸い、引き続き本町に残ってくれるとのことですので、両名を中心に、出版社や漫画関係者の皆様から

の新しい発想や事例を配置し、ご協力を仰ぎながら、漫画を活用したまちの活性化に取り組んでまいります。

次に、みんなで育む、まちづくりについてです。令和6年地方自治体、持続可能性分析レポート、新たな地域別将来推計人口からわかる自治体の実情と課題では、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50パーセント以上減少する自治体を消滅可能性自治体としています。本町の人口は、2020年と比較して、61.5パーセント減となる予測のため、この消滅可能性自治体に該当されるとされました。ただし、2014年分析との比較におきましては、若年女性人口減少率が改善したと示されていたところです。これまでの町独自の子供子育て施策が功を奏したと分析し、しっかりと財源を確保して、少子化対策を講じてまいります。

本年10月には国勢調査が行われます。この人口動態により、2年後の地方交付税から人口減少分が反映されるため、交付税の減額が予想されることです。これからは、様々な政策課題対策のための財源捻出が困難になってまいります。補修費等の行政負担はさらに重荷となり、公共インフラを初めとする社会資本の維持が困難になることが予想されております。このため、ソフト・ハード事業の実施にあたっては、国県などの有利な交付金等を活用し、また最新の情報を収集するなど、積極的に交付金の採択を目指してまいります。本町の生き残りをかけ、地域、地域住民と協働し、また地域の特性や潜在能力を最大限に生かしながら、自立できるまちづくりを進め、公共の福祉の向上に努めてまいり所存です。これまでも申し上げてきておりますが、本町が持続し発展し続けるためには、財政健全化が基本であります。「入るを量りて出づるを為す」の言葉のように、身の丈に合った歳出規模でまちづくりを進めます。なお、事業を行う場合は、財政の規律を守りながら、優先順位等を定め、経験や知識等を最大限生かし、歳入歳出のバランスのとれた計画的かつ効率的な財政運営を行ってまいります。

最後に町長として町民の皆様への公共の福祉向上のために最善を尽くし、そしてその行動は信義と誠実さを持ち続け、加えて、信頼を築くために、常に反省し、学びを通して成長し、また新しい知識やスキルを積極的に学び、町の課題解決のために職員とともに情報を共有し、町の発展に寄与していくところです。

引き続き、これまで築き上げた礎をさらに強化し、今ある地域資源にさらに磨きをかけ、心豊かで活力があり、未来を創造するまちを目指して、しっかりと前を向いて行動してまいります。また、現場第一主義を引き続き掲げ、職員とも業務内容を協議しながら、政策を展開していく所存です。

以上が施策方針となりますが、町民の皆様からご信託をいただき、2期目の町政も早や2年が経過いたします。引き続き、町民の皆様、議員各位とともに、歩みをゆるめず、町政運営に邁進してまいりますので、これまでと同様に、格別のご理解とご協力を賜り

ますようお願い申し上げます。

引き続き、令和7年度当初予算の概要について説明を申し上げます。

まず一般会計についてです。令和7年度当初予算の予算編成にあたって、歳出では、令和2年7月豪雨災害からの復旧及び創造的復興と近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震を初めとする大規模災害に備える防災減災事業を優先し、併せて第6次湯前町総合計画の事業計画に位置付けられた事業を基本としました。なお財源については、国の地方創生 交付金や社会資本整備交付金、農山漁村振興交付金を初めとする様々な地方向けの国庫補助金を最大限活用するとともに過疎債や緊急自然災害防止事業債など、起債率や交付税措置率の高い町にとって有利となる起債の活用を予定しています。

まず、歳入についてですが、町税は、納税義務者の減少などにより、総額2億6,621万4,000円で、前年比179万5,000円の減、率にして0.7パーセントの減を見込んでいます。地方交付税は地方財政計画などを踏まえ、前年度より5,500万円の増となる17億2,500万円を見込んでいます。国庫支出金と県支出金は、合わせて10億580万3,000円を見込んでおります。詳細は、災害時の避難となる避難所となる中学校体育館の空調工事やくま川鉄道の全線復旧に合わせて、地域活性化イベントの舞台となるレールウイング改修工事等により、総額4億6,410万円を見込みました。なお、繰入金は、財政調整基金などから3億1,326万8,000円を繰り入れることとしています。

次に、歳出についてですが、固定的な経費である人件費や物件費は、15億4,752万5,000円を計上しました。町道や林道などの災害復旧事業費については、早期完了を図るため、令和7年度実施可能な分として1億1,504万1,000円を計上いたしました。計上しました。中学校体育館空調整備工事や、湯前前駅レールウイング複合施設再整備工事、辻地区沈砂池整備工事など、普通建設事業費については、7億882万3,000円を計上しました。扶助費については、社会保障制度の一環として、児童高齢者、障害者、生活困窮者の支援にかかる経費として5億2,719万3,000円を計上しました。公債費については、3億3,740万7,000円を計上しました。公共施設の長寿命化や防災減災に関する事業に力を入れてきたため増加しております。繰出金については、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計など、人件費など分として2億7,923万5,000円を計上しました。これにより、一般会計の歳入歳出予算の総額は43億5,566万8,000円となり、過去最大であった前年度と比較して、2億3,893万9,000円の減、率にして5.2パーセントの減となりましたが、臨時的な災害復旧費を除くと、逆に1億5,455万9,000円の増となるなど、通常予算で見ると過去最大を更新し、積極的な予算編成となりました。

次に、国民健康保険特別会計です。国民健康保険特別会計予算の総額は4億8,845万9,000円を計上しています。令和6年度予算額と比較すると、1,364万1,000円の減となります。国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、かかった医療費の支払

いについては、町が納付金を納めることにより、県が全額負担する仕組みとなっており、今後とも、より効果的な保健事業に取り組み、また、適正な賦課徴収を行い、徴収率向上に努めながら、財政的にも安定した健全な、運営に取り組んでまいります。

次に介護保険特別会計です。介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は6億7,727万9,000円を計上しています。令和6年度予算額と比較すると700万4,000円の増額となります。令和7年度は3年を1期とする第9期湯前町介護保険事業計画の中間年度であります。介護保険事業の適正な運営のため、要介護認定及び介護給付の適正化と介護予防事業の充実を図るとともに令和5年度から開始した。後期高齢者医療保険制度における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についても、地域支援事業の中で連携し、内容の充実を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計です。後期高齢者医療保険特別会計予算の総額は、8,723万7,000円を計上しています。令和6年度予算と、予算額と比較すると、441万2,000円の増額となります。令和7年は、令和6年度に引き続き、保険制度や会計保険事業の垣根を越えた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むなど、熊本県後期高齢者医療広域連合とともに、関係団体と協力しながら、より効果的な事業に取り組んでまいります。

次に水道事業会計です。水道事業会計予算の総額は、収益的収入に8,490万4,000円、収益的支出に6,687万4,000円を、また、資本的収入に3,123万円、資本的支出に4,700万4,000円を計上しました。老朽化した配水管の更新と合わせ、耐震化を計画的に進めます。令和7年度は、嘉村地区において、配水管更新、施工延長約570メートルを予定しています。今後も水資源の保全を図り、安全安心な水の供給に努めるとともに、老朽化施設の、更新や維持管理の強化に努めてまいります。

次に、下水道事業会計です。下水道事業会計予算の総額は、収益的収入と収益的支出、それぞれ1億5,791万5,000円を、また、資本的収入に3,169万2,000円、資本的支出8,217万4,000円を計上しました。令和6年度から地方公営企業法適用へとしましたが、法適用結果だけでは、経営は改善しませんので、令和7年度は、公営企業の経営の基本である経営戦略の見直しを行います。見直しについては料金システム、料金改定への対応などの諸問題に対しても見極めることが重要となります。また本町では31年以上経過した管路はありませんが、路面のひび割れや沈下の他、マンホール内での継ぎ目の異常などをチェックするなど、日頃の点検にも取り組んでまいります。

以上、令和7年度一般会計及び特別会計予算の概要の説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。以上で、施政方針及び予算編成方針を終わりました。ここで休息のため休憩します。

**議長（金子光喜君）** 以上で施政方針及び予算編成方針を終わりました。

ここで休息のため休憩します。

-----  
休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 24 分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

-----  
**日程第 6 一般質問**

**議長（金子光喜君）** 日程第 6、「一般質問」を行います。

本日は、西議員、遠坂議員、椎葉議員の 3 名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に、発言を許します。

それでは、順番に発言を許します。

一つ、「ふるさと会」の活性化について、西議員の質問を許します。

**3 番（西 靖邦君）** ただいま、金子議長のご指名いただきました。議席番号 3 番、西靖邦でございます。本日は通告書にしたがい質問させていただきます。

質問事項、「ふるさと会」組織の活性化について、近年、関係人口が注目を浴びていますが、ふるさと会組織はその先駆けと言えます。関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域で多様に関わる人々を指す言葉です。ふるさと会は、多様に関わる人々の中でも、地域の思いが強く、現状でも地域の繋がりを持つ貴重な存在です。こうした背景を踏まえ、要旨 1 について伺います。

要旨 1、若年層や県外在住者に対し、ふるさと会の存在を広く認知してもらうための方法を検討しているのか。平成 7 年 12 月発行の広報湯前において、町長がふるさと会の結成を表明しました。目的は、町の PR 活動、特産品の販路拡大、出身者との繋がり強化、そして、地域活性化の仕組みづくりであったと考えられます。平成 7 年から 10 年にかけて、ふるさと会が設立され、当初は、南九州、北九州、関西、中京、関東の 5 地区に組織がありました。しかし現在は、関西・関東の 2 地区のみとなっています。一方で、都市圏において、ふるさと会は、県外に出た若者や出身者がふるさとと繋がる大切な役割を担っており、単なる交流の場ではなく、湯前町の魅力を広めるアンバサダーとしての機能を果たしていると考えます。こうした現状を踏まえ、現在のふるさと会の活動状況をどのように認識しているのか、執行部の見解を伺います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 現在の活動状況ということでございますけれども、活動されているふるさと会は関東・関西地区でございます。基本的に事務的補助を除いて設立当初から自主運営をなされており、本町出身者との情報交換や本町の活性化に繋がりたいと思い活動をされていると思います。設立当初は地区によって違いはありますが、

ゴルフやハイキングなどの会員間の交流もなされていたようでございます。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、3年から5年間の活動が中断をされているということもありました。2地区とも今現在は総会の開催のみで活動は停滞しているのではないかと認識をしているところでございます。

**3番(西 靖邦君)** 現在、ふるさと会は、会員の高齢化が進み、新規入会が少ないという課題を抱えています。設立当初からの会員が中心となっており、現在の会員の多くが70から80歳台となっています。若年層が入りづらい状況が続いているのではないのでしょうか。その要因の1つとして、ふるさと会の情報が潜在層に届いていないことが考えられます。現在、湯前町との連携・情報発信はどのような形で進めているのか執行部に伺います。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** まず関東・関西地区との連携としましては、総会前の事前打ち合わせ、案内状の発送、総会資料の作成を企画観光課のほうで行っております。また総会当日は、物産販売を行いますので、物産協会からの物産品を預かりまして、会場へ配送するなどの手続きを行っております。次に情報発信につきましては、四半期ごとに1回のペースで会員の皆様に広報紙を郵送し、本町の近況をお知らせしているところでございます。

**3番(西 靖邦君)** 本町の広報誌を発送されているということですが、関東並びに関西なんぼずつ発送されているんですかね。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** 関東地区が70ぐらい、約ですね、関西地区につきましては50ぐらいということで広報誌のほうを発送しております。

**3番(西 靖邦君)** ふるさと会の情報が潜在層に十分届いていないため、より効果的な情報発信の仕組みづくりが必要ではないのでしょうか。具体的には、高校卒業や20歳の集いなどの節目にふるさと会の存在を周知することや、特に若年層にとって、情報はSNSなどのデジタルツールを通じているのが一般的です。そのため、町の公式ホームページやSNSを活用し、より多くの人アクセスしやすい形で情報を届けることが重要ではないのでしょうか。そこで、潜在層に対する情報発信の仕組みについて、どのような施策を検討しているのか、執行部の見解を伺います。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** 情報発信の仕組みということでございますけれども、そういった節目の時にふるさと会の情報をこちらのほうからお知らせするという事は現在行っておりません。西議員が言われるように二十歳を祝う会などの節目の時にふるさと会入会のお願いといったチラシやホームページ、SNSを活用した募集をすることは有効なツールだと思います。この点につきましては、新規会員の受け付け体制などもありますので、事務局側と協議し検討をしてみたいと思っております。

**3番(西 靖邦君)** 先ほど情報発信の仕組み色々と執行部からありました、それに向いて関東・関西の事務局と打ち合わせしながらお願いしたいと思います。湯前町に関心のある人々が自然にふるさと会の情報に触れる機会を増やすことが重要ではないでしょうか。例えば、都市圏のアンテナショップや関連施設にパンフレットを設置する、ふるさと会の情報を町の公式ホームページやSNSで定期的に発信する、町のイベントや帰省のタイミングで会の案内を行う、こうした取り組みを進めることで、より多くの人々がふるさと会の存在を知り、関心を持つ機会が増えると考えます。このような情報発信の強化について、執行部の見解を伺います。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** より多くの人々がふるさと会の存在を知るためにということで西議員のほうからご提案がございましたけれども、情報発信の強化の対策のためにですね、今後も事務局側と協議をいたしまして検討してまいります。

**3番(西 靖邦君)** 情報発信の強化、例えば、どのような点を強化していくとか、その具体的なやつなんかありますか。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** ふるさと会の活動状況が総会のみという部分もございまして、そういったまず総会の部分もホームページ等で掲載させていただいてですね、ふるさと会が動いているっていうのをまず広報していくというのが第一のステージかなと思っております。

**3番(西 靖邦君)** ふるさとへの関心が最も高まるのは、定年を迎える60歳前後とされています。この時期に湯前を含め多くの中学校で還暦同窓会が開催されています。この機会を活かし、町長からのメッセージを発信するなど、湯前町をアピールし、ふるさと会への参加を促す施策を検討してはどうでしょうか、町長の見解を伺います。

**町長(長谷和人君)** このふるさと会でございますけども、先ほど課長のほうから答弁しておりますように、お亡くなりました平川町長時代に実は設立をされまして、5地区のふるさと会が動き出したところでございまして、実は私が総務課の企画にありまして、一部私のほうもこのふるさと会のほうに寄与させていただいたということで今西議員からの質問の中で昔のことをちょっと思い出したところでございました。この設立当初の役割ということでございますけども、当時は、今の宅急便とかそういうのが進んでいなかった、それからSNSあたりも進んでおりませんでしたので、非常に地域特産物をですね、いかにして都会に住んでらっしゃる皆様方に送り届けるのか、物販の販売あたりでもですね、その中にあったんではなかろうか、またそして湯前町のPRといえますか、そちらのほうもあったんではなかろうかなというふうに思っております。西議員もこちらに入れる前は、関西ふるさと会の会長も3年ほどやってらっしゃったところでございまして、関東地区よりですね、関西地区のほうが、いわゆる会員さんの皆様方がお若いと言いますか、その層ができていますと、いわゆる友が友を呼ぶと言いますか、仲間

が仲間を呼ぶということで、大阪に就職している人をですね、呼びかけていただくということで、これまでできていたんじゃないかなというふうに思っております。活発な活動も実はしていただいたというふうに思っております。その中で30年経過したということで、会員の皆様方の高齢化も進んでおるということで、新たな会員がいなくなっているというふうな現状も課題としてあるということでございます。そこら辺の不安定要素もですね、払拭するためには、私も自らこの湯前ふるさとのことをですね、思い出していただくようにですね、先ほど課長が答弁したような内容で、さらにコマーシャルをさせていただきたいというふうに思っております。なおこれまででございますけども、東京・大阪あたりに上京しました折にはですね、時間を見つけましては、会員の方々とのですね、懇親会なり情報あたりの提供もいただいておりますし、また町出身の方がですね、経営されているお店等がございますので、そちらに出向きまして、お元気で活躍されていることをですね、また併せて近況もお伺いしながらですね、これまでもトップセールスを行ってきているということもちょっとお知らせをしておきたいというふうに思っております。総合計画のキャッチフレーズでございます、「マイホームタウンゆのまえ」と同じようにですね、ふるさと会が本町出身の心の拠り所であるという会にですね、今後、情報発信をしていきたいというふうに思っておりますので、今西議員のほうからご発言・ご提案がありました、同窓会などを計画されるという情報がございましたらば、チラシなどで入会を繋げていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**3番(西 靖邦君)** チラシなどで情報発信するということですが、町長のメッセージの発信は考えていないですか。

**町長(長谷和人君)** メッセージの発信につきましてはですね、近況の報告、ホームページ等で関東ふるさと会とか関西ふるさと会の、こういうことが起きていますというふうな提供してきております。今回その中に今ご質問がございました、会員を募ってるっていうのは、なかなか入れておりませんでしたので、その改善策は講じていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**3番(西 靖邦君)** 私はふるさと会は単なる組織ではなくですね、ふるさとと人を繋ぐ大切な架け橋であると考えています。遠く離れていても湯前町のことを思い、仲間と語り合い、支え合うことができる、その繋がりこそが湯前町の未来に繋がる力になると信じています。しかしながら、現在のふるさと会は高齢化が進み、若い世代への継承が大きな課題となっています。今こそ時代に合わせた新しい形のふるさと会を模索し、より多くの人に関われる仕組みを作るべきではないでしょうか。私は、この大切な繋がり未来へ繋ぐためにも皆様と共に行動していきたいと思っております。そして、ふるさとを

思う全ての人に参加しやすい環境を整えるために、町全体で支え合いながら進めていくことが重要であると考えます。これをもって、要旨1の質問を終わります。

要旨2に移らせていただきます。

ふるさと会は、湯前町と町外在住者を繋ぎ、地域の発展に貢献することを目的として設立されたと考えています。しかし、近年は高齢化や若年層の参加不足などの課題が顕在化し、本来の目的である繋がりづくりが難しくなっているのではないのでしょうか。そこで、今後もふるさと会が持続的に機能するために、どのような仕組みが必要なのか、執行部の考えを伺いたいと思います。

要旨2、世代を超えた交流を促進し、持続可能な「ふるさと会」として発展させるための方策を検討しているか。ふるさと会は現在、関西・関東の2地区で活動していますが、近年は会員の減少が進み特に若い世代の繋がりが弱まっている状況です。一方で、町外在住者にとってふるさと会は湯前町と繋がりを維持する大切な拠点であり、単なる交流の間でなく、町の魅力を広める役割も担っていると考えます。そこで、現在ふるさと会を通じて、町外在住者との繋がりを維持・強化するためにどのような活動を行っているのか、またどのような課題があると認識しているのか、執行部の見解を伺います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** ふるさと会を通じ、町外在住者との繋がりを維持・強化しているかというお尋ねでございますけれども、ふるさと会が会員以外の方ですね、町外在住者の繋がりの強化、ふるさと会自体は行ってはおりません。その理由としましては、町外在住者の特定が困難だということと個人情報保護の観点から、町からふるさと会の任意団体のほうにですね、情報が提供ができないということでございます。

**3番（西 靖邦君）** 現在のふるさと会の情報発信は、紙ベースの会報が中心となっており、特に若い世代に情報が届きにくい状況です。一方で、若年層は日常的にSNSやオンラインツールを利用して情報得ており、デジタルを活用した発信のほうが関心を持ちやすいと考えられます。そのため、公式ホームページやSNSを活用し、例えば、ショート動画を作成するなど、誰でも簡単にふるさと会の情報に触れられる仕組みを構築することが重要ではないでしょうか。例えば、次のような動画を活用することで、ふるさと会を知らない人にも興味を持ってもらいやすくなります。

ふるさと会の紹介動画（活動内容を短くわかりやすく。）、町長からのメッセージ動画、ふるさととの繋がりを伝える、ふるさと会メンバーのインタビュー動画、リアルな声を届ける、これを30秒から1分程度の短い動画にすることで、最後まで見てもらいやすくなります。こうしたデジタル技術を活用した繋がりづくりについて、執行部としてどのように考えているのか伺います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** ふるさと会の情報発信については、先にも述べたように自主運営が基本だと考えております。会報などについても会の活動と認識しており

まして、残念ながらこちらでは承知をしておりません。しかしながら、西議員からご提案いただいた紹介動画やメンバーのインタビュー動画など、会の活動状況をお知らせする唯一の手段であると感じております。今後事務局との協議とはなりますが、可能であれば本町のホームページなどで通じてですね、紹介していければなと思っております。

**3番(西 靖邦君)** 町外在住者にとって、湯前町と繋がりを持ち続ける大きなきっかけとなるのが、帰省やイベントの機会です。例えば、以下のような取り組みを活用することで、町とふるさと会の繋がりを強め、関係人口を増やすことができるんじゃないでしょうか。

二十歳の集いや還暦者同窓会でのPR、町長メッセージ案内を配布し、若年層や還暦世代にふるさと会の存在を知ってもらう、ふるさと納税と連携した繋がりづくり、町の特産品を活用した交流企画を実施し、町外在住者が継続的に関われる仕組みを作る、例えば、返礼品として、ふるさと会会員向けの特典や湯前町の限定グッズを提供することで、ふるさと会への関心を高めることができるのではないのでしょうか。こうした施策について、執行部の考えを伺います。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** ふるさと会への関心を高める施策ということでございますけれども、町長が先ほど述べられました、町長のメッセージにつきましては、同窓会などの情報がこちらに入るようであればですね、入館案内などをお願いすることは可能かと思っております。またふるさと納税についてはですね、ふるさと納税の会員向け特典、町限定グッズの提供につきましては、ふるさと納税の制度上厳しい部分の制約もございますので、総合的に判断をしてみたいと思っております。

**3番(西 靖邦君)** 現在のふるさと会はですね、主に70から80代の方が中心となっております。20から40代の若年層にとっては、自分事と感じにくい側面があるのではないのでしょうか。例えば、次のような要因が考えられます。

世代間ギャップ、参加しても馴染めるか不安、情報不足、ふるさと会の存在を知らない、どんな活動をしているのかわからない、参加のハードルの高さ、イベントの告知が紙ベースで若者に届きにくい。

そこで、若年層が参加しやすい仕組みとして、次のような取り組みを検討してはどうでしょうか。若年層向けのサブグループの設立、20から40代向けのオンラインコミュニティーなど、テーマ別イベントの開催、例えば、湯前出身者の女子会、子育て世帯向け交流会と参加しやすい柔軟な会員制度の導入、正会員・賛助会員など、このような同世代で繋がれる仕組みが必要と考えますが、執行部としてどのようにお考えでしょうか。

**企画観光課長(伊藤賢一郎君)** 若年層への取り組みとして西議員からご提案いただきました、趣旨につきましてはよくわかります。現在の組織体制を考えますと、ハードルがちょっと高いのではないかというのが第一印象でございます。まず会の中で、総会

以外に何ができるかという部分をですね、事務局側と本町担当課のほうで協議をしていければなと思っております。

**3番(西 靖邦君)** 現在のふるさと会はですね、会員の減少や若年層の参加不足といった課題を抱えています。これを解決してですね、持続可能な組織にするためには、行政の支援も重要ではないでしょうか。例えば、次のような政策が考えられます。

町の広報紙や公式ホームページを活用した情報発信強化、定期的なふるさと会特集ページの掲載等、イベント支援、町が主催するイベントと連携し、ふるさと会の活動をPRする、町民との連携促進、町内の人々にもふるさと会の存在を知ってもらい、帰省時の参加を促す。こうした行政支援についても、ふるさと会が町内外の人と繋がる1つの仕組みづくりに寄与できると考えますが、町長の見解を伺います。

**町長(長谷和人君)** 持続可能な組織となる行政支援ということで、ご提案いただきましたことを御礼を申し上げます。このふるさと会につきましては、発足当初から、先ほど課長から答弁しておりますように、この運営につきましては自主的に行われたということで承知しております。現在もその時間の経過とともに会員の高齢化が顕著となっておりますということで、2つのふるさと会の事務については、担当課で行うということで支援をしております。

西議員のご提案がありました広報誌やホームページ上での活動報告につきましては、積極的に発信を続けていきたいと、これによって町民の皆様への周知も繋がるということで、潜在層の入会促進に繋がるのではなかろうかなというふうに考えております。

それから先ほどちょっと関西ふるさと会のお話をしたんですけども、関西ふるさと会のほうはですね、非常に、先ほど友達というか、友達が友達を呼ぶというような、ちょっと表現をさせていただいたんですけども、関西人と言いますかね、商売人と言いますか、そこを上手く使ってらっしゃるんですね、会員同士で、実はお互い会社で、会社同士を連携されて、ビジネスをやってらっしゃる方もいらっしゃるし、会員の方がヘッドハンティングされて、会社に呼ばれたりとか、そういうビジネス的なことも実はこのふるさと会で起きているということで、そういうふうなふるさと会もちゃんと利用されているのかなという側面もございましたので、今説明させていただいたところでございます。また併せまして、このふるさと会への繋がりによります、関係人口の創出、もってこれまでの過去の中でございますけども、企業版ふるさと納税、これも関東地区・関西ふるさと地区からですね、多額のご寄附をいただいているという実績も繋がっておりますので、しっかりと今ご提案がありました件については、検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

**3番(西 靖邦君)** 先般の全員協議会にて説明された、関東・関西ふるさと会の支援金ですが、これはふるさと会の活性化に向けた大きな支援になると考えます。ふるさと

と会は湯前町を離れた人々にとって、ふるさととの繋がりを維持し、心の拠り所となる大切な組織です。しかし、時代とともに会のあり方も変えていく必要があると感じています。私は、ふるさとを思う全ての人が参加しやすい環境を整え、未来へと繋がるふるさと会を築いていくことが重要だと考えます。今こそ、町と町外在住者が一体となり、新しい繋がりづくりに取り組むべき時ではないでしょうか。そのためにも町として引き続きふるさと会の発展を支える取り組みを進めていただきたいと思います。これをもって私の質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、「ふるさと会」の活性化について、西議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

**4番（遠坂道太君）** 先ほどから西議員からいろんな提案等もございましたけれども、今現在1回の総会だけというふうな形の報告がありました。その中でやはり回数もですね、1回でなく2回でもですね、年に2回ほど総会以外に、まず、町を思う懇談会とか、そういうふうな形がですね、それをとっていただければ、まだまだ若い世代も呼べるんじゃないかなろうかという思っているところでございますが、それにつきまして町長から何かございませんか。

**町長（長谷和人君）** ふるさと会につきましては、冒頭課長のほうから答弁しておりましたように、自主運営で少しされているということでございます。その中で私が先ほどちょっと申し上げておりますけども、私が関東・関西に上京しました折にはですね、そういう形でお会いすることが可能であれば、お会いしたりしてですね、いろんな情報をいただきながら、取り組んで今いただいております、湯前町が取り組んでいる事業等についても説明をさせていただきながらきております。それと今度関東地区につきましては、ちょっと質問の要旨と違うことで回答させていただくかもしれませんが、新しい会長になられております。若い世代に変わっているということがございまして、今度の総会につきましては、ちょっと本町からもですね、職員も連れて行きまして、ちょっとしたミニイベントを開催したりとかですね、そういう実は工夫も今回凝らしてですね、今月の28日でございましたか、29日に関東ふるさと会がございまして、その中で、少し、会の、今までただの総会ではなくてですね、当然湯前町のこれまでのこの1年間の出来事等は説明するわけでございますけども、それ以外のことで、ミニイベントもですね、やっていきたいというふうなことで、力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** 今町長のお考えにつきましては、非常にわかった次第です。ですが、私も関東に行った時ですね、何が皆さん知りたい、知りたいかというのは、現状のことを、やはり1年間、1年よりも半年ぐらいのこと辺りをよく聞かれるんですよね、やはりそういった形で、町主導型で1回ぐらいはやって考えても良いんじゃないかなろうか

というふうに思っているところでございます。それにつきまして町長お願いいたします。  
自主運営ちゅうのはわかっております。

**議長（金子光喜君）** 昼食のため休憩いたします。

- - - - -  
休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、西議員の一般質問に対する遠坂議員の関連質問の途中です。

発言を許します。

**4番（遠坂道太君）** 先ほど町長にお尋ねしました件につきまして、西議員の質問された部分よりも、ちょっと私のほうが飛躍した形の、先に進むような話をしたような感じもしましたので、次回のふるさと会の中での、今度あれば、そちらのほうで質問をしたいと思います。

**議長（金子光喜君）** ほかに関連質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、「ふるさと会」の活性化についての関連質問を終わります。

以上で西議員の質問を終わります。

次に、一つ、農業振興について、遠坂議員の質問を許します。

**4番（遠坂道太君）** 皆さん、こんにちは。4番議員の遠坂です。ただいま金子議長の許可を受けましたので、通告書にしたがい一般質問を行います。また、質問事項を提出しておりますが、質問事項以外の関連する質問を行うこともあるかもしれませんので、前もってご了承いただきたいと思います。

令和6年度産の玄米価格は、前年の約2倍の30キロ1万5,000円のJAの前渡し価格となりました。最終的には、価格がどのくらいになるかはまだわかっていないような状態でございます。米の小売価格も5キロで4,000円台の高値の相場となっておりますし、それに応じて、政府より3月下旬に、備蓄米21万トンに関係機関におろすことになりました。それによって、米価価格が安定するのか、5月中旬ぐらいになるのではないかと  
言われております。また、1月20日に、アメリカ合衆国の大統領がバイデンからトランプ大統領に変わりました。これによって、大統領令が発動され、トランプ関税法が発動され、鉄鋼自動車関係25パーセントの関税を4月の2日あたりからするんじゃないかというふうに報道されております。今後、この、この関係が農業関係にですね、影響がないことを期待したいと思っております。そこで、一般質問を行います。

一つ、農業振興について。要旨の1ですが、農業資材、飼料燃料等の高騰に対する支援を再度行う考えはないかについて伺います。農業生産資材は、飼料、肥料、燃料などの価格が上昇しており、農業経営に大きな影響を与えています。要因として、世界人口の増加や新興国の経済発展による需要増、原油価格の値上げ、円安、ウクライナ情勢などの国際問題、中東紛争の余波を受けたスエズ運河、パナマ運河の停滞、肥料原料の輸出検査の厳格化、これは中国からのことでございます。以上の内容が要因となっております。影響としまして、輸入依存度の高い農業生産資材の安定供給が脅かされています。食料安全保障上のリスクが増大している、園芸作などの肥料使用量が多い、農業経営の収益性が低下しているなどに影響しているようです。

そこで、農業資材、肥料、飼料、燃料等の高騰に対する支援策の現状につきまして、お伺いします。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 令和6年度現在の直近で、この農業分野での支援については行っておりませんが、過去、令和4年度、令和5年度に新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等々の国の経済対策の交付金を財源に支援金として交付しております。いくつか申し上げますと、まず1つに、令和4年度水稻栽培継続支援金、これは米価の下落の影響を受けた水稻作付農家に支援を行うというもので、10アール当たり3,500円。2つ目にこれも令和4年度ですが、高収益作物栽培支援補助金、これは高収益の野菜等の生産で農業資材等の購入に対して支援を行うというものでございまして、上限50万円というところで支援をしたところでございます。3つ目に農林業原油価格等高騰緊急経済対策事業支援金、これが原油価格等の高騰を受ける農林業者に支援金を行ったというもので、これは令和3年度分の確定申告、動力光熱費と燃料費の15パーセントに対して支援をしたということでございます。あと令和5年度になりますとこれも、第2弾ということで先ほど申しました、燃油高騰の方ですね。これも動力光熱費と肥料費の15パーセントを支援金として交付したものでございます。畜産関係申し上げますと、これも令和4年度、令和5年度、これは6年度に繰り越したわけなんですけど、これも新型コロナの長期化で配合飼料等の価格の高騰の影響を受ける、畜産農家に交付したというところであります。もう1つは、幸野溝土地改良区の揚水ポンプの動力の電気代の高騰分に対しても補助を行っております。以上です。

**4番（遠坂道太君）** 今課長からですね現状につきまして、お伺いしたわけですが、非常にさっきもですね、申しましたように、やはり特に肥料の部分が高騰するというのは非常に目に見えております。先ほども色々ほかの議員さんとも話をしながら、肥料が非常にJAさんは幾らのあるホームセンターは幾らなのという話でまして、やはり非常に今の農家に圧迫感をかけているのが、今肥料が、ではなかろうか、やはり一番大事なところであり、こういう基になる部分をですね、必要じゃないかというふう

には思ってるところでございます。そこです、他の管内のですね、市町村においてはどのような対応がとっておられたのかそれについて、わかればお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 全ての町村を調査はしておりませんが、あさぎり町が施設園芸燃油価格高騰対策支援事業というものを、令和6年度の補正予算で実施してお聞きしております。内容につきましては、トマト、花き、イチゴなどのハウス暖房に使用するボイラー、燃料ですね、これについての補助でございます。これも国の物価価格物価高騰対策の重点支援地方創生臨時交付金を財源とした支援ということでお聞きしております。

**4番（遠坂道太君）** 今課長から、あさぎりの件についてやっぱり答弁があったわけですけれども、肥料関係については、ほかは特になかったでしょうかね。その辺につきましてお尋ねしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 肥料については、まず先ほど申しましたように、全町村調査を行ったわけではございませんで、その付近の定かな情報は聞いてございません。

**4番（遠坂道太君）** はい。時間があれば調べていただきたいと、やはりこの1つの資料としての形としては、執行部としては持っていたらというふうには思ってるところでございます。他にですねやはり高騰対策関連で、国とか県からもですね、関連した事業ですね、があったとは思いますが、そこで国県の関連の事業に、分かれば、お伺いしたいというふうに思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 先日、2月の後半だったと思いますが、九州農政局のご担当者の方と国の令和6年度の補正、また、令和7年度の国の予算メニューのほうの説明を受けたところでございます。この中で施設園芸と燃料価格高騰対策というものがございまして、主に省エネ効果の高い資材、またはヒートポンプといったハウス関係使う暖房機の省エネ機器の導入、そういったものを計画的にですね、省エネ化を進める取り組む産地を対象に農業者と基金を設けまして、いわゆるセーフティネットの対策で価格高騰が基準を超えた場合に、補填するメニューなど、そういったものや、金融支援対策、そういったものの支援、飼料対策を含め、幾つかメニューがあるようでございます。では県のメニューのほうでございまして、生産資材価格高騰緊急対策事業、これは肥料やビニール等の生産資材への支援事業があるようでございます。国県の事業活用された、本町農業者はいなかったと思いますが、今後これから活用される方はいるかもしれない。また、飼料価格高騰対策等々については、県酪連、県畜連といった、団体が事業主体として取り組まれるメニューもございましてそういったものを活用されるか、活用されていくのかなと思っております。

4番(遠坂道太君) 国も県のほうもですね、色々高騰対策、対策事業というのはございますと思いますけれども、やはり農家が、生産者がですね、やはり飛びつきやすい、またこれを使って、栽培等にもですね、使えるようなメニューもあるかと思えますけれども、そういうあたりのほうもですね、調査をして、いろんな形で情報をですね、繋げていただければというふうに思っているところでございます。

現在非常にですね、農業を取り巻く環境は複雑でございます。先ほど一般質問の冒頭にも申しましたように米価格は昨年後半に供給量が減少のために価格が前年の1.5から2倍近くなり、価格が高騰し現在も上昇している状況です。政府より流通改善のために、21万トンを買戻し、戻し条件つきで売り渡しが行われます。売り渡しが実施された流通量の増加が始まれば、米価が下がる可能性は十分に考えられます。家計や飲食店の助け船となる面もあります。生産者にとっては逆になるんじゃないかなろうかというふうに思っているところでございます。そもそも生産に要する資材や燃料、肥料が値上がってる状態でございます。今回の米価情勢でも、手取り増に繋がっているとは言えないんじゃないかなろうかというふうに思っている生産者も多いようでございます。現在農家が町に求めているのは、目に見える支援じゃないかと、非常に思ってるんで、思っております。

そこで農業資材、燃料等に対する支援をですね、再度町単独で行う考えはないか、伺います。

農林振興課長(高橋 誠君) 現在、農業分野に限ってではなく、林業、商工業、そういった分野そしてですね、一般家庭の生活必需品や食品、そういったものも、あらゆる分野で物価が下がる心配がない、高騰したまま、いわば常態化してきたように感じます。現在農畜産物の販売価格を向上させ、今米の価格上がっておりますけれども、農業、逆にですね、農業生産に係る経費で経費をそれから取り戻そうとする国の政策的な動きなどですね情報をとりながら、本町の農業、生産方法、販売、流通ルート、そういったものを、JA関係団体、等々と物価高騰に対応できる根本的な改善策をそれが何なのかを協議していく必要があるかとも考えております。今後さらに、さらに急激な農業資材価格や燃料高騰があった場合、それに対する、国の臨時的な支援交付金等々が再び、発動されるのであれば、十分な交付金が確保されるようであれば、次の支援金制度の実施も検討したいと、していければと考えております。

4番(遠坂道太君) はい課長から、やはり1つは、農業だけの問題ではないというふうに私も思って持ってるんですけども、やはり食を担う、やはり作っていくというのはやっぱり農家であるし、またそれを補っていくためにもですね、そういう資材等についてのですね、ことがあれば高騰になってる以上は、できる範囲はですね、町のほうでもやっぱりちゅうか、支援をですね、するべきじゃないかというふうに私は思っているところでございます。1つは、財源が1つというな形が、町長に言わせば、そういうふ

うに言うかもしれませんが、まずそれについては後で町長にお尋ねをしたいと思いません。一応この支援策についてはですね、今後ずっとまた、続けて、いろんな面でまた質疑をさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2の農業振興を図るために、ぴかまるの栽培に取り組んでいるが、産地化を目指すために、面積拡大を図っていく考えはないかについて伺います。湯前町の作物の動向を見ますと、戦後は水稲プラス麦の作成が中心となっていました。昭和50年代よりメロンの栽培が導入され、また60年代には、秋のアールスメロンも導入されましたが、台風の被害を受け面積が減少。春メロンについては、平成の前半に大雪のために、ハウスの倒壊等で作付けを断念するのかが多くなり、面積もですね、減少となりました。その後はイチゴ栽培、きゅうり栽培、なす栽培が普及しましたが、町の特産品とは言えないんじゃないかなったのでしょうか。今日の作付け動向は、JA指導型の作物であります。そこで、町として、農家に対して、作物の振興に図れた作物があるのであれば伺います。

**農林振興課長(高橋 誠君)** 平成28年度、平成29年度、平成30年度のこの3年間、農業経営振興補助金という町単独の補助金制度を設けて実施した経緯がございます。目的は、農業振興及び担い手の育成、農業生産活動など、農業経営の振興に繋がる取り組みへの支援があったようです。支援金はですね個人は経費の2分の1団体は3分の1というふうなことに対する補助金でございましたけども、内容は振興作物の種子代の補助、また、農家個人で団体でといたしますか、経営研修の補助金であったということがございます。これはですね振興作物につきましては、上球磨農業振興協議会、これはJAさんも入っている組織協議会でございますけども、その中で振興作物とされた品目の中で町が取り上げたものでございますけども、失礼しました。平成28年度については、オクラ、茎わさびですか、とブロッコリーと、平成29年度につきましては、オクラ、ブロッコリー、ズッキーニ、甘長唐辛子、かぼちゃ、くり、平成30年度は今言ったものに追加しましてブドウを振興作物として取り入れておりました。

**4番(遠坂道太君)** 今課長から、平成の28年、29年、30年ですね、取り組まれた話をされたわけですけども、これは農協との話し合いで振興作物を決定したというような形を、じゃなからうかと、今現在生き残ってっていうか、残ってるのオクラ、それから甘長ですね。ハウス栽培も一部あったわけですが、もうこれもう2年ばかりで消えたような私の感じがしてるところでございます。やはりそういう振興作物を作っていくということであれば何を目的に持っていくのか、そしてどのような産地を作っていくのか、そしてやはり、どのようにして販売していくのか、その辺も踏まえた形での取り組みが足らなかったんじゃないかならうかというふうに私は思います。やはり、産地づくりっていうのはやはりその辺も部分的に分析をしながらやっていくのが産地づくりでございます。

やはり今後、今からですね、行政指導型という形ですね、ことが、今後は言えてくるんじゃないかなと言えます。JAさんもですね、令和8年度に合併するような話もありましたけども、これも一応今回できないようになりました。先が見えない状態でございます。やはりこういうふうな状態になってきますと、やはり大きいJAさんが大きくなればなるほど、サービス部門というのは落ち込みます。そうしますとやはり指導部門ができなくなるというふうになってきますので、そしてやはり振興作物あたりもですね、やはり行政で取り組んだ中でまた行政が指導できる形をしながら、販売もずっと行政がやっていくということを経後の形として、考えていただければというふうに思っているところでございます。そこでこのぴかまるですね、現状について、まず伺いたいというふうに思っているところでございます。

**農林振興課長（高橋 誠君）** このぴかまるの試験栽培については、九州で安定して栽培できる特性のすぐれた低アミロース米としての特徴のある品種として、湯前町で、これが産地化またはブランド化ができる米の品種なのかどうか、その可能性を確認するための試験栽培を行ったところでございます。令和2年度に4件の生産者の皆さんに協力をいただいて、1.04ヘクタールの圃場で開始しまして、令和3年度、令和4年度、この3か年の試験栽培を行ってきてございます。その間、面積の増がございまして、令和4年度は、4件の生産者そのままですが、面積は2.66ヘクタール。試験栽培は、という形は終了しています。さらに現在の状況ですけども、令和6年度産で申しますと、4件の生産者は変わりませんが、面積のみ、2.96ヘクタールまで増えたところでございます。

**4番（遠坂道太君）** 試験を3年間されて、そこでですね、結果なり、どうであったかという、私もずっと質問をしながら、質疑をしながら、皆さんにお尋ねをしてきたんですけども、そこで結果もほとんど報告がないし、また栽培基準等のどういうふうな形で作って統一化をしたのか、そういう話も全くなかった状態でございます。そういう形でも取り組んだということは、まず産地化もブランド化もできないという私は判断をします。いやちゃんとした形で最初から取り組みっていうのをしっかりやって欲しかったというのが1つでございますので、そこで色々また面積もですね、伸びてない、ほかのですね普及がされてない、それはいろんな状況があったかもしれません。話を聞きますと、種子の確保ができなかったと、とかそういう話も聞いてはおるんですが、種子の確保できないと、お隣ののびるさんあたりもですね、同じようにこのぴかまるを作って、昨年度日本一の称号もですね、ぴかまるでとっておられます。やはり、そういった形もとれたわけです。お互いの種子の交換ができるわけです。そういった形で産地化を目指すのであればそういう方向を考えて、ほかにもですね、栽培させていくという形もとれなかったのではなかろうか、取れなかったのか、それについて伺いたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** まず、このぴかまるの試験栽培を3年間行った結果につきまして、成果と言いますかお答えします。令和4年度にまでに3年間の試験栽培を終了しまして、令和5年度に、球磨地域振興局の農業普及振興課に試験結果の分析を依頼しまして、報告書としてまとめていただいたところでございます。これについてはぴかまるについては、ヒノヒカリに比べ、収穫量が10パーセント多く、食味は同等以上。ご飯にしたときの粘りが強い特性があると、令和4年のぴかまるの試験栽培における平均収量についてですが、10アール当たり550キロ、これ9.2俵でございます。本町です、生産数量目標。当時493キロ、8.2俵でしたので、それを上回ったという評価でございます。またぴかまるにつきましては、ヒノヒカリに比べ、食味や地域の平均反収が優れることから、適用性は良好であったと。ヒノヒカリに代わる代替品種として有望であるという分析がされておりまして、調査報告書という形でいただいております。試験栽培に協力していただいた生産者の方からは、ヒノヒカリの栽培。肥培管理とは大きく変わらない。また、対暑性もあるのではないかとというご意見をいただいております。面積の拡大につきましては、試験栽培であったということで、出荷業者が1社と決められた中での試験、また現在においてもその1社に対する出荷、粳種についても、その1社からもらっている。限られた種子を使つての生産ということで、今後、そういった面いくつかクリアしていく課題解決に向けた協議も行っていく必要があるかと思っております。

**4番（遠坂道太君）** 今評価についてはですね、例えば今、初めて私も聞いたわけでございます。そういうのも早めにですね、報告あって欲しかったなというふうには思います。やはりいい品種であるということは間違いございませんので、JAで扱って頂く皆さんの輝きと同等の品種でございますので、やはり間違えないような品質ということで、取り組んでいければというふうには思っているところでございます。そこでですねあれ、今まで県内の大学とコラボしながら、いろんな商品の開発をされているというようなことではございますが。どのような商品を作られてどのような形で、今後どのような形で進めていかれるかそれにつきまして、ご説明、お願いしたいと思っております。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 過去、尚絅大学の学生の皆様に、奥球磨地方の郷土料理。骨かじりをアレンジメニュー開発を企画サイドで取り組んでおりまして、その延長と申しますか、その中でぴかまるを使った料理レシピのアイデアを出していただく取り組みであったと思っております。商品開発ということではなくて、料理メニューといった取り組み、具体的にはライスバーガー、タケノコ、炊き込みおにぎりといったアレンジおにぎりですね、そういった試作と試食会を行ったという内容でございます。あくまでも学生の教育の場ということ、フィールドワークとしての取り組みであったと認識しておりまして、現在はその活動は行ってございません。

4番(遠坂道太君) そういう、今課長から尚絅大学と、料理を作ったの話でございます。それが湯楽里あたりでの普及されているのかそれについて、料理がですね、湯楽里あたりで出されているのか、それにつきまして伺います。

農林振興課長(高橋 誠君) 骨かじり等々は、湯楽里のほうで使われてると思います。ただこのぴかまるを使ったおにぎりというものは私の知ってる限りはなかったように思います。

4番(遠坂道太君) せっかく、お互いに作ったのを考えてですね、メニューがあればですね、湯楽里でも使えるようにして、湯楽里の取締役会あたりも提案されてもいいんじゃないだろうかというふうには思います。そこでですね、今後の動きになりますけれどもですね、1つ課長にここに聞きたいのは、このぴかまるをですね、何の目的で産地化をしていくのかそれにつきましてちょっと難しいかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

農林振興課長(高橋 誠君) 先ほど申しましたように、このぴかまるという品種。米の出荷業者との協議の中で、始まった試験栽培から始まったところでございます。先ほど申しましたように、このブランド化ができるかどうか、その確認を試験栽培のほうで行ったというところでございます。拡大につきましては、面積の拡大につきましてはやはり粳種の確保、生産性の確保、そういったものが担保されないとこの品種大きく、生産者を募ることもできませんし、面積を拡大することもできないというふうなところが今課題になっております。心配の種になっているということでございます。ぴかまるの種につきましては、その1社のほうから今手配していただいといるところですが、JAさん等々の関係お話も聞いておりますけども、JAから取り寄せることは可能かと思うんですが、その確保状況と伺いますか、在庫状況は確認しないと、不明なところとお聞きしておりますし、取り扱っているとしても、県内であるのか、県外から取り寄せる場合もあるのかなというふうなお答えをいただいております。その場合、今、買っている、購入している粳種よりも高くなる可能性もありますということでございます。また種苗法につきましてかなり厳しい制約もかかっていくと、かかってくるということもお聞きしておりますので難しい課題が残っております。今現在作っているヒノヒカリ、JAさんで取り扱ってですね、くまさんの輝き等々を、JAさんも取り組んでいただけるこのぴかまるのですね、JAについても、取り扱っていただけるようであれば、面積も拡大。湯前町だけでなくですね、広がってくるかと思っておりますが、まだそういった話も、JAさんとも何も話しておりませんので、この面積の拡大については、まだまだ時間を要するところかなと思っております。

4番(遠坂道太君) 課長、私が聞く前に、聞くことを話をされましたので、ちょっとですねその質問の仕方とか考えなければいけないかなと思ひまして、るんですが、目

的を最初お尋ねしたんですよね。だから目的は、ブランド化ができないかということが1つの目的の考えを、した考えられたということでご理解してよろしいでしょうか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** ぴかまるにつきましてはブランド化というよりも、この品種がこの地で、本町で本当につくれるのかどうか、この地に、湯前の農地で、他の品種と同等レベル、同等以上、そういったものが確認できるかということから始まった試験栽培。生産者への理解、試験に、ご協力していただく方々への、試験栽培の協力といったところから始まったということでございます。

**4番（遠坂道太君）** まだするんだったら、また試験のような形のような回答にしか私聞こえないんですよね。だからブランド化を目的にしたのかそういうあたりがはっきりしたらよかったなと思います。この品種は中間品種でございますので、ヒノヒカリより約1週間ほど、収穫が遅れるという品種です。そして同等的にもやはり肥料に対して敏感じゃありません。これは非常に鈍感の品種でございますので、そして、倒伏もしにくいという品種でございます。やはりこうした品種があったわけですので、私もあきたこまちを家で作ったことあるんですよね。その方も同等として、この地でも合う品種として栽培し、食味も非常によかった、やっぱり持ってきてもおいしい、だから北海道で作った品種は、私も作りましたけども、まず合わなかったというのがあります。そういった品種の関係もありますので、これは間違いなくこの品種でよかった、だから、ブランド化進めますよとかですね、そういった言葉が欲しかったところでございます。そして面積もですね、まだはっきりしない、もう種子の確保が難しいということが、はっきりと言われてるんじゃないかなろうかということにもここで私は感じてるところでございます。今後もですね、こういった新しい品種を持っていく場合、やはりある程度もやはり、どうであるか、ちゅうのは早めに解決しながら、試験と普及というのは、そういった形で取り組みをですね、考えていただきたいというふうに思っているところでございます。後で町長の考えにつきまして、お伺いをしたいと思います。

次の質問に移ります。要旨の3の町内の水田における排水不良の圃場、乾田化事業に取り組む考えはないかについて伺います。湯前町の地形は、人吉盆地の東端に当たり、町、東部南部は九州山地の一角を占めております。丘陵な地形であります。総面積48.37平方キロメートルの70パーセントが森林、残りの約30パーセントが平坦部でございます。地形全体が扇状地の特有の地形が多く見られます。中山間地の状況を見ますと、の中では、深田天神地区、京手元町地区あたりですね、排水不良の悪い水田が見かけられるようでございます。そして町に3本の溝が通っております。特に上溝・中溝その一帯がですねやはり排水の悪い圃場があるんじゃないかなろうかと思えますし、昔ここは原野だったということで、私も聞いております。私の田んぼもですね、高見住宅に広い部分があるんですが、そこも松林だったというふうに私は聞いております。そこを開いて、

やっておりますので、本当の自然、柵があったもんですから、そのあたりが深田あたりになって排水が悪くなってるようでございますし、またその昭和 40 年代から 50 年にかけて、基盤整備を行われたわけですけれども、その中でもやはり、やはりその当時の工事のやり方、もう水があってもその水を排水のなんですかね、排水溝ですね、セメントのまま埋めて、そのまま残した形です。ありましたので、やはり、入るところが、色々排水があるところもあったというふうに私は、思っていて感じしております。そこで町です、乾田化状況につきまして、お伺いしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 営農に大きく支障になっているような、排水が不良なといいますか、そういった農地があるかどうか、営農座談会の場などで集落に出向いた協議の場では、具体的に困っているという話は、把握していないところでございます。過去平成 25 年度には、第 1 湯前地区、深田のところですけども、国県の経営体育成基盤整備事業の方で、中山間地域等直接支払交付金制度の深田集落のほうでの面積と申しますか、そのほうの事業で、用水路改修工事に合わせて、暗渠排水工に取り組んだ事業実績がございます。

**4 番（遠坂道太君）** 課長より状況につきまして答弁いただきましたけれども、現在、深田、向こうの普通深田地区と申しますけれども、この天神っていうのもあるんですね。深田天神地区って、これは町長もご存じかと思っておりますけれども。その時強制排水がですね整備されて、圃場の乾きが良くなったってことは非常に明確にですね、出ております。それとやっぱりできてきますので、その辺をですね、踏まえた形で今後ともやっていただければと思っておりますし、またこのような排水対策の事業がですね、国、県にもあるかと思っております。関連する事業についてお伺いをしたいというふうに思っておりますのでございます。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 国の事業、県の事業ありますけれども、まず国の事業につきましては、団体営農業農村整備事業と申しまして、農地耕作条件改善型の事業がございます。農地の区画拡大、汎用化などの基盤整備でございます。用排水施設、区画整理、農作業道の整備、また暗渠排水も整備できる事業でございます。また県の事業であれば、農業農村整備推進交付金事業がございます。熊本県の農業の持続的発展ということで市町村、土地改良区が実施する、農地や農業水利施設、そういったものを農業生産基盤整備に対する支援金事業でございます。その中で、特認事業等も設けてありまして、中山間地域にあっては、区画整理、暗渠排水も対象となる事業でございます。いずれも受益者負担という農家負担が必要となる事業でございます。

**4 番（遠坂道太君）** はい、今課長から国と県の事件を全てご説明いただきましたけれども、担当課としては、どのような事業が、もし進めるのであれば、事業に取り組んで、行きたいというふうに思っているのかについてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 先ほど、国の事業を県の事業申しました。この中で、やはり国の事業につきましては、国 50 パーセント、県 14 パーセント、市町村 21 パーセントというふうな、高い補助率になりますので、まずはこの国の事業が取り組むとすれば、活用するとすればこれかなと思っております。

**4 番（遠坂道太君）** はい、これ事業主体は、そういう受益者になるだろうと思います。言ったら、やはり現在中山間地域がですね、あります。そのあたりを利用した形で今後取り組んもし進んだら、進めていかれるのかそれについてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 今申し上げました国の事業ですけれども、総事業費 200 万円以上、また農業者 2 名以上、また、今後地域計画の策定区域であること、この 3 つの条件が出てくるかなと思っております。そういった農地整備、基盤整備ですか、そういったものの地区での話し合い、生産者同士の話し合い、そういったものが具体的に要望が上がってくるならば、その調査からまた始めましてこの国の事業等々に、条件に合うか、のせられるかどうかというのの調査から始まるかと思っております。

**4 番（遠坂道太君）** はい、基盤整備をしなくてはできない事業なのかということでお尋ねしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 同時にするということではなくて区画拡大、用水路等の基盤整備、そういったメニューがいくつかありましてその中に暗渠排水もありますし、農道の整備といったものもメニューとしてございます。

**4 番（遠坂道太君）** ならもう単体での事業ができると、ご理解してよろしいかと思いい、よろしいでしょうかね。では 1 つですね。どこかちょっと、今後ですね、こういった事業を持ってですね、各中山間地域あたりに、排水等の問題もあるし、あります。それから、今現在用水路等はですね、各中山間地で取り組んでおりますけれども、排水路の問題が特にあると思っておりますので、それを含めた形で今後そういった事業をですね、進めていかれるのか、それにつきましてお伺いをしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 極端に水はけが悪いことで作物が作付しにくいであるとか収量が減ることで所得が減る、また農業機械での作業性が悪い、水稻以外の高収益な作物、そういったものの高度な農地の利用ができない、そういった農業生産基盤としての農地の価格が下がるような事案があればということも考えますけれども、まず、総合計画の後期計画の中でも、乾田化による営農、活性化を説明する部分もあります。よって用水路改修や暗渠排水そういったものも、これまで受益者負担分を中産間直接支払制度の集落配分金ですね、そういったものを財源に取り組みが合意できたところは、事業を行ってきたところでございます。そういった地区や集落のご意向ですね、集落の生産者、皆様の合意をもって相談があった場合、申請があった場合といいますが、その対策

を我々も一緒に考えますし、国県の補助事業、先ほど申しました制度を説明しながら、補助事業の採択に該当するかどうか、始めることになろうかと思っております。

**4番（遠坂道太君）** はい、生産者から農家から言ってこなければ話をしないっていうのは私聞き方が悪かったんですが、やはりこういうのもありますよといった形で取り組んでいかれないのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** そういった説明が不足しているようでございますので、来週、営農座談会を2日間かけてやっていきますので、その中でも説明に触れたいと考えております。

**4番（遠坂道太君）** はい今後ともですね、そういった形で生産者の方にやっぱり、情報とも繋ぎながら取り組んでいただければというふうに思っております。最後に町長に伺います。

1つ、農業振興についての要旨の1から3についての町長の考えについて伺いたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 要旨1から3に対しての私の見解ということでございます。

まず要旨1、価格高騰に対する支援の考えというふうなところだったと思いますが、現在物価高騰の影響につきましては農業者のみならず、林業、商工業、建設業、様々な分野で影響を受けております。特に一般世帯がその影響が大きいことはもう議員もご承知のことだというふうに思っております。このことが特に重要なポイントというふうに私は考えております。この分野に力を入れる必要があるというふうに思っております。また今後将来的にも高騰した物価がもと通り下落するという考えは大変難しいのではないかなというふうに思っております。全国的な米価格、野菜価格などの値上がりもあっている中でございます。それ以上に、農業生産に係る経費をいかにコスト削減していくか。営農方法の改善もでございます。また新たな販売方法、販売先、流通ルートなどの模索。補助金等に頼らない農業生産技術の改善という考え方も必要だというふうに思っております。生産者の皆様、行政JA関係団体とも一緒に地域農業を維持継続していく手段を考えていく必要があるものというふうに思っております。引き続き私どもといたしましては地域農業を継続できる支援策を創設されるよう、国県などにも要望を行いながら町村会を通じて行っていきたいというふうに思っております。

それから要旨2でございますけども、ぴかまるの今後についてということでございます。最近の消費者が買い求めるベーカーが高くなったことや、スーパー各店舗で陳列されている米商品が少ない状況。備蓄前の方指数は、消費者目線での政府の対応が、米農家目線での備蓄米方式であるのか、需給バランスと価格安定を期待しております。またそれによる影響が、熊本県本町のぴかまるを含め、ヒノヒカリなど通常前の買い取り価格の動向、価格の高止まりで続いてくれるのか、そうでないのか、令和7年産の状況を

冷静に見る必要があるものというふうに考えます。ぴかまる栽培を見極める判断の年になるのかもしれないというふうに思っております。その判断にも有識者の方々のご意見、それから地域の農家の皆様のご意見、遠坂議員先ほどの質問の中で米づくりに対して非常にいろんな経験をされて、経済連でも営農指導で活躍されたご経験がございますので、ご指導をお願いしていただければというふうに思っております。このため令和7年度のぴかまるの生産者も減少しているということも含めまして、今後のぴかまるの栽培の振興に関する考え方。そして現在、契約栽培ということでございますので、業者様との今後の方針等につきましてもですね、十分検討しながら対応していきたいというふうに思っております。それから最後の乾田化に対する考えということでございますけども、一般的に乾田化することによって、農地の多面的な利用が可能になるということではけが良くなると、田んぼで米以外の作物、麦大豆野菜の栽培がしやすくなる。また土壌の通気性が良くなると大型農業機械での作業性が高くなる。水稻栽培での水の管理が容易になるといったところがございます。さらには施設園芸などの導入も可能になるなど、高収益作物の生産も可能になるということがございます。そしてすでにご存じだと思っておりますけども、農地を将来に繋がる地域計画、目標地図にも関係してくるというふうに思っております。営農しやすい優良農地をいかに担い手に集積していくかということ、農地利用の多様化が図られるということがございます。公共事業において、水はけの悪い条件の農地を乾田化による対策を講ずるには、国県事業、団体営事業の補助事業を活用することが大前提というふうに思っております。いずれも地元受益者負担金が伴います。担い手の集積の条件であったり、今後は地域計画の推進との整合も求められてくることというふうに思われます。また加えまして、中山間地域直接支払交付金の協定集落で事業を実施する場合が主なところがございますけども、その協定集落の中で、乾田化事業に取り組むという合意をしっかりと固められた上で、いろんな形ですね、対応していきたいというふうに思っております。それも行政もですね、それがないと実施地区の調査、国県の補助事業採択の事務作業を進めることができないというふうに思っております。先ほど課長が答弁しましたように来週座談会が2日間ございますので、この中でですね、しっかりと説明しながら対応していきたいと思っておりますし、そういうご希望の地区がございましたらば、担当課のほうも職員もですね、協議の場に出向かせるというのは可能でございますので、地区または集落でしっかりと協議をお願いしたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** ただいま、町長より答弁いただきました。ありがとうございました。現在農家が一番望んでることをですね、やはりキャッチしてやるのが一番ではなからうかと思っております。作物の振興を図る何を目的するのかはっきりするべきじゃないかと思っております。また、将来に向けて、農地は農地として残される状態にするべきじゃないでし

ようか。今後、将来に向けての農業を目指し、未来ある湯前町の農業振興策に取り組まれることを期待しまして一つ、農業振興についての質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午後2時03分

再開 午後2時13分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり。会議を開きます。ただいま、農業振興について遠坂議員の質問が終わったところです。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで関連質問を終わります。これで一つ、農業振興について、関連質問を終わります。

次に、一つ、町の知名度向上について、遠坂議員の質問を許します。

**4番（遠坂道太君）** はい、次の質問に移らせていただきます。一つ、町の知名度向上について、要旨1町の知名度向上を図るためにどのような施策を考えているのかについてお伺いします。

まずお伺いしたいのが、知名度が向上することによって、何が町にもたされるか、それをまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 大変失礼しました。知名度の向上を図る、どういのに波及するかということでございます。ちょっと準備しておらずですね、だったんですけれども、知名度向上上がることによってふるさと納税とか交流人口、あと移住者関係の増加に増えるんじゃないかなというところで考えております。

**4番（遠坂道太君）** はい、すみません。いきなり質問事項のですね、内容について以外にちょっと、前もって、一応了解得たつもりでございますので、いたします。1つはやはり町の活性化に課長が言われた部分はなってくるかと思うわけでございます。やはり知名度が上がっていけばそれも活性化が取り組んでいかなければいけないという状態になるんでなかるうかというふうには私は理解をしてるところでございますが、町でもいろんなことについて取り組んでおられるとは思いますが、本日質疑においてある程度用途を絞った形でお伺いしたいと思います。まず、まんが美術館、漫画フェスタ、ふるさと納税、町のホームページについてのお伺いをしたいと思います。現状の取り組みにつきましてお願いします。

**教育課長（浅田 徹君）** 遠坂議員の一般質問、町の知名度向上を図る施策につきまして、現在の取り組みで、課題或いは成果といったご質問かと思っております。教育課からは、まんが美術館に関する事項をご答弁させていただきます。

まず、まんが美術館ですが、平成4年11月の開館で、令和6年度で33年目を迎えているところとなります。常設展・特別展といった展示に関する観覧者数、令和7年1月末時点で累計の17万5,324人です。コロナ禍を含めて平均しますと、年当たり5,300人あまりがご来場されています。これは参考情報ですが観覧料収入が累計です、3,894万2,000円となっております。また、毎年開催している風刺漫画コンテストにつきましては同じく33回目を迎えまして、累計で1万7,620作品の応募があるところ、こちらも平均しますと年当たり534件あまりとなります。

続きまして、近年の取り組みとしまして令和4年度から、地域おこし協力隊2名が着任し、美術館の展示と連動した漫画家のイベント、或いは参加者体験型のイベント、各種媒体を活用した情報発信にも力を入れているところとなります。具体的には、湯前町でのホームページの情報発信、直近3か年で記事が171件となっております。或いは美術館の各種事業活動により、新聞、或いはインターネット等での取り上げの件数も増加しておると感じております。

次に、那須良輔作品を、美術館以外で展示する出前漫画美術館といった取り組みをしておりますけども、東京1会場、熊本県内10か所、人吉球磨管内に2か所の計13会場、263日間開催しております。こちらにつきましては1万1,200人あまりがご来場いただいております。併せまして、令和5年度、6年度は熊本県の補助事業の関係人口創出事業を活用しまして、漫画教室、それからコスプレ体験イベント等を開催し、関係人口の増加を図っているところとなります。

続きまして、協力隊のSNSでの情報発信ですが、アプリケーションのXですね、こちらのフォロワー数が595、ツイートとリツイートを合わせたポストが1,406件、次に、インスタグラムですけども、フォロワー数が1,209件、投稿記述が688件などとなります。また近年は妖怪といったコンテンツを活用し、人吉球磨をはじめとした球磨川流域管内でのスタンプラリー、或いは夏目友人帳関係など、広域での事業にも参加をしているところとなります。

最後に、令和5年度から一般財団法人地域創造の支援を受けて、複数館での漫画に関する共同巡回展を計画し、令和7年度は、国内4か所で巡回展の開催を予定しています。これらの取り組みの意義、目的、手法、或いは費用、効果検証などの課題もありますが、美術館を中核施設としまして、様々な事業活動を行い、那須良輔のさらなる価値づけ、周知等を通じ、漫画の町の湯前を柱としまして、湯前町の知名度向上を図っているところとなります。漫画関係、美術館関係は以上です。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 企画観光課のほうで知名度向上についての取り組んでる内容でございます。

まず、11月に開催します漫画フェスタでございます。昨年開催しましたフェスタにおきましては県内外から6,000人ということで、多くの方が来場いただきました。ほかの地域ではない特色のある漫画イベントが開催できたのではないかと感じております。これも長年、漫画のまちづくりを進めてきた成果だと思われまます。またそれに関連しまして約1か月間ですね、コスプレで業務にあたる「コスプレdeお仕事」ということを町内事業者、事業所、他に町職員ですね、の協力のおかげをもちまして実施をしております。これにつきましてもテレビや新聞などのマスコミに取り上げられ、大きな反響を得られたのも知名度の向上に繋がったのではないかと感じております。

続いて、スポーツイベントでございます。スポーツイベントにつきましては、自転車競技大会ツアーをツアー・オブ・九州の湯前ステージを開催しております。ジュニア競技者の育成基盤の1つとして開催をし、サイクルスポーツ、さらなる普及・発展に繋がったのではないかと感じております。この大会を通じて、本町の知名度向上が繋がったのではないのでしょうか。次に、奥球磨駅伝大会でございます。この大会は多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町の4町村で共同で行う大会でございますけれども、男子駅伝高校の強豪校、また実業団が参加する大会でございます。関係者のほかに駅伝ファンが本町を含む奥球磨知るきっかけになったのではないかと感じております。

また、ふるさと納税でございます。制度開始以来ふるさと納税の返礼品を紹介するポータルサイト、令和4年度まで3社でございましたけれども、令和6年度からは7社に増やしております。その結果、令和6年度は1億円を超える納税額がきております。この点についても湯前町の知名度を上げる、向上となったのではないかと感じております。

あと、各種協議会でございます。湯前町、多良木町、水上が構成します、奥球磨広域連携推進協議会。また八代市泉村や宮崎県椎葉村、西米良村、奥球磨3町村から構成します、九州中央産地観光推進協議会というものがございますけれども、こういった協議会におきましては、井ぶりフェアや周遊のスタンプラリーなどを行っております。こういうのも本町の知名度向上に繋がったのではないかと感じております。

**総務課長（西村洋一君）** 総務課からは、お尋ねのホームページについてお答えさせていただきます。町の情報発信の手段の1つとしてホームページを開設しております。町のホームページの目的は、1番目に、町民への情報発信。2番目に、公共サービスのご案内。3番目に、町民とのコミュニケーション。4番目に、災害等の緊急情報の発信。5番目に、観光、イベント、移住情報等の発信となります。町の知名度向上といいますが湯前町をご存じない方に湯前町を知っていただくという理解で申し上げますと、ホームページを開設しただけでは、湯前町をご存じでない方が湯前町のページに辿り着くということはないと考えております。そのような状況で、いかに湯前町のホームページにたどり着いていただくかが課題であると考えております。それでは、湯前町を全く知ら

ない人がどうやって湯前町のホームページにたどり着くかと考えますと、例えば、先ほど教育課からありました、夏目友人帳ファンの方が、「夏目友人帳 声優 イベント」等のワードで検索された方が、たまたま湯前町のホームページにたどり着いた。また、企画振興課のほうからありましたように、湯楽里などのキャンプが好きな方が「キャンプ場 温泉つき フリーサイト」等で検索された方が、たまたま湯楽里のホームページ等にたどり着きまして色々町のことを知ってということになります。よってホームページによって町の知名度を上げるには、町外の方が興味のある観光情報、イベント情報等をいかに数多く掲載することが必要であると考えております。多くの方が湯前町のホームページにたどり着きますように、情報の充実と、その情報の更新をために頻繁にしていかなければならないと総務課のほうで考えております。それと町では、やはりホームページの充実は重要と考えておまして、新しいホームページを更新し、更新というか新しいホームページにして、今運用しておるわけですが、令和2年度の閲覧回数が年間で約110万回ございました。それが年々伸びておまして、令和6年度は、2月末現在で、440万回と、ここ5年間で4倍以上閲覧数が増えております。要因は、夏目友人帳特別展の開催とか、ツアー・オブ・九州また奥球磨駅伝など、全国的にファンが多いイベントが本町で繰り広げられたことが、その閲覧数の伸びの理由だと考えております。この数だけ見ますと、ホームページにつきましては、知名度向上に繋がっていると認識しておるところでございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** 今、例えば各担当課長からご説明いただきました。現在取り組んでおられる分についても、町の経済の活性化と知名度向上に繋がっていると私も思っております。色々この中でやっぱりこう課題等もございしますが、今後先ほども課長のほうもですね、申し上げられたようでございますけども、これを踏まえた形で今後とも、今の私申し上げました、まんが美術館、漫画フェスタ、ふるさと納税町のホームページについてもですね、やはり、特にホームページについてはインパクトあるですね、いろんなホームページ等を考えて欲しいし、また漫画フェスタについてもですね、やはり湯前町という本当にやはり住民一体となった、やはりなんすかね、コスプレあたりもですね、町民の方も参加していただいて、この形がとれれば、もっと最高な形が、じゃなかるうかと思えますし、まんが美術館につきましては、私も前から言っておりますように、やはり、観覧された方も中に入って、漫画の中に入って体験できるというような場面もですね、今後考えて作られていただければ、漫画のまち湯前というのがまだまだ知名度もですね大きくなっていくんじゃないかというふうに思っておるところでございます。そういった形で、そういった課題等もですね、解決をしながら、経済、活性化と知名度向上につながれば、幸いかと思います。

最後に町長に伺います。町長も2期目の半ばに来ております。1期目はコロナ、豪雨災害などがありましたけれども、そのときトップセールスを行うことがあまりできなかったというふうに私も思っているところがございます。町長も2期目の半ばです。1期目から考えておられた町のPRに取り組むべきじゃないでしょうか。お隣の水上村は箱根駅伝で活躍される大学とコラボして、全国的に水上村のPRを行っておられます。PR費が1であれば、1が何十倍というふうに返ってきているような状況でございます。良い結果が隣にあるわけでございます。真似してもいいとは思いますが、いいところは真似しましょう。私も議会広報の担当をしますが、言われたことは、全国の方から言われましたけど、いいところは真似しましょうと。やはり、そういった方が、いいところを真似して取り組んでいただければと思います。そこで20年前から今まで合宿にこられておられる大学もあります。町のPRに活用する考えはあるのか伺いたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 20年前から湯前町で合宿を行っている大学ということで、これを活用してPRができないかというご質問でございました。大学とのですね、連携強化ってというのはまず考えられるんじゃないかなというふうに思っております。加えてですね、大学部の運動部などとスポンサー契約を結ぶということでスポンサー料を支払うということになります。その中身については、まだ詳しく私もよく調べていないのであれなんですけども、例えば、ユニフォーム等に湯前町のロゴマークを入れてもらうということだというふうに思っているところがございます。ですから競技によってはですね、大会ユニフォームにスポンサーロゴが入れるかどうか、それぞれの多分規定が違うというふうに思っておりますんで、その確認を行うということも必要だというふうに思っておりますし、本町にとって有効なものであるかという確認もしたいというふうに思っております。スポンサー契約をすることが目的ではなくてですね、どのような効果がえられるのか、お互いがお互いのメリット、お互いがウィンウィンと言うふうなことです。位置付けられることによって、当然相手さんと、その金額が決まってくるものというふうに思っておりますんで、この件について、検討していきたいというふうに思っているところがございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** はい、今町長から答弁聞きましたけれども、色々入ったらね普通の練習着にこういうロゴあたり入れてできるというような話はわかっているんですけど、入ったですね、道着あたりにつきましては、私も監督と話したときは、今からの協議でもしかしたらできるかもしれませんというような形は言われましたので、期待をしていきたいというふうに思っているところがございます。町長もそういった私と同じような考えを持っておるということで、ご理解をしていきたいと思っております。最後ですね、町の知名度を図るために町長どのような今後施策をですね、考えていかれるのか、それについてお伺いしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 先ほど課長から3人の課長から答弁がなされておるんで重複するかもしれませんが、当然遠坂議員がおっしゃっているような町のPRを行うこと、これは人口減少が進む本町にとってはですね、何よりもこの町の魅力を知っていただくと、このことによって交流人口を増やす、地域活性化という点が極めて重要であるというふうに思っております。これまでも代表的なものといまして、漫画の町づくり、スポーツイベントの開催の誘致企業の森活動、それからゆるキャラゆっくんの活動、ふるさと納税の返礼としての農産物や特産品の開発などについて、ホームページや新聞、雑誌、広告等も活用しながらPRに努めてきたところでございます。当然引き続き町のPRは重要だというふうに思っておりますし、そしてまた民間の活力も利用したいというふうにも思っております。今後より効果的な手法や新たな手法等も検討しながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** はい、ただいま町長に答弁をいただきました。1つ、私調べた資料がございますけれども、これやはり地域の活性化というふうに魅力発信をすれば、地域の活性化に繋がるようなことになってくると思いますが、そこで若い世代がですね、移住が増えた市町村ランキング500ってというのが全国的に出しておられます。その中で、人吉球磨管内を見ますと128位に五木村。241位に錦町。243位に山江村。261位にあさぎり町。うちの湯前は、500番以降というような形でしか出てなかったんですからそれ以上はわかりませんでした。そういった形もいえると思います。やはり、活性化ちゅう先ほども申しましたように、活性化事業を図っていくことになれば、いろんなやはり取り組みも出てくると思います。その中で、知名度の向上にも繋がってくるというふうに思っております。またその大学が湯前町の名前をつけて、町のPRをしていければ幸いですし、それがふるさと納税にそれがあればいいのではないかと思います。今後、町長としての2期目の残された期間を十分発揮されることを期待しまして、一つ、町の知名度向上についての質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、町の知名度向上について、遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 関連質問ないようですので、これで一つ、町の知名度向上についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 次に、一つ、2060年の人口ビジョンについて、椎葉議員の質問を許します。

**5番（椎葉弘樹君）** 5番議員の椎葉です。質問事項1、2060年の人口ビジョンについて、一般質問を行います。

地方創生が始まってから早いもので10年が経過しました。現在、第6次総合計画後期が進行中であり、令和7年度から第3期総合戦略が始まります。町長におかれましては2期目の後半戦に突入するところです。このタイミングを1つの節目と捉えまして、総合計画と総合戦略の進捗状況や評価指標などを確認させていただきます。なお、本一般質問では、国立社会保障人口問題研究所を社人研。社人研推計人口を社人研人口。将来展望推計人口を将来展望人口と略して使用します。

要旨の1、第3期総合戦略で目指す人口目標は、2,000人を維持する考えはないかについてお尋ねします。第1期総合戦略では、2060年、私が90歳ぐらいの時ですが、その時の将来展望人口が2,000人を割らないこととされています。そこで担当課のほうにお尋ねします。

第1期から第2期の総合戦略における2060年の将来展望人口の推移をお示しいただきたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 第1期から第2期の総合戦略における2060年の将来展望人口でございますけれども、平成27年度策定しました、第1期では2,148人、第2期では1,627人と521人の減となっております。

**5番（椎葉弘樹君）** 第2期においては、まさに521人の大幅な下方修正がされているところでございます。それでは引き続き、担当課のほうにお尋ねします。

この第1期から第2期の総合戦略で、この大幅に下方修正した理由について、お尋ねします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 下方修正した理由でございますけれども、人口ビジョンの見直しにつきましては、平成27年と令和2年の時点で社会経済環境の変化や人口動態の予測が下方修正されたもので、特に社人研の人口推計においても、これまでのデータやトレンドを踏まえまして下方修正をされているところでございます。本町におきましても、第1期の総合戦略時は経済成長や出生率の回復が期待され、人口予測を行ってございましたけれども、実際には、少子高齢化の進行や地域間の人口移動の影響が顕著に現れまして、予測を大きく下回ることとなり、本町においても社人研の数値を基に下方修正したものです。

**5番（椎葉弘樹君）** まさに社人研の人口に合わせて下方修正したということは、ある程度想定できるところでございます。第3期総合戦略では、第2期まで示されていた2060年の人口ビジョンが示されておりません。これもおそらく社人研の人口動態に合わせて、社人研が出していないから2050年までにされたのではないかと推察しているところでございます。ただ将来展望人口においては、社人研人口に合わせて設定していると

ということが、私はここが課題だと思ってまして、問題だと思っておりまして、目標が下がったり、或いは2060年のデータが無くなったりしたことを受けて、本町の展望する人口を変えていくというのはいかがなものなのかなといったところを問題点として指摘しておきたいと思います。

ここで、第2期総合戦略の検証をしてみたいと思います。令和5年度の達成状況は、基本目標1が100パーセント、基本目標2が82.5パーセント、そして、基本目標3が85.2パーセント、これらの平均値を求めますと、令和5年度全体の達成度は80パーセントを超える計算になります。そこで担当課にお尋ねします。

第2期総合戦略の政策達成度はどのような状況でしょうか。分析結果をお示しいただきたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 第2期総合戦略の政策達成でございますけれども、先ほど椎葉議員のほうからそれぞれの目標ごとにお話しされましたけれども、こちらも基本目標ごとにちょっと政策達成度として公表させていただければと思っております。まず基本目標1、力強い産業と仕事創生につきましては、まず認定農業者数について、目標値50人に対しまして51人ということで目標値は超えておりますが、令和4年度から横ばいでありまして、今後も担い手育成の確保に努めていかなければならないと分析をしております。また就業者数につきましては、商工会等の関係機関とともに連携をして就業者の確保に努めていくということで分析をしております。

基本目標2につきましては、誇れる・選ばれるまち創生についてですが、社会増減数は、令和3年度から引き続き減少傾向であります。住宅施策等の推進や転出抑制や転入増加を行いつつやっていかなければならないと分析をしております。また町に住み続けたい割合については、令和5年度のアンケート結果でございます。交通の利便性や買い物の不便さなどで30パーセントということで低い結果でございます。今後も住み続けたいまちを目指して、施策展開をしていかなければならないかなということで分析をしております。

基本目標3でございます。未来を担う若い世代の希望創生では、年少人口率は11.5パーセントの目標を目指しております。出生率の増加を推進するための施策などのほか、新築応援などの住宅施策や結婚支援金といった子育て世代の転入を促す施策をですね、今後していかなければならないと分析をしております。

**5番（椎葉弘樹君）** 先ほど課長から答弁された部分を総括すると、大体、第2期総合戦略というのは、達成度はどのぐらいのパーセンテージになるんでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 担当課のほうで今達成度として数値としますと80パーから85ぐらいは達成してるとは思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** ほぼ想定していた数値が出てきたので安心しました。これが70パーセント以下だとちょっと進捗度はいかがなものかなと思ったもんですから、そこはちょっと安心したところです。2025年、令和7年の将来展望人口は、第1期が3,457人、第2期が3,328人で設定されております。

続けて、担当課にお尋ねしますが、第2期総合戦略の将来展望人口に対して、現在の人口はどのような状況でしょうか。分析状況をお尋ねします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 将来展望人口の分析結果につきましては、第2期総合戦略の令和7年度推計では3,328人と推計をしております。令和7年2月末時点でございますけれども、人口が3,422人ということで、将来展望人口よりも数字的には増えております。しかし、総合戦略の推計人口につきましては、基本的に先ほど申しましたけれども、国勢調査を基に推計されておまして、住民基本台帳との人口との比較となりますので、この付近はちょっと比較が難しいのではないかとこのところ考えているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 参考までに令和2年の住民基本台帳と国勢調査の比較をちょっとやってみたんですけど、大体誤差が130人ほどありました。それを前提にしますと、今3,422人ですので、おそらく国勢調査の結果はその3,300人前後あたりになるのではないかと想定しております。そうした場合、現在は第2期の将来展望人口のまま推移しているものということで、第2期の計画どおりにはなっているところですが、第1期からすると、ちょっと下回ってるっていう数値が出ていると思います。

社人研は、令和5年に地域別将来推計人口を公表されています。最新の社人研人口は2050年で1,809人となり、第1期と第2期の間に位置しているところです。令和2年の総人口を100とした場合、2050年の湯前町の人口指数は49.9です。これは将来の人口が約半分になることを示しております。

担当課にお尋ねします。人吉球磨管内における2050年の人口減少率をどのように考えておられますでしょうか。見解を伺います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 人吉球磨管内における、2050年の人口減少率の見解ということでございますけれども、2050年の社人研の推計値でございますが、2025年では7万4,456人から約36.5パーセント減の4万7,291人となっているところでございます。また本町に比較しますと2025年に3,278人が2050年には約44.8パーセント減の1,809人と推計をしているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 2050年で1,809人ということで、この数値というのは、人吉球磨管内におきましては、人口減少率でいきますと、球磨村・相良村に次いでワースト3位という状況でございます。また上球磨地域におきましても、ワースト1。水上さんよりもちょっと悪いデータが出ているところです。熊本県内では45市町村中38位の人口

減少率となっているところです。私はこの結果に非常な危機感を持っております。第1期総合戦略では、2060年の人口が2,000人を割らない明確な目標がありました。第2期では、将来展望人口を1,572人に設定し、1,600だったかな、ちょっと下げて設定し、第3期では、2060年の将来展望人口は示されておらず、2050年に人口2,000人を維持する目標となっております。担当課にお尋ねします。

もしお手持ちにありましたら、2,000人に設定、その2050年で2,000人に設定した根拠、これについてお尋ねしたいと思います。もしかしたら社人研の人口見合いで設定されたのかなと思ったものですから、その根拠がもしありましたらお尋ねします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今回2060年を2050年ということで前倒して言いますか、した理由としましては、まず近い未来に見据えた実効性のある対策が必要であるという審議委員さんの意見がございました。また具体的な人口増加策を実施するために、より良い現実的な目標設定も重要と考えまして、2050年を主軸として考えておるところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** すいません。質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、2,000人にした根拠がもしお手持ちにありましたらということでお尋ねしたところでした。なかったら結構です。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 大変失礼しました。2050年で2,000人を目標設定したという根拠でございますけれども、やはり、人口減少が進んでる中で、2050年を2,000人という目標値をまず定めて各事業の施策を展開していくということで、今回設定をさせていただいたところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** その2,000人に設定した理由なんですよ。ただ多分、そこはですね、多分社人研の1,800人を見て、大体2,000人ぐらいなんだろうなという算出ではないでしょうか。ちょっとその根拠がもしそういう理由じゃなかったら、ご答弁いただきたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 明確な算定数値っていうのはちょっとございませんけれども、今まで本町が取り組んできた事業の中で、人口減少の緩やかなカーブが現実的に起こってきてるということで、実際に2050年、社人研が公表するのは1,809人となっております。ただ、その部分を今までの減少率を踏まえてですね、施策をすることによって人口が2,000人までに留まるんじゃないかということで今回推計を示しまして、2,000人ということで目標値を定めたところでございます。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午後2時59分

再開 午後3時07分

-----  
**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、一つ、2060年の人口ビジョンについて、椎葉議員の質問の途中です。  
発言を許します。

**5番（椎葉弘樹君）** これは私の個人の2,000人を根拠とするならばというところでは、本町は生産年齢人口が1,400人今現状いらっしゃるんですが、やはり町を持続していくためには、生産年齢人口のところをしっかりと確保していかなくちゃいけない。そうした時に農林商工業の事業者数とかを色々勘案した結果、私の中では800人はですね、ぜひキープしていただきたいという思いがあるんですよ。そこから逆算すると、ほぼ2,000人ぐらいになるもんですから、そういうですね、何か根拠の積み上げというのも大事なのかなとちょっと思ったところです。ただ単に2,000人っていうだけじゃなくて、その2,000人の中でも、特にどの部分をターゲットをあてて積算するっていうか、2,000人の根拠を作っていくのかといったところも視点として大事なのかなというふうに思っているところです。

第1期総合戦略においては、2060年の人口が2,000人を割らないことという部分を目指して、将来展望人口の推移を緩やかな放物線とするグラフが示されておりました。第2期では、人口減少に歯止めをかけるとありましたが、将来展望人口は、ほぼ直線の右肩下がりのグラフが示されております。歯止めがかかっていません。第三期総合戦略も2,000人を維持するとありますが、こちらのグラフも同様に歯止めがかかっていない。右肩下がりの状態です。維持とは、物事を同じままの状態を持続させることであり、歯止めとは、物事の進行を止めることです。そう考えた時に今のグラフっていうのは、社人研人口は直線でもいいんですが、本町の目指す展望的な人口っていうのは、やはりこの第1期で示すような放物線。2,000人で食い止めるという課長の答弁にもありましたが、2,000人で食い止めるグラフにしなくちゃいけないのかなと思っているところです。

そこで担当課にお尋ねします。人口の維持や人口の歯止め、この見解はどのようにお考えでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 人口の維持・歯止めを担当課のほうでどう考えてるかということでございますけれども、やはり様々な施策をしながらですね、人口の減少を取り組んでいくということが大事なかなとっております。先日、国のほうで子どもの数が、出生率が下がっていると、15年早く少子が進んでるという中で、やはり人口減少の曲線をですね、緩やかにやっばやっていくことが、今後の歯止めではないかと思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** まさに今のご答弁のとおりでありまして、歯止め・維持、そういう言葉が使われるのであれば、グラフというのは緩やかな放物線にしていくというの

が本来あるべき姿ではないかと私は考えております。本町は他町村と比較しまして、人口減少率が高い傾向、非常に危機感を持っていると先ほど申し上げましたが、人口目標を引き上げるための政策や施策に取り組む必要が本町としてはあります。課題は、第1期総合戦略の目標を継続すること、要はその放物線のような状態を継続することであり、社人研の人口が下がったからといってそれを下げたり上げたり、そういうのはせずともう町はこの2,000人を維持することを目指すんだという強い目標設定が必要なんだと考えております。そこで町長にお尋ねします。

第3期総合戦略で目指す人口目標は2,000人を維持する。これは本当の意味での2,000人を維持するということで、この放物線のような状態にするということなんですが、この2,000人維持の考え方について答弁を求めたいと思います。

**町長(長谷和人君)** 2,000人を維持するというところでの考え方ということのご質問かというふうに思っております。これまでこの人口減少問題につきましては、各施策を取り組みながらですね、歯止め策を講じてきたところでございました。これまでこの数字とは別でございますけども、施策の効果は、私としては一定程度あったんではなかろうか、人口減少の抑制はできたんじゃないかなというふうに思っております。それと大変今難しいご質問をされておるんですけども、日本に目を向けますと、現在大体1.2億人の日本人がおりまして、これが数値がですね、2060年でしたか、2070年でございますか、8,700万人に減るような予測が実は出てきております。これは本町の場合につきましては、特に顕著にその人口減少が伴ってるというふうなことでの危機感ということでの椎葉議員のご質問だろうというふうに思っておりますけども、私もその点については同様でございます。いかにしてこの数値を鈍化しながらですね、まちづくりを行っていくか、今後ともこの施策をですね、考えながら、新たな取り組みを財源の許す限り対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**5番(椎葉弘樹君)** 町長としては、第3期の総合戦略において、将来本町が目指す人口減少のグラフ、これ2,000人を維持するような形に変えていくという考えはないでしょうか。

**町長(長谷和人君)** 2,000人という目標でございますので、そこに向かって、先ほど言いましたように、各施策を講じながら、緩やかな曲線と言いますか、そこら辺で対応していきたいというふうに思っております。非常にこの2,000人というのは難しい数値ではないか、これもあえて申し上げておきたいというふうに思って、幾らかでも人口の流出を食いとめると、この厳しい状況の中ではございますけども、施策を講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**5番(椎葉弘樹君)** 町長のおっしゃるとおり、社会情勢等も含めると、踏まえますと、2,000人維持というのは非常にハードルの高い目標であるかと思いますが、強気の

人口ビジョンを持っていただきまして、そしてそれに向けた政策・施策を展開していただきたいと思います。

続きまして、質問事項の2、第6次総合計画のまちづくりビジョンについて、質問を行います。

要旨の1、政策や施策の評価指標を明確にして、将来像「マイホームタウン」の達成度を検証する考えはないかについてお尋ねします。

**議長（金子光喜君）** 要旨が違いますので、質問事項が違いますので、まず関連質問を受けつけてからしたいと思います。

一つ、2060年の人口ビジョンについて、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、2060年の人口ビジョンについての関連質問を終わります。

次に、一つ、第6次総合計画のまちづくりビジョンについて、椎葉議員の質問を許します。

**5番（椎葉弘樹君）** 改めまして質問事項に入らせていただきます。要旨の1、政策や施策の評価指標を明確にして、将来像「マイホームタウン」の達成度を検証する考えはないかについてお尋ねします。

第5次総合計画の将来像、いきいきと輝き誇れるまちは、全体の達成度がよくわからないまま第6期がスタートしました。令和3年3月の定例会では、第6次総合計画の将来像「マイホームタウン」の是非を巡り、町長と熱く論戦をしました。第6次総合計画は、賛成多数で可決され、28の政策と58以上の目標、106の施策が設定されているところです。個人的には、ほかの自治体と比べまして、政策と施策の数が多すぎると感じているところですが、これらが達成できれば、マイホームタウンの実現に近づくものと理解しております。そこで担当課にお尋ねいたします。

将来像「マイホームタウン」の現在の達成度を確認したいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 総合計画における達成度ということでございますけれども、第6次総合計画の前期が令和5年度で終了しております。令和6年度から令和9年度までが後期となっております。令和5年度の終了時点で全体的に申しますと、80パーセントぐらいが達成、80パーセントが達成度ということで、こちらのほうでは毎年検証しております部分で報告をさせていただきたいと思います。

**5番（椎葉弘樹君）** 令和6年度の当初予算の質疑において、町長のほうに、富士山に例えると何合目ぐらいでしょうかという質問・質疑をしました。その時は5合目ぐらいとの答弁がありまして、先ほど課長のところで80パーセント、町長の時にはおそらく

ですね、いきなり質疑したもんですから、町長の感動的なご答弁だったと認識しております。したがって、今課長が答弁されました80パーセントというのが、令和6年度時点での進捗状況、達成度でよろしかったですかね。実は令和5年度の政策達成度を見ますと、やはり80パーセントぐらいを私計算しておりました。だからほぼ横ばいなのか、ちょっと上なのかなというぐらいで今8割以上を今達成されているということで認識しました。この将来像の達成度を評価するために、政策目標や施策目標があるわけです。総合計画において、政策目標にKGI（キーゴールインジケーター）、施策目標にKPI（キーパフォーマンスインジケーター）、本町はKPIのほうがよく出てくる名称なんですけど、これらをKGI・KPIを設定している自治体がございます。将来像を実現するために政策があり、政策目標をKGIを達成するために施策があり、施策目標KPIを達成するために事業があるというイメージです。本町の総合戦略も同様の形式で策定されているものと思います。そこで担当にお尋ねします。

総合計画で示されている目標値は、政策目標KGIなのか、それとも施策目標KPIなのか、どちらに該当するかについてお尋ねいたします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 総合計画につきましては、行政運営の総合的な指針となる計画でございますので、ここで掲げる目標値の政策目標につきましてはKGIと考えているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** はい。私もKGIだと思っております。政策目標だと考えております。しかしながら、総合計画のKGIが総合戦略のKPIとして設定されているものが調べますと15か所ほどあります。例えば、防災士の人数、マイナンバーカード保有率、SNS登録者数、ホームページ閲覧者数、入館者数などです。これらは、政策と施策の関係で見ますと、私はKPI、総合戦略に設定されているKPIではないかと認識しているところです。そこで担当課にちょっとお尋ねしますが、総合計画のKGIを総合戦略のKPIとして設定することは、適切な目標設定といえるのでしょうか、お尋ねします。

**企画商工観光係長（滝上紘史君）** はい。ただいま椎葉議員からありましたご質問の件ですが、総合計画と総合戦略を作る際に総合計画の施策ごとにできるだけ目標値を設定しようとした場合に、どうしてもその施策の進捗を図るための目標が総合戦略のKPIと重なってしまう部分が出てしまった、そういった指標でしか量れないものがあったというところで、ご理解いただければと思います。

**5番（椎葉弘樹君）** 本来ですね、KGIとKPIというのは全く別物でございますので、そして、総合戦略に掲げるKPIってのは私は正しいと思っています。ただ既存の、前から引き継がれている、第5次から、総合計画のほうの政策目標というのが、ちょっとKPIとですねKGIを混同して設定しているっていうのが今の実態だと私は思って

おります。そのところをですね、ちょっと見解を聞いたかったわけなんですよ、担当課として、それは本当に正しいことなんでしょうかっていったところで総合計画は町の最上位計画なわけですよ、政策目標で立てる時に何でK P Iレベルがその総合戦略の政策目標に掲げてあるんだっていったところが、ちょっと矛盾点を感じているところです。そこは多分まだ明確な答弁は返ってこない可能性がありますので、これ以上深掘りしませんが、例えばですね、福岡県の大刀洗町の総合計画と総合戦略においては、この政策と施策及びK G IとK P I、この相関関係がわかりやすく書かれております。したがって、本町においてもですね、おそらく混同避けるためにも、政策と施策、そしてK G IとK P I、この相関関係を明確にしていく必要があるんじゃないでしょうか。ちょっと担当課にお尋ねしたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 総合計画の政策目標と総合戦略のK P Iとの、定まってないんじゃないかという、整合性がですねってところのご質問ですけれども、総合計画に施策目標が定まっておりませんが、総合戦略を含む個別計画において、K P Iを定めて事業進捗を現在個別目標関係では種類によってはですね、事業進捗を把握している計画もございます。しかし、椎葉議員が以前からご提案をされておりました、将来像を達成するために、総合計画と総合戦略を一緒にしたほうが良いんじゃないかという点も含めまして、第7次総合計画の策定の際に検討を進めてまいりたいという考えを持っております。

**5番（椎葉弘樹君）** そもそもこの総合計画と総合戦略が統合されていけば、このような矛盾は生じなかったわけですので、ぜひ第7次総合計画においては、そのように検討を進めていただきたいと思います。ただし、現状の第6次総合計画は今動いている状況でございますので、できますればその施策と政策、K G IとK P Iの対応づけをですね、ほかの自治体がやってるような相関関係図をちょっと、パパッと作っていただいて、時間がある時に提示をしていただきたいと思いますというんですがいかがでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 先ほど椎葉議員のほうからご提案がございましたけれども、ほかの市町村の総合計画・総合戦略を見ながらですね、前向きに検討を進めていきたいと思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** あとですね、本町の総合計画においては、将来像に向けた重点政策や施策、これが明確に示されておられません。ほかの自治体を見るとこの重点政策や施策を示しているところもありました。町長は所信表明や施政方針において、事業を行う場合は、優先順位を定めて計画的かつ効率的な財政運営を行うということで述べられています。そこで町長にお尋ねしたいと思います。

町長が総合戦略の中で特に力を入れている重点政策、或いは重点施策は何でしょうか。

**町長（長谷和人君）** 先ほど7年度におきます、施政方針を読ませていただいたところでございますけども、今現在進めております重点の中での一番大きいのがやはり、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興、これが一番だというふうに思っております。加えまして、大災害に備えるということで、安全安心なまちづくり、これもありますし、今質問いただいております、少子高齢化、特に人口減少問題につきましてはですね、子ども子育て、未来を担う子ども達が、子ども達をですね、しっかりと助けるといふ、そういうことで大きく3つしたいというふうに思っております。特に重点政策については今申し上げたところでございますが、全てに関係性がございまして、ここにつきましては、全てにおいて重点施策であるということも付け加えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 本町もですね、財政的には厳しい状況にありますので、ぜひ重点政策や施策を掲げていただきまして、そしてそこにですね、集中投資をするというところの考え方、これは多分町長も思っておられると思いますので、ぜひそうしていただきたいんですが、私達議員においても、そして町民の方においても、総合計画のどの部分が町長が力を入れてやってるところなんだというのが、計画上は見えていない状況です。これについてはですね、やはり町民の皆様とそして私達議員とも、この部分は力を入れていくんだっていったところのですね、町長のメッセージをぜひ今後ですね、やっていただきたいなと思うところです。そこで町長にお尋ねします。

まずはその政策や、先ほどの政策や施策の評価指標として、今質問しました重点政策を明確にさせていただくこと、それを踏まえまして、将来像「マイホームタウン」の達成度ですね、今8割程度行ってるということでございますので、その進捗状況も併せて、しっかり検証していくという考えはないでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 政策・施策の評価指数の明確化と併せまして達成度の検証というご質問だろうというふうに思っております。現在総合計画につきましては、令和9年度までの後期計画が動き出しておるということでございます。それと併せまして、7年度から新たな第3次総合戦略が動き出すという形になっております。しっかりとその部分についてはですね、計画をしながら、評価しながらですね、前に進んで政策を打ち出していきたいというふうに思っております。これらのことによりましてですね、達成度がしっかりと目に見えてくるものというふうに思っておりますし、そういうことにすることによりまして、町民の皆様方に対しましての議員の皆様方も含めてでございますけども、まちづくりの進捗状況が把握できるんじゃないかというふうに思っておりますので、努力していきたいというふうに思っている次第でございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 町のホームページのほうにも町長のページがあるわけですが、そこにも一応年度初めの挨拶とか施政方針はあるんですが、先ほど答弁された、ビジョ

ンに対する、将来像に対する達成度とか、或いはその重点施策といったところをですね、そういったところを活用しながらですね、発信していくのも1つの手ではないかなと思っておりますし、広報誌も上手く使いながらですね、やっていただければと思います。そうすることで、私達も町民の皆様も、マイホームタウンというところの将来像を認識できますし、達成度も認識できますので、その共有をしっかりとやっていただければと思います。

続きまして、要旨の2です。住民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化した地域幸福度指標を活用する考えはないかについてお尋ねします。これまで本町には住民の幸福度を把握する指標はありませんでした。平成31年3月、鶴田前町長は、町の幸福度が向上することを期待していると述べられ、長谷町長も「町民の皆様の幸福度アップのため、町政運営に粉骨砕身全力で取り組む覚悟」と所信を述べられています。しかし、一般質問では、幸福度の指標を設けることは考えていない、当時の話ですけど、今はまた考え方が変わっているかもしれません。そのあともですね、令和2年度の予算編成方針や令和4年度の一般質問などで幸福度の言葉が使われていますが、定量的な幸福度は現在も示されていないところです。そこで町長にお尋ねします。

まちづくりにおける幸福度の指標の必要性は現時点においてどのように考えておられるかについてお尋ねします。

**町長（長谷和人君）** 現在国におきましては、デジタル田園都市国家構想実現に向けた、地域幸福度、いわゆるウェルビーイングのですね、指標の活用を推奨しているようでございます。この指標のメリットといたしましては、まちづくりにおける暮らしやすさや幸福感を町民の視点から数値化・可視化できるということでございます。また、データに基づく政策づくりやより良い政策効果の高い歳出への転換ができるというふうなことも言われております。今後これらの指標がですね、まちづくりを行う上でですね、高めることも考えられますので、その点については必要性を感じておるということでございます。以上でございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 総合計画策定に向けた、令和2年アンケート調査の回収率は71パーセントと高かったようですが、次のような意見がありました。項目が多い、内容がわかりにくい、町の方向性を示してアンケートを取るべき、高齢者へのアンケートは意味があるのか、アンケート結果がどう活用されているかわからないなどです。

ここでアンケートの話をしたのは、そのウェルビーイング、住民幸福度指標を求める際にはアンケート調査が必要だということで、このアンケート調査の内容をお示したところです。また総合戦略に向けたアンケート調査の回収率は、令和元年度が34パーセント、令和5年度が41パーセントということで、非常に低い結果でした。

担当課としては、アンケートの回答者数をどのように分析しておられるかについてお尋ねします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** アンケートの回答者数の分析ということでございますけれども、まちづくりに関するアンケートにつきましては、対象人数や回収方法が異なる場合もございます。一概には言えないところでございますけれども、総合戦略におけるアンケート回収率でいきますと19歳以上のアンケートでは39.1パーセント、15歳から18歳までのアンケートにつきましては、29.4パーセントと、前回、第2回の回収率よりも上がっているという、回答率が上がっているということで、答弁をさせていただきたいと思います。

**5番（椎葉弘樹君）** おそらくその回答率が、回答数がですね、少ないということは、何らかの要因があるということございまして、このウェルビーイングの標準アンケートも50問ほどありまして、町独自のアンケートも加えますと、おそらく100問以上あったのではないかと推察されます。そうした時にやはり、100問以上のアンケートを見せられた町民というのは、ちょっと「えっ」という感じで回答もしづらくなってくるのではないかとということで、その辺はちょっと課題、問題点なのかなと思っております。

幸福度には、住民幸福度や地域幸福度、住民満足度といった様々な定義があり、これらの指標を重視する流れが全国的に広がっています。ちなみに熊本県は、県民総幸福量です。近年、デジタル庁の地域幸福度指標を活用する団体が増えておりまして、令和6年9月時点で102団体に達しています。九州では、上天草市、福岡県粕屋町、宮崎県都農町や木城町で活用されています。

地域幸福度指標は、先ほど町長が述べられたメリットもありますし、エビデンスに基づく定量的なデータをはかるツールであります。調査に協力する自治体も増えておりまして、令和6年度には668団体となり、データの精度が少しずつ向上しているところであります。人吉球磨管内では、本町が率先して取り組んでおり、担当課の前向きな姿勢を評価しているところでもあります。導入効果としましては、現状の課題や改善点が明確になり、効果的な政策や施策を立案できます。地域幸福度指標を先ほどのKGIやKPIに設定することで行政評価がしやすくなります。産官学と住民がこの指標を定量的に把握できますので、地域の課題解決に参加しやすくなります。課題としましては、先ほどのアンケート調査がまちづくりにどのように活かされるのか、町民が実感できるようにすることです。地域幸福度指標を総合計画や総合戦略、広報誌や会議など、様々な場面で活用して、アンケート調査の重要性を町民の皆様に宣伝することも重要になってくるのではないのでしょうか。そこで町長にお尋ねします。

住民の暮らしやすさと幸福度を数値化・可視化した地域幸福度指標を様々な場面で活用していく考えはないのでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 今回のまちづくりアンケートにおきまして、地域幸福度、いわゆるウェルビーイングの指標を用いるため、アンケートの一部に設問を設け実施したところでございます。今の椎葉議員もおっしゃっておりますけども、この地域幸福度につきましては、140 ございましたか、取り組みがなされておりますけども、まだまだ自治体としては少ないのではなからうかなというふうに思っております。その評価については、わからないところもございますし、ただ国がデジタル田園都市国家構想実現に向けて推奨しているということでございます。今後、自治体に取り組むことということで、精度も上がっていくことというふうに考えられますので、本町におきましても数値化・可視化できるということ、今後のまちづくりに役立っていけばというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**5番（椎葉弘樹君）** このウェルビーイング指標、地域幸福度指標について、担当課のほうでは、ほかの自治体の活用事例等はすでに把握しておられると思いますが、一応活用事例をご紹介したいと思っております。大船渡市では、総合戦略のKGIなどに活用されております。会津若松市では総合戦略のKPIなどに活用されています。浜松市では、職員研修を通じて指標活用の理解を深め、官民連携組織によるワークショップを通じて地域事業者の取り組みを後押ししています。その他の団体においても、次年度事業の決定や企業版ふるさと納税の説明資料などに活用されています。このように少しずつではありますが、活用の幅が広がってきているところでありまして、将来デジタル田園都市国家構想においても、この指標の活用が推進されていくものと期待しているところです。そして、この幸福度指標を導入するにあたり、もう1つの課題として、回答者数を増やして、地域幸福度指標のデータ精度を上げることもあげられます。

現時点における本町の地域幸福度指標の回答者数は562件となっているところです。調査回数や設問数を見直したり、様々な場面で活用することで、地域幸福度指標が身近なものになれば、町民の協力や理解が得られやすくなるのではないのでしょうか。そこで最後に担当課のほうにお尋ねします。

地域幸福度指標を含むアンケート調査の改善点と今後の調査方針はどのように考えているかについてお尋ねします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** アンケート調査の改善点と今後の調査方針ということでございますけれども、改善点としましては、各種アンケートの内容の設問数をどれだけ、どの程度で設定するかが考えられます。やはり先ほど椎葉議員のほうからも言われましたとおり、設問数が多いとどうしてもアンケートに答えていただけない状況も考えられますので、設問数を少なくするとまたアンケートの精度がですね、上がらない場合もありますので、その点が課題に残るかなと思っております。また今本町におけますアンケートにつきましては、紙で配布をして、高齢者の世帯のところにも行っているわ

けでございます。高齢化率が高い本町のようなところにつきましてはですね、高齢者の方のアンケートの方法を今までどおりでいいのかというのが検討する時期にもきてるのかなと思っております。本来であれば対面式でアンケートを行いながらやる、アンケートのほうが回収率も、高齢者に対してはですね、上がってくるかなと思っておりますけれども、そこにはやはり費用もかかってきますので、その点は検討する余地があるのかなと思っております。また若者に関しましてはスマートフォンなどの手軽にアンケートが回答できるように、今回の調査でも行っております。採用しております。回答する側、また集計する側もメリットが非常に多いところがございますので、この点につきましては、デジタル技術を活用して、アンケートの調査に努めてまいりたいと思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** この地域幸福度指標は、非常に有効なツールになると私も確信しておりますので、ぜひそのアンケートの回答率が上がるように引き続き、担当課のほうで色々と検討を重ねていただきたいと思います。

結びになりますが、町長には、将来像の達成を町民の皆様と共有しながら、人口2,000人以上とするという、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

また、地域幸福度などの評価指標を活用して、第3期総合戦略への積極的な財政投資を期待して、一般質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、第6次総合計画のまちづくりビジョンについて、椎葉議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 関連質問がないようですので、これで一つ、第6次総合計画のまちづくりビジョンについての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

本日予定された質問が全て終わりました。

-----

**議長（金子光喜君）** 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、明日7日、午前10時に開きます。

議事は、条例改正等の議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----

散会 午後3時47分

第 2 号

3 月 7 日 ( 金 )



令和7年第3回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和7年3月7日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第 9号	工事請負契約の変更について
日程第 2	議案第10号	工事請負契約の変更について
日程第 3	議案第11号	工事請負契約の変更について
日程第 4	議案第12号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第13号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第14号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第15号	湯前町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第16号	議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第17号	湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第18号	湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第19号	湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第20号	湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第21号	湯前町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第22号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第15	議案第23号	令和6年度湯前町一般会計補正予算(第12号)について

2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文													
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋	一											
税	務	町	民	課	長	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介						
建	設	水	道	課	長	稻	森	一	彦	企	画	観	光	課	長	伊	藤	賢	一	郎					
教	育	課	長	浅	田	徹	農	林	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	橋	誠

開議 午前 10 時 00 分

-----  
**議長（金子光喜君）** ただいまから、令和 7 年第 3 回湯前町議会定例会、第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----  
**日程第 1 議案第 9 号、工事請負契約の変更について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 1、議案第 9 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。それでは議案第 9 号、工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

R 2 災補道第 5128 号、町道牧良線（笹の平橋）復旧工事（他 2 合併）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** おはようございます。議案第 9 号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の 1 億 7,215 万円を、変更後において、1 億 371 万 6,321 円にするものです。この R 2 災補道第 5128 号、町道牧良線（笹の平橋）復旧工事（他 2 合併）は橋梁災害、道路災害、河川災害の関連する災害復旧工事を 1 つにまとめ発注したものです。令和 4 年 12 月に契約し、復旧工事にあたっておりましたが、令和 5 年、6 年の梅雨前線豪雨や台風の際の出水による遅れ、また現場条件の変更などにより、工事の工程に遅れが生じ、工期内に未竣工となった 6,843 万 3,679 円を変更減額とするものです。なお、未施工分については、国との協議により、予算の付け替えが行われましたので、早期完了に努めてまいります。

契約の相手方も変更前と同じです。

2 ページに、仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決しました。

-----

## 日程第2 議案第10号 工事請負契約の変更について

**議長（金子光喜君）** 日程第2、議案第10号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第10号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第4044号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第2工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第10号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の9,572万5,523円を変更後において、6,752万402円にするものです。令和5年9月に契約し、令和6年4月に第1回変更を行い、今回2回目の変更契約となります。令和5年6年の梅雨前線豪雨や台風の影響による遅れ、また現場条件の変更などにより、工事の工程に遅れが生じ、工期内に未竣工となった道路、擁壁工、ブロック積み工等、2,820万5,121円を変更減額とするものです。なお、未施工分については、国との協議により、予算の付け替えが行われましたので、早期完了に努めてまいります。

契約の相手方も変更前と同じです。

2ページに仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決しました。

-----  
**日程第3 議案第11号 工事請負契約の変更について**

**議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第11号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第11号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R4災補道第525号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第3工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号、及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第11号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の1億4,920万円を、変更後において、1億6,562万6,143円にするものです。契約金額の変更の主なものとして、山間部に位置する箇所災害復旧工事で、現場が狭隘で、復旧工事のための作業ヤードの確保、資材の運搬等の施工に安全性を考慮するため、必要となる仮設工の追加。現場施工状況により、軽量盛土工等の追加により1,635万6,143円の変更増となりました。

契約の相手方も変更前と同じです。

2ページに仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

#### **日程第 4 議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 4、議案第 12 号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第 12 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

育児休業、介護休業など育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、（令和 6 年法律第 42 号）が公布されましたので、介護休暇について、国に準じた制度とするため、関係する条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第 12 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

4 ページをご覧ください。新旧対照表で御説明いたします。右側が改正前、左側が改正後となります。

上から 3 行目、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外の制限が入る職員ですが、右側、3 歳に満たない子のある職員から左側、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員、この下線部を改めます。次に、第 15 条 3 行目から、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるものをいう。同じ文言の後ろに、「配偶者等」という。を追加します。文言省略の規定を設けました。下から 6 行目新設です。配偶者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等々、5 ページをお願いいたします。

勤務環境の整備に関する措置に関する規定を、記載の通り新たに加えます。附則とし

まして、この規約は令和7年4月1日から施行するものです。ただし、第2条の経過措置として、3歳から小学校就学の始期に達するまでの養育するために行おうとする職員は、施行期日前においても、当該請求を行うことができると定めています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（吉田精二君）** はい。今回の改正につきましては、職員の配偶者等が要介護等に、なられた場合の職員に対する意向調査とか、それに対する必要な措置の改正だと思えますけども、今回の改正で、対象者に意向調査を行ったり必要な措置を講じるとなっておりますが、その結果において、例えば、これは対象職員が介護離職ですかね。離職を防ぐために設けられたものだと思いますけども、例えばそのような場合に勤務条件です。どのような勤務ができるとか、例えば在宅で勤務するとか時間を変更してするとか、色々あると思えますけども、どのような措置が考えられるのでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** この度の法改正につきましては、在宅勤務は規定していませんのでございます。その代わり部分休業制度の拡充ということで、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えまして、1年につき条例で定める時間。10日相当を超えない範囲の形態を設けることとしております。職員はいずれかの形態を選択可能ということでございます。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、そのように規定をしております。

**2番（吉田精二君）** 今まで介護休暇というものが特別休暇の中であったと思えますが、その対象になるのでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** はい。対象になります。特別休暇というところになります。

**6番（森山 宏君）** 15条の2のところ、ですかね、任命権者上がっていて当該職員が40歳に達した年度というふうに、ありますけども、これは、どういうあれで40歳っていうふうになるのでしょうか。結局、若年者でも介護をする立場になる方もおられるかもしれませんが、この40歳の縛りのあるのは、何ですかね。結局、介護保険加入者だからということになるのでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** これにつきましては、もう国の法律に沿って改正するものでございますので、その法律の40歳の規定は何だというのは、そこまで少し理解しておらないところでございますが、配偶者と家族の介護をするという規定ですので、40歳になる頃にそういった場面が訪れるというところで理解しております。

**6番（森山 宏君）** はい。確認ですけど結局40っていう時に知らせるっていう文言ですので、結局40歳未満の方でも、該当あればこの規定がそのまんまできるということですよ。

**総務課長（西村洋一君）** お見込みのとおりでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決しました。

-----

**日程第5 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第5、議案第13号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第13号、職員の育児休業などに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

育児休業、介護休業など育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が公布されました。このことに伴い、関係する条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第13号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

この度の条例改正は、改正法の公布に伴いまして、条ずれが生じることから、改正を行うものです。2ページをご覧ください。第17号第3項中、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決しました。

-----

**日程第6 議案第14号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第6、議案第14号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第14号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第14号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この度の条例改正は、令和6年人事院勧告に伴い、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正に関する条例改正となります。人事院勧告に伴います改正につきましては、人件費は12月の定例会で改正を行っておりますので、それ以外の令和7年4月1日以降に関する分につきましてはこの度、改正するものでございます。条文が長く、1つ1つご説明いたしますと逆にわかりづらくなりますので、概要の説明でかえさせていただきます。

2ページをご覧ください。

この度の主な改正内容は、まず、配偶者に関する扶養手当の廃止、それとここに係る扶養手当を1万3,000円に増額するものです。次に、勤勉手当の基礎額から扶養手当を除く改正でございます。国県に合わせた改正2でございます。

次に、地域手当に関する割合の増額。これは現在本町では、実際の運用はありませんが、国に合わせての規定をするものでございます。

次に、期末勤勉手当の率の改正でございます。これは不要な文言を削りまして、6月に2.3月、12月に2.3月、あわせて年額4.6月とすることを規定するものです。

続きまして、初任給、若年層の水準引き上げに伴う給与表に関する改正でございます。これは現在職員が貰っております給料額に4月時点での変更はございませんが、若年層に重点を置いた全職員を対象とした新たな給与表の改正でございます。将来的には、若年層を中心に引き上げに繋がるような給与表に変わったということでございます。

また改正法の公布に伴いまして、条ずれが生ずる箇所の改正を行うものです。10ページをご覧ください。附則として第1条で施行期日を令和7年4月1日とすること。第2条で号給の切り換えを11ページコード切り換え表のとおりとすること。第3条で切替日前の異動者の号給の調整について、町長が定めることができること。第4条で扶養手当に関する経過措置として、令和8年3月31日までの間、令和7年度は配偶者がこれまでの月額6,500円を3,000円に減額。子は1万円から1万1,500円に増額。令和8年度からは、配偶者が廃止。ここは1万3,000円とすることになります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決しました。

-----  
**日程第7 議案第15号 湯前町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第7、議案第15号、「湯前町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第15号、湯前町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

宿泊料の高騰に伴い、既定の宿泊料では、宿泊をできないことも規定されるため、公務の必要がある場合や、災害時などの場合で、町長が見つめた場合認められた場合には、別表の宿泊料を超えて実費を支給できるように改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第15号、湯前町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

この改正は社会情勢の変化に伴いまして、宿泊料が高騰していることを踏まえ、特別な場合で町長が認めるときには、条例で定める額を超える宿泊料を実費で支払うことを可能とするものです。この件につきましては、金額を具体的な額を示して引き上げることも検討したところですが、週末や連休時をはじめ、夏休み期間、ゴールデンウィークの前後、また観光シーズンにおいては、通常の何倍にも跳ね上がることが、見られるようになりました。限度額をかなり高額に設定しないと、範囲内に収まりません。このように、高額な限度額を設定してしまいますと、通常時でも高額の宿泊料を認めてしまうこととなりますので、特殊なケースに限り町長が認める実費ということにいたしました。

2ページをご覧ください。第7条第7項に次のただし書きを加えます。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、別表第1に掲げる額で旅行しがたい場合で町長が認められた場合には、その現によった経路及び方法によって、実費額を支給できるものとする。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**6番（森山 宏君）** はい。この旅費規定の見直してというのは、確かに時事に沿っていいなと思うんですけども。これが新年度からですよ。この事態はもう去年には起きていたんですけども、どういうふうに、この規定からすると、職員さんは出張のたびに自腹切らんばんというふうになって、実質私が訪れたときにも確かに宿泊料上がって、熊本でも安いところなくなって、旅費の規定の中では収まらないので、手出しをしたっていう記憶があったので、そういう事案は、本年度は起きてないんですか。

**総務課長（西村洋一君）** 職員の出張の場合は、急な出張はもうあまりないところでございます。早めの、もう予約することによって、安価なところを少し遠くでも探しての出張になったというところでございます。ただし町長とか議員さんと一緒になって、もうそこに泊まらなければならないとかいうところは、確かにあったかもしれませんが、そういった場合はパック料金の場合は、パック料金の計算する率がありますので、その中で収まっていればよしというところで、運用しておりますので、パック料金の場合は、そういったところがなかったところでございますので、ほぼなかったという認識でござ

います。

**6番(森山 宏君)** はい。上京に行ったときの話じゃなくって、各九州管内とかという職員さんが行かれますよね。そういうときに、結局宿泊者はもう実質、去年の確かハイシーズンだったっけん会社なんですけど、旅費規定というか、随分宿泊料が高かったってというのはもう実質ありました。職員さんが管内九州管内とか行かれたときにも、そういう事案があったと思うんですけども。本町の場合にそういう、自腹切ったような、仕事でいくとね自腹切っていくばんっていう事案は、起きてないということですね。

**総務課長(西村洋一君)** はい。先ほども申しましたとおり、九州管内につきましても普通の通常の出張につきましても、遠くで安いところを探して泊まっているというのが実態でございます。

**議長(金子光喜君)** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、「湯前町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長(金子光喜君)** 起立全員。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決しました。

-----

**日程第8 議案第16号 議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長(金子光喜君)** 日程第8、議案第16号、「議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長(長谷和人君)** 議案第16号、議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年12月6日付の第2654号で、湯前町特別職報酬など審議会へ諮問を行った結果、令和6年12月27日に答申が行われましたので、その内容に基づき、関係する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第 16 号、議会議員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

まず議会議員の皆様の報酬を改正するに至りました理由につきまして、湯前町特別職報酬等審議会の答弁書の一部を読み上げます。議員の報酬等について、平成 16 年 4 月に改定されて以降、現在までの約 20 年間、議員報酬の額については改定されていない。この間、湯前町を取り巻く社会環境は大きく変化し、町民ニーズが多様化、複雑化していることから、町民の代表機関としての町議会の役割は増しており、質量ともに、積極的な議員活動が求められている。このような中、地方議会は、多様な住民の意見を反映させるという点で、様々な立場における優秀な人材を確保するための環境整備を推進しなければならないため、これにふさわしい報酬額とする必要がある。

これまで湯前町議会においては、湯前議会だよりの充実を図り、住民に見える議会、住民が参加しやすい議会、議会力、議員力の向上をテーマに、議会改革を精力的に取り組まれてきた。これらのことを総合的に判断して、当審議会としては、町議会議員の報酬額について、その職務と職責に応じた報酬額とするため、現行から、県内町村の平均額まで引き上げることが妥当であると決定した。

執行部といたしましても、答申内容を尊重し、また慎重に検討した結果、そのとおりと判断いたしまして、この度の議案提出となったところでございます。それでは具体的な改正内容につきまして御説明いたします。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後になります。まず、議長が月額 29 万 8,000 円から、31 万円に、副議長が 24 万 6,000 円から、失礼しました。副議長が 24 万 6,000 円を 25 万 5,000 円に、常任委員長及び議会運営委員長が、22 万 8,000 円から 24 万 5,000 円に、議員が 22 万 5,000 円から 24 万 4,000 円に改めるものです。

2 ページをご覧ください。附則としてこの条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**6 番（森山 宏君）** はい。今課長がおっしゃられたように、これは平成 16 年、三位一体の改革に基づいて、16 年、今から 21 年前ですか。このときに、3 月の条例改正のときに実際になっています。その時のと文面が、一律 5 パーセントと定数削減っていうのが議決されております。それから 21 年経ちまして、今度は大体 4 パーセントという、多分議長を通じて、執行部の方に諮問をお願いしたと思っているんですけども、その時に元に戻ってくれてっていう表現だったと思うんですけども、5 パーセント削減が 4 パーセント削減ぐらいに着地したと。そしてそれに伴い、常任委員長及び議会運営委員長、こ

こだけが4パーセントじゃなくって、もの凄くパーセンテージでいくと上がったんですよ。一律5パーセントが平成16年でした。今度のあれでは、多分町長が諮問されて答申がそこになった時に何かこれ率間違ってたなかっていう疑問は生じなかったのかと思ひまして、関係町村の報酬改定を見ましても一律なんですけども。ここだけ。湯前だけ一律でないっていうのは、答申を受けた時に何もおきなかったわけでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** はい。この度の改正につきましては、県内町村の平均額というところを基準としておりますので、元に戻すというよりも、県内平均額というところが委員さんが尊重されたところでございます。

**6番（森山 宏君）** はい。県内町村の平均額というふうに、わかりますけど私がちょっと近隣町村ののを見ると、委員長さんと副議長さん、結局、副議長なんかも激務ですよ。で、委員長さんだけが、割合が違うんですよ。極端に言うと、9,000円アップのところは1万何ぼですか。1万幾らと、議員さんと委員長さんは3,000円なんですよね、月額ですよ、その違いなんですけども、均等に、総務課長が言わず均等に見られていたっていうのは、結局、どこで、ましては一律じゃないのかっていうのを、ちょっとお知らせください。

**総務課長（西村洋一君）** 何度も申しますが、これは県内平均に合わせた額でありますので、今まで湯前町の委員長の報酬が県内平均より大きく下回っておったところから、平均に戻せばこの金額になったというところでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**9番（山下 力君）** 関連質疑ですけども、町長にお尋ねをいたします。提案されている議員報酬額は、特別職の報酬審議会の答申に記載されておったのか。まず、お尋ねをいたします。

**町長（長谷和人君）** 今回3役の給与額につきましても、お願いしておったところでございますけども、今回は据え置くという形になっているところでございます。すいません。間違ってしまった。記載されておったところでございます。すいません失礼いたしました。

**9番（山下 力君）** 町長もう一度確認ですけど。今回提案されている議員報酬額、特別職報酬審議会の答申に記載されておったのですか。額まで。

**町長（長谷和人君）** はい。そのとおりでございます。

**9番（山下 力君）** 1年前、3月議会の会期中にですね。全議員の会合をしまして、いわゆる、20年前ですか、平成16年の小泉内閣の三位一体の改革の中で地方交付税が減少するだろうということで、全国の町村が危機感を持って、当然湯前町も行政財政改革を実行しました。そのときに、議会も5パーセントの報酬削減と定数1名の削減をして、協力をし、常勤の特別職職員の皆様、そして非常勤の特別職の方は、2年3年で元に戻

りましたけども、議会は、そのまま5パーセントの削減で町の財政改革に協力をしてきたのはもう事実なんですよ。その1年前、議員各位の合意で5パーセント戻して欲しいということを全員で合意いたしまして、議長がその旨を町長に伝えるということが1年前なんですよ。そして、12月、特別職審議会に諮問して、21日に答申をもらったと。議会自らの報酬額をですね、報酬審議会が額まで決めたということにちょっと驚きを感じております。さっき総務課長が読まれたところまではこちら理解しますけども、そのあとはですね、やはり議会で協議をしてくれと、合意したことを議長のほうから町長に報酬額を相談して、そして、判断していただくというのが、私はプロセスだろうと思うんですよ。その答弁のとおり、報酬審議会がもうあくまで決めていただいたことですね。それはちょっと違和感がありますね。それなら、もう一度議会のほうで協議しまして、その答申に対してですね。協議をしたいというふうに私は思っております。議長。ここで休憩をしていただいて、この件について、議会で議員間討議をさせていただきたいと思います。

**議長（金子光喜君）** これから、議員間討議をしたいと思いますので暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時50分

再開 午後11時36分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、議論しておりました、日程第8、議案第16号につきましては、議員間討議をさせていただきました。その中で十分な議論ができていないということ判断いたしまして、この件については、最終日に再度議論することをさせていただきまして、次の日程に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、次の日程から入らせていただきます。

-----  
**日程第9 議案第17号 湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第9、議案第17号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第17号、湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されるため、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第17号、湯前町消防団員の定年、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

2ページをご覧ください。

この改正は、施行令の改正により退職報償金の規定が30年までしかなかったものが5年延びまして、新たに35年が加わりましたので、本町の条例にも35年未満の文言を加えるものでございます。ただし、これまでの本町の運用に変更はございませんので、実際に消防団員にお支払いする退職報償金と、永年勤続報奨金の額は同じということでございます。何が変わるかと申しますと、消防補償等組合から町へ支払える金額が、その区分の額が増額になるということでございます。そのほか、第16条第3項ただし書きの中で、消防補償等を削りますが、これは、消防補償等組合を、以下、組合という、という文言が前に出てきておりましたので、削除が漏れておった部分を単純に、この度の改正に合わせて体裁を整えるものでございます。

附則としましてこの条例は令和7年4月1日から施行するものです。

また施行日前の取り扱いにつきましても記載しておりますが、さっきの御説明し、先に御説明したとおり、消防団員の皆さんにお支払いする退職報償金と永年勤続報奨金の額に変わりはありませんので実質何ら変わりはないところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

**日程第 10 議案第 18 号 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 10、議案第 18 号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案 18 号、湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明申し上げます。

町の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定、子ども子育て支援施設などの運営に関する基準（平成平成 26 年内閣府令第 39 条）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第 18 号について、御説明いたします。

今回の改正は、子ども子育て支援法施行規則などの一部改正に伴い、条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準である基準府令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

3 ページから 16 ページの新旧対照表をご覧ください。

7 ページの目次、第 3 章雑則、第 62 条の追加及び、第 5 条第 2 項から 9 ページの第 6 項までの削除。それから、第 38 条第 2 項の削除。13 ページから 16 ページまでの第 62 条の新設につきましては、デジタル化の推進に伴う電磁的方法による対応についての改正を行うものです。次に 9 ページの第 37 条及び 10 ページから 13 ページまでの第 42 条は、保育内容支援及び代替保育に係る、連携施設の確保についての見直しに関する改正を行うものです。16 ページの附則第 5 条は、連携施設に関する経過措置を 15 年に延長するものでございます。6 ページの改正文附則において、施行日を令和 7 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決しました。

-----

**日程第11 議案第19号 湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

議長（金子光喜君） 日程第11、議案第19号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第19号、湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町の条例の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第19号について、御説明いたします。

今回の改正は、子ども子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、条例を定めるにあたってのしたがうべき基準及び参酌すべき基準である基準省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

6ページから12ページの新旧対照表をご覧ください。

6ページの目次、第6章雑則、第49条及び11ページから12ページまでの第49条の新設については、デジタル化の推進に伴う電磁的方法による対応について改正を行うものです。

6ページから9ページにかけて、第6条は保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保についての見直しに関する改正を行うものです。9ページの第16条は、法の改正により、これまでは、管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けたものでなければ受験することができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士の配置をもとめている部分につきまして管理栄養士を追加するものです。

10ページから11ページにかけて第28条は、誤字の修正など字句の整理を行いました。12ページの附則第3条は連携施設に関する経過措置を15年に延長するものです。

5 ページの改正文附則において、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日としております。なお本町には現在、本条例に該当する事業所はないところです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決しました。

-----

## 日程第 12 議案第 20 号 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第 12、議案第 20 号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第 20 号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明申し上げます。

上牧原住宅 2 棟 2 戸を解体したことに伴い、別表における所要の改正が必要となったため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第 20 号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

上牧原住宅 2 棟を解体し、廃止することにより、条例の一部を改正するものです。

4 ページをご覧ください。新旧対照表により御説明いたします。

表の左側が改正後、右側が改正前です。別表括弧第 3 条関係となります。

上から 2 段目、上牧原住宅の欄になります。昭和 40 年度に建設された上牧原住宅の残り 2 棟 2 戸を解体し廃止することにより、別表第 3 条、関係の一覧表から削除し、それぞれ繰り上げるものです。

3 ページに戻っていただきたいと思えます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。  
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

### **日程第13 議案第21号 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第13、議案第21号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第21号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

水質汚濁防止法施行規則の改正により、公共下水道に排除される下水の排水基準が見直されたため、湯前町下水道条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第21号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、水質汚濁防止法施行規則の一部改正により、排水基準に係る検定方法が大腸菌群数から大腸菌数に改正されたため、湯前町下水道条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧くださいと思います。新旧対照表により説明いたします。

表の左側が改正後です。第10条第1項第43号中の部分を削るものです。

2ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決しました。

ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分  
-----

#### 日程第14 議案第22号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり会議を開きます。

日程第14、議案第22号、「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第22号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

第二次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの終期を迎え、第三次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを策定するにあたり、人吉市との間で締結している人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結する必要があるために今回提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** それでは、議案第22号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、説明します。

定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を要する、中心市、ここでいきますと人吉市とその中心市が行った中心市街市宣言に賛同した近隣市町村、こちらでいきますと、球磨郡9町村で形成される定住自立圏において、集中とネットワークの考えに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図るものとするものです。第二次ビジョンの計画期間が令和6年度で終了することから、これまでの成果や課題を踏まえながら、災害からの復興やデジタルを活用した取り組みの充実を図り、圏域のさらなる発展に向けて、取り組み内容を進化させるため、次期ビジョンを策定するものでございます。

つきましては、第三次ビジョンの策定にあたり、人吉市と締結しております現在の協定の一部を変更する協定の締結が必要となりましたので、議会の議決を求めるものでございます。

5ページをお開きください。

人吉球磨定住自立圏協定書の新旧対照表にて説明いたします。表左側が現行で右側が改正後となります。表中、甲の役割、乙の役割とそれぞれ記載されておりますが、甲につきましては人吉市、乙につきましては、湯前町となります。

別表第1（第三条関係）、（1）生活機能の強化に係る政策分野において、6、その他で、取り組み事項、消費者相談業務の甲の役割に「及び、消費者教育業務」を追加します。

次に、別表第2（第三条関係）において、（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。1、地域公共交通で球磨川鉄道安定化及び利便性の向上に伴う、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取り組みを支援すると。を追加し、甲の役割、乙の役割、それぞれに語句の追加を行っております。

4ページをお開きください。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自、その1通を保有するとしており、甲、人吉市長、乙、湯前町長と締結する予定でございませぬ。

なお今回10市町村のそれぞれの3月議会定例会におきまして、同文の議案が上程されており、議決をいただくことができましたら、今月下旬に合同調印式を行い、令和7年度から令和11年度までの5年間、第三次ビジョンに沿った事業を展開していくこととなります。

以上簡単でございますが、説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決しました。

-----  
**日程第15 議案第23号 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について**

**議長（金子光喜君）** 日程第15、議案第23号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第23号、令和6年度湯前町一般会計補正予算（第12号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,683万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,832万9,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、年度末であり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。また併せまして繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**総務課長（西村洋一君）** 一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

歳入歳出総額予算に1億7,683万4,000円を増額し、総額を51億9,832万9,000円とするものです。今回の補正につきましては、令和6年度も年度末を迎え、多くの事業が完了しておりますので、入札残や事業費確定に伴う減額や年度末までの見込み額を想定しての減額、また、不足が見込まれる額を増額しております。よって補正箇所はかなり多くございますが、そのほとんどが、ただいま申し上げましたとおりの理由でございますので、説明は増額分を中心に行い、減額分は説明が必要なもののみ申し上げます。

事項別明細書の歳出30ページをご覧ください。

款1議会費は、節4共済費マイナス4万7,000円は、市町村共済組合負担金でして、事務局職員の基礎年金負担率が、4月に遡って減額改定となりましたので、改定分を更

正減額しました。なお以降出てまいります。ほかの款の共済費の減額も同じ理由ですので、以降の説明は省略いたします。

節 17 備品購入費マイナス 559 万 4,000 円は、議会議場音響設備機械購入費等の入札残です。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料 1 万円は、3 月までの一般職給料の不足見込み額を計上しました。

31 ページをご覧ください。

目 3 財産管理費、節 24 積立金、一番上の財政調整基金積立金 2 億 4,425 万 1,000 円は、地方財政法第 7 条の規定により、令和 5 年度決算で生じた剰余金の 2 分の 1 を下らない額を積み立てるものです。2 段目、減債基金積立金 952 万 6,000 円は、令和 7 年度、8 年度における、臨時財政対策債元利償還金の一部を償還するための費用として、通常は 7 年度、8 年度にそれぞれ交付税措置されるものですが、普通交付税の再算定により、令和 6 年度に前倒しで配分されたため、一旦、減債基金に積み立てておくものでございます。5 番目、ふるさと応援基金積立金 4,099 万円は、ふるさと納税増収分から経費を差し引いた額を積み立てるものでして、令和 6 年度は合計で 8,300 万円を積み立てます。6 段目、湯前町情報通信関連事業整備基金積立金 6,504 万 7,000 円は、今後予定しております。地デジ難視聴世帯解消及び光ケーブルの撤去など、多額な費用が見込まれることから、この度の補正の歳入歳出の状況をかんがみ、あらかじめ積み立てておくものでございます。そのほかここに記載してあります各基金について、利息をそれぞれ合わせて積み立てます。

32 ページをご覧ください。

目 5 財産管理費、節 14 工事請負費、マイナス 418 万 9,000 円は、役場庁舎屋根防水工事等の入札残。

節 17 備品購入費マイナス 237 万 3,000 円は、固定電話機購入費等の入札残になります。目 6 公有林管理費、節 12 委託料上から 5 段目、ダイダンの森造成事業委託料、マイナス 921 万 7,000 円は、委託先が伐採の際の架線技術者確保に困難を来しまして、伐採面積が予定より大幅に減少したため、更正減額しました。またそのほかの企業の森造成事業も災害復旧工事と隣接する箇所が事業実施できなかったことや国庫補助事業の実施要件が厳しくなったことにより、下刈りの回数等を減らさなければならなくなったことなどの理由により、各事業それぞれ更正減額しました。

33 ページをご覧ください。

目 7 交通安全対策費、節 10 需用費、上の段、光熱水費、24 万円は、街路灯防犯灯の電気料の不足が見込まれることから増額計上しました。

目 8 防災諸費、節 14 工事請負費、マイナス 882 万 6,000 円は、指定避難所である小学校体育館空調工事の入札残です。

目 9 企画調整費、節 1 報酬下の段、地域おこし協力隊報酬マイナス 236 万 2,000 円のほか、地域おこし協力隊関係は、年度内の採用ができませんでしたので更正減額しました。

34 ページをご覧ください。

節 18 負担金補助及び交付金、3 段目、くま川鉄道経営安定化補助金、458 万 4,000 円は、くま川鉄道に対する施設整備に関する補助金となります。下から 2 段目、新築応援事業補助金マイナス 895 万円は、実績に伴い更正減額しました。ちなみに現在の実績は 2 件 185 万円でございます。

35 ページをご覧ください。

目 11 電算情報管理費、節 12 委託料マイナス 97 万 7,000 円は、シニア向けデジタル活用支援業務委託料として、地域おこし協力隊の方が同様の事業を実施されましたので総務課での開催は見合わせたところでございます。

節 18 負担金補助及び交付金、マイナス 1,008 万 3,000 円は、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金として、文書管理システムや電子決済システム導入に関し、県において一般競争入札が実施された結果、予定価格を大幅に下回ったことと、導入時期がずれ込みましたので大きく減額となりました。なお減額の内訳は、入札残で約 850 万円、導入時期遅れて約 153 万円の減額となります。

目 15 新たに住民税非課税等となる世帯への給付金事業費、節 18 負担金補助及び交付金マイナス 180 万円は支給世帯数が見込みより少なかったため、実績により更正減額しました。

飛びまして 38 ページをご覧ください。

項 4 選挙費、目 2 町議会議員選挙費、節 18 負担金補助及び交付金、マイナス 757 万 8,000 円は、選挙運動公費負担金の不用額となります。

39 ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 11 役務費 2 万 7,000 円は、主治医意見書作成手数料を実績により不足が見込まれるため増額計上しました。

節 12 委託料マイナス 370 万円は、地域活動支援センター事業委託料として、事業委託先の事業所が事業を休止しておられますので全額を更正減額しました。

節 19 扶助費、3 段目、重度心身障害者医療費助成金 14 万 6,000 円は、実績により不足が見込まれるため増額計上しました。なおこの財源は県 2 分の 1、町 2 分の 1 となります。5 段目、障害者介護給付訓練等給付扶助費、129 万 6,000 円は実績により不足が見込まれるため、増加計上しました。下から 2 段目、障害者移動支援扶助費、4 万 3,000

円は実績により不足が見込まれるため増額計上しました。一番下、障害者日中一時支援事業扶助費 3万9,000円は実績により不足が見込まれるため増額計上しました。なお、ただいま御説明しました3つの事業の財源は国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。

節22 償還金利子及び割引料 157万6,000円は、令和5年度重度訪問介護等利用促進事業費県補助金精算返還金として、事業費の確定により返還するものです。

40ページをご覧ください。

節27 繰出金、下の段、国民健康保険基盤安定費繰出金 61万6,000円は、国民健康保険の構造的問題に対応するため、規定に基づき町負担分4分の1を特別会計に繰り出すものです。

目2 老人福祉費、節27 繰出金下の段、介護保険特別会計繰出金（社会保障財源化分）450万円は、国による社会保障税一体改革において、国から交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分を介護保険事業に充当するため、特別会計に繰り出すものです。

41ページをご覧ください。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節18 負担金補助及び交付金、一番下の段、マイナス2,300万円は、就学前教育保育施設整備事業費補助金として、湯前保育園が行います給食調理場及び給排水設備の整備を予定しておりましたが、国の予算がなくなったということで不採択となり、更正減額するものです。なお、現在国との協議を行っておりまして、令和7年度改めて国に申請を行い採択された後に補正予算で対応を考えております。

節22 償還金利子及び割引料 37万5,000円は、令和4年度、令和5年度の出産子育て応援交付金精算返還金として、事業費の確定に伴い返還金を計上しました。

目2 児童措置費、節18 負担金補助及び交付金、マイナス591万2,000円は、湯前保育園、慈光子供園の運営費として、入所者数が見込みより少なかったということで更正減額となります。

42ページをご覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節10 需用費 1万5,000円は、保健センターの消防設備点検により、事務室前表示灯ランプの交換が必要となったため、修繕料を増額計上しました。

節18 負担金補助及び交付金の下の段、発達相談外来運営事業負担金 2,000円は、人吉医療センター、事務担当報酬改定のため増額計上しました。

節19 扶助費の上の段、子ども医療費助成金 182万7,000円は、予算の不足が見込まれることから増額計上しました。

43 ページにかけまして、目 2 予防費、節 12 委託料下から 2 段目、予防接種費委託料、マイナス 1,039 万 1,000 円は、特に新型コロナウイルスワクチン接種について、これまで無料であったものが、この度から一部有料となったことから接種者数の見込みを立てるのが難しく、結果は見込みを大きく下回ったため更正減額しました。

44 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 1 報酬マイナス 279 万 4,000 円は、最適化推進活動に応じた報酬として、国の単価改定により単価が引き下げられまして、改定された単価での実績に応じた報酬額となります。

節 4 共済費、3 段目の会計年度任用職員社会保険料 2,000 円は、随時改定による不足額を増額計上しました。

目 2 農業総務費、節 12 委託料マイナス 195 万円は、農業振興地域整備計画全体見直し（基礎調査）業務委託の入札残となります。

45 ページをご覧ください。

目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金、2 段目。環境保全型農業直接支払交付金、8 万 4,000 円は実績により増額計上しました。ほかは実績による更正減額です。

46 ページをご覧ください。

上から 3 段目、農業法人化支援事業補助金、マイナス 200 万円は、待ち受け予算として計上しておりましたが、申請がありませんでしたので更正減額しました。

47 ページをお願いします。

目 5 農地費、節 14 工事請負費、上の段、辻溝改修工事マイナス 100 万円は、地元と協議の上、工法を変更した結果、安価となりましたので支出見込みにより更正減額しました。

節 16 公有財産購入費マイナス 501 万 5,000 円は、盛土規制法の発令により、古城土捨て場整備事業について再検討を行う必要が出てきたため、一旦予算を取り下げるものです。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 1 報酬マイナス 239 万 4,000 円他、地域おこし協力隊に関する費用は、地域おこし協力隊の採用ができませんでしたので、更正減額しました。

48 ページをお願いします。

節 24 積立金 280 万 4,000 円は、森林環境譲与税で予定した事業費から、所有者の希望により事業ができなくなった分を、森林環境譲与税基金に積み立てるものです。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 7 報償費マイナス 30 万円は実績がありませんでしたので更正減額しました。

49 ページをお願いします。

節 14 工事請負費マイナス 2,100 万円は、湯前駅レールウイング複合施設再整備工事において、複数の財源を活用している関係上、令和 6 年度実績で一旦切り分けるものです。なお、令和 7 年度当初予算に、減額分も含め改めて計上いたします。

節 18 負担金補助及び交付金、一番下の段、商工会青年部 A R 事業補助金マイナス 205 万円は、財源に県の夢チャレンジ事業の採択がありましたので、町の持ち出し分を更正減額しました。

目 3 算観光費、節 1 報酬費マイナス 234 万円他、地域おこし協力隊に関する費用は、地域おこし協力隊の採用が年度内にできませんでしたので更正減額しました。ただし、令和 7 年 4 月 1 日付で採用を見込んでおりますので時期がまいりましたら議員の皆様にもご紹介申し上げたいと考えております。

50 ページをご覧ください。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 3 職員手当等の一番上、扶養手当 1 万 3,000 円と、3 段目、一般職の期末手当、期末勤勉手当 1 万 5,000 円は、職員の扶養家族の増に伴うものです。

節 4 共済費、3 段目、会計年度任用職員、市町村共済負担金 2,000 円。その下、会計年度職員社会保険料 3,000 円は、年度末までの不足額を増額計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金、一番下の段。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金マイナス 300 万円は、年度内の申請がありませんでしたので更正減額しました。

51 ページをご覧ください。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、節 12 委託料マイナス 411 万円は、上山ノ口線の町道認定に当たり、区域内に未相続部分があり、相続手続きに時間を要するため、更正減額するものです。

節 14 工事請負費 271 万 2,000 円は、実績による更正減額です。

項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 10 需用費マイナス 100 万円は、当初予算では、土砂浚渫分として計上しておりましたが、この分は浚渫債を活用して、工事請負費で執行したため、修繕料の予算を更正減額しました。

節 14 工事請負費、上の段、浅巻谷川改修工事マイナス 1,200 万円は、用地交渉に時間を要しておりまして、用地の補償が済んだ箇所のみ、工事を進めることにしましたので、工事費の残額を更正減額しました。

52 ページをご覧ください。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金、マイナス 506 万 3,000 円は、流域下水道維持管理負担金と消費税の確定により更正減額しました。

項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 12 委託料一番下の段、牧原地区分譲地用地測量及び上下水道施設設計業務委託料、マイナス 290 万 5,000 円は、この中で用地測量について

は、造成工事完了後に、区画割りと用地測量とするために、用地測量にかかる費用を更正減額しました。

53 ページにかけて、款 8 消防費は全て入札残実績等により、更正減額です。

54 ページをご覧ください。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費、上の段燃料費 5 万円は、燃料費の高騰等により、ファンヒーター等の燃料代を増額計上しました。下の段光熱水費 8 万 8,000 円は、小学校体育館に空調を新たに設置しましたので、その分の不足が見込まれる電気料増額計上しました。

55 ページをご覧ください。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費一番上の段、消耗品費 6 万 3,000 円は、不足見込み額を増額計上しました。一番下の段光熱水費、23 万円は不足が見込まれる電気料を増額計上しました。

56 ページをご覧ください。

項 4 社会教育費、目 4 美術館費、節 1 報酬下の段、地域おこし協力隊報酬 2 万 1,000 円は、地域おこし協力隊の時間外勤務手当の不足が見込まれるため増額計上しました。

57 ページをご覧ください。

項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、節 13 使用料及び賃借料 2,000 円は、町民体育祭時のトイレリース料につきまして、運搬費の値上がりによる増額計上になります。

58 ページをご覧ください。

目 3 給食費、節 10 需用費 38 万円は、給食調理場の真空冷却機の故障に伴う修繕料を計上しました。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費、節 14 工事請負費 4,000 万円は、R 2 災牧良川災害復旧工事において、これは令和 6 年度事故繰越事業であり、これ以上は繰り越せませんので、一旦工事を打ち切りとし、国県と協議により、残った分を新たに予算計上し、令和 7 年度に繰り越すものです。なお、財源は国負担 99.6 パーセントのままでございます。

目 2 道路橋梁災害復旧費、節 14 工事請負費 5,300 万円は、こちらも、R 2 災笹の平橋災害復旧工事、R 2 災町道牧良線（第 3 工区）災害復旧工事、R 2 災町道猪鹿倉横谷線（第 2 工区）災害復旧工事において、これも事故繰り越しでありまして、これ以上は繰り越しませんので、一旦工事打ち切りとし、国県との協議により残った分を新たに予算計上し、令和 7 年度に繰り越すものです。なお、こちらも財源は国負担、99.6 パーセントのものでございます。

款 19 公債費、目 2 利子、節 22 償還金利子及び割引料マイナス 298 万円は、借入利息が想定していた利息より低くなった分を更正減額しました。

歳入です。20 ページをお願いします。歳入につきましても、歳出の事業実績などに伴い、それぞれ財源となる歳入の調整を行い計上しておりますので、それ以外のものについて御説明いたします。

款 1 町税、項 4 たばこ税マイナス 698 万 9,000 円は、町内のたばこ販売所の閉店により、町内でのたばこ販売額が大幅に減少しましたので、減収見込み額を更正減額しました。

款 6 法人事業税交付金 90 万円。

款 7 地方消費税交付金(括社会保障費財源化分)450 万円は実績により増額が見込める金額を増額計上しました。

款 9 地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別減税額控除額を国が補填するものでして、1,305 万円を増額計上しました。

款 10 地方交付税、1 億 2,483 万 3,000 円は、経済対策事業を円滑に実施するためにと普通交付税が追加交付されるものでございます。

21 ページをご覧ください。

款 13 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 4 教育手数料、節 1 美術館手数料 110 万円は、まんが美術館における夏目友人帳の特別企画展など、好評を博しまして、入会者が大きく伸びましたので、観覧料を増額補正しました。

22 ページをご覧ください。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫補助金、節 1 児童福祉費負担金マイナス 544 万 5,000 円。

節 2 障害者福祉費負担金、マイナス 609 万 9,000 円は、実績を見込み更正減額しました。

項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、節 3 街なみ環境整備費補助金マイナス 4,517 万 4,000 円は、国費の配分率が例年より低く、配分額が少なかったので更正減額しました。

ページ飛ばしまして 24 ページをお願いします。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金、節 2 林業費補助金マイナス 1,140 万 2,000 円は、事業費の減額に伴う補助金の減でございます。

25 ページをご覧ください。

目 7 商工費県補助金、節 2 商工費補助金、下段の令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金 3,272 万 7,000 円を計上しました。ルールウイング改修工事に充当いたします。

款 16 財産収入、目 1 財産貸付収入、節 2 建物貸付収入 2 万 4,000 円は、お試し住宅の貸付料を計上しました。

26 ページをご覧ください。

繰入金は各基金からの繰り入れによる事業実績により不用額をそれぞれ更正減額しました。

27 ページです。款 19 繰越金、今回の補正財源として 2 億 7,555 万 8,000 円を計上しました。

28 ページをご覧ください。款 21 町債は起債限度額確定により、それぞれ増額と減額分を計上いたしました。

59 ページから 63 ページにかけて給与費明細書を載せております。

次に、8 ページに戻っていただきたいと思います。第 2 表繰越明許費は、令和 6 年度から令和 7 年度へ、繰越明許費の内訳内容です。

総務費のくま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費事業）から、次の 9 ページの災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業まで、総額 9 億 3,360 万 4,000 円となります。

10 ページから 11 ページに繰越理由を掲載しております。次に 14 ページをご覧ください。また、14 ページに戻っていただきたいです。

債務負担行為の補正で追加です。

番号 1、議会だより作成業務期間は令和 7 年度中、限度額 76 万円。

番号 2、熊本県後期高齢者医療健康審査業務委託。期間は令和 7 年度中、限度額 310 万円。

この 2 つの事業につきまして、いずれも令和 7 年度当初から執行予定の事務事業でありまして、令和 6 年度中から契約手続きを開始できるように債務負担行為を設定するものです。

次に変更です。

番号 3、湯前町避難防災交流施設指定管理料の限度額を 2,378 万 5,000 円から 4,453 万 5,000 円。

番号 4、湯前町グリーンパレス指定管理料 6,776 万円から 6,982 万 6,000 円。

番号 5、湯前町駅レールウイング複合施設再整備事業の限度額を 1 億 9,000 万円から 2 億円。

番号 6、地域おこし協力隊情報機器使用料（観光費）を 144 万円から 171 万円に変更するものです。

14 ページの下の方に内容の説明、15 ページに参考として、契約期間内の限度額を掲載しております。

16 ページ 17 ページをご覧ください。

第 4 表地方債の補正で変更です。

歳入で説明いたしました臨時財政対策債他、事業費ごとに限度額を変更するものです。町債の総額は 6 億 5450 万円となります。

以上説明を終わります。よろしく申し上げます。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**3番（西 靖邦君）** 14 ページのですね、債務負担行為補正、レーウイング複合施設再生整備事業において1,000万円の増加が予定されています。これはですね、地耐力確保のための工事が必要とのことですが、この本件の地盤改良についてですね、極力安価な表層改良工法による、地耐力確保を検討されているのでしょうか。またはそれにもたないからということで柱状地盤改良工法等の別の工法についても検討が必要と考えるのでしょうか伺います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 債務負担行為のレーウイングの関係で地耐力のご質問でございますけれども、当初設計の段階で地質調査を行いまして、想定の部分の地層が出てきて、想定外で地層の部分がちょっと変わっておりまして、その分土量の改良材はもともと当初で見えておりましたけれども、そのボリュームがちょっと増えてくるものですから、そこで債務負担行為を今回お願いするというところでございます。

**3番（西 靖邦君）** それ表層改良工法ですか。セメントと土混ぜるやつですか。31 ページのですね。目2文書広報費、節10需用費、広報印刷製本費マイナス23万1,000円。旬報印刷製本費マイナス30万飛んで6,000円とそれぞれ減額になってます。令和5年度はですね、広報印刷製本費が72万7,000円。旬報印刷製本費が50万9,000円の減額となっており、今年度は減額が小さくなっていますが、例年減額が続いてる理由について、お伺いしたいのです。また、今回の減額分はですね、それぞれどのくらいの部数に相当するのかについても併せて伺います。

**総務課長（西村洋一君）** 金額につきましては、毎年入札を行っておりますのでその入札、またその年によって発行ページ数が違いますので、ページ数の大小によって金額が変わってきますので、大体のところはあまり変わらないところだと思います。しかしながら材料費の高騰とかで、当然、コストは上がってきていますから、その辺はもう企業努力でされますので、入札の結果はもう私たちはどうしようもできないというところでございます。

**3番（西 靖邦君）** 32 ページですけども目5財産管理費、節12庁舎屋根防水工事設計業務委託料についてですけども、44万円の減額になってます。これ令和5年度においてもですね、140万の減額となっていました。例年その減額が続いてるのはどうして理由ですかね。どんな理由ですかね。

**総務課長（西村洋一君）** 単に入札残でございます。

**3番（西 靖邦君）** 32 ページの節17固定電話購入費ですけども、先ほどちょっと説明ありましたけども、また、当初予算計上額495万円ですかね。229万6000円減額とな

って46パーセント削減となっております。この減額はですね、クラウドフォン構築と関係があるのでしょうか、伺います。

**総務課長（西村洋一君）** はい。クラウドフォンを使用するための固定電話機となります。

**3番（西 靖邦君）** クラウドフォンを使うための固定電話、結果要は安くなったわけですか。安価になったわけですか。

**総務課長（西村洋一君）** はい。入札に一般競争入札を利用しまして行いまして、業者が頑張ってくれたものと思います。

**7番（味岡 恭君）** 42ページ43ページの予防費、12の委託料及び18の負担金補助及び交付金、全ての項目が減額であっております。先ほど予防費については、説明がありましたが、全部減額になったというのは何か利用者が少なかったとか、色々患者が患者じゃないでしょうけど、少なかったと思うんですが、どういう理由があったんでしょうかお尋ねいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 例えば妊婦健診委託料につきましても、対象者数が当初予算の見込みよりも少なかったということでございます。その他についても同じような理由でございます。

**7番（味岡 恭君）** 利用者が少なかったのが減額になっていることはわかるんですが、何でその利用者が少なかったのかということ聞いたかったんですよ。例えば、何か原因があるんじゃないかと思って、その辺が、色々勧奨してあったんでしょうけど値を予防してください、受けてくださいということは言っているんでしょうけど。利用者が少なかったことはわかるんですが、なんでそう少なかったのか聞いたかったです。

**保健福祉課長（高木堅介君）** すいません。まず、妊婦健康診査委託料関係ですね、妊婦さんとあと新生児聴覚検査委託料、これここ数年、当初予算におきまして、年間の出生数を20人と期待も込めて予算を組んでいたところです。実績は、15~6名ということですね、そこを出生数の減が一番の大きな理由になります。

**7番（味岡 恭君）** 総合健診料が400万円程度ぐらい減額なっておりますけどその理由はなんだったんでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** はい。総合健診委託料につきましては、ここも見込みで人数を当初予算で立てておりますが、総合健診は希望調査をとりまして申し込みを受けますので、その申し込みが少なかったということと、本町はもう人口減少も進んでいるっていうのもありまして、ここは年々ちょっと減っているような状況でございます。

**7番（味岡 恭君）** 7年度に関しましてこれなんか広告方法というか、宣伝じゃないでしょうけど、やはりやっぱ周知に努めるといふこと、なんか方法は考えておられるんでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 総合健診はもうすでに、少し前に希望調査とりまして、まとまって終わっているところです。今日までの申し込み締め切りで集団健診の方の申し込みを取っているところです。回覧とですね対象者には詳しい検診機関のパンフレットとかを同封しまして、送っているところでございます。ただ人口は減っているんですけども、検診機関、特に日赤さんにおいては検診料自体が上がっておりますので、受診者数が減っても、健診料が上がるってというような現象も起きているところでございます。

**6番（森山 宏君）** 34 ページのですね、負担金補助及び交付金、一番上の空き家リフォーム等補助金ですね、マイナス 100 万円。多分このリフォーム補助金っていうのは、ものすごく倍率があったと思いますけども。これが、実行されなかったっちゃうか、その残になったっていうのは、どうしてでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 森山議員のご質問ですけれども、空き家リフォームとですね、住宅リフォームと2つ制度がございまして、空き家リフォームの方は、今回の場合はなかったということで更正減額をさせていただいているところでございます。

**1番（田山幸平君）** 39 ページの先ほど御説明いただいたんですけども、民生費、社会福祉総務費の委託料で、支援センターが休業されたということだったんですけども、休業ということは、再開をされるってというような、目途なり、方向性は立たれているんでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 地域活動支援センターにつきましては、そこにおられた職員の方が辞められたということで、職員が不在ということで今、休止になっているようです。その後職員募集とかもされているとは聞いていますが、なかなか確保ができないということで、まだ再開の目途はないところと聞いております。

**2番（吉田精二君）** 35 ページの目 11 電子情報管理費の負担金補助及び交付金の、県町村電子自治体共同運営協議会負担金、マイナス 2,008 万 5,000 円ですかね。減額になっておりますが、減額したところで共同運営につきましては、支障は出てないんでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** この共同運営といいますのが、共同で一緒にソフト、システムを使うのではなくって、各町村が、県が取りまとめて、一緒に入札とか行って同じ商品をですね。そうすることによって安価に抑えようという、あれですので本町がずれ込んだらもう、本町のせいではずれ込んだではなく基金のほうの準備というか他の町村との、一緒にやったということで入札とかそういった手続きが遅くなったということでありまして、特にほかの町村に迷惑をかけたということとはございません。

**2番（吉田精二君）** はい。44 ページの一番上ですね、農業委員会費の報酬が最適化推進活動においては、報酬につきまして、昨年におきましても令和 4 年から 5 年ですかね、にかけて減額になっております。今年度につきましても大幅な減額になっておりま

すが、これにおいて非常に委員さんたちのモチベーション等も下がるとは思います、そこにつきまして町のほうで対策を講じてらっしゃいますか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** ご質問のところでございますが、この最適化推進交付金、国のほうから入るんですけども、これは熊本県下で、ほとんどの町村が減額となっていたところございまして、これに対する令和5年度までは、減少額の9割を補填されていたところでございますけども、これについてはもう令和6年度からなくなったということでございます。これはもうほとんどの町村です。で、そのことによってもう純粋な国からの交付金のみでのこの交付金としての委員さんへの配分ということになっております。町のほうでの対策につきましては、球磨郡の農業委員会事務局長会議のほうでかなり議論をしまして、町での上乗せ等々をしようかどうかというのも議論してきました。ただ郡市のほうでは、その対策はちょっとできないなというところで減額そのままになったんですけども、ただ令和7年度からの交付金につきましては、委員さんの活動、これは記録簿等々ですね、記入が求められる日数で、また再計算されて交付金となるようございまして、ここはしっかりと委員さんにお伝えして、令和7年度に向けたこの交付金の減額を解消するといいますか、そういったことで対応していくということでございます。

**6番（森山 宏君）** 45ページですね、農耕車資格取得補助金ですか。多分大特の免許を取るのに補助していただくシステムだったと思いますけども。確か1万円ぐらいだったと思うもんですから、本町において申請者はどのくらいぐらいおられて、もし可能であれば、無資格者っていうかたが、当然、散在されているんでしょうか。見込みでも構いませんけども。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 当初予算の方では5名というところで予算を組ませていただきました。実績としまして、令和6年度、1名の方がこの補助金を使われて、免許を取得されております。あと湯前町内で、無資格者といいますか免許、大特にしる農耕車に限るといった、免許を持っておられる・おられないというのは、農林振興課では把握はしておりません。

**6番（森山 宏君）** はい。申請者が1人っていうことは、もうほとんどの方が大特取っておられるのかなというふうには思いますけども。今度、町長が昨日話されたように座談会ですか、ああいうときで聞かれたほうが、それで違反になるわけじゃないので聞かれとって、把握しとったほうが良いんじゃないかなと。そうしないと、もしも道交法違反で引っかかったときに、無資格になりますし、170センチっていう枠っていうのが、それと750キロ、けん引の場合ですね、これ一っていうのが周知されてないと、JAさんが売るときには、そのサイズで売るんですけども免許の有資格というのは確認しない

ので、そこの今度の座談会ですか。そんなときでも、把握される機会を作っていたいただければと思いますけども。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 令和6年度のほうでの営農座談会、2日間行いますけれども、このときにでも、この町単独補助金の中の農耕車資格取得の補助金のご紹介はしております。この無資格者の方は、取得者していただきたいという願いはしております。またこの農業機械の免許取得補助金というのは、警察に捕まるためではなくて、農耕車による事故を防いでいただくということが最大の私どもの目的でございますので、そこは、農家の方、生産者の方に十分お伝えして、資格を持っておられない方は、やはり、大特免許。農耕車に限る免許。これを取得していただいて、安全運転、安全確保といえますか、そういった作業に従事していただき、そういったことをお伝えしながら、この営農座談会にも、来週ですけども、臨みたいと思っております。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**8番（倉本 豊君）** はい。喫煙者じゃございませんが、20ページにですね、町たばこ税の減698万9,000円、先ほど販売を止められたということでの減額というふうに説明がございました。そこでですね1つ、私が聞いているのは、旧札対応の自販機これを変えなければならないので、自販機を止めたというような話も聞きましたんで、そこら辺の対応は町としては何も考えてないわけですかね。例えば商工会のほうもですね、含めてといえますのもこれ、自主財源ですよ、丸々でありますので、万が一その、幾らするか知りませんが、幾ばくかしかの補助なり何なりがあったならば、買い換えてでもっと、なってきたのかなというふうに思いましたもんですから。そこら付近の話は何もございませんでしたか。

**総務課長（西村洋一君）** 旧札変わった時に自動販売機全体の事業の方が大変だというのは、ニュース等で拝見したわけですが、町内のたばこ販売者の方から町に直接その窮状を訴えられたということはなかったところでございます。

**8番（倉本 豊君）** なかったということは現実的にそうでしょう。ただその時に、やはり何か手だてを考えてあげるという、思いやりのなことができなかったのかなというふうに思ったもんですからですね。多分その辺も600万円の原因の1つかなというふうに思っておりますんで、当初予算がまた審議されますけれども当初予算で1,500万円程度しか組んでございませんで、私が言いたいのは貴重な自主財源だったのになあということですので、今後何かそういう、補助なり何なりを考えてみられたらどうかというふうに思ったんですが、町長どう思われますか。

**町長（長谷和人君）** 今回の700万円近い金額をですね、更正減額させていただきました。自販機の影響かとかはわかりませんが、1つには大きな原因として、私も実はヘビースモーカーだったんですけども、健康志向、人間ドックで引っかかりまして、

たばこのほうについてはですね、止めた経緯がございまして、近年またその状況がいわゆる健康志向で、飲む人が減ってきてる。これが一番大きな原因ではなからうかなというふうに私は分析します。ただですね、今町内で販売されている戸数といいますか。分については、知る限りは2つぐらいしかないかなと思っています。今扱ってらっしゃる、たばこのいわゆる種類といいますか。それもかなり減ってきているんじゃないかなというふうにも思います。その分だけですね、数が減っているっていう原因も、2つ目にはあるのではなからうかなというふうに思います。今倉本議員がおっしゃった、そういうふうな自販機の補助と、いうふうなお話も聞きましたので、ここは商工会の方ですね、にもちょっと聞いてみたいと思います。どういうふうな、その時に経緯があったのかどうか、そこら辺も含めてちょっと調べさせていただきたいと思います。以上でございます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算(第12号)について」を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日3月8日から3月9日までの2日間を休会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月9日までの2日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** お諮りします。ただいま、令和6年度一般会計補正予算の審議が終了したところですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は3月10日、午前10時に開きます。

議事は、補正予算、当初予算等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----  
延会 午後2時04分

第 3 号

3 月 1 0 日 ( 月 )



令和7年第3回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和7年3月10日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第24号 | 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について    |
| 日程第 2 | 議案第25号 | 令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算(第4号)について       |
| 日程第 3 | 議案第26号 | 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第6号)について      |
| 日程第 4 | 議案第27号 | 令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 5 | 議案第28号 | 令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)について        |
| 日程第 6 | 議案第29号 | 令和7年度湯前町一般会計予算について                 |

2. 応招議員

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 田山幸平 | 2番 吉田精二  |
| 3番 西靖邦  | 4番 遠坂道太  |
| 5番 椎葉弘樹 | 6番 森山宏   |
| 7番 味岡恭  | 8番 倉本豊   |
| 9番 山下力  | 10番 金子光喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
育	長	北	崎	真	介	保	健	長	高	木	堅	介
税	長	稻	森	一	彦	企	画	長	伊	藤	賢	郎
建	長	浅	田	徹	裕	農	林	長	高	橋		誠
設	長	椎	葉	泰		振	興	長				
水	長					課	長	兼				
道	長					農	業	委				
課	長					員	會	事				
長	長					務	局	長				
係	長											

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 3 回湯前町議会定例会、第 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 24 号 令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号) について

議長（金子光喜君） 日程第 1、議案第 24 号、「令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。

どうぞ本日もよろしく願います。

それでは、議案第 24 号、令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,423 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 億 8,876 万 1,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、一般被保険者療養給付金など、年度末に当たり歳入歳出全般にわたりまして、各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

税務町民課長（北崎真介君） 皆さんおはようございます。

議案第 24 号、令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)について、御説明いたします。9 ページの事項別明細書、歳出から願います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費及び項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費については、実績及び見込みによる不用額をそれぞれ更正減額しました。また、項 3 運営協議会についても、研修 3 回の欠席などにより 15 万 1,000 円更正減額しました。

10 ページをご覧ください。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費については、実績見込みにより、節 18 負担金補助及び交付金に一般被保険者療養給付費 900 万円を更正減額し、目 2 退職被保険者等療養給付費、目 3 一般被保険者療養費、目 4 退職被保険者等療養費につきましても、同じく実績見込みによりそれぞれ更正減額しました。

目 5 審査支払手数料、節 11 役務費も同様に 10 万円を更正減額しました。また、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、節 18 負担金補助及び交付金は 150 万円、項

4 葬祭諸費、節 18 負担金補助及び交付金も同じく実績見込みにより、10 万円を更正減額しました。

11 ページをご覧ください。

款 3 国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金の額が確定しましたので、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者後期高齢者支援金分 251 万 9,000 円を更正減額しました。

項 2 後期高齢者支援金等分は、不足分 17 万 3,000 円を計上し、また、項 3 介護納付金分は、46 万 7,000 円を更正減額しました。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費は実績により、節 8 旅費 1 万 7,000 円を更正減額しました。

12 ページをご覧ください。

款 5 基金積立金は、基金利子の確定により、1 万 6,000 円を更正減額しました。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 4 償還金は、実績が確定しました、令和 5 年度保険給付費等交付金償還金 27 万 2,000 円を計上しました。また、目 5 国庫支出金返還金は、同じく実績確定しました、令和 5 年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金精算返還金として、5,000 円を計上しました。

続きまして、歳入を説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、各節ごとに調定及び実績見込みによる調整を行い、総額 182 万 7,000 円を更正減額しました。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料も実績見込みにより、3 万 3,000 円を更正減額しました。

款 3 県支出金は、当初予算におきまして、被保険者証廃止に伴う資格確認書交付対応及びマイナンバーカードの被保険者証の一体化に係るシステム改修費 382 万 1,000 円を特別交付金に含めておりましたが、予算の性質上、別記したほうが適当と考えられ、組み替えを行いました。

8 ページをお願いします。

款 4 財産収入、項 1 財産運用収入は、基金利子が確定しましたので 1 万 6,000 円を更正減額しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1・2 基金基盤安定繰入金は、実績見込みによりそれぞれ 36 万円、25 万 9,000 円を計上し、節 3 未就学児均等割保険税繰入金は、これまでの実績見込みにより、3,000 円を更正減額しました。

節 4 職員給与費等繰入金では、歳出の一般管理費等対象額の 43 万 9,000 円を更正減額しました。これら一連の減額補正に伴い、繰越金 1,253 万 3,000 円を更正減額しました。

歳入歳出それぞれ1,423万2,000円を更正減額した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

## 日程第2 議案第25号 令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について

**議長（金子光喜君）** 日程第2、議案第25号、「令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第25号、令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、流域下水道維持管理負担金など、年度末に当たり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。

また併せまして、企業債の補正と一時借入金の補正のほか、一般会計からの補助金を7,859万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** おはようございます。議案第25号、令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正になります。湯前町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入、第1款、下水道事業収益1億5,270万円から364万7,000円を減額し、1億4,905万3,000円とし、支出、第1款、下水道事業費用、1億5,175万6,000円から374万4,000円を減額し、1億4,801

万2,000円とするものです。今回の補正は、一般会計からの補助金を更正減額し、流域下水道維持管理負担金等の不用額を更正減額するものです。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正になります。予算第4条、本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、5,048万2,000円を5,152万3,000円に当年度利益剰余金のうち、5,048万2,000円を5,152万3,000円に改め、第1款、資本的収入、2,635万6,000円から31万6,000円を減額し、2,604万円とし、支出、第1款、資本的支出7,683万8,000円に72万5,000円を追加し、7,756万3,000円とするものです。今回の補正は、国からの追加補正により、県が管理する浄化センターの機械設備更新等によるもので、収入の財源更生支出は、流域下水道建設負担金の補正、企業債返還は不要額を更正減額するものです。

次に3ページをお願いいたします。

第4条、企業債の変更です。起債の目的は、下水道事業で補正前の限度額780万円を補正後、限度額890万円とするものです。

第5条、一時借入金の補正です。一時借入金の借入の最高額110万円を追加し、一時仮借入金の最高額を890万円とするものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分1年間の予算とするものです。

第7条、一般会計から補助金を受入れる金額は今回の補正により、7,859万7,000円とするものです。

次に、11ページをお願いいたします。

令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）見積の基礎により、収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入は、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3一般会計補助金364万7,000円を更正減額しました。支出は、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1汚水管渠費の節5法定福利費、節7旅費は、不用額をそれぞれ更正減額しました。

目3総係費、節10光熱水費は物価高騰に伴い、マンホールポンプ電気代に不足する15万円を補正し、節9燃料費、節20賃借料、賃借料は不用額を更正減額し、節26負担金は実績により20万円を更正減額しました。

目4負担金は、流域下水道維持管理費、前年度の生産数量の精算により、94万2,000円を更正減額しました。

項2営業外費用、目1支払利息、節1企業債利息は利息額の決定により、3万4,000円を更正減額しました。

目4、その他営業外費用、節1営業外費用は、消費税の確定により、262万1,000円を更正減額しました。

次に、12ページをお願いいたします。

令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）見積の基礎により、資本的収入及び支出を御説明いたします。

収入は財源の更生となり、款1資本的収入、項1企業債、目1下水道事業債、節1下水道事業債は110万円を補正し、項2出資金、目1一般会計出資金は、141万6,000円を更正減額しました。

支出は、款1資本的支出、項1建設改良費、目4流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金につきましては、国からの追加補正により、県が管理する浄化センターの機械設備更新等による、湯前町の負担金として、111万6,400円を補正しました。

項2企業債償還金、目1企業債償還金、節1下水道事業債元金償還金は、元金償還金の決定により、43万9,000円を更正減額しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（吉田精二君）** 3ページですけども、一時借入金の補正で今回110万円補正してあります。もう3月になって、今から不足が生じると思いますけれども、これにつきましては、例えば、上の第4条で企業債が同額110万円増額補正してありますが、企業債が入るまでの間の借入ということで理解してよろしいでしょうか。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 今2番議員さんがおっしゃられたとおりで計画しております。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、「令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決しました。

-----  
**日程第3 議案第26号 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第6号）  
について**

**議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第26号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第26号、令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,894万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億8,093万5,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険給付費の補正など、年度末であり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第26号、令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

今回の補正は、主に年度末までの実績見込みを基に更正減額または増額計上するものでございます。主なものにつきまして、事項別明細書、歳出から御説明いたします。

9ページをお願いします。

款1総務費は、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料に介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料33万円を増額計上し、そのほかは不用額を更正減額しました。システム対応委託料の財源として2分の1ずつ16万5,000円を国庫補助金と一般会計繰入金に計上しました。

今回の制度改正に伴うシステム対応につきましては、介護保険料標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80万9,000円に見直されたため、令和7年4月1日の施行に向けて対応するものです。

具体的には、令和6年に支給された老齢基礎年金額が満額の場合には、80万円を超えるため、満額受給者の介護保険料負担に影響が出ないようにするものです。

また、令和7年8月からは、高額介護サービス費や施設介護サービス利用時の補足給付における所得基準についても同様に措置される予定となっております。

10ページから11ページにかけて、款2保険給付費は、不足が見込まれる項1介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費を940万円、項4高額介護サービス等費の高額介護サービス等費を99万5,000円、高額医療合算サービス費を27万6,000円を増額計上し、そのほかは不用額を更正減額しました。

11ページから13ページにかけて、款3地域支援事業費は、不用額を更正減額しました。款4基金積立金は、介護保険給付基金の利子分を計上しました。

次に歳入について御説明いたします。7ページから8ページになります。

歳入については、歳出で計上した額に対し、それぞれの負担割合等に基づいた額を計上しました。また、8ページの款6財産収入は、介護保険給付基金利子を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

#### **日程第4 議案第27号 令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について**

**議長（金子光喜君）** 日程第4、議案第27号、「令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第27号、令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、431万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7,850万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、保険基盤安定負担金の補正でございます。また、債務負担行為の補正も行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**税務町民課長（北崎真介君）** それでは、議案第27号、令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

11ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費において、節 7 報償費、節 8 旅費、節 10 需用費及び節 11 役務費では、会議等の減少や通知者の減少により、その実績から不用額それぞれ 1 万 6,000 円、5,000 円、11 万円及び 9 万 8,000 円を更正減額しました。

節 12 委託料では、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に係る委託事業を実績見込みにより、111 万 1,000 円を更正減額しました。合計 134 万円の更正減額となりました。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、節 18 負担金補助及び交付金では、被保険者保険料負担金は、確定している調定額と見込額を勘案し 48 万 4,000 円、また、保険基盤安定負担金が確定しましたので、239 万 4,000 円をそれぞれ更生減額しました。

款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金は、実績見込みにより事務費繰出金を 9 万 9,000 円更正減額しました。

次に歳入を説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料、節 1 現年度分は、既に確定している調定額に今後の収入見込みを勘案して、415 万 3,000 円を更生減額し、目 2 普通徴収保険料、節 1 現年度分に、これまでの実績に今後の見込みを加え 366 万 7,000 円を計上しました。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金は、歳出で御説明しました、一般管理費に係る旅費、役務費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託料などに対応する額の実績見込みにより、133 万 8,000 円を、目 2 保険基盤安定繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金に、歳出でご説明しました負担金の交付額が確定したため、同額 239 万 4,000 円を更正減額しました。

歳入歳出それぞれ、431 万 7,000 円を減額した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号、「令和 6 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決し

ました。

-----  
**日程第5 議案第28号 令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)について**

**議長(金子光喜君)** 日程第5、議案第28号、「令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長(長谷和人君)** 議案第28号、令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、工事請負費のほか、年度末であり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。

また、企業債の補正と一時借入金の補正のほか、職員給与費を流用する場合は議会の議決が必要となるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいいたします。

**建設水道課長(稲森一彦君)** 議案第28号、令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)について、御説明いたします。2ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出の補正になります。

湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するもので、支出、第1款、水道事業費用、7,245万9,000円から2万3,000円を減額し、7,243万6,000円とするものです。

今回の補正は市町村共済組合の利率の変更により、法定福利費を減額するものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正になります。

予算第4条、本文括弧書中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2,941万4,000円を4,515万9,000円に過年度分損益勘定留保資金、2,113万7,000円を3,688万2,000円に改め、第1款、資本的収入、1億39万8,000円に5,175万5,000円を追加し、1億5,215万3,000円とし、支出、第1款、資本的支出、1億2,981万2,000円に6,750万円を追加し、1億9,731万2,000円とするものです。

今回の補正は国からの追加補正によるもので、配水管布設替工事、送水管布設替工事の設計委託を実施することとしております。

次に3ページをお願いいたします。

第4条、企業債の変更です。起債の目的は水道事業で補正前の限度額7,000万円を補正後限度額1億500万円とするものです。

第5条、一時借入金の補正です。一時借入金の借入額の最高額に3,500万円を追加し、一時金の最高額を1億500万円とするものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分1年間の予算とするものです。

次に10ページをお願いいたします。

令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)見積の基礎により、収益支出を御説明いたします。

款1水道事業費用、項1営業費用、1総係費、節5法定福利費は市町村共済組合の利率の変更により、不用額を更正減額しました。

次に資本的収入及び支出を御説明いたします。

収入は国からの追加補正に基づき、配水管等更新工事、送水管布設工事の設計委託を実施するため、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、節1企業債、3,500万円を補正し、項4国県支出金、目1国庫補助金、節1国庫補助金1,675万5,000円を補正しました。

支出は、款1資本的支出、項1建設改良費、目2排水設備改良費、節1工事請負費に上村・植木配水管更新工事5,800万円。上村・植木給水管更新工事350万円。

節2委託料に送水管布設工事設計業務委託600万円を補正しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長(金子光喜君)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、「令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長(金子光喜君)** 起立全員。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決しました。

-----  
**日程第6 議案第29号 令和7年度湯前町一般会計予算について**

**議長(金子光喜君)** 日程第6、議案第29号、「令和7年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

新年度の予算案については、予算編成方針の説明があったところです。ここで本案の審議の方法についてお諮りします。

最初に事項別明細書の歳出から款ごとに説明を求め、質疑は款、一部、項ごとに行います。次に、議決に付された各表と歳入全課の説明及び質疑をし、付属調書等の説明は省略します。最後に、予算案全体にわたって補足または総括しての質疑をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、最初に事項別明細書の歳出から款ごとの説明、質疑は款、一部、項ごとに行い、次に、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に予算案全体にわたって補足または総括しての質疑をすることにいたします。

最初に事項別明細書の歳出、款1 議会費の説明をさせます。

**議会事務局長（赤池昌信君）** それでは、款1 議会費を説明いたします。

予算書 29 ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度予算額として6,840万6,000円を計上いたしました。令和6年度と比較して272万4,000円の増となっております。

令和7年度一般会計予算の歳出総額に占める割合は1.6パーセントとなっております。増の主な理由は、職員の人件費、備品購入費、出張に伴う経費の増などによるものでございます。

それでは節1 報酬から順に御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費までは、議員の皆様及び議会事務局職員の人件費関係を計上しております。議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います、共済金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しておりまして、令和6年度と比較して、66万2,000円減の742万5,000円を計上いたしました。

節8 旅費は、本会議、全員協議会、常任委員会、特別委員会が対象となります、議員会議出席に伴う費用弁償103万1,000円、それ以外の会議出席や出張に伴う費用弁償268万円、事務局職員の普通旅費63万2,000円を計上しました。

節9 交際費は、議長交際費として、前年度同様63万円を計上しました。

節10、需用費では、議会だよりと会議録の印刷製本費107万円などを計上いたしました。

節12 委託料では、会議録電子データ化業務委託料として140万円を計上しました。古い時代の会議録が紙媒体のみの保存となっております、マイクロフィルムで永久保存するためのものがございます。令和7年度は、昭和54年から昭和62年までの分を行う予定であります。また、本会議映像配信業務委託料72万6,000円を計上しました。これは一般質問の映像を配信するための委託料でございます。

30ページをお開きください。

節 17 備品購入費は、議場用椅子購入費 167 万 2,000 円を計上しました。議場の椅子が相当古くなっておりますので、交換するもので、令和 6 年度におきましては、議員席の椅子を交換しましたが、令和 7 年度については、執行部側分を購入する予定でございます。

節 18 負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。

以上で款 1 議会費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから、款 1 の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款 1 議会費の質疑を終わります。

次に、款 2 総務費の説明を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** 同じく 30 ページです。款 2 総務費を御説明申し上げます。

款 2 総務費は、全体で 9 億 7,539 万 6,000 円を計上しました。前年度と比較して、18 万 5,000 円の増であります。歳出に占める構成比は 22.4 パーセントになります。

以下、目ごとに主なものを御説明いたします。

目 1 一般管理費につきましては、1 億 5,712 万 2,000 円を計上しました。前年度と比較して、3,114 万円の減でございます。

それでは、節毎に主なものを御説明いたします。

節 1 報酬 247 万円は、会計年度任用職員 1 名の報酬を計上しました。なお、昨年まで情報開示審査会ほか各種審査会等の委員報酬もここに計上しておりましたが、一般管理費には職員に関する経費のみという考え方で、それ以外の経費は、令和 7 年度からは目 12 諸費に計上しております。

節 2 給料 5,908 万 5,000 円は、町長・副町長及び総務課職員等の給料を計上し、節 3 職員手当等 5,013 万 4,000 円についても同様に、町長・副町長及び総務課職員の期末手当、退職手当負担金のほか、時間外勤務手当等各種手当等を計上しました。なお、特別職と一般職の退職手当負担金が令和 6 年度と比較して大きく減額となっておりますのが、役職定年制度導入により定年が延長し、令和 5 年、7 年、9 年、11 年、13 年は定年者がいない年となりましたので、その年は特例で負担金の額が 4 分の 1 に減額となっているためでございます。

31 ページをご覧ください。

節 4 共済費は、一段目、市町村共済組合負担金 1,919 万 4,000 円のほか、職員の雇用に関する保険料等を計上しております。

節 8 旅費 252 万 4,000 円は、町長・副町長及び職員の出張旅費と会計年度任用職員の通勤手当を計上いたしました。増額の理由は宿泊料等の高騰でございます。

節 9 交際費、町長交際費は 107 万円を計上しました。企業の森でお世話になっております企業やワーケーション参加企業、企業版ふるさと納税をいただいた企業など、様々な企業等と連携・親交を深めまして、継続的な支援をいただけるよう努力してまいります。また、昨年まで、教育長・農業委員会会長の交際費も町長交際費として一括して処理しておりましたが、令和 7 年度からは、それぞれ分けて計上し、費用の明確化と事務処理の簡素化に努めます。

節 10 需用費、一段目、消耗品費は 650 万円と昨年度と比較して 50 万円増でございます。物価高騰を見込んでの増となっております。

一番下、被服購入費 14 万円は、新規採用職員の防災服を購入いたします。

節 11 役務費、90 万 4,000 円は、一般文書の切手等の通信費、広告料のほか、災害対策費用保険料 60 万 7,000 円を計上しました。これは、集中豪雨や台風接近の際の避難指示や高齢者等避難を発令した場合に避難所の設置、飲料水や食料の提供、対応に要した職員人件費に対して保険金が支払われるものです。

節 12 委託料は、2 段目、職員健康診断委託料 143 万 9,000 円、32 ページをお願いします。アルコールチェック機械保守委託料 12 万 7,000 円を計上いたしました。

節 13 使用料及び賃借料は 682 万 3,000 円でございます。

3 段目、昨年度から運転記録証明申請手数料 7 万 1,000 円を計上しておりますが、職員の安全運転意識の向上により事故・違反の抑止効果が生まれ、その効果があっただろうかは定かではございませんが、湯前町役場は令和 6 年度の優良安全運転管理者表彰を受賞しました。

7 段目、オンライン研修システム使用料 33 万円は、業務量の増加により外に出かけての研修が受講しづらい環境でございますので、仕事の合間を縫ってオンラインで研修が受けられる環境を整えます。

人事評価システム使用料は、新たなシステムに変更し、昨年度の 132 万円から 33 万円に減額となりました。例規集管理システム使用料は、文書広報費から計上先を変更しました。また、庁舎内 BGM システム使用料 7 万 7,000 円は、来庁者の相談内容が周りに漏れにくくなるマスキング効果、職員のメンタルヘルス対策、集中力・生産性アップなど、職場環境の改善を図るために導入いたしました。

節 17 備品購入費、47 万 9,000 円は、一般職員・地域おこし協力隊員の増、また机・椅子の老朽化が激しく、その購入費を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金 265 万円は職員研修費でございます。昨年度は 300 万円でしたが、オンライン研修の増加が見込まれ減額しました。また、諸費から一般管理費へ計上先を変更しました。

目2 文書広報費につきましては、283万9,000円を計上しました。広報・旬報発行に関する経費を計上しております。

33ページをお願いします。

目3 財政管理費につきましては、9,777万9,000円を計上しました。大きく増額しておりますが、主な理由は積立金の増でございます。

節24 積立金、ふるさと納税の寄附金を「ふるさと応援基金」へ7,702万円、水の恵み交付金を「水の恵み交付金基金」へ1,001万3,000円を積立金として計上したほか、各種基金へ利息等をそれぞれ積み立てます。

目4 会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上しました。

34ページです。

公金振込手数料156万4,000円を計上しました。元々公金振込手数料は無料でありましたが、令和6年度から各金融機関とも有料となっているところでございます。

目5 財産管理費につきましては、3,261万円を計上しました。令和6年度と比較して、1億2,556万3,000円の減額でございますが、減額の理由は役場庁舎屋根防水工事分です。

節1 報酬から節8 旅費まで、町長車運転の会計年度任用職員の人件費を計上しました。

節11 役務費、673万6,000円については、電話料56万円は、クラウドフォンに変えたことにより大幅に減少となりました。また、ドローン保険料23万2,000円を計上しました。そのほか町有建物災害保険、公用車保険など、それぞれ計上いたしました。

節12 委託料、742万円は、35ページをお願いします。

庁舎トイレ及び多目的トイレ整備工事設計業務委託料500万円ほか、役場庁舎警備委託料など、役場庁舎関係の各種委託料を計上しました。なお、庁舎トイレ及び多目的トイレ整備工事設計業務が終了したのちに、工事請負費の補正対応を計画しています。

節13 使用料及び賃借料、538万4,000円は、総務課で管理します公用車のリース料、電話サービスのライセンス使用料等を計上しました。

節15 原材料費80万円は、里道維持補修用の原材料費となります。

節26 公課費18万9,000円は、公用車の車検に伴うものです。

以上となります。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 目6 公有林管理費です。

目6 公有林管理費は9,624万5,000円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なもので、令和6年度と比較しまして、947万9,000円の増額となりました。

主な増額は、町有林の森林災害保険料の見直しによる増額と新たに未来工房株式会社様と企業の森事業を開始することによるものです。

節 7 報償費は還暦者植林記念品 1 万 7,000 円を計上しました。記念植樹の苗木代でございます。

節 10 需用費は 31 万 1,000 円を計上しました。

消耗品費 6 万 4,000 円ほか公用車の燃料費、公用車の車検時の修繕料、また食糧費をそれぞれ計上しました。

節 11 役務費は 3,100 万 8,000 円を計上しました。

主なものは、森林災害保険料ですけれども、これまで対象森林区域ごとに単年度保険や複数年保険と契約が混在したものでしたので、10 年の複数年保険に見直すことで、長期的な保険料総額の減額ができますので、令和 7 年度は一時的に高くなる保険料となりますが 3,096 万 3,000 円を計上しました。

節 12 委託料は 6,187 万 8,000 円を計上しました。令和 6 年度から 1,834 万円の減額でございます。

町有林造成事業委託料は 1,956 万円を計上しました。再造林 2.15 ヘクタールほか、防護柵の設置、下刈りなどを計画しています。森林環境保全事業の国と県の補助金を利用させていただき事業となります。

次に、4 つの企業との協働の森づくりの予算でございます。まず、くれないの森造成事業委託料は 32 万 6,000 円を計上しました。下刈りを計画しています。

次に、J T の森造成事業委託料は 2,347 万 8,000 円を計上しました。令和 6 年度から 3 年間の第 4 期目をスタートし、令和 7 年度は、再造林ほか、防護柵の設置、下刈り、間伐を計画しています。

次に、ダイダンの森造成事業委託料は 1,122 万 3,000 円を計上しました。再造林、防護柵の設置、下刈りを計画しています。

次に、みらいの森造成事業委託料は 379 万 1,000 円を計上しました。令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の新たな企業との協定です。協定先は、久留米市の株式会社未来工房様でございます。再造林ほか、防護柵の設置を計画しています。

36 ページです。

公有林管理委託料は 350 万円を計上しました。町有林の巡視作業、路網管理、境界測量、そして林道や作業道の路面補修等に要するものを委託します。

次に、節 13 使用料及び賃借料は、98 万 3,000 円を計上しました。森林 G I S システム使用料と積算システム等使用料でございます。

次に、節 15 原材料費 14 万 6,000 円は、湯前小学校を卒業される小学校 6 年生の記念植林の苗木代を計上しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金 185 万 6,000 円を計上しました。

森づくり実行委員会補助金 184 万円は、企業・法人等との協働の森づくり事業のソフト的な事業を行うものでございまして、企業 4 社との協定による活動を行うために、企業社員とご家族の皆様を本町にお招きして、イベント的な植林や枝打ち体験など森林整備の体験活動などに要する経費が主なものでございます。

次に、節 26 公課費 4 万 6,000 円は、公用車の車検による自動車重量税でございます。以上です。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第 6、議案第 29 号、「令和 7 年度湯前町一般会計予算について」の説明の途中です。

公有林管理費の説明が終わったところです。

ページは 36 ページからです。発言を許します。

**総務課長（西村洋一君）** 目 7 交通安全対策費です。879 万円を計上しました。

交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節 7 報償費、交通指導員報償費 324 万 7,000 円は、これまでの実績をベースに積算して計上してございます。

節 10 需用費の光熱水費 240 万円は、街路灯・防犯灯の電気料でございます。また、修繕料は、135 万 9,000 円を計上しました。水銀灯タイプの街路灯の老朽化による故障が目立っており、故障の順に LED 照明に交換をしております。

節 14 工事請負費 130 万円は、防犯灯 LED 化更新等工事について、ふるさと応援基金いわゆるふるさと寄附金を活用させていただき、子ども達の通学路を主体に学校側、地区要望箇所等を考慮して取換えを行っています。なお、昨年まで計上しておりました、交通安全施設設置工事は、町管理部分では現時点で充足していると考えておまして、新たな設置の要望等が上がり、その内容が必要であると判断できる場合は、補正で対応したいと考えております。

節 18 負担金補助及び交付金 35 万 4,000 円は、各種協会等の負担金を計上しました。

目 8 防災諸費は、1 億 617 万 4,000 円を計上しました。

まず、節 7 報償費 28 万 6,000 円は、重機等操作研修の講師等謝金を計上しました。

節 10 需用費の消耗品費 8 万円は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金の対象とならない消耗品・事務用品等を計上しました。

また修繕料 10 万円は、チェーンソーなどの防災用機械の修繕料となります。

37 ページをお願いいたします。

節 11 役務費 32 万 5,000 円は、災害発生時における住民と役場との非常用通信手段の確保、役場対策本部と災害現地調査に向かう職員との山間部での通信手段の確保のための通信機器の通信料などを計上しました。

節 12 委託料 1,163 万 7,000 円は、防災ラジオシステム維持管理業務委託料 790 万 5,000 円をはじめ、防災ラジオシステムメール連携改修委託料 33 万円は、上球磨消防署とのメール連携システムでして、火災発生場所を消防指令センターからのメールを解析し、どこで火災が発生しているかピンポイントで消防団員のスマートフォンの地図に表示できるようにするなど、連携内容を変更するもので、湯前町指定避難所空調整備工事管理業務 300 万円は、中学校体育館の空調整備工事に伴うものです。

節 14 工事請負費の中で指定避難所空調整備工事 8,700 万円は、指定避難所である中学校体育館に空調を整備するものでございます。また、防災拠点等整備工事 300 万円は、現在の洋会議室を災害対策本部室として使用できるよう、A フロア工事等を行うものです。

節 18 負担金補助及び交付金、湯前町自主防災組織活動補助金 230 万円は、自主防災組織が自主的に実施する事業について、その経費を各組織上限 10 万円補助するものです。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 同じく 37 ページになります。

目 9 企画調整費は、1 億 9,581 万円を計上しました。令和 6 年度に比べ、2,836 万 8,000 円の増額となります。増額の主な要因は、ふるさと納税寄附見込額の増に伴う必要経費が主なものです。節ごとに説明いたします。

節 1 報酬に 269 万 9,000 円を計上しました。振興計画策定審議会報酬、移住定住促進事業に携わる地域おこし協力隊 1 名分の報酬を計上しました。

振興計画策定審議会報酬は、第 6 次総合計画や第 2 期湯前町総合戦略、過疎計画の検証分に係る報酬、地域おこし協力隊は、空き家バンクの運営、移住相談などに携わることでございます。協力隊に係る費用は職員手当等の人件費のほか、活動費用として旅費、車のリース料などをそれぞれの節に計上してございます。なお、協力隊の活動に係る経費については、特別交付税で措置される予定です。

節 2 給料 1,870 万 7,000 円については、企画観光課職員 5 名分の給料を計上しました。また職員関係の人件費については、3 職員手当等、4 共済費を計上してございます。

38 ページをお願いします。

節 7 報償費に 17 万円を計上しました。ふるさと納税を窓口で納付された場合の返礼品代 3 万円、移住策定促進事業講師謝金として、空き家に関する相談窓口に対し、司法書

士などに支払う講師謝金 14 万円を計上しました。なお、移住定住促進事業につきましては、熊本県の空き家対策専門家支援補助金を活用します。

節 11 役務費に 550 万 9,000 円を計上しました。ふるさと納税に係る決済手数料が主なものでございます。

39 ページをお願いします。

節 12 委託料に 9,799 万 7,000 円を計上しました。ふるさと納税業務委託料に 9,664 万 6,000 円計上しました。令和 7 年度は目標寄附額を 2 億円とし、事業者数、返礼品数を増やしながらか寄附額増を目指します。

3 段目、自治体経営システム委託料については、88 万 6,000 円を計上しました。令和 7 年度から新たに計上するもので、総合計画、総合戦略をはじめとした「計画」の進捗状況を把握しながら、人口知能（AI）を活用した目標値の見直しなどを委託するものです。

節 13 使用料及び賃借料につきましては、64 万 6,000 円を計上しました。

上から 3 段目、移住定住フェアブース利用料 16 万 5,000 円は、関東地区で行われる、ふるさと回帰センターが主催する移住定住相談会のブース利用料でございます。

節 18 負担金補助及び交付金は 5,233 万 2,000 円を計上しました。くま川鉄道経営安定化補助金や移住定住促進に関連する補助金が主なものです。

上から 4 段目、人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金は 209 万 8,000 円を計上しました。令和元年に供用開始されたスマートインターチェンジ整備に伴う償還に係る負担金となります。

その下、住宅リフォーム補助金は、補助限度額 30 万円の 10 件分、300 万円を計上し、空き家リフォーム等補助金は、120 万円を計上しました。住宅リフォーム、空き家リフォーム補助金の財源は、ふるさと応援基金を活用します。

地方バス運行等特別対策補助金は、令和 7 年度見込み額 554 万 9,000 円を計上しました。

一番下、くま川鉄道経営安定化補助金には、1,258 万 7,000 円を計上しました。

40 ページをお願いします。

上から 3 段目、湯前町移住者支援金につきましては、100 万円を計上しました。東京 23 区などの都市圏から本町に移住し、就業または起業をされた方への支援金となります。この財源は、新しい地方経済・生活環境創生交付金を予定しています。

その下、地域おこし協力隊起業支援交付金は、任期満了前後 1 年を迎える隊員が、起業する場合に交付する支援金で 100 万円を計上しました。この交付金については国の特別交付税で措置されます。

くま川鉄道再生協議会負担金は、運営費分 22 万 4,000 円と人件費分 92 万 7,000 円を計上しました。運営費分は事務局運営に係る費用で構成 10 市町村による均等割の負担額となっています。人件費分は人吉市、あさぎり町、湯前町の 3 市町から派遣される事務局職員の人件費で、くま川鉄道経営安定化補助金の負担率により算出された額となっております。災害復旧費分につきましては、1,091 万 4,000 円を計上しました。災害復旧事業につきましては、令和 7 年度全線開通を見込んでおりましたが、出水期における工事制限などがあり、令和 8 年度上半期の全線開通となる見込みです。

結婚新生活支援補助金 120 万円を計上しました。本町における少子化対策に資することを目的としているもので、結婚による新生活に伴う住居費及び引っ越し費用の一部を支援するものです。令和 7 年度は 29 歳以下のご夫婦 2 組を見込みとして計上しております。歳入に少子化対策重点推進交付金 80 万円を計上しています。

地域おこし協力隊住宅費補助金として、112 万 5,000 円を計上しました。協力隊の住宅料 12 か月分となります。

令和 5 年度から実施しています、新築応援補助事業補助金につきましては、補助限度額 120 万円と定め、1,080 万円を計上しました。財源の一部に社会資本整備総合交付金を活用することとしています。

ふるさと回帰支援センター負担金については 5 万円を計上しました。東京にある当センター内に本町の専用ボックスの設置やホームページ上で町のイベント情報や地域おこし協力隊の採用情報を掲載できるメリットがあるものでございます。

下から 2 段目、ふるさと会支援金は、令和 7 年度に関東地区・関西地区に設立されているふるさと会への支援金で、それぞれ 10 万円を支援するものでございます。

**総務課長（西村洋一君）** 同じく 40 ページです。

目 10 情報通信管理費につきましては、359 万円を計上しました。令和 6 年度と比較して 671 万 2,000 円の減となります。大幅減の要因は、昨年度は、光ケーブル撤去及び協調施設整備の調査費を計上していたためでございます。

節 10 需用費 30 万円は、地デジ難視聴世帯向け光ケーブルの断線等の修繕を見込み計上しました。

目 11 電算情報管理費は、1 億 3,259 万 1,000 円を計上しました。職員が業務で使用する庁舎内電算運用関係の費用、国や県及び町内の公共施設間のネットワーク費用などを計上しています。

節 11 役務費 155 万 1,000 円は、議会会議用タブレット 33 台の通信費等となります。41 ページをお願いします。

節 12 委託料の中で、上から 9 段目総合行政システム標準化対応業務委託料 4,397 万円は、地方公共団体システムの標準化・共通化に係る経費でございまして、住民記録や各

種税、国保・介護など 20 の業務システムが標準化されることに伴うシステム移行に関する費用です。なお、財源はほぼ全額国の負担となります。

下から 4 段目、第 5 次 L G W A N 構築業務委託料 84 万 5,000 円は、県を經由して主回線のみで運用している L G W A N 回線を全国の市町村において、都道府県を通さない方式を構築しなければならなくなりましたので計上しました。

次に、自治体中間サーバー第 3 次システム構築委託料 660 万円は、住所・氏名・所得情報・社会保障情報などの個人情報を国の東西に設置してあります中間サーバーで一元管理し、国、都道府県、地方公共団体等が法律や条例で定められた事務において、自動で照会・提供できるシステムを構築するものでございます。

次に、新総合行政システム運用管理委託料 297 万円は、システム標準化移行後に、デジタル庁が選定したガバメントクラウド上で稼働しますアプリケーションのクラウド環境に関する運用管理と町からガバメントクラウドに接続するネットワークの運用管理をお願いするものでございます。

次に、タブレット設定業務委託料 92 万 7,000 円は、議員・職員向けのタブレット購入に伴います、初期設定業務を委託します。

節 13 使用料及び賃借料 5,648 万は、職員の通常業務に使用する総合行政システムに係る電算機器関係の経費等が主なものでございます。

42 ページをお願いします。

下から 5 つ、第 5 次 L G W A N 回線・ルーター使用料から、ガバメントクラウド利用料まで、先ほど委託料で御説明いたしました、各種回線、システム、クラウドの使用料がそれぞれ計上されております。

節 17 備品購入費 633 万円は、議員・職員用タブレット 84 台を購入いたします。現在使用しておりますタブレットはリースでありますので全て返却し、全議員・全職員に配布し、会議の効率化とペーパーレスを進めてまいります。なお現在のタブレットは期間が長くなっておりまして、使用できる時間が相当短くなっている機器もありますので購入するものでございます。なお、財源は熊本縣市町村行政サービス維持向上支援交付金を活用します。補助事業上限は事業費 500 万円の 2 分の 1、今回は 500 万円を超えていますので 250 万円が補助金額となります。

節 18 負担金補助及び交付金 816 万 2,000 円を計上しました。県市町村電子自治体共同運営協議会負担金が大きく減額しておりますが、令和 6 年度は新たに文書管理システム・電子決裁システムを県内 6 町村で共同運用を開始することに伴うシステム構築費が含まれていたためでございます。

目 12 諸費につきましては、2,878 万 1,000 円を計上しました。昨年度に比べて増となっておりますが、増の要因は、先ほどから説明しておりますとおり、一般管理費の中から職員関係以外の経費は諸費に計上し直したためでございます。

43 ページをお願いします。

節 12 委託料の上段、地上デジタルテレビ難視聴世帯解消事業委託料 585 万 2,000 円は、難視聴 76 世帯に対し、光テレビやインターネット加入申請受付を町に代わって代行していただくものでございます。

節 17 備品購入費 100 万円は、先ほどの地上デジタル難視聴世帯解消事業に伴いまして、どうしても条件が整わず地デジ放送が視聴できないご家庭にインターネットテレビ視聴用のタブレットを貸し出すためのものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金 1,296 万 9,000 円は、人吉球磨広域行政組合運営費負担金をはじめとする各種協議会の負担金のほか、下から 4 段目、地上デジタルテレビ難視聴世帯解消事業補助金 600 万円を計上しました。また、県町村会、郡町村会、全国町村会負担金をそれぞれ計上しました。

44 ページです。

目 13 定額減税にかかる調整給付事業費は廃目でございます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 引き続き、項 2 徴税费について、御説明いたします。

目 1 税務総務費については、前年度比 196 万 8,000 円増の 4,674 万 7,000 円を計上しました。短期の会計年度任用職員を含む職員等 7 名の人件費、物件費等の経費が主なものとなります。

増の主な要因は、各節による多少の増減があった事に関わらず、新規に計上した備品購入費があることによります。

節 11 役務費では、令和 7 年度において、税務担当で管理しております軽自動車の車検がありますので、車検査手数料 1 万 8,000 円及び自賠責保険料 1 万 8,000 円を計上しました。

45 ページをお願いします。

節 12 委託料に、令和 6 年度と同様、不動産鑑定委託料 302 万 5,000 円を計上しました。これは、3 年に一度の評価替えの年に契約するもので、令和 6 年度に債務負担行為をお願いしております。2 年目となります。内容としましては、宅地では湯前町の基準地、23 地点あります標準地の半年に一度の価格調査のほか、分合筆や所有権異動、地目変更に伴う各筆の調査に要する費用となります。また、田畑山林等の評価替えや各種調査報告書類の作成補助、44 地区あります土砂災害防止法指定区域の評価額の算出も行ってまいります。

また、家屋評価業務委託料 68 万 1,000 円を計上しました。過去 3 年間の調査棟数及び令和 6 年度の実績を基に計上しました。年末頃には実績が見えてまいりますので、なお不足が見込まれる場合には、補正予算をお願いしたいと思います。

節 13 使用料及び賃借料については、地方税ポータルシステム利用料が固定資産税、軽自動車税等を対象税目としております。令和 5、6 年度と同額の 168 万 3,000 円を計上しました。

そのほか、地籍管理システムリース料については、令和 6 年度と同額の 101 万円を計上しました。これは令和 6 年 1 月に更新しましたプリンターのリース料も含んでおります。

口座振替回線使用料 36 万 1,000 円は各種税や料など、口座振替に伴い各金融機関と回線を繋ぎ進めておりますが、うち 2 つの金融機関が回線の上位変更により年度途中より有料となったため発生するものでございます。

節 17 備品購入費は、メールシーラー購入費 170 万 2,000 円を計上しました。これは主に督促状等のハガキを圧着するものでございます。10 年前に購入したのですが、部品の製造が令和 7 年度に終了することにより、今後のメンテナンスに支障をきたす恐れがあるため、令和 7 年度末のシステム標準化に向け最新の機器を購入するためのものです。

節 18 負担金補助及び交付金について、地方税共同機構負担金は、令和 6 年度からの共通納税対象税目の拡大により、取扱件数の増加が見込まれるため、増額して、39 万 5,000 円を計上しました。また、軽自動車税申告書取扱事務委託費 2 万 6,000 円及び租税教育推進協議会負担金 5,000 円を計上しました。これらの令和 6 年度当初予算計上につきましては、当初予算の説明の際に申し上げましたとおり、その時点での数値が把握できておりませんでしたので、令和 6 年 6 月の定例会にて補正をお願いしたところですが、例年発生するものでございます。

節 22 償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金に過去 3 年間の実績を勘案し算出した 84 万 7,000 円を計上しました。

次に、目 2 賦課徴収費については、徴収に要する経費として前年度比 37 万 3,000 円増の 483 万 4,000 円を計上しました。

次に、46 ページをお願いします。

節 10 需用費の細節 3 印刷製本費は、納付書等印刷物の適切な在庫や単価の管理を行い、不足する納付書や共通納税用の納付書、通知書等の印刷費 82 万 1,000 円を計上しました。

節 12 委託料は、電子申告手続きに係る初期導入業務委託料 62 万 7,000 円を計上しました。これは、相続人代表者指定届や認定長期優良住宅、耐震基準適合住宅、被災に関する固定資産税関連の電子申告申請を行うため、団体連動試験を含むデータセンター側での審査サービス対応及び現地作業を含む支援費用となります。

また、個人住民税申告の電子化対応に係る初期導入費 90 万 2,000 円を計上しました。これは、個人住民税の電子申告に係るデータセンター側の対応、町へのデータ形式の調整、送信、接続試験、現地作業の支援に係る費用となります。

節 13 使用料及び賃借料では、電子決済システム利用料として、1,000 円を計上しました。Pay Pay を利用したもので、1.5 パーセントの利用料で比較的安価のため、税関係証明書発行手数料の 200 件分を計上したものでございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費については、職員及び会計年度任用職員 3 名の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費 5,164 万 2,000 円を計上しました。前年度比 2,813 万 2,000 円の増となりました。

増の主な要因は、令和 7 年度末までに国から要請されているガバメントクラウドに伴う標準化対応等のため減額したのもありますが、それらに関連したシステム改修や戸籍振り仮名対応、そのほか、その保守に係る経費が新規計上、増加した分があるためでございます。

節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費、節 8 旅費に窓口業務に係る会計年度任用職員 1 名及び短期雇用 1 名分を計上しました。

そのほか、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、それぞれ自然増で大きく増額したものではありませんでした。

47 ページをご覧ください。

節 12 委託料で、住基ネットワークシステム機器保守料 136 万 6,000 円は、令和 6 年 11 月に機器の更新があり月単価が上がったためでございます。

住基ネットプログラム修正委託料については、年 3 回の対応を予定しておりますが、1 回毎の単価が上がり 104 万円を計上しました。

また、戸籍総合システム保守料として、292 万 5,000 円を令和 6 年度から減額して計上しました。これは、令和 7 年 8 月 25 日からシステム標準化及びガバメントクラウドへ移行となるため、移行前と移行後の単価が違い下がった事によります。

そのほか、戸籍総合システム機器保守料も同様に、移行後の単価が下がった事により 44 万 3,000 円を、また、マイナンバーカード専用プリンター保守委託料は令和 6 年度と同額の 6 万 5,000 円を計上しました。

ガバメントクラウド運用補助委託料 167 万 2,000 円は、やはり同じ様に、ガバメントクラウドへ移行後に係る費用となります。また、戸籍振り仮名通知書作成業務委託料は、183 万 4,000 円を計上しました。戸籍法の改正により戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになるため、本町に戸籍のある全ての国民向けに振り仮名情報の確認の通知をするためのものでございます。戸籍データの抽出や通知書の様式等の作成等が主なものです。

その下の総合行政システム標準化対応委託料は1,469万6,000円を計上しました。地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業に関するプロジェクト管理、データ移行対応、ガバメントクラウド環境構築等、関連システムとの各種連携に要する費用となります。

節13 使用料及び賃借料は、住基ネットワークシステム機器リース料は令和6年1月に機種更替のため、令和7年度は1年分となり、230万1,000円となり、また、戸籍総合システム機器リース料は、令和5年9月より再リースしているため、令和6年度と同額の61万8,000円を計上しました。

また、戸籍総合システムソフトウェア使用料は、令和6年度より128万3,000円減額し64万2,000円を計上しました。

システム標準化、ガバメントクラウドへ移行するまでの4か月間の使用料となります。また、それに引き続き、戸籍総合システム使用料249万1,000円は、システム標準化ガバメントクラウドへの移行後に係るシステム使用料となります。

その下のガバメントクラウド利用料812万3,000円は、デジタル庁が指定するクラウド・サービス・プロバイダーのデータセンター環境利用におけるランニングコストです。デジタル庁に支払う経費ですが、人口5万人未満の自治体における算出に基づき計上しておりますが、ドルだてであるため、1ドル160円で試算し概算計上しております。今後増額となりましたら補正をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

**総務課長（西村洋一君）** 48ページをお願いします。項4 選挙費でございます。

目1 選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として、26万1,000円を計上しました。

目2 選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として12万1,000円を計上しました。

目3 参議院議員選挙費は448万4,000円を計上しました。7月に執行予定でございますが、参議院議員選挙に関する経費を計上しております。なお、国政選挙でございますので、財源は一部自己負担分を除きほぼ国が負担いたします。

49ページをお願いします。

節17 備品購入費は、開票に伴います計数機1台を購入する予定でございます。47万円を計上しました。

目4 町議会議員選挙費は廃目でございます。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費の2万2,000円につきましては、市町村民経済計算負担金などを計上しております。

目2 指定統計費は、令和7年度は国勢調査の年でございます、必要な事務経費をそれぞれ計上しております。なお、学校基本調査、工業統計調査については、国・県の委託金の詳細が確定次第、年度中の補正予算で対応を考えております。以上です。

**監査書記（赤池昌信君）** 50ページをご覧ください。

項6 監査委員費、目1 監査委員費は、118万1,000円を計上いたしました。令和6年度と比較して、25万9,000円の減となっております。減の主な要因は、令和7年度におきましては、代表監査委員が人吉市在住の方に変わられたことに伴い、旅費等が減額となったためでございます。

監査委員費では、年間の監査実施計画に基づき、決算審査・定期監査・例月現金出納検査に係る経費や県及び郡の監査委員協議会の研修会への参加経費等を計上しております。

以上で款2 総務費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから、款2 総務費の質疑を行います。

まず、項1 総務管理費の質疑を行います。ページは30ページから44ページまでです。

**3番（西 靖邦君）** 区長業務委託料ですけども、令和6年度は節12、31ページの節12の委託料に計上されました。今年度はですね、43ページの諸費、節12の委託料に区長業務委託料を計上されていますが、これ区分変えはどうしてされたんですかね。

**総務課長（西村洋一君）** 冒頭にもご説明しましたとおり、一般管理のほうには、職員に関する分をまとめて計上しまして、それ以外は、それ以外の目に移し替えというところでございます。

**3番（西 靖邦君）** 32ページの節18 職員研修費265万円が計上されています。これはですね、今後どのような研修を予定されているのでしょうか。また、その受講者は何名程度を見込んでいるのでしょうかね、伺います。

**総務課長（西村洋一君）** 受講費は様々な、何百とある研修の中から受講していきますので、金額として見込んでおるところでございます。もう何人で幾らというところはちょっとなかなか積算しづらいところもございますので、内容につきましては、議員の皆様ご承知のとおり、オンライン研修がかなり増えてきておりまして、その分予算がちょっと少なくなっているところでございます。また業務量の増加によりまして、職員が研修所へ出かけての研修というのがなかなか受講しづらくなっておりますので、そのようなオンラインの対策もとっておるところでございます。極力、職場内で協力し合って、研修の受講に繋げて、職員の資質向上に繋がればと考えておるところでございます。

**4番（遠坂道太君）** これは町長のほうにお伺いします。総務管理費、町長交際費107万円となっておりますが、昨年度は80万円で計上されておりました。この107万円、7万円という端が付いておりますので、それについてまずお伺いしたいと思います。

**総務課長（西村洋一君）** 昨年の当初予算は、コロナの影響がありまして、80万円で計上しておりました。補正予算で増額をいただいて、130万円が令和6年度の予算でございます。その中で説明しましたとおり、130万円の中から、教育長の交際費、農業委員会会長の交際費を振り分けまして、その差し引いた金額が107万円でございますので、その7万円の、なぜ端数にしているという、ご質問だと思いますが、引き算の結果でございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** 私はがつつり10万円で良いのではという考えを持つとったわけですが、そこで町長にこれはお伺いしますが、町長が施政方針でも述べられておりますが、「入りを量りて出を為す。」の言葉のように、身の丈に合った歳出規模でまちづくりを進めますと述べられております。入るが足りなければ、町長、県・国にもっと出向いて、予算の獲得をしていただきたいと思います。交際費も必要であれば十分使って予算獲得に力を注いでいただければというふうに思います。町長どのように思っておられるか、それにつきましてお伺いします。

**町長（長谷和人君）** 交際費をもうちょっと有効に使えというふうな質問ではなからうかなというふうに思います。私も今遠坂議員がおっしゃったような形で、各種上京の際につきましては、時間がある限りですね、関係の先生方もありますし、それから一般質問でも西議員の質問があったんですけども、町の出身の方ともお会いしながら、いろんな情報を実はいただいております。その中でいただきました情報の部分からですね、いくらでも活躍・それを利用できないかとかそんなことも思いながらですね、今上京の際については、確認を行っておるということでございます。町益ということになればですね、しっかりと6年度についても補正もさせていただきました。しっかりとその部分は前を向きながらですね、対応していきたいというふうに思っておりますので、これ公債費、十分に活用させていただければというふうに思っているところでございます。以上です。

**4番（遠坂道太君）** 私も言いたいのは、十分ですね、足を運んで、もう予算を町長が入りを量りてと言われるからですね、行って持ってきてくださいということでございますので、頑張ってください。

**5番（椎葉弘樹君）** 33ページの基金積立についてお伺いします。熊本地震復興基金については、令和6年度の一般会計12号補正において、3万6,000円を利子の分を積立しているわけですが、今回令和7年度の当初予算については、この利子の分の設定というのは要らないでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** 熊本地震復興基金については、管理は教育課のほうがおるわけですが、これにつきましては、もう令和7年度に使い切るというところで、もう積立はありませんので計上していないところでございます。

5番(椎葉弘樹君) 熊本地震復興基金の条例を見ますと、利子分は、一般会計に繰入た上で基金のほうに積立るといふふうになっておるんですが、そうすると、これは使いきるんですか。

教育課長(浅田 徹君) 熊本地震復興基金の支出部分ですけども、まんが美術館等の改修事業でございまして、令和6年度からの繰越予算で全額執行するという、今見通しを思っております。ですので、利子分は不要かと考えております。ちょっと繰返しの御説明になるかもしれませんが、熊本地震復興基金を財源としまして、まんが美術館の改修事業を進めております。令和7年度で事業執行しますので、その前に基金を取り崩せば、もう理論上はもう利子は発生しないということですので、今回計上してないこととなります。

1番(田山幸平君) 43ページの目17 備品購入費のタブレット購入費100万円とありますけども、インターネットをひかれていない方、クレジットカードを持たれてない方という方を対象に、このタブレットをとということだったと理解しておりますが、何か前回数字を見せてもらった時に不明の件数とかも合わせれば、単純に50件あたりがそれに相当するような、ふうにもちょっと捉えているところなんですけども、この100万円でどれぐらいそのタブレットを購入されようと、されているんでしょうか。どれぐらいの方を対象見込みとして検討されているのか、お伺いいたします。

総務課長(西村洋一君) 総務課としては25台を見込んでおるところでございます。これにつきましては、あくまでも見込みでございますので、調査しながらまた変更があれば補正をお願いするということでございます。

3番(西 靖邦君) 34ページですね、節12 登記委託料で45万円が計上されていますけど、これはどのような登記の委託の内容なんでしょうか。

総務課長(西村洋一君) JA倉庫跡地を購入しておりますが、それが筆が分かれておりますので、合筆をするための委託料となります。

3番(西 靖邦君) 40ページの節18 負担金補助及び交付金ですけども、ふるさと会で20万円が計上されています。この補助金の活用方法ですけども、これは向こうが運営しているから難しいかもしれませんが、会場費に充てることで参加者の負担を軽減し、より多くの方が参加しやすくなるとか、若年層の参加促進のPR活動費として活用するとか、色々あるかもしれませんが、今回の補助金をどのように活用される予定か町長に伺います。

町長(長谷和人君) 今回、関東・関西地区に10万円ずつということで、予算計上させていただきました。この中でですね、いわゆる運営費、大体年間1万円、お1人1万円ぐらいだったと思うんですけども、その中で物価高騰になってですね、なかなか多分1万円だと思うんですけども、その中で処理ができないような状況になってきておりま

す。幾らかでもそれを補うためにですね、今回予算化もさせていただいておるとい  
ことでございます。それから一般質問で多分回答したと思うんですけども、事務手続きに  
つきましても、担当の企画のほうでですね、処理をするというふうな形で事務の手助け  
もしていきたいということで、今回予算のほうを組みさせていただいたということでご  
ざいます。

**2番（吉田精二君）** 34ページですけれども、公用電話料のところですけども、公用  
車にテレビが、公用車とか営業車とか、テレビ機能があるところにつきましては、NH  
Kの受信料が発生するということですけど、本町の場合に該当するような車はあるん  
でしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** ございます。その分受信料は支払っております、その分  
は含まれておるところでございます。

**議長（金子光喜君）** 質疑の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

- - - - -  
休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第6、議案第29号、令和7年度湯前町一般会計予算の款2総務費の  
質疑の途中です。発言を許します。

**4番（遠坂道太君）** 35ページでございます。公有林管理費の中で、企業関係の森に  
つきましては、昨年度は災害の、林道の災害等で作業があまりできなかったような形で  
の報告を受けたように思っております。本年度ですね、JR九州商事の計画がですね、  
あがってないので、これはどういうふうになっているか、それにつきましてお伺いた  
いと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** JR九州商事さんとの協定ですね、森林の、林業の企  
業の森の協定ですけども、令和6年度で協定の最終年度として終了しております、次  
の協定はできなかったということでございます。

**4番（遠坂道太君）** 次の協定ができなかったということで、今後、今まで管理をさ  
れてきた中で引き続き、そういうところをされるような、再度お伺いをあげるかとい  
うことを考えていらっしゃるのかにつきましてお伺いします。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 今までJR九州商事さんのお力を借りて、財政的な支  
援を受けて町有林の整備をやってきました。今後その分については、もう町のほうで負  
担して管理をしていくということになります。ただ今回みらいの森造成事業も新たに始

まります。こういったこともありまして、新たな取り組みとして、企業さんのお力を得られる時には、そのチャンスを掴みながら行っていきたいと考えております。

**5番（椎葉弘樹君）** まず35ページの庁舎トイレ及び多目的トイレ整備工事設計業務委託料についてお尋ねします。実施計画を見ますと、この多目的トイレというのは、令和8年度に整備予定と書いてあるんですが、これはやっぱり令和8年度に対応される予定なんですか。

**総務課長（西村洋一君）** トイレ関係につきましては、全協でも少し説明しましたとおり、そもそも庁舎のトイレ自体が頻繁に詰まっております、それごく最近詰まっておりますね、もうどうしようもないというところで急ごうというところで、前倒して、トイレの整備に入ったところです。多目的トイレも当初は令和8年度と思っておったんですが、もしできるのであれば、令和7年度から着手したいと思いますが、補助金の関係とかもありますので、取れるかどうかわかりませんので、とりあえず計画は8年度のままとなっておりますのでございます。取り急ぎ、取り急ぎではなくて、できる限り急ぎたいとは考えておるところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** あともう1点続けて、39ページの地方バス運行等特別対策補助金についてお尋ねします。これ久々の質疑になるんですが、令和5年度の実績が412万円、令和6年度の実績が474万円、そして今年度が554万円というふうに年々少しずつ上がってきております。まずこの上がってきている理由について、お尋ねしたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 地方バス運行等特別補助金でございますけれども、今湯前町3路線ございまして、その3路線のうち事業所さんの経費等が上がっているという部分がまず第一の条件でございます。年々上がっているということでございますけれども、さすがに人件費が上がっているのかなと思っております、それに乗降者数が、やはり伸びてないという部分がございまして、その分を補助するという形になっております。

**5番（椎葉弘樹君）** 路線の見直しの以前は、その実績等もですね、この予算の時にはちょっと資料が出てきておったわけです。その時にはですね、乗車率が例えば、令和元年度のバス利用がバス1台当たり0.89人とか、令和2年度が1.06人とかあったんですが、この傾向というのは、現状も変わってないのか、それとも減り続けているのか、その辺のデータがお手持ちであれば、お尋ねしたいと思います。なければ後日で結構ですので、その実績等もちょっと報告を見ながらですね、ちょっと考えたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** ちょっと手持ちに持ってきておりませんが、一応ですね、今経常的経費ということで産交バスのほうから提示されているのが、約1億600万円程度経費が掛かっていると、経常的収益については、1,300万円ということで、

おそらく経常的収益についてはあまり変わってないのかなと思っているところでございます。経常的損益等を踏まえて、今回湯前町の補助については、産交バスのほうから提示されているのが、554万9,000円ということになっておりまして、1キロ当たりの単価としまして、370.11円ということで、提示がされているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 町長にちょっとお尋ねしますが、地域公共交通の計画を見た時に、以前路線の見直しはあったんですが、最近その計画書の中を見ても、具体的な見直しとかはないんですね、このままいくとおそらく右肩上がり、この経費もかさんでくるのではなからうかという推測もできるわけですが、例えば、路線バスの見直し、再度の見直しですね、そういうのは計画のほうでは考えておられるのでしょうか。

**町長（長谷和人君）** この件については、以前もちょっと答弁したのではなからうかと思うんですけども、この再生計画の中にですね、1つは、今くま川鉄道、第4橋梁を中心にですね、災害復旧工事を今実施しているんですけども、これが全線開通後ですね、以前の計画の中にあさぎり町からですね、あさぎり町から、いわゆるその奥球磨に対しましてのいわゆる、くま川鉄道沿いの国道219、これのですね、いわゆる路線の見直し、これが謳われております。ですから8年度からですね、全線開通の予定でございますので、その後この計画の見直しというのがですね、対象町村においてですね、協議が行われてくるのではなからうかというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**1番（田山幸平君）** 32ページの目13 使用料及び賃借料の中の庁舎内BGMシステム使用料ということなんですけども、ご説明でもあったようにメリットも各メリットもあるかと思うんですが、音楽によっては作業効率が下がるようなものもデメリットとして挙げられているようなものがちょっとBGMかと思っているんですが、これの導入に至りましたのは、町民さんからの要望であったりとか何かそういった経緯やですね、その選曲等どういうふうなシステムとして検討されているのか、お尋ねいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 導入のきっかけにつきましては、本町の議員さんのご提案がきっかけでございました。音楽の内容ですね、これにつきましては、今BGMを運営する会社も、オフィスのBGMっていうのを凄く研究しておられて、科学的に研究してそういったオフィス用の音楽とか、効率が上がるような音楽っていうのを研究しております、そういったところを今町のほうで流しておるところでございます。チャンネルはもう何十何百とありまして、その中から選択できますので、庁舎で流しておるやつは、もうそういったもうBGM、庁舎用ですね、具体的に言いますと、朝はラジオ体操から始まりまして、朝の軽快な感じ、昼からゆったりとか、何かそういったいろんな組み合わせが登録できますので、庁舎に合った音楽を流しておるところでございます。

**4番（遠坂道太君）** 37ページですけど、防災諸費で負担金補助及び交付金の、湯前町自主防災組織活動補助金 230万円についてお伺いします。町内の自主防災組織の活動の必要な備品購入も含まれているというふうに思っておりますが、どのような備品の要請とか、あたりが多かったのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

**総務課長（西村洋一君）** 各地区地区で内容は違うわけですが、災害時に使用するテントであったり、いろんなショベルであったり、もうこれはもうまちまちですので、その地区地区の土地柄というか、地形とかにも関係してありますので、それと10万円では不足するようなものを購入したいというところは、積立をしておられるというところでございます。

**3番（西 靖邦君）** 37ページですけども、節14の工事請負費、防災拠点整備工事で300万円。これ先ほどOAフロアの改修工事と聞きましたんですけども、それは既存の床材を撤去してですね、防塵塗装して、それで置き式のフロアを考えているんですかね、それとまた、置き式にした場合は、出入口が段差つきますから出入口は何かスロープとかやっぱ考えているんですよね。

**総務課長（西村洋一君）** フロアから弄りますと、大分高額になりますので、もう今のフロア残して、そこの段を少し上げるような形、部屋の中に入って段差をちょっとつけて、そこから段差が上がるってというような形です。スロープではなくって、ちょっと上がり段みたいな形になると思います。

**8番（倉本 豊君）** ページは一緒です。備品購入費の災害用備品購入についてお尋ねをしたいと思います。これ10万円と少額なんですけど、内容について、まずお尋ねをいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 町が所有しております、油圧ショベルのバケットの幅が小さいやつを購入したいと考えております。

**8番（倉本 豊君）** わかりました。災害用の備品ですんで、倉庫にある、あれの買い替えとか、そういうことでの予算かなと思ったんですけど、そこら付近の予算は、今回は計上されてないんですかね。

**総務課長（西村洋一君）** そちらについては、水防費のほうで計上しております。避難所用のおむつとかそういったところを購入予定しておるところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 40ページの新築応援事業補助金について、1,080万円についてお尋ねします。令和5年度の実績が1件分の80万円、令和6年度は、令和5年度から繰り越された3件を含んでいると思うんですけど、令和6年度の実績をまず確認したいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** まず新築応援の実績でございますけれども、令和5年から令和6年については3件で、令和6年度が2件の申請があがっているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 2件と3件ということで、件数的にはそんなに伸びてないところかなと思うんですが、第3期の総合戦略を見ますと、一応5年間で40戸ということで、年間8戸ペースで進捗していかないといけないのかなと思っているんですが、この強気の目標設定は私は大いに素晴らしいことだと思っております、ただその年間8件というハードルがちょっと高いもんですから、何か令和7年度において、何か特有の秘策と言いますか、対策というか、そういうのはあるんでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** まず令和7年度でございますけども、JA跡地の宅地分譲がまず考えられます。その後は牧原住宅の宅地分譲関係ございまして、そういう見込みがあるということで、総合戦略では数値目標を掲げております。補助金が伸びないというのがありますけれども、今エコスマイルという国の補助金がございます、そちらを活用されると、新築応援が該当しないという部分もございますので、そこは申請者の方がどちらを選ぶかっていうところで、柔軟に対応させていただいているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** JA跡地につきましては、令和7年度の工事ということで、令和7年度はちょっと宅地分譲はできないんだろうなと思っているんですよ。そして、牧原のほうも令和8年度以降の整備ということで、これもすぐには対応できない。そうした時に令和7年度、この1,080万円という金額が果たしてそこまで対応、KPIに合わせて設定してあるんでしょうけど、そこまでいけるのかなっていうのがあるもんですから、例えば、令和7年度においては、その前年度見込みで、500万円ぐらいにしといて、増えた分は補正で対応するという方法もあったのかなとちょっと思ったんですが、令和7年度の特例の分譲とかのですね、対策があれば1,080万円でも良いんですが、これはやっぱり強気で攻めていくという予算なんでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 以前から定住促進のほうにはやっぱり力を入れたいという部分と、やはり予算があることによって、湯前町に住む物件があった時にですね、そういう子育て世代の方がすぐ対応できるという部分を踏まえてですね、今回1,080万円という予算を計上させていただいたところです。実績に応じて補正予算という話もありますけれども、なかなか住宅の計画っていうのは、すぐすぐに決まるもんじゃないもんですから、もし予算があればもうすぐにでも対応できるかなという部分もございまして、前もって相談があればですね、こちらのほうでも対応できますけれども、なくなってしまうと、私たちの住宅の新築がまた遅れるという部分もございますので、そ

った部分を含めてですね、今回 1,080 万円という予算を組ませていただいたところでございます。

**5 番（椎葉弘樹君）** 最後に町長にお尋ねしますが、上牧原がですね、令和 8 年度以降って書いてあったもんですから、これやっぱりですね、前倒しに持ってこないと、なかなか 1,080 万円の予算をしっかりとですね、執行していくということにはならない、繋がらないと思うんですが、町長、例えば、令和 8 年度までには上牧原も準備するとか、そういった考えはないんでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 優先度からいきますと、JA のですね、宅地分譲を先行させていただいて、そして今おっしゃっている、上牧原という手順でいこうということで計画しておりました。これあの、いわゆる交付金、補助金等がなかなかなかったもんですから、そこはいわゆる財源の部分を一番意識してですね、年次計画の中でやっていこうということでの計画でございましたもんですから、もしやろうとしたならば、2 年分を 1 年に合わせなくちゃいけないもんですから、その財源、いわゆるもう一般財源ですね、その持ち出しが多くなってしまうという形になってきますので、できましたらば、私も積極的にこの宅地分譲につきましては実施したいというふうに思っておりますので、そこら辺をですね、国県のほうにも実は何か交付金、補助金がないか、それもちょっと実はお尋ねしているところがございますので、そこら辺が目途がつけばですね、手前に持ってくるっていう可能性もあるのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**9 番（山下 力君）** 35 ページの公有林管理について、お尋ねいたします。担当課長に。町有林にクヌギが植栽されております。確認ですが、面積と樹齢をお聞かせください。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 本町の町有林のほうですが、確か 800 ヘクタールほどあるかと思っておりますけども、その中のクヌギにつきましては、21 ヘクタールほどでございます。そのうち樹齢のほうですけども、21 ヘクタールのうちの 15 ヘクタールは 37 年製、そのほかにつきましては、21 年から 80 年製もあるということでございます。

**9 番（山下 力君）** このクヌギはですね、しいたけ栽培の原木として、植栽されたクヌギだと思えます。大木になっておるようですので、クヌギのしいたけ栽培の原木としては利用できないのではないかと心配しております。今後のクヌギ林の計画について、お尋ねをいたします。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 町有林管理計画の中でも、また内容を精査していきたいと思っておりますが、クヌギにつきましての利用と言いますか、あとは流木処分等々、一般の町有林の処分の仕方があるかと思えます。そういった販売先と活用する方法も今あ

る伐採検討委員会等ありますので、そういった中で議題としてあげて、今後の利用の仕方等を検討させていただければと思っております。

**9番(山下 力君)** しいたけ栽培の原木としてはですね、やはり10年から15年ぐらいの流木が一番適しているという話ですので、なるべく早くですね、クヌギを伐採して、そして伐採した後にですね、根元からまた新芽が出ますんで、それがまた10年過ぎますと、しいたけの原木として利用できますんで、なるべく早く伐採をと私は考えますが、町長の見解をお聞かせください。

**町長(長谷和人君)** これ今山下議員がおっしゃるとおりでございます、かなり時間が経っていると、その要因がですね、このクヌギの価格、これが下がったんですよ、処分を実は何回もやったんですけども、それができなかったということで、今日に至っているというところでございます。ですので、市場の部分ですね、十分今担当課長が申しましたように調べまして、早めに対応したいと思っております。しっかりとやっぱりそこはですね、特にクヌギの分につきましてはですね、おっしゃるとおり、大きくなってしまつと、しいたけの原木自体は小さなしいたけができるという現象だそうでございます、ちょっと私もそこら辺しっかりわからないんですけども、時間的にはやっぱり15年から20年のやつが一番最適な原木ではなかるうかというふうなお話を聞いておりますので、そこは対応をしていきたいというふうに思っているところです。以上でございます。

**3番(西 靖邦君)** 42ページですけども、節13の総合行政システム使用料と新総合行政システムに両方が計上されています。それぞれのシステム内容は違うと思うんですけども、これは将来的に一元化されていくんですかね、同じシステムの中で。

**総務課長(西村洋一君)** 当然将来的には、考えられてくるものと思いますが、先ほど説明しましたとおり、この新しいのは20業務に限ってですので、今のところ並立でいくというところでございます。

**6番(森山 宏君)** 32ページですね、運転記録証明書申請手数料に関してですけども、この頃なんですか、車検切れのなんか取締車が車検切れだったとかいうニュースが飛び込んでおります。信じられないことなんですけども、それは取締する車であったんですけども、結局その前に出てきてたのが、運転者の有効期限失効とかいうのがありました。総務課長がおっしゃったように安全運行管理者の表彰を受けられ、ごめん、運行管理者じゃなかった、安全運転責任者が、業務責任者の表彰を受けられたということで伺いますけども、職員さんまたは公用車の作業とか運転に従事される方のなんすかね、俗に言う免許証の種類把握、それとここの公用車にも今で言う普通免許では乗れないトラックですね、というのがありますよね、だけんその運転者の把握、それと車検の

把握、一元管理を総務課のほうでされていると思いますけども、現状どうなっているでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** まず免許の更新の確認につきましては、今申されました、運転記録証明書の申請ですかね、これを毎年取るようにしておりますので、そこで免許の更新はできるところでございます。それを申請書の書類を出す時に各課長さんも実際の免許を見て更新状況も確認していただいておりますので、免許の更新漏れはそれで防がれているものと考えております。またこの運転記録証明書は、違反歴、事故歴等も載ってきますので、そういったところで、交通違反と事故の防止に繋がる、抑止に繋がっていると考えております。また言われました免許の種類ですね、それにつきましては、アルコールチェックのアプリを導入して運用しておるんですが、その中に全職員の免許情報を全て入れておりますので、誰が何に乗れるかっていうのは把握できておるところでございます。また役場内でございます、特別なあれがないと乗れない車というのは、貨物車2台と建設水道課が持っている軽トラがオートマ限定ではない、ミッションが1台と教育課が1台、もう4台しかありませんので、非常に限定的でありまして、そういった資格がないものが乗るっていうのは、今のところあんまり考えられないところで、ちゃんと管理しておるというところでございます。

**6番（森山 宏君）** 免許の種類等は全部一元管理されているということで、安心したわけですが、加えて1つ、結局道交法の免許じゃなくて、修了証とかいう免許がありますよね、何と言いますかね、玉掛とか、伐採、車両系建設機械の免許が要らない小さいB Gがされている建設機械関係、あれも多分修了書をのあれが要るんじゃないかなと思いますし、ショベル関係は、法定自主点検の対象車とは思いますが、その管理も一緒になさっているわけでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** 当然管理しておりますし、点検も行っておるところでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**6番（森山 宏君）** あと1点、防災のほうで質問がありましたけども、防災のほうで伺います。こん自主防災組織っていうのが組織されて、予算化されていますけども、この中にですね、防災士っていうのが私が前質問した時には4名だったんですけども、現状何名で自主防災組織が20幾つあったと思いますけども、そこに全部おられるのか、また職員さんと自主防災組織の中の防災士が重複していることがないのか、お尋ねします。

**管財防災係長（椎葉泰裕君）** 防災士につきましては、正確な数字は覚えておりませんけれども現在10数名と、その中には職員も含まれておりますし、自主防災組織の方々

も含まれているという形となっております、防災士の取得に係る予算につきましては、令和7年度予算においては、水防費のほうで計上をさせていただいているところです。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**6番（森山 宏君）** 今の水防費のほうになってくるのかちょっとわかりませんが、AEDの設置場所ですね、最初に設置場所ってというのは消防関係のほうの予算で詰所に置いたらばそっちの予算が安かったの、詰所ごとにAEDは設置してあります。ところが今度は自主防災組織になると、多分、分館とは、行政の分館とは思いますが、分館と併設してあるんですか、消防団の詰所があるところは良いですけども、例えば、上里とか野中田ってというのは、詰所は1か所で分館は各行政区ごとにあります。ここのないところの補填というか、設置ってというのは全然考えてないんでしょうか。すいません。消防のほうにいったらあるのかもしれないですけども。

**総務課長（西村洋一君）** 町としては、消防の詰所単位で設置を考えておるところでございます。

**6番（森山 宏君）** 現状最初に設置した時が予算の関係上そうだったんですよ、詰所のあるところと、ところが現状、野中田3とか上里の場合には、エリアも広く、そして詰所は1つ、そこにもう1つ、片や1・2・3区の行政区があるところでも、分館にはない、ずっと分館にはあるっていうところも、差が生じているわけですよ、自主防災組織は行政区ごとにあると思うんですけども、そこでAEDの装備がないっていうのが、何か不公平感があるんじゃないかと思えますけども、いかがでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** AEDに関しましては、自主防災組織と連動はしていないところでございます。

**6番（森山 宏君）** 確認ですけども、自主防災の中にAEDという機器は備品じゃないですけども、それはないわけですね。確認です。

**総務課長（西村洋一君）** 町としましては、詰所単位に設置しまして、地区で必要ということであれば、地区で要望されて、その設置については、またご相談を受けるという形になろうかと思えます。本町の場合は、議員ご存じのとおり、面積も狭うございませぬし、ほかの町村と比較しまして、設置の密度と言いますかね、それについては非常に狭いところでございますので、町内の中で見ますと、遠かったり近かったりするかもしれませんが、町全体で見ますと、本町の場合は設置台数については多いほうだと考えております。また足りないということであればもう家1件ずつぐらい必要でありまして、どれだけが必要なのかというところは非常に判断が難しいところでございますので、今のところ管理がちゃんとできる消防詰所というところで、管理をお願いしておるところでございます。

**6番(森山 宏君)** A E Dに関してですね、各行政区ごとの健康教室ですか、いきいきクラブとかいうとで、各分館の俗に言うエアコンの設置とかをさせていただいております。そこまであるんでしたら、長寿命計画ですか、それをする時にA E Dの設置も考慮いただけたらと思います。

**総務課長(西村洋一君)** いきいき健康教室のことをご心配でございますが、そういった場合は、担当する者が持っているものを、その教室に持っていけば済むっていうところもありますので、何と言いますか、どこまで必要なのかっていうのは非常に難しい判断があるところでございます。またいきいき健康教室をされるところの近くには、もうほぼ近くというか、それが何十メートル何百メートルだから近くというのがちょっと違いますが、大体2～3分車で走ればあるところに設置はしておりますので、本町としましたら、これが正しい、あそこになかったから駄目だったじゃないかというのはちょっと難しい判断がありますが、今考えられる中では最大限度を設置をしておると考えておるところでございます。

**2番(吉田精二君)** 36ページ、目7交通安全対策費の需用費修繕料のところですけども、課長の説明ではこの中にL E Dの取り替えというふうなこともありました。ところが節14の工事請負費のところ、L E D化更新工事というようなことであるんで、できたらもうどちらか一方のほうにL E Dのほうは、統一したらいかがかなと思いますがいかがでしょう。

**総務課長(西村洋一君)** 需用費の修繕料は外灯の一般的な修繕も含まれておりますので、その予算の中で両方使っておるところで、このL E D更新の下のほうは、ふるさと納税のお金を使いまして、計画的に切り換えておる部分、修繕料は外灯の修繕を前提としまして、壊れればそこをもう修繕をする時にL E Dに変えておるといふ、工事請負費のほうは、計画的にL E D化に向けての予算を毎年組んでいる、修繕料のほうはもうすでにL E D化しているところが修繕であってもそこを使いますので、蛍光灯とか、そういったところが壊れたらそこをL E D化するっていう、その一本ではないところでございます。

**議長(金子光喜君)** これで項1 総務管理費の質疑を終わります。

続いて、項2 町税費、項3 戸籍住民基本台帳費、項4 選挙費、項5 統計調査費、項6 監査委員費は一括して質疑を行います。

ページは44ページから50ページです。

**6番(森山 宏君)** 45ページですね、17 備品購入費でメールシーラー購入費というのが170万2,000円あがっておりますけども、すいません、多分目隠しのことのはがきかなとは思いますが、これは封書で対応するっていうことはできないんでしょうか。

というのがこれすると、当然それ専用の台紙っていうのも準備しなければならないとは思いますが、どういった経緯なんでしょうか。

**税務町民課長（北崎真介君）** これもう10年前、それより以前に検討したところがございます。最初のうちは、もう一番最初は普通にはがきで出していたところを封書にしたということからメールシーラーになったんですけども、やはり封書にしますというんな工程が非常に増えまして、間違った送付ですとか、それと手間が係るうえに人手がいるということで、多少経費が掛かったとしても正確を期すためにですね、特に督促状とかですね、どうしても誤りは許されないようなものでございますので、そういったところでメールシーラーを導入したという経緯でございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款2 総務費の質疑を終わります。

次に、款3 民生費の説明を求めます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 款3 民生費を御説明いたします。

50 ページをお願いします。

民生費は令和6年度と比較して1,269万6,000円増の9億7,470万6,000円を計上しました。増の主な要因は、保育園・子ども園等の運営費、児童手当などの増です。歳出に占める構成比は22.4パーセントです。

以下、目ごとに主要施策や新規事業を中心に御説明いたします。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、令和6年度と比較して901万9,000円増の3億7,378万8,000円を計上しました。増の主な要因は、職員人件費や上・中球磨巡回支援専門員整備事業委託料などの増によるものです。

51 ページの節12 委託料には、上・中球磨巡回支援専門員整備事業委託料839万7,000円を計上しました。本事業は上・中球磨4町村の共同事業であり、令和7年度は湯前町が事務局となるため、本町を除く3町村の負担金を受け入れ、本町負担分を合わせて委託料として計上しました。

52 ページにかけて、節18 負担金補助及び交付金は、民生委員協議会補助金200万円、町社会福祉協議会補助金2,446万円など、合計3,111万円を計上しました。

節19 扶助費は、障害者介護給付・訓練等給付扶助費1億7,890万8,000円、障害児通所事業扶助費1,982万円など合計2億1,988万5,000円を計上しました。

53 ページの高齢者等移動支援助成金は、これまでの実績を基に672万円を計上しました。

節27 繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金4,501万6,000円を計上しました。

目2 老人福祉費は、敬老祝金や高齢者生活福祉センター指定管理料、老人福祉施設入所措置費、介護保険特別会計への繰出金など、令和6年度と比較して150万6,000円減の1億4,795万6,000円を計上しました。減の主な要因は、老人福祉施設入所措置費の減によるものです。

節7 報償費は、敬老祝金396万円など、合計510万4,000円を計上しました。

節12 委託料は、高齢者福祉センター指定管理料933万6,000円など、合計952万7,000円を計上しました。

54ページにかけて、節18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金90万円、敬老会実行委員会補助金150万円、介護予防拠点活動補助金79万2,000円など、合計413万2,000円を計上しました。

節19 扶助費は、養護老人ホームへの入所措置費1,203万円など、合計1,318万円を計上しました。

節27 繰出金は、介護保険特別会計への繰出金1億1,556万4,000円を計上しました。

目3 社会福祉施設費は、老人憩いの家及び年輪館の維持管理経費及び高齢者生活福祉センターの改修に係る経費として772万9,000円を計上しました。

高齢者生活福祉センターの改修は、ボイラー室内の配管やバルブ類など経年劣化により漏水箇所が見つかったため改修を行うものです。

節12 委託料に設計及び監理業務委託料として252万9,000円、節14 工事請負費に500万円を計上しました。

目3 社会福祉施設費までは以上です。

**税務町民課長（北崎真介君）** 続きまして、目4 国民年金費については、国民年金事務に係る経常的経費として6万7,000円を計上しました。

節11 役務費において、処理の円滑化のため、申請書等の送付に係る通信費を含み、また、節13 使用料及び賃借料で費用を再配分したコピー使用料などを計上しました。

55ページをご覧ください。

目5 後期高齢者医療費については、前年度比71万8,000円増の9,948万2,000円を計上しました。

節12 委託料においては、健康診査委託料についてですが、令和5年度からコスモにおいて集団検診のみではなく、個別に受診できるようにしております。同年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいる中で、より正確な健康課題を把握するためにも多くの方に受診して頂きたい面もありますが、これまで、様々な理由で集団検診での受診を控えていらっしゃる方々もおられますので、近くで個別に受診できるよう進めてきておりますが、令和6年度の実績及び見込額等を勘案し、310万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金となります。6,606 万円を計上しました。うち、療養給付費負担金 6,059 万 6,000 円は、過去 3 年間の湯前町の医療費実績により熊本県全体での医療費の伸び率を用いて算出した額となります。当初、広域連合の示した、あくまで概算予定の数値を基に計上しております。今後必要であれば補正をお願いしたいと思います。

節 27 繰出金 3,030 万 9,000 円は、上段の後期高齢者医療保険特別会計へ、事務費として 191 万 8,000 円を計上しており、前年度比 26 万円の減となっております。減の主な理由としましては、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に取り組むための予算を、事業によってはケースにより限界のある事業もあるため、これまでの実績と見込みを勘案して減額させたことによるものです。また、後期高齢者医療保険会計基盤安定繰出金として県 4 分の 3、町 4 分の 1 の財源で繰り出すものですが、後期高齢者医療保険広域連合の試算により前年度比 9 万 5,000 円の減となり、2,839 万 1,000 円を計上しました。低所得者の保険料軽減分を公費で補填するこの繰出金ですが、減の主な理由としましては、被保険者数、賦課総額は若干増加気味で軽減の人数は、ほぼ横ばいといったことにより、総合的に軽減の額等が微減となったということでございます。

以上でございます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、出生祝い金や各種保育事業補助金、学童クラブの運営補助金など、令和 6 年度と比較して 2,584 万 1,000 円減の 8,441 万 4,000 円を計上しました。減の主な要因は、就学前教育・保育施設整備事業費補助金などの減によるものです。

節 7 報償費には、ここ数年の出生数の経過を見て、対象者をこれまでの 20 名から 5 名減の 15 名と見込み、出生祝金 225 万円を計上しました。

56 ページ、節 12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料 821 万円、一時預かり事業委託料 845 万 6,000 円など、合計 1,698 万 9,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、学童クラブの運営に係る放課後児童健全育成事業補助金 2,985 万 5,000 円のほか、病児保育事業補助金 840 万 8,000 円、放課後児童クラブ支援事業補助金 823 万 6,000 円など合計 6,444 万 6,000 円を計上しました。また、子ども・子育て支援法等の改正により、出産・子育て応援給付金、伴走型相談支援事業が令和 6 年度で終了となり、新たに、妊婦のための支援給付交付金、妊婦等包括相談支援事業が創設され、令和 7 年度から施行されることに伴い、令和 6 年度までの出産・子育て応援給付金に代わり、妊婦のための支援給付金 150 万円など関連予算を計上しました。

目 2 児童措置費は、保育園・こども園の運営費、児童手当など令和 6 年度と比較し 4,471 万 5,000 円増の 2 億 6,033 万 9,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は湯前保育園及び慈光こども園の運営費、広域入所運営費負担金をそれぞれ入園見込み児童数及び令和 7 年度からの保育料と副食費の無償化分を合わせて 1 億 9,333 万 9,000 円を計上しました。なお、保育料と副食費の無償化に係る経費は 680 万円ほどになります。

57 ページの節 19 扶助費は、児童手当 6,700 万円を計上しました。

児童手当につきましては、令和 6 年 10 月分以降の支給対象と支給月額の拡充に伴い、2,600 万円の増となりました。

目 3 母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成金など 48 万 8,000 円を計上しました。

項 3 災害救助費は、福祉避難所開設の際の福祉避難所運営負担金など 44 万 3,000 円を計上しました。

以上で款 3 民生費の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 0 6 分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第 6、議案第 2 9 号、「令和 7 年度湯前町一般会計予算」、款 3 民生費の説明が終わったところです。

これより質疑を行います。発言を許します。

**3 番（西 靖邦君）** 54 ページの節 12 委託料、高齢者生活福祉センターボイラー室配管等改修設計業務委託料と監理業務委託料で 252 万 9,000 円と計上されています。その工事請負費がですね、500 万円なんですよ、そのうちの 50 パーセントの業務委託料というのはちょっと私としては高いように思うんですけど何ですかね。

**保健福祉課長（高木堅介君）** この部分につきましては、まず工事請負費 500 万円ですけれども、概算工事費を今年度浴槽の給湯系のやり直した業者にです、改修した業者をお願いしたんですけれども、なかなかちょっと出せないということで、それでも予算を組みたいということで出してもらった、もう大まかな概算工事費になります。設計業務・管理業務につきましても、今工事請負費がですね、概算の概算程度でしたので、どちらももう概算経費で出しているところになります。

**3 番（西 靖邦君）** 概算で出していると、これよりまた減額されることもあるわけですね。なんか 50 パーセントは凄いなと思って。

次いきます。56 ページですけども、目 1 児童福祉総務費、節 18 の延長保育事業補助金ですけど、120 万円ですかね、計上されています。これ令和 6 年度はね、60 万円でしたけども、2 倍の増額となっていますが、この増額の理由は何ですかね。

**保健福祉課長（高木堅介君）** これまで 6 年度まで湯前保育園だけの 60 万円でした。7 年度は、慈光こども園も取り組むということで、基準単価の 60 万円の 2 園の 120 万円ということです。

**3 番（西 靖邦君）** それはまた急に、慈光こども園も取り組むようになったんですか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 慈光こども園さんにつきましては、自主的にやられていた部分もございまして、これは対象人数とかですね、年間通して、1 日何人以上とか何かそういう基準もありまして、国の基準がありまして、そういうのも見られて、慈光さんのほうで、7 年度はこれをやりたいということで話があったところでございます。

**4 番（遠坂道太君）** 53 ページです。扶助費の中の高齢者等移動支援助成金につきましてお伺いします。6 年度予算として 744 万円です。今月 3 月の補正で 120 万円の減額とされまして、実績が 624 万円です。1 人分 2 万 4,000 円として 260 人分の実績となっているわけですが、7 年度分につきましては、672 万円ということで、280 人分の予算が組まれております。特に高齢者の方の病院の通いと移動ということが主になると思います。そこで今病院にですね、高齢化の老人の方が行かれるのは、月 1 回もおられますが、月 2 回っていう形も非常に多いように見られます。そこでお年寄りの方に聞きましたら、1 冊のあと半分でもあれば十分 1 年間、足りるんじゃないかなというふうなご意見もですね、ありましたので、その分お伝えして、できないものか、今後検討いただければというふうに思いまして、答弁をお聞きしたいと思います。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 高齢者等移動支援につきましては、6 年度からですかね、過疎債ソフトという財源で行っております。財源があれば増やせると思いますが、現状はですね、この今の制度を継続したいと考えております。今現在いろんな移動支援も、勉強会とか研修とか、全国の事例を勉強しまして、例えば有償ボランティアによる送迎だったりですね、そういうことも検討しておりまして、7 年度にですね、少し踏み込んでそこら辺を、仕組みを、いろんな事例を見ながらですね、検討していきたいと考えております。

**4 番（遠坂道太君）** 執行部のほうもやはり財源の問題を特に言われると思いますが、ふるさと納税も頑張っていて、企画課長も頑張っていて取っていかれると思いますので、その部分をですね、含めた中で検討していければと思います。町長のご意見もまず聞きたいと思いますので、お願いいたします。

**町長（長谷和人君）** この議論、毎回予算または決算の時にご質問があっておるところでございます、担当課とも、これまでの計画と実績がどうであったのか、そこら辺も十分精査しながら、今回も予算を計上させていただいておるところでございます。最終的には現状の予算よりは少しか、残った予算という形になっておるところでございます。今財源の話が出たところでございますけども、二次交通という考え方の下ですね、新しい考え方が必要ではないかということで、議論も今しておるんですけども、なかなか今移動支援をやっている以外にですね、新しい対案というのが出てきておりません。ここら辺のところですね、今一番ベストな状態なのがこの移動支援の部分ではなからうかなというふうに思っておりますので、今議員がおっしゃった何ですか、ふるさと納税の活用というふうなお話もあったんですけども、来年度までがですね、この今の現在のふるさとの基金のですね、使い道が決まっておりますので、それ以降、何がしかそのメニューをですね、変えて広めるという考え方もできるのかなというふうに思っておりますので、改めて、その時点で考えさせていただければというふうに思っているところでございます。以上です。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 先ほどの延長保育の補助金で間違っておりました。延長保育につきましては、6年度までも湯前保育園・慈光こども園されておまして、基準単価が6年度まで30万円が60万円に上がりまして、120万円ということです。私がちょっと言いましたのが、予算書の延長保育の3つ下のですね、保育体制強化事業補助金、これにつきましては6年度120万円が240万円ということで、これについて、2園で実施することになったこととなります。以上です。

**4番（遠坂道太君）** また老人関係でございますけども、報償費のですね、敬老祝い金396万円についてお伺いしたいと思います。今まで2年ほど前、3年ぐらい前までは1万円を80歳の方にやって、商品券をやっておられたと思いますけど、そのあとの4,000円を高校のくま川鉄道の定期代のほうに変わられたということでございます。今高齢者の方の年金、町長もご存じだと思いますけれども、最低ラインの金額を貰っていらっしゃる程度でございます。子ども達といなければ、まず生活ができてないという方は結構多いと思います。その中で、今まで1万円だったのが6,000円になったっていうことは、非常に生活面にもやはり厳しくなっているというような状況も、1人暮らしであれば非常にあるんじゃないかなと思うところがございますけれども、今回若干でも増額できるのであれば、その旨町長のほうにお尋ねをしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 先ほどについて、今度高齢者のほうのですね、増額してくれというふうなお話でございますけども、今おっしゃったとおり、スクラップアンドビルド、これになられまして、大変財政の状況が厳しいので、重点的に子どもの球磨川の利用される方々に対しまして、4,000円分を支給したいということで予算のほうを計上させてい

ただきまして、これまできたところでございます。しっかりとその部分はですね、高校生のほうには支給ができていますので、財政的支援ができていますものというふうに私としては、そこは上手く機能ができていますんじゃないかなというふうに思っております。ただ今遠坂議員おっしゃったんですけど、私もその当時ですね、この制度を改正するにあたって、当時の老人会長さんにもお会いしましたし、役員さんにもお会いしましたし、総勢 30 人以上の方にお話を聞きました。その時にですね、その当時の話ですから、今また考え方が変わってらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、「私どもはもう長くなか、それよか子どもに幾らかでもやってくれ、中にはもう全額いらんとよ。」と、そういう方がほとんどでございました。ですから、全部はちょっと難しいので、月 1,000 円でしたか、500 円でしたか、500 円かける 12 か月だから 6,000 円ですか、そういうことで残させていただいて、4,000 円をカットさせていただいたという状況がございましたので今移ってきているんですけども、今になれば一部の方がやっぱり既得権益の話がされるんですよ。必ずこれは、必ずですよこれ、何でもそうですから、制度を改正しよった時に財源の問題が必ず出てくるんですよ、だからそこをもう少し切り詰めさせてもらってこっちに有効的に利用させていただけないかということをお願いして今の結論になっているわけでございますので、遠坂議員がおっしゃるのも全くごもっともだというふうに思っております。ただ財源もですね、ないところに今こういうふうにやっているわけでございますので、この後、今回まだ予算が説明終わったですかね、保育料の副食費も含めまして無償化させていただいているんですけども、これは財源はですね、過疎債のソフト部門を利用させていただいております、実は今年度も借金で結局補っているわけですよ、70 パーセントは交付税措置があるんですけど 30 パーセントはですね、75 だったか 35 だったか、自己財源なんですよ、これも借金で補っているんですよ、でも今子どもを育てないと日本はどうなりますか、湯前はどうなりますか、そこら辺も議員わかってくださいよ。これしっかりと私もですね、お年寄りにもしっかりやりたいと僕も思っております。そしてお年寄りにはですね、介護保険もやっているんですよ、後期保険にもお金を払っているんですよ、そういうところを見ていただければというふうに思っております。よく遠坂議員の訴えていらっしゃることも理解しておるところでございます。以上でございます。

**4 番（遠坂道太君）** 今町長が財政が特に厳しいからということでございますので、私も一番最初に町長に申し上げましたように、ハマって国に行って、持ってきていただくのが、じゃないかなというふうに私は思っております。そうしないとやはり、それよりも持ってきてください、行って、頑張るだけです、私が言いたいのは、よろしくをお願いします。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで、款3民生費の質疑を終わります。

- - - - -

議長(金子光喜君) お諮りします。議案調査、委員会調査のため、3月11日から12日の2日間を休会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。したがって、3月11日から3月12日までの2日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長(金子光喜君) ただいま、日程第6、議案第29号、「令和7年度湯前町一般会計予算について」の質疑の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、3月13日、午前10時に開きます。

議事は、議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

- - - - -

延会 午後2時23分

第 4 号

3 月 13 日 ( 木 )



令和7年第3回湯前町議会定例会

〔第4号〕

令和7年3月13日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 議案第29号 令和7年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番 田山幸平  
3番 西靖邦  
5番 椎葉弘樹  
7番 味岡恭  
9番 山下力

2番 吉田精二  
4番 遠坂道太  
6番 森山宏  
8番 倉本豊  
10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
育	長	北	崎	真	介	保	健	長	高	木	堅	介
税	長	稻	森	一	彦	企	画	長	伊	藤	賢	郎
務	長	浅	田		徹	農	林		高	橋		誠
町						振	興					
民						課	長					
課						兼	農					
長						農	業					
長						委	員					
長						會	事					
長						務	局					
長						長						

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 3 回湯前町議会定例会、第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第 1 議案第 29 号 令和 7 年度湯前町一般会計予算について

議長（金子光喜君） 日程第 1、議案第 29 号、「令和 7 年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、款 3 民生費の質疑が終わったところです。款 4 衛生費の説明を求めます。

保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。

それでは、款 4 衛生費について御説明いたします。

衛生費は、令和 6 年度と比較して、5,132 万,7000 円増の 2 億 1,874 万 6,000 円を計上しました。増の主な要因は、予防接種委託料、人吉球磨広域行政組合負担金などの増であります。歳出に占める構成比は 5 パーセントになります。以下、目ごとに主要施策や新規事業を中心に御説明いたします。

57 ページをお願いします。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は、環境衛生係、担当職員の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理経費、公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金など、令和 6 年度と比較して、2,739 万 9,000 円増の 8,525 万 3,000 円を計上しました。増の主な要因は、救急医療対策委託料、病院群輪番制病院運営事業負担金などの増によるものです。

58 ページにかけての節 1 報酬、節 7 報償費及び旅費、節 8 旅費に乳幼児等の各種検診事業などの医師報酬、講師謝金、費用弁償などをそれぞれ計上しました。また、節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費には、会計年度任用職員 2 名分の人件費も計上しました。節 10 需用費は、各種保健事業に使用する消耗品費、保健センターの光熱水費、修繕料など、229 万円を計上しました。

次に 59 ページ、節 12 委託料は、救急医療対策委託料 860 万 5,000 円、第 2 期健康増進計画策定業務委託料 495 万 3,000 円のほか、保健センターの維持管理に係る委託料など合計 1,952 万 4,000 円を計上しました。救急医療対策委託料及び小児科休日当番医療事業委託料については、人吉球磨 10 市町村の共同事業であり、令和 7 年度は、本町が事務局となるため大幅な増となりました。また、令和 7 年度の新規事業として、妊婦教室委託料 1 万 8,000 円、産婦健診委託料 15 万円、1 か月児健診委託料 4 万 5,000 円を計上しました。

臨時経費として、令和8年度から10年間の第2期健康増進計画策定にかかる、業務委託料495万3,000円を計上しました。

60ページの節18負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金1,518万8,000円のほか、各種協議会や共同運営事業の負担金など、2,610万6,000円を計上しました。病院群輪番制病院運営事業負担金1,042万6,000円は、人吉球磨10市町村の共同事業であり、令和7年度は本町が事務局となるため大幅な増となりました。

節19扶助費には、18歳までの子ども医療費助成金について、直近3年度分の実績をもとに1,430万9,000円など、合計1,560万6,000円を計上しました。

次に、目2予防費は、各種がん検診や総合健診及び各種予防接種委託料など、令和6年度と比較して1,211万1,000円増の5,294万5,000円を計上しました。

増の主な要因は、予防接種委託料の増によるものです。

61ページの節12委託料は、改善センターで実施する集団健診及び各種検診機関で行う総合健診、各種癌検診、各種予防接種に係る委託料、合計5,001万3,000円を計上しました。

総合健診委託料は、3か所の健診機関における対象者を合計462人と見込み、1,474万7,000円を計上しました。また、ロタウイルスや小児用肺炎球菌、子宮頸癌予防ワクチン、高齢者の季節性インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス予防接種などの他、令和7年度から新たに定期接種となりました。帯状疱疹ワクチン予防接種など、16種類の予防接種委託料として、2,554万6,000円を計上しました。

節19扶助費には、生後6か月から18歳までのインフルエンザワクチン接種助成金や癌患者QOL向上事業助成金など、186万5,000円を計上しました。

62ページにかけての目3環境衛生費は、人吉球磨広域行政組合負担金など、令和6年度と比較して、399万7,000円増の869万9,000円を計上しました。増の主な要因は、水上斎場にかかる人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものです。

62ページの節12委託料は、河川水質検査委託料のほか、令和7年度の新規事業として、町管理の道路や公共施設敷地内で発生した動物死骸の回収処理に係る動物死骸処理業務委託料4万3,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金609万7,000円のほか、合併処理浄化槽設置補助金5人槽3基分の198万6,000円などを計上しました。

項2清掃費、目1塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料762万9,000円、人吉球磨広域行政組合負担金5,447万4,000円など、令和6年度と比較して765万6,000円増の6,239万円を計上しました。増の主な要因は、次期ごみ処理施設整備事業に係る経費負担が始まります人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものです。

節 19 扶助費は、ごみ処理容器設置事業助成金として、令和 6 年度と同額の 27 万円を計上しました。

目 2、し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等にかかる、人吉球磨広域行政組合負担金 945 万 9,000 円を計上しました。

以上で款 4 衛生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから、款 4 衛生費の質疑を行います。

ページは 57 ページから 62 ページです。

**3 番（西 靖邦君）** 3 点ほど、お伺いします。58 ページの節 7 ですが、健康づくり推進委員謝金 23 万 4,000 円となっています。令和 6 年度の数ですね、10 万 2,000 円で増加していますが、これは委員の方が増えたから増加になったんですかね。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 7 年度におきましては、健康増進計画を策定します。その計画策定のための会議の回数が増えるということで増額になっております。

**3 番（西 靖邦君）** 58 ページの節 11 の役務費ですかね。消火器薬品詰め替え手数料 5 万円が計上されていますが、この 5 万円ですが、これは何本分に相当するんですか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** すいません遅くなりました。6 本分になります。

**3 番（西 靖邦君）** 先ほど、62 ページの目 3 です。環境衛生費、節 18 の人吉球磨広域行政組合の負担金は斎場分についてですが、609 万 7,000 円が計上されておりますが令和 6 年度に 389 万 6,000 円の増額ですかね、これはこの増額の内容についてですね、その行政組合からどのような説明があったのでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** すいません、説明資料ありまして人件費と修繕料とか燃料代とかですね、諸経費が増になっているようです。

**4 番（遠坂道太君）** ページ 59 ページですが。保健衛生総務費の中で委託料の第 2 期健康増進計画策定業務委託料 495 万 3,000 円につきまして、お伺いします。健康増進計画と健康日本 21 の違いについて、まず伺いたいと思います。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 最初の健康 21 ですかね、健康を増進、これは国の計画になります。それいうのも踏まえて、町で作るのが健康増進計画となっております。

**4 番（遠坂道太君）** 健康増進計画の策定業務は、課長たちもご存じのとおりかと思いますが、行政機関とかまた関係団体とか学校とか職場とか、そういう関係の中で一体となって作っていかれるというふうに私も理解しているところですが、湯前町としてどのような増進計画を策定していくのか、それにつきまして伺いたいと思います。

**保健福祉課長（高木堅介君）** まず健康増進計画はですね、町民の健康増進なんですけども、いろんな全世代に応じてということですね、ライフステージに応じての領域、

世代に応じた健康ですね。赤ちゃんから高齢者まで、その中で、各領域がありまして、栄養面、食生活面、それから身体活動、運動、それから休養とか心の健康、それから生活習慣になりますけども、タバコとかアルコール問題対策ですね。あと歯と口腔の健康、それから、一番中高年に関わってくる生活習慣病対策の推進ということで、赤ちゃんから高齢者までの対策になります。この中で、健康寿命の目標も立ててですね、若いうちから健康でないと健康寿命も伸びないということもありますので、介護予防も含めたところで、いろんな対策というか、計画することにしております。

**4番（遠坂道太君）** ある程度具体的な形で、今課長のほうから説明をされましたように申しますと、色々健康手帳とか、健康の教育、いろんな健康相談とか、そういった形で取り組んでいかれるというふうに私は理解をしたいと思えますし、また今公立の病院のほうでも、予防0という形の考え方。健診の前の0という形で今病院のほうも取り組んでおられるというふうに私は聞いております。そういった形で町のほうもですね、やはり町民、健康で生活できるような、お願いをしたいというふうに思っております。

次の、ちょっと質問に移ります。61ページの予防費で、委託料ですが、総合健診委託料の1,474万7,000円つきましてお伺いします。先ほど課長から、462名の計画を今年は立てているということでお聞きしたわけですが、年々件数というか、どのような動きになっているのか、それについてお伺いしたいと思います。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 前年度の予算を組む時には490人です。人口減少もあるとは思いますが、受診者数は減少傾向にあるところであります。

**4番（遠坂道太君）** やはり人口減少が1つの毎年減っていく要因だというふうに理解したいと思います。

次の質問に移りますが、環境衛生費の中で委託料の河川水質検査委託料につきましてお伺いします。河川はどの辺りの河川を、この調査・検査をされているのかそれについてお伺いします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 水を取る箇所が都川、牧良川、仁原川、それから河川等ということで中溝と幸野溝になります。

**4番（遠坂道太君）** 年に何回ほど検査されているのか、それにつきましてお伺いします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** これにつきましては年に1回でございます。

**4番（遠坂道太君）** 先ほど中溝と幸野溝のほうも検査をされているということでお伺いしたけれども、非常に今現在問題にされている環境生物の破壊の問題が今現状ですね、問題になってるんですよ、というのは田植え時期に、スクミノンという生物を死滅させるために使ってる自然の激剤があります。それあたり振って、それが河川の水質の生物有効生物を死滅させるというのが今現在問題になっております。そういった形

やはり、県の保健所あたりと、やはり、これを使わないでくださいって農家のほうにも話をされておると思いますが、町のほうでも、そういった啓蒙あたりを今後取り組んでいただければというふうに思います。それについてお伺いしたいと思います。

**保健福祉課長(高木堅介君)** 保健福祉課のほうでは、この水質検査については、酸素濃度だったり、生物が生きていくため生活できる基準とかを測っておりますが、農薬ですか、についてのところまではタッチしていないところではありますが、一般的には昔といいますか、下水道が普及してない時とかですね、合併処理浄化槽が普及しない時とかのことはですねあるんですけども、生活環境の保全ということで、周知はしていきたいと思います。また、その農薬関係につきましては、ちょっと、範疇外かなと思います。

**7番(味岡 恭君)** 61 ページですかね、保健衛生の今遠坂議員が聞かれたところで、委託料の中の予防接種委託料、6年度よりも大幅にアップしております。予算がアップして組んであります。増加した理由をちょっとお尋ねいたします。

**保健福祉課長(高木堅介君)** この予防接種委託料が、6年度と比較して1,211万4,000円増となっております。一番大きいのは6年度は、コロナが定期接種になるということで、補正予算対応しました。その部分でですね、この分が当初予算で、今年度、令和7年度1,120万円ほど計上しておりますので、この分が一番大きいものになります。それから、説明もしましたが、带状疱疹ワクチンが定期接種化されたということで、その分も加わって、大幅な増となっております。

**7番(味岡 恭君)** 昨年度、今回ですけど、1,000万円程度減額されてますよね。その辺で1,000万円ぐらい1,000何十万かな。1,030万円ぐらい減額されてますよね。その予防接種のところですね、それを考えると、かなりの金額が大幅に増えていると思うんですよ。健康に関するための検診でございますので、大変だと思うんですが、よく通知等を合わせて、よく連絡を取り合って、健康維持のためにですね、努力していただきたいと思うんですが、何かその辺の努力の方法か何かありましたら、予防接種あたりの連絡等が何かありましたら、お尋ねします。

**保健福祉課長(高木堅介君)** 6年度で減額しましたのは、コロナの分が大きかったわけですが、6年度に補正予算組んだ時にですね、人数の見込みがちょっと多くございまして、その分まで考慮して、7年の予算は計上しておりますので、接種希望者の実績に応じたところでございます。案内につきましては、いろんな周知をしておりますが対象者には説明したのも出してありますし、今後もホームページや対象者への説明資料ですね、そういうものは充実させていきたいと思います。

**2番(吉田精二君)** 同じく61ページの目3環境衛生費ですけども、需用費の中に今年度は薬剤費が入っておりません。令和6年度におきましては27万5,000円組んであったわけですけども、今年度は在庫があるということでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 薬剤費につきましては、消耗品費のほうに組み替えたところでございます。説明が不足しておりました。申し訳ございません。

**2番（吉田精二君）** 薬剤費につきましては、薬剤を、原材料を地区なり、消防団とかされる方に配布して、やってもらうための薬剤と思いますが、今現在地区の23地区の中でどの部分、どのくらいのところが取り組んでいらっしゃるのでしょうか。もし把握していらっしゃいましたら教えてください。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 6年度実績でいきますと9地区でその中で複数回されるともありまして、13回実施されております。

**2番（吉田精二君）** 地区名からして出て半分なんですけども、うちの地区も以前やってたわけなんですけど、どのような理由かでされなくなっただけなんですけども、住民の人から見ればですね、例えば薬剤も貰えれば、自分でするとばってんがっていうふうな方もいらっしゃると思います。今の状態では取り組む団体というか、そういうところにまとめてやっていらっしゃると思いますが、蚊とかハエの発生防止、環境衛生のためにもですね、例えばきりはないんですけども、例えば1世帯あたり申請があった場合に、200ccとかは個人的にやりますとかいうふうなことをやったら、もうちょっと防除効果が期待できるんじゃないかと思っておりますけども、その付近のところ考えられたことないでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** まずこの薬剤につきましては、前から、以前からやっているものですが、下水道の普及だったりですね、必要性もちょっと考えないといけなかなとは思っております。今言われた質問があったことにつきましては、区長会等での説明をしておりますが、地区全体でされない時は、区長さんが代表で受け取られて、区の中で希望者に分けてもらうとか、そういうところをしている地区もありました。ただ薬剤ですね、家屋消毒につきましてはちょっと見直しが必要かなと思っております。以上です。

**8番（倉本 豊君）** 先ほど西議員が質問されました。水上斎場分です。先ほどの説明では3倍ほど増えてるんですが、人件費、それから光熱費等々という説明であったんですが、私は少し何か改修か何か入ってるのかなというふうに思ったが入ってなかったというようなことでした。で、これ町長にお伺いしたいんですが、この施設は行政組合ではありますが、持ち出しは湯前と水上ですよ、でありますので、ちょっと町長にお伺いですが、現在、結構あそこで葬儀等々をされておりますんで、その時に畳の間、私はお参りに行った時に靴を脱いで上がって行ってという状況ですよ、あの一間だけでも土間にさせていただくと、靴のままで行って、お参りをして、今コロナ禍のおかげで言えば失礼ですけども、入れ替わりでずっとまわしていきますんで、あそこが土間になると非常にもうスムーズにもいきますし、利便性もよくなるしって思っております

んで、あの一間だけでも、私は結構かなって思っておりますんで、そこら辺の計画をできれば、されるわけいかなですかね。

**町長（長谷和人君）** 今のご質問のちょっと、ちょっと確認させていただきたいんですけども、入りましてからすぐ土間になっておりますんで、その奥の二間といいますかね、二間を土間にどうだろうかと、そのままいわゆる入って行って、会葬したら、もうすぐ帰ってくるのが可能だということで、そのまま靴でお参りができないかという話でございましたんで、これ組合の方にちょっと、このお話があったと、議会で、ということでもちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。それから3～4年前でございましたかね、厨房施設関係につきましてはもうすでに整備が完了してるということだけ、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

**8番（倉本 豊君）** 厨房もですが、お坊さんの部屋とかトイレとか、色々利便性が良くなってきたのは事実なんですね。あそこ二間ありますうちの、家族のお通夜で使われてる時に、お坊さんの部屋の隣の部屋があったんですけど、あそこは広いのか狭いのかわかりませんが、二間全てを土間にするのもいいかもしれませんが、とりあえず、前のほうの一間だけでもとりあえず足りるのかなあって思ってまして、そこも行政組合との話もなんですが、負担は湯前と水上ですんで、水上の村長のほうとも、打ち合わせをしていただきながらですね、何か良い方向に持って行っていただければというふうに思ってます。

**9番（山下 力君）** 60ページの多良木公立病院企業団の当初予算編成について、町長に伺います。先月の21日に病院議会の全員協議会が開催されまして、予算編成の時ですね、いわゆる経費、事業費を賄うだけの医療収益を見込めないと。人件費を削減して、3,800万円程度の捻出をしたいという話を管理者の企業長じゃなくて、事務長がされております。ところが2月26日の議会ではそういった話はなくて、逆に3,756万円の黒字を見込んだ予算になっております。人吉新聞には報道されております。聞きたいのはですね、2月20日の全協で事務長がそういった人件費を削減するといった話について、副組合長というか、の立場で、そここのところの説明を求めたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 全協の際にですね、申し訳ございませんけど開設者協議会長のみがですね、出席しておりますもんですから、その時の発言がどうだったかっていうのはちょっと私にはわかりません。申し訳ございません。その部分についてはですね。

**9番（山下 力君）** 全協で事務長がそういう話をしたという経緯もわからないということですか。

**町長（長谷和人君）** その経過説明はしたのかもしれませんが、ただ、その資料等も実はいただいておりませんもんですから、開設者協議会での内容の部分です、説明はしたのかなとは、ちょっと推測するんですけども、申し上げませんが私がちょっと出席

してないと。これ先ほど言いましたように開設者協議会会長のみが出席するというところでございますもんですから、ちょっとその中身、しっかりとちょっとわからないというところがございまして、ご理解いただきたいと思っております。

**9番(山下 力君)** ではそここのところを確認をしていただきたいと思っております。今現在ですね、噂話ですけども、医療収益が予算計上に、予算を組んだ額よりも、収益が下がった場合ですね、下がった場合、人件費を削減するという話が職員に出回っておるとい話聞いております。職員は動揺しております。収益が上回って、医療収益が上回った場合は削減はしないと、そういう話ですね。これについては何か情報ありますか。

**町長(長谷和人君)** 実は開設者協議会の中で今山下議員がおっしゃった中身の部分ですね、いわゆる期末勤勉ですか、その部分について、非常に6年度からですね、収益が実は落ちている現状が説明されました。そこで収益を合わせるためにですね、そこも今考えて今回は予算書を作り上げたというふうなお話がありました。そこは私もちゃんと記憶しております。その時ですね、私がちょっとお話ししたんですけども、一般職って言いますか、公立病院の職員に対する部分については理解したと、私はですよ。ただしドクターの分についてはですね、カットしなきゃならんぞという発言をしたのは記憶しておるところでございます。以上です。

**9番(山下 力君)** そういう管理者、企業長にですねそういった考えがあればですよ、やはり職員の方に正確にこうなった場合はこうしますよと、これは伝えておったほうが良いと思うんですよ。そういったことをですね、この病院の経営の危機管理の面からいってですね、やはり行政職員、地域住民、やはりそういう状況を知って、色々お互いできるところ頑張っていくのが地域の病院だと思っておりますので、そここのところ、今後に向けて、町長の見解をお聞かせください。

**町長(長谷和人君)** その時ちょっと私も先ほど説明はちょっと足らなかったところがあるんですけども、その時には今山下議員おっしゃった、職員分についてはですね、しっかりと説明をしていくと。それも職員組合に対してですね、そういうふうな情報を流してるような、説明がございましたので、改めて今おっしゃった分については丁寧に対応するというので、お話をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

**9番(山下 力君)** それと、先ほど言いましたように、行政、地域住民の病院に対し、病院は厳しいということ伝えて、危機をですね、共有するのも1つのだろうと思うんですよ。そここのところもお願いします。

**町長(長谷和人君)** これまで新型コロナウイルス感染症ですか、約4年間、病院といたしましては非常に黒字経営がずっと進んでたわけでございますけども、先ほど言いましたように6年度についてはですね、部門別でいきますならば、いわゆるコスモの部

分ですね健診センターの部分が実は赤字になるような結果が出てきておりました。病院のほうは何とかですね、黒字だったんですけども、非常に厳しい状況が出てくるのではなかろうかということで事務局側のほうですね、今そういうふうな収支を持っていきたいということでの説明があったところでございます。改めてですね、この話をしますとちょっと長くなりますけども、私が記憶しておるところだけのお話をさせていただくんですけども、前の前の後藤医院長の時代からですね、非常に大変な危機が病院にあったわけですよ、これ大きな負債を持ちながらですね、運営して、経営形態も変えようとか、そういうことですね、病院議会のほうも色々と視察研修をしていただきながらですね、動きました。そして大島医院長に代わりましてからもですね、開設者協議会といろんなことを実は打ち合わせして今来てるわけですね。ただまたですねそういうふうな後藤医院長時代のような形になるとですね、今30億近いような基金がございますけども、基金は食べ始めたらもう何年ももたないんですよ。そして、もう多分終わると思うんですけども、今の病院等につきましても30億以上もかかっているんですけども、その半分は自治体のほうでもってですね、過疎債かなんかを借りながら実は経営もしてるし、それから毎年交付税の中から助成金を出して運営をさせていただいております。ですから、しっかりとそこはですね、自治体病院としてのですね、役割をやはりしなくちゃいけない、これはなくてはならない病院でございますので、そこはしっかりと開設者協議会ともですね、話をしながら、開設者協議会の中でも、色々と今度の予算の出す分についてもですね、議論は尽くしたつもりでございますので、しっかりと経営につきましてはですね、最終的にはですね、前も私申し上げたと思うんですけども、負担金をやりながらですね、いわゆる、タイとメザシ、メザシが自治体でございまして、病院側はタイを食っているよと、それじゃまかりならんぞと、同じようにして経営をしなくちゃだめですよというふうな言葉も私は発しておりますので、しっかりとその思いですね、対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**9番(山下 力君)** 61ページの予防接種委託料、課長にお尋ねしますけども、その中に、今年度から带状疱疹のワクチン予防が入ってますね。その带状疱疹に限って、幾らの予算があるのか。そして何名分を予算組んであるのか、お聞かせください。

**保健福祉課長(高木堅介君)** 予防接種委託料の内訳の中の带状疱疹ワクチンですが、予算で考えておりますのは65人を対象と見込んでおります。これが65歳から5歳刻みの方が接種対象になりますが、その対象が329名で、その2割の方が接種をするという見込みで予算を組んでおります。ワクチンが2種類ありまして、さっきの65名の2種類で130名です。で、ワクチンが2種類ございまして、シングリックスというワクチンが、これが、個人負担が発生しまして、それを除いた委託料が1万5,411円、これを2回接

種するものであります。もう1つの乾燥ワクチンですがこちらが、自己負担が2,600円で委託料が6,211円。こちらは1回接種のワクチンになります。

**9番(山下 力君)** よくわかりませんでしたので、明日の晩、詳しくご説明をいただきたいと思います。带状疱疹はですね、いわゆるワクチンの効果がある病気なんですよ。いやワクチンにかかり、带状疱疹にかかりますと、人それぞれですけども、重症化したり、副作用がひどくなる人もおられますんで、そのところは情報収集しながらですね、もう対応していただきたいというふうに思います。

**6番(森山 宏君)** 62ページですね、ごみ処理容器等購入費用助成金という27万円っていうのがあるんですけども、多分これコンポストのことかなって思うんですけども、予算規模といたしますか、内容と実績等をわかれば教えてください。

**保健福祉課長(高木堅介君)** このごみ処理容器等にはですね、今言われたコンポストともう1つ電気式の分解処理機がございます。で予算の内訳ですが、コンポスト、生ごみ処理機コンポストが上限3,000円の10基分。それから電気式の分解処理機が上限3万円の、8基分の合計27万円になってございます。実績につきましては、6年度今現在でコンポストが4個、それから分解処理機が3基の実績となっております。これにつきましては、年度前半と年末にかけてですね、年に2回から3回、旬報等で周知しているところでございます。

**6番(森山 宏君)** 今課長申されたようにコンポストだけじゃなくて、電気式で攪拌して、そして肥料に精製するのに素早くできる、ほかしとか入れてですね、素早くできるっていうのが電解式と思って、何か有機農法とかいうとでも推奨されてる機器です。実績として4基っておっしゃって、これをもうちょっと進めるような、周知とか、いう計画はないんでしょうか。それと、業務用、業務用といたしますか保育所とか、いうところでは、生ごみ処理のところでも、それは堆肥化にするんじゃないかって確か、裁断して、乾燥させて出すっていうやつだったかなとは思うんですけども、業務用と個人用ではまた処置が違うんでしょうか。

**保健福祉課長(高木堅介君)** この、助成制度につきましては先ほど言いましたように、年に2回から3回出しております。それに加えて、毎月発行の広報湯前これ最後の方にごみの量の情報の中でもですね周知をしているところでございます。それからこの助成金につきましては、あくまでも個人用の個人向けの助成であります。事業所向けは現在のところ考えておりません。以上です。

**7番(味岡 恭君)** 62ページなんですけど、塵芥処理費ですかね。その中の18の負担金補助及び交付金の中で、人吉球磨広域事業組合の負担金が、700万程度増えております。その増えた理由が何なのか、ご説明をお願いいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** これは予算説明でも申し上げましたが次期ごみ処理施設の整備が7年度から本格的に着手といいますか計画設計ですとか、入ってきますので、その分に当たります。

**7番（味岡 恭君）** それはわかりました。それとですね、年々人口は減っていると思うんですね。球磨人吉の人口がですね、その中で減少してる中で、ゴミ、量あとは今現在、減少しているのでしょうか。お願いいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** ごみの量につきましては、広域行政組合から毎月実績が届きます。構成町村市町村の会議の中でも実績がありますが、大体どの市町村もごみの総量自体はもう減少傾向に入っております。

**7番（味岡 恭君）** それとですね、先ほど聞いた中で燃料費がちょっと今高くなってるもんですから、燃料費がかかるのかなと一部思ったんですよ。その中で、家庭で私たちがよくごみを出したときに、ごみ処理場でよく見るのが、まだ水がすたたってるゴミ袋が出とるわけですね。もう少しその辺をですね、家庭で水処理をちょっとしっかりして出してくれということや旬報等でお願いできないもんでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** そのことにつきましては、もう旬報広報で周知しております。水分を切るっていうところも含めまして3きる運動というのがございます。食材を使い切る。料理を食べきる。それから、ごみで出すときには水を切るという、3きる運動ですね。これを出してありまして、今後も力を入れていきたいと思っております。周知に向けてですね、力を入れたいと思っております。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款4衛生費の質疑を終わります。次に、款5農林水産業費の説明を求めます。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 款5農林水産業費について御説明いたします。農林水産業費は、2億9,078万4,000円を計上いたしました。歳出総額に占める割合は6.7パーセントでございます。項目ごとに説明いたします。

項1農業費、目1農業委員会費は2,686万円を計上しました。まず、節1報酬から節4共済費まで、農業委員及び農地利用最適化推進委員、そして、事務局職員と会計年度任用職員の報酬、また、給料などの人件費を計上しました。

63ページでございます。

節8旅費は109万1,000円を計上しました。農業委員等の費用弁償、農業委員等の出張に伴う費用弁償を事務局職員の普通旅費を計上しました。

節9交際費は、農業委員会会長交際費3万円を新たに計上しました。

節 10 需用費は 58 万 3,000 円を計上しました。毎年の地域計画と目標地図見直しなどの事務に必要な消耗品費、農業委員代の印刷製本費、そして食糧費は全国農業委員会長大会などの懇親会費が主なものでございます。

次に、節 11 役務費は 60 万 7,000 円を計上しました。事務に必要な郵送代、農業委員と最適化推進委員の皆様に対応しているタブレット端末の通信費でございます。毎月の総会資料、農地パトロールでの活用には、ペーパーレスに繋がるよう利用拡大してまいります。なおこれには国の農地利用最適化交付金を充当できることとなっております。

次に、節 12 委託料は、165 万 7,000 円を計上しました。農地台帳システム関連の予算を計上しております。農地台帳システム改修委託料 75 万 9,000 円は、自治体情報システム、情報化への改修業務でございます。また、農地台帳システム保守委託料、農政業務支援システム委託料それぞれ計上しております。

次に、節 13 使用料及び賃借料は、167 万 9,000 円を計上しました。農政業務支援システムリース料、農家農地台帳システムリース料、農業委員タブレット利用料、駐車場利用料をそれぞれそれぞれ計上しました。また自治体専用ビジネスチャットツール利用料 8 万円ですが、農業委員タブレットを有効利用するため、農地地図データアプリの利用だけではなく、総会通知の文書をなくす、また、各種連絡事項を紙連絡や電話連絡を減らし、町職員と同じアプリを使用して、タイムリーな連絡を行うようにするための新たな予算を計上しました。

64 ページです。

農業機械借り上げ料 4 万 4,000 円は、遊休農地農地のうち、比較的条件の良い農地を農業委員会の遊休農地解消の活動で、農地利用最適化交付金の充当事業に新たに取り組む予算を計上しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は、30 万 2,000 円を計上しました。球磨郡市農業委員会協議会等負担金、全国農業委員会会長大会負担金を計上しました。

次に、目 2 農業総務費は、6,924 万円を計上しました。

まず、節 1 報酬は 508 万 6,000 円を計上しております。農振整備促進協議会委員の報酬、会計年度任用職員の報酬を計上しております。また、農業公社の地域おこし協力隊の報酬を計上しております。なお、令和 6 年度末までに地域計画と目標地図を策定し、公表することとしておりますが、令和 7 年度以降もこの計画の随時見直しと更新を継続させるために地域計画策定検討委員会で協議を行いますので 2 万 7,000 円の予算を計上しました。

次に、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費まで、農林振興課職員の他、会計年度任用職員と地域おこし協力隊の人件費に要する経費を計上しました。

節 8 旅費は、10 万 4,000 円を計上しました。農振整備促進協議会の会議出席の費用弁償、そして職員の出席に伴う出張に伴う普通旅費を計上しました。

65 ページでございます。

節 10 需用費は 35 万 3,000 円を計上しました。地域おこし協力隊等の活動に必要な消耗品費、公用車の燃料費等を計上しました。

節 11 役務費は 7 万 2,000 円を計上しました。農林振興課の事務に要する通信費等でございます。

節 12 委託料は 400 万円を計上しました。農振農用地に関わる農業振興地域整備計画の全体見直しを行うための委託料でございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料は 34 万 3,000 円を計上しました。職員の出張の際の駐車場使用料と地域おこし協力隊の車両リース料でございます。

節 18 負担金補助交付金は 204 万 7,000 円を計上しました。県野菜振興協議会 8 万円のほか、くま農業活性化協議会負担金、球磨川漁協へヤマメの稚魚放流補助金を計上しました。湯前町農業再生協議会補助金 128 万 9,000 円は、国の経営所得安定対策推進事業、県の水田産地化総合推進事業などを目的とした予算でございます。また、地域おこし協力隊の住宅補助金等、研修費を計上しました。

次に、目 3 農業振興費は 9,724 万 5,000 円を計上しました。

まず、節 1 報酬の 7 万 1,000 円、節 8 医療費の費用弁償 2 万 6,000 円は、それぞれ、農業振興検討委員会の委員の会議出席と、出張に伴う費用弁償、職員の普通旅費を計上しております。

節 10 需用費は 41 万 1,000 円を計上しております。公用車の燃料費と車検に伴う修繕料、各種食糧費を計上しました。

66 ページでございます。

節 11 役務費は 26 万 8,000 円を計上しました。中山間直接支払事業の農政事務に必要な通信費、公用車の車検手数料と保険料でございます。

次に、節 12 委託料は、湯前町地域産業交流施設の指定管理料 130 万円を計上しました。令和 6 年度から指定管理者による運営を開始しておりますが、精米所の管理運営業務に関する費用は、町が営業日として指定する日数の施設運営経費分の指定管理料を支払うものでございます。

節 13 使用料及び賃借料の現地確認システム使用料 18 万 5,000 円は多面的機能支払交付金に関わる現地確認のタブレット端末の使用料です。国の交付金対象のものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は 9,480 万 5,000 円を計上しました。主なものは、農業用廃プラスチック類処理対策補助金 40 万円他、町の単独補助等も計上しております。

まず、中山間地域等直接支払交付金につきましては、3,131万9,000円でございますけども、26集落分の活動に対する交付金を計上しました。

次に、環境保全型農業直接支払交付金506万7,000円は、自然農法や有機農法を実践される、農家または団体に交付するものでございます。

次に、農業次世代人材投資事業補助金75万円は、財源を国の経営者支援の事業の補助率100パーセントのものですが、就農5年目の生産者、1名分を計上しました。多面的機能支払交付金は3,353万6,000円につきまして、農地維持、資源向上共同活動、そして長寿命化分を併せて計上しております。

次に、湯前版中山間地域直接支払補助金324万7,000円は、5集落分の活動への補助金でございます。

次に、有害鳥獣対策でございますが、狩猟免許取得支援補助金2万円、鳥獣被害防止策事業費20万円、それぞれ計上しております。農耕者資格取得補助事業補助金4万円は、農業機械の大型化、高性能化が進む、進む中での農作業の安全対策、経営に必要な資格の取得の支援を行うものでございます。

次に、有害鳥獣補助金654万円は、近年の捕獲実績を参考に予算を計上しました。

次に、県緑情報活用協議会負担金19万6,000円を計上しております。これは県市町村、JA、土地改良区などで、農地の情報を共有し、地域全体で今後の農地の有効利用を図る土地の情報システムでございます。

次に、農業公社運営補助金ですが300万円でございます。本町の農業振興事業を担う湯前町農業公社の事業への運営補助金を計上しました。

次に、67ページでございます。

中心経営体農業機械導入支援事業補助金(認定農業者等)の600万円につきましては、経営規模の拡大に意欲ある認定農業者等の生産者に対して、農業機械等の導入の支援を行うものでございます。また農業用施設等の導入事業補助金200万円は、野菜や畜産などの生産に意欲ある農家のため、ハウス施設や畜舎などにかかる費用に支援を行うものでございます。

次に、中心経営体農業機械導入支援事業補助金(その他経営体)100万円につきましては、先ほどの認定農業者とは別に、それ以外の方で、地域の中心となる経営体に位置付けられた農家に規模拡大のための農業機械の導入支援を行うものでございます。

議長(金子光喜君) ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午前11時06分  
再開 午前11時16分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、日程第1、議案第29号、「令和7年度湯前町一般会計予算について」の款5農林水産業費の説明の途中です。発言を許します。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 目4畜産業費は416万4,000円を計上しました。

節7報償費、26万5,000円は、子牛品評会、和牛費管理品評会の商品代を計上しております。

次に、節10需用費は18万7,000円を計上しました。光熱水費はアグリセンター分でございますが、一部を農業公社事務所として使用していることから、電気料と水道費用を農業公社と案分し、同様に節13使用料及び賃借料5万2,000円の下水道使用料も農業公社と案分して、農業公社が負担する分は、歳入の雑入で受け入れております。

節18負担金補助及び交付金は358万8,000円を計上しました。酪農ヘルパー制度補助金ですが、近年の利用実績を参考に33万9,000円を計上しました。また、畜産継続補助金358万8,000円は、令和6年度までの畜産奨励補助金を見直し、優良系統牛の確保の考え方も残しつつ、通常牛の導入保留等も補助金の対象に拡大するなど、畜産を継続的に長く経営していただくために、支援を行うことを見直しのポイントとして、繁殖素牛、乳用素牛、肥育素牛のそれぞれの導入保留に対する、定額補助金を計上し、また併せて、球磨郡畜産共進会出陳補助金を含んだ補助金としております。

次に、目5農地費は7,478万6,000円を計上しました。令和6年度と比較して4,470万円の増での計上でございます。増額の主な要因は、辻地区沈砂池整備工事費の計上によるものです。

まず、節1報酬8万9,000円及び節8旅費の費用弁償は、農業農村基盤整備事業推進委員会の委員報酬と費用弁償を計上しました。これは、令和8年度から本格的な工事着手を予定している上溝中溝用水路の改修工事、またその次の実施を予定している、松下中部地区の用水路改修に工事に関わる事業推進に向けた検討会議の予算でございます。

68ページです。

次に、節10需用費は109万円を計上しました。主な支出の修繕料でございますけども、農道排水路などの維持管理的な修繕に要する経費を計上しております。

次に、節12委託料、農道等管理委託料30万円は、農道、用排水路、農村公園の草払い等の管理を委託するものでございます。

次に、節14工事費請負費は5,900万円を計上いたしました。下村区の溝合西農道の舗装工事200万円、また辻地区沈砂池整備工事5,700万円は、馬場の長谷場から用排水路として辻地区の町田川に流れておりますが、長谷場からの崩落土砂の流入被害が令和2年7月豪雨災害と令和4年台風災害では、特に大きな被害がっております。今回その工事

に対する国県補助の要望と調整を進め、令和7年度事業採択される見込みとなったため工事費を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は1,403万円を計上しました。県土地改良事業団連合会負担金1万円と特別賦課金32万2,000円は、定額の一般賦課金と合わせ、本町で実施される県営、団体営事業の事業に基づいて算出された特別賦課金を計上しました。

次に、農村地域防災減災事業負担金275万円は、蓑谷ため池の堤体の取水施設、底樋の改修工事に伴う事業負担金です。

次に、県営水利施設等保全高度化事業負担金1,093万8,000円は、上溝中溝の用水路改修工事分の町負担金です。令和7年度の事業費に対し、町負担金10パーセント分と地元負担金7.5パーセントを合計した17.5パーセント分を計上しました。地元負担分は、一般会計の歳入で受け入れます。以上です。

**教育課長（浅田 徹君）** 続きまして、目6農村環境改善センター管理費につきましては、291万8,000円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものです。対前年で39万5,000円の増となっております。

節10需用費では、消耗品のほか、光熱水費で電気料金の増加を見込み、176万8,000円を計上しました。

修繕料は対前年同額の30万円を計上しました。

節12委託料では、清掃、警備委託料と消防設備点検並びに防火対象物点検で合計の49万7,000円を計上しました。

節13使用料及び賃借料33万1,000円は、下水道使用料となります。

項1農業費につきましては以上となります。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 先ほどの畜産関係の補助金でございますけども、畜産経営継続補助金のほうを358万8,000円と申しあげましたが、321万4,000円の間違いでございました。訂正をお願いします。

69ページでございますけども、項2林業費、目1林業振興費は1,557万1,000円を計上しました。

節8旅費4万7,000円は、職員の出張のための普通旅費でございます。

また節11役務費2万5,000円は事務用の通信費、緑の羽根販売手数料を計上しました。

次に、節12委託料は、670万円を計上しております。1つ目でございますけども、民有林内作業道整備業務委託料500万円につきましては、町有林内の作業道の小規模な路肩崩落等がありますが、県営治山事業で採択されにくいのが現状でございます。間伐などの施業が必要となっている民有林内の荒廃化を防止するためにも、作業道の整備を行うものでございます。次に、2つ目でございますけども、民有林内森林整備業務委託料50万円。これについては、民有林の森林経営意向調査の結果、所有者にかわって町で

森林整備を行う山林、一筆を選定しまして、令和7年度で森林所有者と湯前町で集積計画による契約を結び、保育間伐など整備を業者に委託するものでございます。3つ目でございますが、林業を担い手支援整備業務委託料120万円、これは公益財団法人熊本県林業従事者育成基金が実施する各種の担い手支援事業に委託するもので、具体的には、人間ドックなど林業従事者の健康を一層増進を支援する事業、福利厚生事業への支援を委託します。今申し上げました3つの事業全て、財源には森林環境譲与税を充当する事業でございます。

次に、節18負担金補助及び交付金は400万8,000円を計上いたしました。球磨地域林業振興木材需要促進対策協議会4万7,000円ほか、各種の協議会の負担金でございます。上球磨地区林業振興協議会負担金50万円は、水上村、湯前町、上球磨森林組合、それぞれ50万円ずつの予算を計上し、協議会事業を行うものでございます。

次に、みなと森と水ネットワーク会議費負担金5万円は、東京都の港区と森林を有する自治体で構成される中で、国産材の活用を通じて、森林整備の促進、森林の二酸化炭素吸収量を増大させる、低炭素化社会の実現に貢献することを目的とする組織でございます。本町も令和3年度から加入しており、6年度の町負担金を計上しております。

次に、林業担い手対策事業負担金200万円は、財源に森林環境譲与税を充当する事業でございます。森林整備を担う人材の育成及び確保を図るため、チェーンソーなどの機械安全対策、装備品などに必要な経費を事業体へ補助を行うものでございます。

次に、竹タケノコ生産支援事業補助金117万7,000円は、荒廃した竹林の改善、竹林の整備と竹林生産を行うとともに竹林の整備をすることで、作業効率と安全性の向上を図る目的で、1つの事業体から、単県補助の申請と採択見込みがあることから予算を計上しました。

70ページです。

節24積立金477万6,000円は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるもので、令和7年度の譲与税の歳入見込みでございますが1,358万2,000円でございます。歳出のほうで公有林管理費と林業振興費の予算で、先ほど説明した事業充当し、計画しますので、その残り分の譲与税分を積み立てるものでございます。今年度の事業に充当してまいります。

以上で款5農林水産業費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから款5農林水産業費の質疑を行います。

ページは62ページから70ページです。

**3番（西 靖邦君）** 3点ほど伺います。63ページですけども、節12農地台帳システム改修業務委託料75万9,000円で先ほど情報化の委託料という話でしたけど、情報化のこの内訳、内容はどんなもんですか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 農地台帳システムの改修業務委託料でございますね。これにつきましては、内容につきましては、自治体情報支援の標準化を今求められておりました、その対応に要するもの、あと導入のセットアップ費、連携テスト、そういったものが主なこの業務委託の内容になっております。

**3番（西 靖邦君）** 63ページですけども、節13自治体専用ビジネスチャットツール使用料8万円が計上されてます。このツールはですね、多様で複雑な業務対応できるものですが、このツールの利用に対してですね、職員の業務削減にどのような効果が期待できるのでしょうか伺います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 農業委員会の例月の総会、毎月ですので12回ございます。それについての通知等は今、紙の郵送で行っておりますが、それがこのチャットツールを作ることによって、タイムリーな通知、ペーパーレスにも繋がるというところでございます。それとこのチャットツールには添付資料もつけられますので、各種の資料を全部ペーパーではなくデータで送れると、事前に見ていただくということも可能ですし、今申し上げますとやはりペーパーレスと情報を把握するというものが、このアプリの目的でございます。

**3番（西 靖邦君）** 68ページの節13ですけども、資材単価データの使用料という、計上されてます。この資材単価データの元はどこですか。県ですか。国ですか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 熊本県からのデータでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**8番（倉本 豊君）** 66ページ、ちょっと待って。農耕車取得補助金40万円が計上されておりますけれども、4万円、おりますけれども。私今後農業関係、なんていいですかね、ドローン何かは今後はそういう農業の体系に移行していくのではなからうかというところで、前回の一般質問の中でも話したんですが、確かに購入に関してとかは、枠を広げていただいたといいますか、そういう対策が打っていただいたんですが、この免許に関しては、項目も何も入っておりませんので、そこら付近のはもう全くやらないという考えでよろしいんですかね。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 先の12月の一般質問で倉本議員のほうからこのドローンの資格免許といいますか、そういったものを補助金のあり方についての質問っております。この町単独補助金につきましては、令和5年、6年、7年度と3年間のスキームで考えておりました、農業振興検討委員会、そういったものもご意見も聞きながら行っております。見直しはですね、追加もあるかと思えます。ただ免許取得につきましては、機械の購入も含めてですね、今中山間地直接支払い交付金事業、これのスマート加算というものもございまして、これについては機械の購入、また、ドローンの操縦免許の資格費用、それも全部見ることができます。集落のほうで考えていただくとか、そ

う方法で、ドローンのほうは、今現在可能でございますので、次期計画、令和7年度の次期計画から5年間続くんですけども、その中で各集落で紹介して、これに取り組むかどうかというのをまた説明していきたいなと思っております。

**8番(倉本 豊君)** ということはそれ県かなんかの補助になってくるわけですか。

**農林振興課長(高橋 誠君)** 国県の補助になります。これはやっぱ、議員も知っておられるように、地元で取り組んでおられる中山間地直接支払事業、これの枠の中で取り組めるものでございますので、有意義な補助金だと考えております。

**8番(倉本 豊君)** 例えば、湯前版の中山間地もあるわけですよね。ここなんかは結局取り組めないということになるわけですかね。

**農林振興課長(高橋 誠君)** 湯前版のほうにつきましては、今まで加算措置等々ありませんので、今後スマートのほうがですね、このスマート加算ですか、それが中山間の国県のほうのスキームに入ってきておりますので、そこは考えようといいますが、調査して、この取り組みの中で、できるかどうかというのは今後検討する必要があるかと思えます。

**8番(倉本 豊君)** 結局対象者じゃない方に対する免許取得の補助ができないような状況もあろうかと思えます。課長言われるとおり、中山間地で取り組めるのであればそこはそこでのよろしいかと思うんですが、出ない、対象にならないような組織、組織もとか、例えば個人とかもあろうかと思えますんで、そこら付近も含めたところでの私はその質問だったというところでございます。で、町長にお伺いするんですが、実は公立じゃ、いやいや上球磨消防署のですね、中で私がドローンの質問をした時にですね、水上の組合長が、多分或いは我が家のことだったんだろと思いますが、ドローン1台に4名まで認めると、1人20万の補助をすると、私は県か国の補助がそういうのがあるのかなと思って、ちょっと、その時は、聞いたんですけど、多分あれ我が家のことかなと後から思いまして、確か水上村のほうが自腹でされることだったというふうに思っております。で、湯前もですね、まず、そういうふうな考え方といいますが、そういう補助の仕方とか、そういうことは全く考えておられないのかを町長にその辺は、お尋ねをいたします。

**町長(長谷和人君)** ちょっと申しあげません、私今倉本議員の質問の中の、ちょっと今よく整理できてないんですけど、いわゆる個人にドローンの免許と、それからいわゆる機材ですか、それも今水上のお話をされたんで、それに対して補助ができないか、考えができないかと。なるほど。今は大体の方針といたしまして、大体の方針じゃなくて方針といたしましては、先ほど課長が答弁しましたように、中山間の中でスマート農業というか、位置付けの中で、しっかりと対応ができると、個人でされるという場合についてはまだ今想定をしておりませんでしたので、個人でされる場合については、当然

そのドローンの何て言いますか、大きさと言いますか、それも小さくなってくだろうし、それを何か自分で個人で請負をされて何ていうんすかね、経営に位置付けされてするのか、そこら辺もちょっとケースバイケースであるのかなというふうにちょっと今思ったところでございますんで、それ水上のほう、消防署の時のちょっと状況も私お話、ちょっとよくわからないんで、調べさせていただきたいというふうに思います。

**8番(倉本 豊君)** ぜひ調べてみればすぐわかることだと思いますんで、もしそういうことであるならば、町もできることならですね、ドローン個人で買うのが小さくなるとかじゃなくて、個人で買って、請負じゃないですけど、そういうことを考えられて方もおられるかもしれませんので、その対応ですね、考えていただければいいのかなというふうに思っております。

**9番(山下 力君)** 湯前地域産業交流施設についてお伺いします。令和6年9月議会でくまぐまアグリに指定管理者に議決をしております。担当課長にお尋ねしますけれども、指定管理に指定してからですね、5か月が経過しました。施設の目的及び事業計画に一致した稼働状況か、特に杵つき精米等々について説明をいただきたいと思います。

**農林振興課長(高橋 誠君)** 地域産業交流施設でございます。旧杵つき精米所の名称を変えてからの運営でございます。この指定管理につきましては、精米所に関わる分と自主事業に関わる分で自主事業の分はもう除いたところでの指定管理料ということで、杵つき精米所本体の運営と言いますか、営業に対する指定管理料でございます。5か月を経ちましたけども、我々の機械のメンテ、内部に置いてある機械のメンテナンスのほうはちょっと遅れておりまして、杵つき精米所自体もですね、今テスト運転をしているというところでございます。普通の精米のほうは何件か受注があったということで報告はされております。3月まであと数日でございますが、それまで含めての報告をさせていただいて、また費用についても報告いただいで、精査させていただきたいと思っております。

**9番(山下 力君)** 今努力中ということで理解しておきます。次にですね、旧精米所の一番東側の部屋ですね。あそこは何を販売されているんですかね、説明を求めます。

**農林振興課長(高橋 誠君)** 指定管理者の自主事業ということで、内部については何かしら販売をしているということで、詳しくはちょっと私のほうもわかりかねますけれども、人を集めるという目的のほうでの販売をしているということだけ聞いております。

**9番(山下 力君)** 今説明がちょっとよくわかりませんが、いわゆる交流施設ですね、設置及び管理条例の7条に指定管理者の業務が5項目あります。そのどれに当たるんですかね。課長のほうも担当のほうもあまり詳しく見てないということで、今日、議会が終わってからまず見ていただきたいというふうに思います。町長

にもお尋ねしますけども、指定管理して5か月、あそこに行って視察されたことはありますか。

**町長（長谷和人君）** 見ております。

**9番（山下 力君）** 先ほど課長に尋ねた一番東側。どういうやつを販売されているんですかね。

**町長（長谷和人君）** 現在はですね、古物みたいなところを販売されておりまして、お話をちょっとお聞きしたんですけども、今後徐々でございまして、農産物の販売・加工品あたりも考えられているし、それから育苗ですね、苗とか、そういうのも一緒に販売したいというふうなことで徐々でございまして、今準備をされているというふうな状況でのお話をちょっとお聞きしたところでございました。

**9番（山下 力君）** 先ほど尋ねましたけども、いわゆる管理条例の7条、指定管理者の業務の5項目あるんですけども、それに当てはまるとお思いですか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 指定管理者の業務、第7条のほうで1号から5号までございます。1号2号につきましては、農産物関係の業務でございます。これについては、先ほど町長が申されましたように農産関係の準備・販売・加工、そういったものを考えられまして、今お尋ねのものにつきましては、3号のですね、地域振興のために行う自主事業、自主的な業務というところで該当しているところかなと思っております。

**9番（山下 力君）** 今の答弁、5項目の3番目ですね、これももう少し精査していただきたいというふうに思います。というのがですね、旧精米所には、1,000万円を超える経費で改修をしております。そして、今年から初めてというか、130万円の指定管理料を支払いますんで、そして、交流施設の目的がですね、農産物の高付加価値化、販売拡大、消費拡大というふうにありますんで、やはり農業振興、所得向上に繋がるような仕事をして、業務をしていただきたいというふうに私は思いますんで、視察されて、町長とよく協議されて、今後指導して、指導するところがあればですね、指導していただきたいというふうに思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 指定管理者のほうとも、今後しっかりと協議させていただいて、7年度以降のですね、新しく始まる施設の管理ということで、しっかりと指導と言いますか、打ち合わせをさせて、運営をさせていただきたいと思っております。

**9番（山下 力君）** もう一つ、その下にあります、西側にあります、旧農業公社の建物と土地も今年の全員協議会で説明されております。相手方は株式会社美農里、利用開始は2月の1日からということで貸してあるんですけども、いわゆる相手方と賃借というか、契約書が交わされていると思うんですけども、建物と土地の利用料、使用料はいくらになっておるんですかね。

**議長（金子光喜君）** 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

-----  
休憩 午前 11時50分

再開 午前 11時52分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり会議を開きます。

ただいま、山下議員の質疑の途中ですが、答弁調整のため、後回しにしまして、次の質疑を受け付けします。

**4番（遠坂道太君）** 66ページの農耕車取得の補助金ですけども、今現在取得する場所というのは農大ではなかろうかというふうには思っているところでございますけれども、これは町長のほうにお願いをしたいということでございますけれども、取得場所をですね、今現在南陵高校あたりでできないかというふうな話もですね、色々と私が知っている各町村の議員さんからも話があったんですよ、そこで町村会あたりで県のほうに何か要望か何かできないものか、そして交安の問題も出てくると思うんですよ、そして交安のほうも尋ねると、こういう要請があればという話もされたということは聞いておりますけれども、町長としてはどういうふうに考えられるかお願いします。

**町長（長谷和人君）** 今ちょっと私もちょっと考えたんですけども、大学側の校内にですね、そういうふうな、なんていうかコースと言いますか、それとプラスそういうふうな車両ですかね、それが準備されておるからこそできると。今おっしゃるように南陵高校あたりでとなりますと、やっぱりそれなりの準備が必要になってくるということになってきますので、いろんなそれに諸々のやつが付くのではなかろうかなというふうに思いますので、今のお話は聞きましたので、熊本県さんが、こういうお話がっているからどうだろうかというふうなことはお話をさせていただきたいというふうに思っております。

**4番（遠坂道太君）** そういう今町長に依頼したことです、そうすると受験をされる方もですね、増えてくるしというふうに私は思っているところでございます。その辺もお願いをしたいということで終わりたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 旧農業公社の事務所のほうですけども、家賃のほうです、これにつきましては月額2万5,400円でございます、農業公社の会計のほうに支払われることでございます。今のは建物だけです。土地の賃借につきましては、普通財産になりますので、総務課のほうとの契約になっているかと思いますが、土地代が年額1万1,273円になってございます。

**9番（山下 力君）** 今の使用料ちゅうか利用料ちゅうかは、去年の10月9日の全協でいわゆる建物に関してはですね、町営住宅等の使用料を参考にすると、土地のほうに

については、類似した契約を参考にしますという説明だったんですよ。それに今金額は合っていますね。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 町営住宅の家賃を参考にさせていただきますして、計算表から算出しております。土地についても、近隣の類似施設に貸している土地、町が貸している土地の単価って言いますか、それを参考に貸し付けをしております。

**9番（山下 力君）** いわゆる建物の貸付から土地の貸付、今の説明では通らんとすよね。いわゆる徴収する根拠、条例等で別表あたりを作って、いわゆる使用料を条例に制定する必要があるんじゃないですか。

**議長（金子光喜君）** ここで昼食のため、休憩いたします。

-----  
休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり会議を開きます。

ただいま、款5農林水産業費の質疑の途中です。発言を許します。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 農業公社の建物と土地ですが、建物につきましては、先ほど申しましたように、農業公社が取得した建物であって、町が取得したものではないところっていうところから、建物については、農業公社と今借りておられる事業団体との契約でしております。ですから使用料については、理事会の中で算定の基礎として、基礎と言いますか、参考とさせているために、町の町営住宅を一例として、計算式ありますんで、これで建物の残存価格、残存価格から計算したもので算定しております。土地については総務課のほうの普通財産の貸し付けの財務規則等々で貸しているという認識であります。

**総務課長（西村洋一君）** 農林振興課長申しましたとおり、普通財産の貸し付けにつきましては、本町の場合は、財務規則の中で規定しておりますので、その財務規則のっとして貸し付けを行っておるところでございます。議員の発言から条例という言葉もございましたが条例として別立てしたほうがいいのか、また財産の適正な管理には、どのような方法がいいのか、これを機会にちょっと検討させていただきたいと思いますので、周辺の自治体等も調査させていただきたいと思います。

**9番（山下 力君）** 今総務課長が説明したとおりですね、各課色々精査して、こういう事例がないかですよ、そして、日本国家は法治国家。そして、地方自治体は条例規則等々で法律条例等で運営していきますんで、できれば条例制定をしていただきたいとか、したほうが執行部の仕事がやりやすいんじゃないかというふうに思いますので、そ

こは今総務課長が言ったとおり検討をしていただきたいと、最後に町長の見解をお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 今総務課長が申しましたように、ほかの自治体がですね、いわゆる財産の貸付関係につきましてどうしてるのか、そこら辺のところをちょっと調べさせていただきたいというふうに思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** 69ページの林業担い手対策事業補助金200万円について、伺います。令和5年度の実績は、4事業体で104万2,000円を補助されております。令和6年度は、減額補正がなかったのでおそらく120万に近い金額が補助されていると思いますが、この実際の令和6年度の実績、事業体と、あとその補助金の額についてお尋ねしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 令和6年度につきましては120万円、令和7年につきましては200万円ということでございます。町内に4事業体が事業に該当するところの団体と申しますか、会社でございまして、今現在、令和6年度120万円のうちに、2事業体のほうからは実績と申しますか、補助金交付申請また補助金、今手続きをやってるところでございます。残り2業者については今事務処理って申しますか、会社のほうで事務処理されているというふうな話ですんで、実績報告書が来しだい、支出するということです。120万円の今予算の中で、ほぼほぼ満額に近いところでの決算になるのかなと見込んでおります。

**5番（椎葉弘樹君）** その件に認定されました4事業体のうち、ある一事業体は、これが申請になったっていうのをご存じなかったんですよ。つい最近までですね。だから、今年度は、そういう申請をしなくてはならないのかというお問い合わせがちょっとありました。これは4事業体6月ぐらいにですね、要項を策定されて、申請方式に切り換えられてると思うんですよ。令和5年度は担当者の方が直接事業体のほうに出向いて、色々対応されたんですけど、それが令和6年度からルールが変わったもんですから、そういうことが起きてるんじゃないかなと推察するんですが、この4事業体への通知というのをやっぱり申請方式に変わったからそういうことになってるのかをお尋ねしたいと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 昨年度、令和5年度につきましては、初めての事業の取り組みで、こちらから出向いて4事業体のほうに出向いて、こういった環境譲与税を使った事業に取り組みますという、お知らせも兼ねて周らせていただきました。令和6年度につきましては、補助事業要項も作りまして、申請主義を議員おっしゃるような認識でございました。12月とか近くなってきましたですね、なかなかそういった申請、お話が行き届いてないのかなというところもございまして、再度こちらから申請した、お

知らせした、お聞きしたという流れでございます。ただ今言われた1社の方には、ちょっと話がうまく通ってなかったのかなと思っております。反省してございます。

**5番（椎葉弘樹君）** あと、この補助金要項を見た時に、上限額というのがないようですけど、例えば4事業体が、昨年でいうと120万円を超えて経費を申請した場合に、それはどのような按分になっているのでしょうか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 4事業者のほうには、予算の規模、120万円という予算の範囲内で補助金は出しますよということですので、4事業体で振り分けますと、1社あたり30万円の補助金になりますですね。その範囲内で考えて事業をしてください、事業申請をしてくださいというふうなお伝え方はしております。

**5番（椎葉弘樹君）** 令和7年度は200万円に増額されてて、それはもうとても良いことだと思うんですけど、あとはその4事業体にしっかりとこの森林環境譲与税の財源を素にした支援というのが行き届けば良いなという思いがあるわけなんです。一応補助申請は必要なんですけど、令和7年度についても丁寧な対応をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

**農林振興課長（高橋 誠君）** やはりそういった周知の仕方が、こちらのほうも手薄と言いますか、丁寧さが足りなかったなと思っております。そこはしっかりと年度当初から4事業体、皆様に説明をして、予算額も譲与税の趣旨、目的、また予算枠も拡大するようところで説明をして、有意義な事業体の機械であったり、安全装備品に使っていただきたいということをお勧めしてまいりたいと思います。

**2番（吉田精二君）** 65ページですかね、農業総務費の委託料で農振地域整備計画の全体見直しの業務委託400万円分ではありますが、これは時期は令和8年のご報告でした。に向けて色々な資料を作成するというようなことですが、現在計画に向けて県とかのヒアリングでやってると思いますが、この計画の中の農用地利用計画部分ですね、につきまして、去年から地域計画とかの地図とか作りながら地元の方の意見を聞きながらまとめていらっしゃると思いますが、今度の計画に向けて例えば農用地利用計画図の見直しについて、何か目新しいとか、今度の計画の骨子の中で、メインとなるような計画の変更等がありましたら教えていただければと思います。例えば、幹線道路沿いの農地については農用地から外すとか、畑地化の推進等があったわけですが、今は畑地化に国のほうの政策転換で、その関連については水に戻すっていうかな、ような流れがあります。そのような流れの中で、本町の農業としてどのように捉えているのかというのを聞かせていただければと思います。

**農林振興課長（高橋 誠君）** 農振農用地の整備計画の全体見直し、これは今現在6年度分を委託して、基礎調査のほうをやらせていただいています。7年度につきましては、これの基礎調査部門をもって7年度の委託のほうで、今度は県との協議をするための資

料を委託します。先ほど申し上げましたように、地域計画と目標地図については今度、公告縦覧期間を設けて公表しているところでございます。地域枠の中は、選定はもう、農振農用地で範囲で決めておりますので、これとの整合性を求めながら、また議員言われるように、山間部に近い、非農地として、利用できないであったり、民地との境といえますかですね、そういった、確実に農地として利用できないところは、この中で精査させていただいて、計画、この整備計画の中に反映させていきたいと考えております。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款5 農林水産業費の質疑を終わります。

次に、款6 商工費の説明を求めます。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** ページは70ページをお願いいたします。

款6 商工費は、前年度と比較して3,384万7,000円増の4億2,835万4,000円を計上しました。一般会計総額に占める割合は9.8パーセントとなります。

目1 商工総務費から御説明いたします。

目1 商工総務費は1,656万3,000円を計上しました。企画観光課職員3名分の人件費などとなります。

目2 商工振興費は3億1,163万1,000円を計上しました。前年度と比較して1,225万7,000円の増となります。商工振興に係る事業及び施設管理に関する費用となります。

節7 報償費に企業誘致アドバイザー謝金として60万円を計上しました。本町への企業誘致の情報発信や立地情報などを行い、本町に企業が進出した場合に上限30万円以内で謝金を支払うものでございます。

節12 委託料につきましては、3,252万6,000円を計上しました。商工振興施設の指定管理料や建築工事に伴う監理委託料が主なものです。湯前町避難防災交流施設指定管理料は、令和6年度より、517万1,000円増の992万8,000円を計上しました。昨年度まで、観光物産協会へ指定管理料と補助金をそれぞれ支出しておりましたが、施設管理にかかる費用を指定管理料で支出し、観光物産協会については、観光事業や物産事業に今後さらに取り組んでいただきたいと思います。

次に、湯前駅レールウイング指定管理料につきましては、414万8,000円を計上しました。まんが図書館の管理のほか、レールウイング飲食提供施設、展示販売体験施設の光熱水費等について、指定管理者が使用する部分と案分し計上しました。湯前駅レールウイング複合施設再整備工事監理委託料に、令和7年度分620万円を令和7年度を新たに湯前駅に建設する湯前町サテライトオフィス新築工事監理業務委託料として250万円を計上しました。企業誘致促進事業委託料は、令和4年度から実証事業として実施してき

ました、ワーケーション事業を引き続き実施しながら、参加企業への助成や地方創生セミナー開催費用に 865 万円を計上しました。なお、この財源については、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用します。

ページは 71 ページになります。

湯前駅レールウイング複合施設再整備工事落成式業務委託料に 100 万円を計上しました。

節 14 工事請負費には 2 億 4,500 万円を計上しました。現在、債務負担工事で行っております湯前駅レールウイング複合施設再整備工事に 1 億 9,100 万円を計上しました。令和 7 年度は、いわゆるイベント広場として、大屋根工事に着工し完成を目指します。この財源につきましては、管理費と合わせ、社会資本整備総合交付金を活用します。

次に、湯前町サテライトオフィス新築工事につきましては、5,400 万円を計上しました。企業誘致した企業やワーケーション事業で来町した企業が利用できるよう、個室や会議室等を備えた施設であります。現在実施設計中でありますので、設計が固まり次第、議員の皆様には改めて説明をさせていただきたいと思っております。なお、この財源につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用します。

節 18 負担金補助及び交付金は 3,208 万 2,000 円を計上しました。商工会補助金につきましては、前年度比 249 万 5,000 円増の 899 万 5,000 円を計上しました。これはくま川鉄道の全線開通に合わせ、商品開発などの観光戦略策定業務事業に、令和 6 年度から取り組まれており、今年度も補助するものでございます。

人吉球磨地方創生連絡協議会負担金につきましては、201 万 8,000 円を計上しました。令和 6 年度から独立行政法人国際協力機構 JICA が人吉球磨地域の地域課題解決に向けた支援を実施する事業で、本町では、観光施設のにぎわい創出や公共交通の課題などを調査、分析を行っております。令和 7 年度においても、引き続き実施するため、負担するものでございます。湯前町事業承継サポート事業補助金 192 万円を計上しました。令和 5 年度、認定者 1 名分と令和 7 年度認定見込み 1 名分計 2 名分を計上しております。令和 5 年度から商工業の振興や活性化を図ることを目的とした、商工振興補助金につきましては、補助率 30 パーセント、補助限度額 300 万円の 1,200 万円を計上しました。商工会青年部 AR 事業補助金につきましては、商工会青年部が仮想空間を活用したにぎわい創出と商工業者の販売促進を目的に令和 5 年度から実施している事業で、令和 7 年度を最終年度とし、商店街にぎわい創出を構築するため 450 万円を計上しました。サテライトオフィス等進出支援事業補助金につきましては、令和 6 年度に引き続き、本町に進出した企業に対し、5 年以上の事業を行うことを条件に、月額 5 万円を上限に補助するもので 120 万円を計上しました。

次に、目 3 観光費を説明させていただきます。

観光費は1億16万円を計上しました。令和5年度と比べ1,009万5,000円の増額となっております。主な増の要因は、地域おこし協力隊の募集人員の増や、観光PRに資する広告料によるものでございます。

節1報酬に地域おこし協力隊5名分の報酬1,295万5,000円を計上しました。このほかに人件費にかかる費用や活動に関する費用をそれぞれ関係する節に計上しております。72ページをお願いします。

節11役務費に3,166万4,000円を計上し、主なものは、本町の観光PRをWebなどで周知し、湯前町の認知度を高めるための広告料3,145万円を計上しました。

節12委託料には1,810万2,000円を計上しました。グリーンパレス指定管理料は1,355万円2,000円となります。指定管理に係る人件費や消耗品購入のためのため前年比31万9,000円増となっております。

73ページをお願いします。

湯前町観光プロモーション業務委託料を令和7年度新たに360万円計上しました。本町の観光に関するポスター制作やPR動画を作成し、SNSなどを通じ、本町の認知度アップを図ってまいりたいと思っております。

節18負担金補助及び交付金は2,546万3,000円を計上しました。各協議会の負担金が主なものでございます。人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、事業費分41万5,000円、事務費分94万2,000円を計上しました。令和7年度は、広域的観光の振興や組織の自走化についての課題解決に取り組むこととし、観光については、日本遺産の資産を活用した誘客事業や観光関連データの集積、収集分析を行うこととしております。また、組織の自動化については、ツアーの手配収益や物販物品販売、イベント運営などの業務受託収益に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、イベント実行委員会につきましては、前年比250万円増の1,200万円を計上しました。漫画フェスタ実行委員会へ補助するもので、漫画フェスタの令和6年度に引き続き漫画フェスタと令和6年度に引き続き予定ではありますが、熊本県と共催して、夏目友人帳関係のイベントを予定しております。

キャンプ場誘客促進事業補助金550万円は、湯前温泉湯楽里のWebサイト構築や宿泊予約システム構築などを行う事業に補助する予定です。

74ページになります。

観光施設修繕補助金については、湯楽里周辺のつつじなどの剪定費用にかかる費用を補助するものでございます。

以上簡単でございますが、商工費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから、款6商工費の質疑を行います。

ページは、70ページから74ページです。

1番(田山幸平君) 70ページの商工振興費、節7報償費の部分のアドバイザー謝礼金についてなんですけども、実績があったことに対する謝礼というふうに、先ほど理解をしたんですが、去年は実績がなくて減額で今年は倍の金額がつけてありますが、これは、サテライトオフィスの何ですかね、設置も含めて力を入れていくというような理解でよろしいんでしょうか。お尋ねいたします。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) アドバイザー謝金についてはですね、今ご相談がまっているのが2件、企業さんのほうがあります。ただなかなか今新しい物件がそこにオフィスを構える物件がないということで、今、待っていただいているという部分もございまして、サテライトオフィスを建設して実行、動き始めればですね、すぐにでも企業さんのほうに出向いて、PRをしていきたいと思っております。その謝金ということで考えただければと思っております。

1番(田山幸平君) そのお答えを聞いてなんですけど、今年度のこのサテライトオフィスの建設に至ってはもうすでに需要と申しますか、ユーザーさんが見込めているというようなことになるんでしょうか。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) サテライトオフィスの需要というか、いう部分についてはまだこちらで建設してPRもまだちょっとできておりませんのでその付近の需要はまだ見込めてはないんですけれども、ワーケーション企業さんがですね、かなりこちらのほうに3年ぐらいですか、来られて19社ぐらいだったと思っておりますけども、いろんな相談を受けております。そういった相談を受けた企業さんを元にですね、ちょっとPRをしていければなと思っておるところでございます。

1番(田山幸平君) ありがとうございます。詳しくは後程色々議員さんにもお伝えするというような、今後の計画についてはあるんでしょうけども、自分が理解してる上では、人吉だとクマリバさんであるとかあさぎりのアロットさんであるとか、ああいったところをイメージしたところなんですけど、それこそ、空き家住宅の活用であるとか、既存施設をどうにか使えないかみたいな、ところでの取り組みの姿も見えるようなところがあるんですけど、今回新築で建てられようとするっていうようななどのような経緯があったことだったかお尋ねいたします。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) サテライトオフィスの建設の予定地に至った、中心部というところで今考えてるところでございますけれども、IT関連の企業さんがかなりこちらのほうワーケーション事業で来ていただいております。IT関連の企業さんが時間に縛られない仕事のやり方をされておってですね、結構なんていいですか、中心部ですぐ手軽にちょっと昼食を取りに行きたいとか、いう場合に、どうしてもやっぱり空き家とか、そういうところになってしまうと、どうしてもちょっと時間にロスがかかるという部分もございまして、今回、町中心部のほうに建設をしたいということで計画を

しているところでございます。ワーケーションの企業さんの今の意向でいきますと手軽に自分たちのワークスタイルで仕事をやりたいという方がほぼ多かったものですから、そういう形で、今回サテライトオフィスの建設を計画したところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** 先ほどの田山議員に関連しまして、サテライトオフィス関連でお伺いします。この新しいオフィスの形態としまして、サテライトオフィスの形式等、形態とコワーキングスペースの形態、さらにはシェアオフィスっていう形態が主に3つあると思うんですが、今回本町が目指すオフィスの形態というのは、いずれになりますでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今の本町が考えているのは、椎葉議員がおっしゃった全てを網羅したところで今考えてるところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** ということは先ほど田山議員からもありましたアロットのタイプになるわけですね。水上村にある2つのタイプは、ちなみにコワーキングとサテライトオフィスということで2つあるわけなんですけど、水上村のサテライトオフィスのホームページを見た時にちょっと気になる記事がありました。それは、企業が進出した場合に、中長期的にその他一般の方の利用・使用ができない可能性があります。要は、サテライトオフィスが2社3社入ってきた時に、そこにもう専用に使わせて、一般の方は使えなくなるんじゃないかという、ちょっと気になる記事がありました。本町においては、サテライトオフィスが入っても、一般の方の利用もできるような施設を目指していると考えてよろしいでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** すいません。なかなか説明ができなくてですね、大変申し訳なかったんですけども、設備関係なんですけど小会議室、中会議室をそれぞれ今回計画しております。それと個室で3部屋準備しておりますので、そういった企業さんが入られて、個室に入っていただければ、ほかのスペースのとは空いてますので、そういうところで柔軟に対応ができるのかなと思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** あとちょっとだけ聞きますが、この施設の管理方法というのは何かお考えはありますか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 管理はですね、今回はスマートキーというシステムを導入しまして、利用者の方があるサイトに申し込みをされて、そこで暗証番号キーの番号がメールで利用者の方に送ってきます。それを使用される時に暗証番号を入れて入室すると、利用料金は一応電子決済で全部クリアするという形で今考えているところでございます。

**5番（椎葉弘樹君）** その管理も大事なんですけど、例えばトイレとか、施設のお茶を飲むスペースとか、そういったところの維持管理は、どういう管理をされるのかなと思いました。そこについてはどのようにお考えでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 一応ですね、指定管理を今考えておりまして、その中で指定管理者のほうで管理をしていただくという形になるのかなと思っています。

**5番（椎葉弘樹君）** 最後に1点だけ、よそのサテライトオフィスとかを見ますと、ホームページとかですね、そういったところも、もう公開してあるんですけど、本町においてはそのホームページ等のウェブサイトの予算っていうのは、どのように計上していく考えでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** まだちょっとホームページとかの紹介がまだできてなくてですね、これまだ条例もちょっと制定してない部分もございまして、そういう手順を踏みながら、時期を見ながら、ちょっとそういう広報というか、を考えていきたいと思っております。

**3番（西 靖邦君）** 70ページですか、節11の建築確認手数料5万3,000円あがってきますけど、これは、先ほどから言われている、そのサテライトオフィス新築に関する申請料ですか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 西議員が言われるとおり、サテライトオフィスの建築確認、完了検査も含めたところの手数料でございます。

**3番（西 靖邦君）** 73ページなんですけども、節13の地域おこし協力隊外部接続端末サービス利用料で15万2,000円が計上されてます。このサービスはですね、具体的にどのような利用内容なのでしょうか。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今回地域おこし協力隊の外部接続端末のサービスっていうことで湯楽里のほうに7年度新しく地域おこし協力隊が配属されます。で、うちの今のパソコン業務に使っているパソコンを湯楽里側に持っていく際に、そこで業務をしていかなくちゃいけない部分を今回のサービス利用ということで、15万2,000円を計上してるところでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、次に移ります。

次に、款7土木費の説明を求めます。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 款7土木費について御説明いたします。

74ページから78ページになります。

土木費につきましては、令和6年度より、870万8,000円増の3億8,412万8,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は8.8パーセントになります。次に、項目ごとに説明いたします。

74ページをお願いいたします。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費につきましては、令和 6 年度より 169 万 8,000 円増の 5,909 万 6,000 円を計上しました。一般職員会計年度任用職員の人件費など、経常的経費が主なものです。

75 ページをお願いいたします。

節 18 負担金補助及び交付金、各種期成会負担金等を計上しております。国県事業負担金として、県道錦湯前線の側溝整備事業 250 万円の町負担 15 パーセント、37 万 5,000 円を計上しました。耐震改修等補助金は、耐震化住宅への建て替え工事費補助として 1 件分 157 万 5,000 円と耐震診断に要する経費に対しての補助として、13 万 5,000 円、計 171 万円を計上しました。令和 6 年度と比較して、60 万 8,000 円の増となり、能登半島地震をきっかけに耐震改修促進を図るため制度が拡充されたことにより増額となりました。ブロック塀等耐震化支援事業補助金 20 万円は、避難路通学路等沿線の危険ブロック塀撤去等に対し補助するもので補助対象事業費の 3 分の 2 を補助するものです。

次に、76 ページをお願いいたします。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費につきましては、令和 6 年度より、2,721 万円減の 1 億 558 万円を計上しました。町道の維持管維持改修や原材料費等にかかる経費を計上しております。減の主な要因は、町道新村線歩道整備工事によるもので、繰越明許としておりますが、令和 6 年度までの予算化であり減となりました。

節 10 需用費の修繕料は、町道の各種修繕改善に要する費用で、令和 6 年度同額の 400 万円を計上しました。

節 12 委託料は、1,672 万 8,000 円を計上しました。橋梁点検業務委託は、5 年ごとに橋梁点検を実施するように法で定められており、本町の対象橋梁 101 橋のうち、令和 7 年度分は 36 橋の点検、1,100 万円を計上しました。登記委託料は町道新村線において歩行者が安全に横断待ちをするために必要な、滞留を確保するための用地購入の登記手数料 2 万 8,000 円を計上し、また、節 16 公有財産購入費に 49 万 4,000 円を計上しております。旧県道線道路改良工事測量設計業務委託料は、令和 6 年度からの継続である町道旧県道線改良工事に伴うもので、300 万円を計上しました。

節 14 工事請負費は、8,400 万円を計上しました。町道舗装修繕工事は 2 路線分 5,200 万円を計上しました。令和 6 年度からの継続となる町道旧県道線改良工事 2,000 万円、新規として、町道寺田線改良工事 1,200 万円を計上しました。改良する 2 路線ともに路肩との法面が侵食により安全性が確保できないため、緊急自然災害防止対策事業債として実施するものです。

次に、項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、令和 6 年度より、4,911 万 7,000 円減の 3,039 万 3,000 円を計上しました。河川の維持、改修等に関わる経費を計上して

おります。主な減の要因は、継続事業になりますが、浅巻谷川改修工事、都川支線改修工事の施工延長の関係により、令和6年度と比較して減となりました。

節12委託料につきましては、188万8,000円を計上しました。都川排水樋管操作委託料5万8,000円、河川管理委託料に県管理河川委託として93万円、河川敷内支障木伐採委託料として50万円、浅巻谷川改修工事に伴う登記事務委託料40万円を計上しました。

節14工事請負費は、令和5年度からの継続となる浅巻谷川改修工事1,800万円、令和6年度からの継続となる都川支線改修工事1,000万円、計2,800万円を計上しました。

節16公有財産購入費11万5,000円。

77ページをお願いいたします。

節21補償補填及び賠償金34万3,000円は、浅巻谷川改修工事に伴うもので、工事に関わる用地の相談を行っておりますが、令和6年度までに土地等売買契約に至っていない用地の購入予算、立木補償費をそれぞれ計上しました。

次に、項4都市計画費、目1公共下水道費につきましては、下水道事業会計の繰出金として、令和6年度より885万円増の9,108万7,000円を計上しました。主な増の要因として、流域下水道維持管理費負担金で近年の流入水量の実績を勘案し、また、維持管理費の単価は、単価の変更により、変更によるもの。またこのほかに、現在下水道事業経営戦略の計画期間が令和7年度までとなっており、7年度に計画の見直しの必要があり、下水道経営戦略策定業務委託関係分などによる下水道事業会計の繰出金が増加したものである。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費につきましては、令和6年度より7,448万7,000円増の9,797万2,000円を計上しました。主な増の要因は、一般住宅設計業務委託、優良賃貸住宅、駅前団地建設工事、JA倉庫跡地分譲地造成工事の予算を計上したことにより増となりました。

節12委託料につきましては、795万7,000円を計上しました。住宅維持管理業務委託料のほか、地域優良賃貸住宅、駅前団地工事監理委託料150万円、一般住宅上里団地建設工事設計業務委託料は、JA倉庫跡地分譲地内に、令和8年度から建設予定の単身向け住宅に設計業務委託料として540万円を計上しました。

78ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、8,500万円を計上しました。地域優良賃貸住宅として、駅前団地に7棟目となる1棟1戸3,500万円、JA倉庫跡地分譲地造成工事5,000万円を計上しました。

節21補償補填及び賠償金につきましては、JA倉庫跡地分譲地造成工事に伴う、電柱移転3本の移設補償費50万円を計上しました。

以上で款7土木費の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから、款7土木費の質疑を行います。

**3番（西 靖邦君）** 76ページの目1の道路維持費、節16です。用地購入についてですけれども49万4,000円が計上されてます。これは、道路工事に伴う用地購入になるんですかね、伺います。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 繰越事業になっておりますけれども、町道新村線の歩道整備工事に伴いまして、交差点部分のところ、またその前のほうが用水路となっておりますので、そこが対策等はちょっとできておりませんので、そこには、歩行者が溜まり場と言いますか、そこを安全に、歩行等に安全に確保するための待合場所と言いますか、そこを整備するようなことでの用地購入費というふうにしております。

**1番（田山幸平君）** 78ページの工事請負費、JA倉庫跡地分譲地造成工事についてなんですが、結構待たれてる方がいらっしやいまして、いつから入れるのか計画的に、スケジュール的に、何点か教えてください。

**建設水道課長（稲森一彦君）** これにつきましては、令和6年度で測量設計のほうを終えております。令和7年度になりまして分譲地、ここに上下水道まで整備するようなことで、令和7年度に入っていきますと早々に対応していければなというふうに思っております。

**5番（椎葉弘樹君）** 76ページの町道整備関連についてお尋ねします。私が指摘したいのは、その町道潮線の歩道整備工事についてです。これは令和元年度の区長要望にあがってまして、過疎計画の令和3年度から7年度にかけての計画にもあがってありました。そしてなお実施計画についても、令和4年度から予算計上され、これが毎年度毎年度先に送られ、令和7年度の実施計画を見ますと、さらに令和8年度にということでもんどもん先に延ばされております。これを、この路線がですね、先延ばしされている理由についてお尋ねしたいと思います。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 潮線につきましては、歩道の整備が未整備のところがありますので、それらのところで実施計画のほうにあげてるところでございますけれども、まず今申し上げました歩道整備のほう、今繰越になっておりますけれども、こちらの歩道整備が終わりまして、終わってからというふうなことがございまして、大変申しわけないんですけども、後ろのほうにちょっと、持ち越しをしているというふうな現状になっております。

**5番（椎葉弘樹君）** この路線につきましては、皆様ご承知のとおり、B&Gや湯楽里の利用者、福寿壮や社協の関連車両、地域の農業者など、比較的交通量が多いところ、夏休みはプールを利用する子どもの往来もあるところ、町長にお尋ねします。これもういい加減先延ばしするのはやめて、もう実施計画のとおり、もう7年度は無理

にしても8年度、7年度にもし設計ができればいいんですけど、前倒しの対応というの  
はできないものでしょうか。

**町長(長谷和人君)** お待たせしておるといってございませぬけども、毎回ですね、  
要望等を見ながら行くんですけども、どうしてもやっぱり優先順位が高いところは先に  
予算をつけさせていただいてるということございまして、今回旧県道の分につきまし  
てもですね、相当この話より、旧県道のほうが非常に区長様方に熱心にされてあった  
ということで、そちらのほうの優先度を高くさせていただいたという経緯もございませ  
んで、今またそういうご要望がいただきましたので、しっかりとそこはですね、考慮さ  
せていただきながら、整備のほうは進めさせていただきたいというふうに、大変お待た  
せさせていただいてるところでございます。

**2番(吉田精二君)** 同じく、道路維持費の委託料ですかね、道路維持管理委託料270  
万円組んであります。昨年の当初は100万円だったんで、3倍弱ぐらいなってるんです  
が、この増の理由として、例えば私が一般質問でしました里親制度とは言いませぬが、  
そのような民間委託、個人に委託とかいうふうな部分も参酌してやるんでしょうか、確  
認をお願いします。

**建設水道課長(稲森一彦君)** 270万円につきましては、昨年度と同様の額を計上させ  
ていただいております。

**議長(金子光喜君)** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** ないようですので、次に移ります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

**総務課長(西村洋一君)** 引き続き、78ページをお願いします。

款8消防費の説明を申し上げます。消防費は1億9,961万5,000円を計上しました。  
前年度と比較して、2,176万9,000円の増であります。増の主な要因は、防火水槽設置工  
事となります。歳出に占める構成比は4.6パーセントになります。

目1常備消防費については、上球磨消防組合負担金1億2,027万2,000円、防災消防  
ヘリコプター運航連絡協議会負担金38万5,000円、合わせて1億2,065万7,000円を計  
上しました。令和6年度と比較して、352万2,000円の増となっております。

目2非常備消防費は2,329万9,000円を計上しました。消防団の活動経費になります。  
節1報酬で消防団、団員の報酬618万7,000円と出動報酬192万円を計上いたしました。  
節8旅費360万9,000円は、消防団活動に関する団員の費用弁償と職員の普通旅費を計  
上しました。これまでは、費用弁償を細かく分けて計上しておりましたが、消防団員に  
関するものは一本にまとめて351万円を計上しております。なお、令和7年度は、消防  
ポンプ操法の県大会、郡大会はございませんので、その分を減額しております。

節 11 役務費で、消防団災害活動用自動車保険料 49 万 5,000 円を計上しておりますが、これは消防団員が団長等の指示を受けて行う活動中において、団員所有の車、自分の車を使用している際に生じた事項を補償する保険であります。財源には特別交付税にて、掛け金の 50 パーセントが措置されます。

節 18 負担金補助及び交付金 960 万 1,000 円は、消防団退職報償金 518 万 4,000 円ほか、団員の活動中における、傷害保険掛け金や負担金など必要な予算を計上いたしました。

79 ページをお願いいたします。

上段の各部維持費等補助金 314 万円は、消防団活動の活性化を図っていただくことで消防力強化を図るため、団員 1 人当たり 1 万円の消防団活性化交付金を各部に支給する費用を含み計上いたしました。

目 3 消防施設費については、4,545 万 2,000 円を計上いたしました。消防施設等にかかる、維持管理経費を計上しております。

節 10 需用費の消耗品費 94 万円は、消防ホース、消火栓ホースの購入をはじめ、無線機の劣化したスピーカーマイク、バッテリーの購入が主なものです。修繕料 122 万円は、消防団車両の車検、法定点検及び消防ポンプ等の修理代の予算を計上しました。法被購入費は、通常の消防法被やヘルメットの購入のほか、活動服等、編み上げ靴など、在庫が不足しているものを購入するものです。また、団員用のアポロキャップが古くなっておりますので、全団員分を新たに購入予定であります。

節 12 委託料 30 万円は、消防団の詰所に古いホースや使用していない管槍などが数多く放置されておりますので、産廃処理するものです。

節 14 工事請負費、上の段の防火水槽設置工事 2,350 万円は、古城地区と下村地区の開口型の防火水槽を耐震性の埋設型防火水槽、いずれも 40 立米の防火水槽に更新いたします。下の段の消防施設関係雑工事 100 万円は、町内の不具合が生じている消火栓等を改修修繕いたします。

節 17 備品購入費は、上段の消防団用備品購入費 488 万 9,000 円で、消火栓用格納箱 3 基、管槍 1 本、吸管 1 本、耐用年数を迎えた詰所に配備しております A E D 等を購入いたします。なお財源は消防団設備補助費補助金が 3 分の 1 補助、補助残は特別交付税で 80 パーセント措置されます。下の段軽積載車等購入費 620 万円で第 1 分団 3 部の小型消防ポンプ 1 基と軽自動車の積載車 1 台を購入するための予算を計上いたしました。なお、財源は水力発電交付金を充当させていただくものです。

節 21 補償補填及び賠償金 540 万円は、上水道管路布設工事に伴い、消火栓も同時に工事を行いますので、水道事業会計負担金を計上しました。6 か所を予定しております。

目4水防費につきましては、節10需用費、消耗品に備蓄用の飲料用品70万3,000円と水防活動用防災服等購入費84万円は、スパイク付長靴と雨具を各20着整備いたします。

節17備品購入費は、上段の避難所用備品152万8,000円は、簡易ベッドとパーティションまたペット用のゲージを整備します。この財源は球磨川水系防災減災ソフト対策交付金3分の2補助を活用いたします。下段の災害対策用備品700万円は、洋会議室を災害対策室に改修することに伴いまして、大型のモニター、ホワイトボード、テーブル椅子、連携システム用のパソコンを整備します。なお、財源は球磨川水系防災減災ソフト対策交付金3分の2補助、補助残は緊急防災減災事業債を活用いたします。

このことにより、町の負担は全体の1割となります。以上です。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午後2時00分  
再開 午後2時10分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、款8消防費の説明が終わったところです。

これから、款8消防費の質疑を行います。

**3番（西 靖邦君）** 79ページの節17備品購入費ですけども、消防団用備品購入が先ほど、AEDということをおっしゃったんですけども、そのAEDは今種類が多くてですね、女性のその服の上からでいくようなものもあるんですけども、そういうのもお考えですか。

**総務課長（西村洋一君）** そういうのではありません。これまでと同様です。

**7番（味岡 恭君）** 79ページの消防施設についてちょっとお尋ねします。今現在ですね、防火水槽でオープンちゅうんですかね、ああいうのは湯前町に町内にどのくらいあるんでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** 現在6基ございまして、7年度に2基工事しますので、その工事が終われば4基となります。

**7番（味岡 恭君）** 1基は下村ということですから、多分遊泳地の横かなと思って聞いておりました。私のほうで言うと失礼なんですけど、何か何とかさんの横にもあるみたいなものですから、その辺も含めてですね、何か早くならんかなと思ひまして、先日も子どもたちが魚釣りですよあそこで、フェンスに上ってするものですから、危ないって、お父さんなんか連れてけ、せんと釣られませんって言うんですけど、なかなかですね、危ないものですから、早くしてもらわんと私たちがいない時どうなるのって、

あそこなかなか登れば、裏のりがはってるもんで、ずるずる滑っとですよ、その中で上がるのもなかなか難しいもんですから、早めにして欲しいということをお願いしたいんですが、どのくらいになるんでしょうか、計画では。

**総務課長（西村洋一君）** この補助金が活用できるのが2年に1回になりますので、次の時、検討させていただきたいと思います。

**9番（山下 力君）** 町長にお尋ねをいたします。人吉球磨消防組合の当時の森本組合長と上球磨消防署の組合長中嶽さんですね、令和4年に覚書を交わされておりますね。覚書によりますと、1つに、広域化及び消防署の再配置。これは、上球磨でいえば、あさぎり町が要望している西分署のこと。人吉球磨消防署のほうでは、錦にある東分署のことですよ。それを両町の堺付近に建設して運用するという覚書で、もう1つは、その時期については、現行の緊急防災災害事業債の期限である令和7年度に着工が可能となるような計画策定、設計等の手続きを行うという覚書だろうと思うんですよ。人吉下球磨消防署組合の当初予算議会、そのような予算が書いてなかったですよ、ちょっと上球磨川消防署はまだ人吉新聞等で議会の報告があっておりませんのでわかりませんが、この覚書について、進捗状況をお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 2点でございましたね。まず1点目でございますけども、覚書の中にですね、広域化も含めながらの話が書いてございまして、ご存じのとおり、上球磨消防署とそれから人吉下球磨消防署の中間点、いわゆる場所でいきますならば付近という言い方でいいかと思うんですけども、五本松の先ですね、農協さんがやってらっしゃる斎場がございますね、さっき付近がちょうど真ん中で14.8キロだったらちょっとごめんなさいはっきり僕は覚えてないんで申し訳ないんですけど、そこら辺にですね、上球磨で言います西分署、人吉下球磨で言います東分署、ここに建設したらどうだろうかということで覚書がなされたところでございます。それ錦町長が組合長の時の覚書でございまして、現在松岡市長が組合長になっていらっしゃるところでございます。ところがですね、ここにきまして、若干ちょっと経過があるんで長くなるんですけども、ちょっと端折らせていただくんですけども、人吉下球磨消防署の本署の移転、今下林町ですかね、町名が申し訳ないあれなんですけども、そこをですね、当初は鬼木のインター付近のですね、ところに本署持っていこうということで用地交渉がなされました。ところがそこがうまくいかなかったということで、元の場所にですね、戻そうかという経緯があったそうでございます。しかし、あそこが令和2年7月豪雨災害で被災を受けた場所だということで改めてですね、検討された結果梢団地、いわゆる中小企業大学校付近にですね、私がちょっと場所がしっかりわからないんで申し訳ないんですけども、そこに持ってくるというふうに決まったそうでございます。ただその中で、1つ、出てきましたのが、梢団地プラス、鬼木のところでの話なんですけども、中分署が実は相良に

ありますけども、それを東側というか、北側に寄せた関係でですね、廃止するというところで一個中隊と言いますかね、それを全部本署に入れて、そして、先ほど言いました西分署東分署、そっちに隊列隊を持ってこようという構想だったわけでございます。ここにきて、梢団地のプラスですね、川南という、いわゆる分署が出てきてます。それはどの辺かと言いますと、いわゆる蟹作、今の人吉球磨スマートインターチェンジですか、そこら辺だろうと思います。ちょっとはっきりわからないんで申し訳ないんですけど、そこに来ております話がですね。それとですね、もう1つ、7年度中には、緊急防災減災事業債ですか、それを使って、両方とも事業を動かしていこうという話だったんですけども、それが今現実的に進んでないという経緯がございますんで、今回1つのきっかけになりました、いわゆる119が広域化になりまして、この上球磨消防署のほうで指令センターの運用が開始されると、これだけは1つ覚書に書いてあったんで進んだんですけども、それ以外については、今言うような経過の中でですね、動いてないという現実がっております。ただですね、先ほど言いました、西分署東分署これがですね、またちょっと最近になりまして申し訳ないちょっとお寺の名前がちょっとですけど、今三星プラントですかね。あれの手前に500メートルぐらい、左側にお寺がございますですね、何かそこまでは、人吉下球磨のほうがですね、持ってきてもいいというふうなこともおっしゃるそうでございますけど、ただ我々4人ですね、こっちの上球磨の正副組合長はですね、従来から希望しておりました中間点に持ってくる。これは変えられないということで今その押し問答が経過的にあっていて、ということだけを今お知らせをすることでございます。以上でございます。

**9番(山下 力君)** 2つ目の財源となる緊防災、これは令和7年度で終わるんですけど、それともまた延長されるか、で終わるんだったら何かほかに財源があるのか。

**町長(長谷和人君)** これは当時、その総務大臣でございましたか、金子先生の時に要望に行かれまして、これが活用できるというお話でございましたんですけど、7年度で一旦終了という形になってまいります。多分でございますけども延長になるのではなからうか、このことについてもお願いはしておりますので、ここの自治体だけではございませんので、全国的にこういうふうな取り組みがあつてというふうに思いますので、延長されるのではなからうか。それも町村会のほうでもお願いをしておるところでございますんで、そこら辺はしっかりとですね、対応させていただければというふうに思っている。ただはっきりまだわからないんですけども、今要望をやっているというふうにお話をさせていただきたいと思います。以上でございます。

**9番(山下 力君)** 町長計画されておった、両町堺付近に努力はしていくという現状ですか。

**町長（長谷和人君）** 一旦ですね、先ほどちょっと言わなかった点がございまして、錦の町長が組合長の時はですね、その真ん中点だったんですよ、ところが一転して人吉市長が組合長になられた時点ですね、これ経過でございますんで結論でございますんで、経過だけをお知らせするところでございますけども、今の東分署ですね、その総合グラウンドでございますでしょう、こっちから行くと、左側になるんですけども。ちょうど右で交差点の部分の右側に空き地がございますですね、そこを錦の町長おっしゃってるんですよ。それはまかりならない、先ほど言いましたプラントのところの川ですね、あれをまた今度2回目おっしゃるわけですよ。でも我々が言ってる、全然こう話にならないような状況になって、さっき言ったお寺付近までというのは来ているんですけども、必ずやっぱ中間点付近ぐらいは持ってきてもらわないとですね。あそこは、グリーンですかね、左にあるのが、あそここのところ、すぐT字路になっているんですけども、道路を使うと木上に行くルートになるわけですね、非常に利便性もいいところに置いてあるというところがございますので、あそここの部分にはですね、絶対守っていきたいという思いで交渉はやっておるところでございますけども、最終的にまだ結論に至ってないということだけでございます。

**6番（森山 宏君）** 上下の話はもう覚書通り進んで行ってください。消防の設備のですね、中であるのが先ほど別の、その消火栓の入れ替えてというのがありましてですね、ちょっとほかの行政区を知らないんですけども、うちにあった無蓋の時の10トンぐらいだったですかね、その防火水槽の代わりに20キ口の消火器を2本埋め戻してそこに設置してあります。今そういう消火器の期限は5年だったと思いますので、ああいうとの点検もなさってるんでしょうか。それともう1点、結局道路埋設型の有蓋にすると、なかなか車が止まった時に後から来た人がそこに消火栓があるつつのがわからないもんですから、蛍光塗料でここは消火栓ですよという警告じゃなくて、蛍光塗料の塗布っちゅうのはできないんでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** 消防施設の点検につきましては当然消防団が行っておると認識しております。今の議員ご指摘の点につきましては、1度確認させていただきたいと考えております。

**議長（金子光喜君）** 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

-----  
休憩 午後2時24分

再開 午後2時27分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。発言を許します。

**総務課長（西村洋一君）** 議員ご指摘の消防の消火器につきましては、ちょっと存在を把握しておりませんでしたので確認をさせていただきたいと思います。また蛍光塗料のラインっていうか、それにつきましては、現在ゼブラの線を入れておりますが、実際確認をさせていただいて、もう全く目立たずそれはわからないようでしたら、検討させていただきたいと思います。逆にチカチカして環境にもあまりこうよくなさそうだったら、そういうのもありますので、ちょっと中身を検討させていただきたいと思います。

**9番（山下 力君）** 湯前町消防団員について、町長・担当課長にお尋ねをいたします。新年早々に開催されました出初式の出動人員ですね、消防団の私が記憶ある限り、初めて100名を切ったと思うんですよ。担当課長にお尋ねしますけれども、消防団員は毎年ですね、どれくらい減少していく、実態がですね、大まかでいいですので、どれくらい毎年減っていくという数字をちょっと教えてください。

**総務課長（西村洋一君）** 10人まではございませんが、それに近いような人数が辞めていっておるといところでございます。

**9番（山下 力君）** 町長も出初式での挨拶で、いわゆる消防団は地域防災の要であると、挨拶されております。そこで団員を維持していくというか、増やしていくと増やしは無理かもしれなので維持していくためにですね、いろんなやっぱ処遇改善が必要と思うんですよ。その時に今現在、町が考えておられる処遇改善等の考えがあればお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** これまで報酬関係につきましてはですね、それぞれの部のほうでというふうな形になってたんですけども、去年、一昨年からでございますか、それを全部、個人の消防団のほうに配布しなさいということにしました。その代わりに各部におきまして、維持管理補助金と言う形で対応させていただいておりますし、それから、今回も予算組ませていただいておりますんですけど、装備品の充実というふうなことも予算計上させていただいております。加えて申し添えておきますが、以前にも山下議員のほうからそういうご質問がございまして、消防団員の確保しっかりしなさいということございまして、今回につきましても、何人が辞めるわけでございますけども、正の消防団員は辞めるんですけども、あと辞めてからもですね、今度機能別消防団ですか、それに残ってくれとか、それとかが慰留してですね、部長だったのを平でもいいから残りなさいとかですね、いろんなことをお願いしながら、今回も何人かは私がお話をさせていただきまして残ってくれるもの、それから機能別に残ってくれるもの、そういうことですね、私もしっかりとそこはですね、団員確保に向けてですね、取り組みやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**9番（山下 力君）** 処遇改善もですね、色々あると思うんですよ。それら等も検討されていると思いますんで、とにかく消防団はですね、湯前町或いは住民を守る要であ

ります。他町村と同じでなくですね、団員数を維持するため町長の取り組む姿勢をですね、見せていただきたいと、そして、他町村がちょっと湯前に視察に来るぐらいの改善策を考えていただきたい。そしてなるべく早く実施していただきたいと、要望しておきます。

**町長（長谷和人君）** 大変温かい支援のお話をいただいたところございまして、そういう取り組みもございまして、それから昨年、第30回ですね、全国消防操法大会、熊本県代表としても出ました。これは非常に名誉なことでございますし、本町の消防団員ですね、実力の高さといえますか、そこら辺も見せてくれたのかなということで私が町長時代にこういうことで全国大会に行くとはよもや思っておりませんでしたので、ここら辺もしっかりとですね、対応しながら、湯前消防団がですね、しっかりと根づき、それからもう一つちょっと今気づいたんですけども、B & G財団からいただいております初期段階の災害に対する備え、1部10名程度組織させていただきまして、これはほかにない取り組みということでございますので、しっかりそこら辺の対応もしながらですね、消防団活動、消防団員の確保に向かっていきたいというふうに思っておりますのでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** では次に移ります。次に、款9教育費の説明を求めます。

**教育課長（浅田 徹君）** 款9教育費について御説明いたします。

資料は80ページから99ページまでとなります。

教育費につきましては、総額で3億6,123万2,000円を計上しました。一般会計歳出合計に占める割合は8.3パーセントになります。対前年で4,477万1,000円の減となります。令和6年度は、社会教育総務費に計上したまんが美術館等改修事業費8,500万円、文化財保護費に計上した、下里御大師公園整備費2,000万円などがありましたので、対前年減となるものです。次に項目ごとに説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、令和6年度より、9万4,000円増の88万2,000円を計上しました。教育委員の報酬、費用弁償など、経常的経費が主なものです。増額の要因は、2年に1度の九州地区市町村教育委員大会が令和7年度に開催されるため、旅費、食糧費等の費用が増額したものととなります。

目2事務局費につきましては、4,901万5,000円を計上しました。令和6年度に対し、194万1,000円の増となります。教育委員会事務局職員の給与費、給与等人件費のほか、経常的経費と英語指導助手派遣に必要な経費などを計上しました。対前年増の要因は、交際費20万円の新規計上、中学校での新規事業で地域学習支援業務委託料52万8,000円などとなります。

81 ページをお願いします。

節 7 報償費では、小中学校入学祝い金に 40 万円と併せ、英語力の向上を目的とした学習時にタブレットに接続接続して使用するヘッドセットマイクを中学新 1 年生に給付する中学生進級祝い品 12 万 5,000 円を計上しました。また、節 12 委託料で新規事業として、地域学習支援業務委託料 52 万 8,000 円を計上しました。これは熊日電子ライブラリーを活用した元新聞記者による新聞の作り方を中学校の全学年を対象として、学習支援を行い、生徒のプレゼン力の向上を図り、町の広報に中学生作成の記事掲載などを予定しています。

節 13 使用料及び賃借料で、人工知能型の英語 A I 学習ソフト使用料 30 万 1,000 円を計上しました。この英語学習ソフトにつきましては、小学校 5 年から 6 年生で使用し、英語が嫌いな児童を減らし、自分の得意なところ、苦手なところを把握し、楽しみながら英語の学習を進めていくことを期待しています。また、新規事業として、学習ドリルソフト使用料 62 万 6,000 円を計上しました。小中学校全学年を対象とし、学習ドリル等のプリントをタブレットに配信することが可能で、併せてオフラインでの活用も可能となり、学力の向上、ペーパーレス、G I G A スクール事業の充実、教職員の働き方改革などを図ります。

82 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金には、小中学生英語検定料補助金 20 万 7,000 円、高等学校等通学費助金として 164 万 2,000 円を計上しました。くま川鉄道などの公共交通利用での定期代 3 割補助、通学用自転車購入補助を加え、子育て支援の充実を図ります。また修学旅行補助では、小学生 1 人当たり 1 万円、中学生 2 万円の補助を行うもので、105 万円を計上しました。

目 3 学校施設整備費につきましては、小中学校のトイレ洋式化改修を進めるための設計費 330 万円と節 14 工事請負費で小中学校合わせまして、2,200 万円を計上しました。この事業財源としまして、歳入の国庫補助金に学校施設環境改善交付金 636 万 6,000 円を計上しております。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費につきましては、4,207 万 6,000 円を計上しました。小学校経営に要します経常的費用が主なものです。令和 6 年度に比べ 813 万 5,000 円の減となりました。減の主な要因は、会計年度任用職員の特別教育支援員が 6 名から 4 名への 2 名減となり、また令和 6 年度は教科書改訂のため、節 10 需用費で 386 万 7,000 円の対前年減また小学校創立 150 周年関係費用の減額となります。

節 1 報酬、3 職員手当等、4 共済費に校医等報酬のほか、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。支援員 4 名、図書司書兼学校事務補助員 1 名、庁務手 1 名の計 6 名分の経費で人件費の減は対前年で 470 万 9,000 円となります。

節 7 報償費におきましては、運動会参加者 17 名分の 6,000 円と音楽鑑賞等謝礼 4 万 1,000 円を計上しました。

83 ページをお願いします。

節 10 需用費におきまして、消耗品費 227 万 2,000 円、光熱水費 421 万 7,000 円などを計上しました。

節 12 委託料におきましては、校内樹木管理委託料 36 万 4,000 円をはじめ、警備委託校舎窓ガラス等清掃委託。84 ページとなりますが、校内無線ネットワーク保守業務委託料 83 万 5,000 円、臨時の費用として、運動場南側の排水路等整備 72 万 6,000 円。合わせまして、体育館の空調清掃委託料 30 万円など、合計で 427 万 5,000 円を計上しました。

節 13 使用料及び賃借料 577 万 8,000 円は、I C T 関連機器等費使用料 433 万 3,000 円が主なものとなります。

節 17 備品購入費では、給湯室のガス湯沸かし器 1 台分の 5 万 5,000 円と図書費 50 万円を計上しました。

目 2 教育振興費につきましては、202 万 4,000 円を計上しました。準要保護、特別支援対象児童に係る扶助費が主なものです。節 12 委託料と節 13 使用料及び賃借料、総合学習などでの稲作などを対象とした農業体験学習委託料 15 万円。

85 ページをお願いいたします。

農地等借地料 1 万円を計上しました。節 19 扶助費につきましては、就学援助費特別支援教育の支援にかかる費用となりますが、対象児童数が減少し、対前年で 56 万 2,000 円の予算減となります。

続きまして、項 3 中学校費、目 1 学校管理費につきましては、5,044 万 5,000 円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものですが、前年度に比べ 1,037 万 9,000 円の増となりました。会計年度任用職員の教育支援支援員 1 名の増と、教科書改訂に係る消耗品費の増額が主な要因となっております。

節 1 報酬、職員手当等、4 の共済費に、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。特別支援教育支援員が 4 名、教育支援センター指導員 1 名、事務部長を兼ねた図書館司書 1 名、庁務手 1 名の計 7 名分の経費となります。教育支援センター指導員は、小学生も対象に含め、不登校傾向の児童生徒などの対応に十分な知識と経験を生かしていただき、指導を行っていただくものです。また、1 名増の特別支援教育支援員もこの業務に従事し、児童生徒の個別対応強化を図ります。

節 10 需用費に消耗品 545 万 1,000 円と光熱水費 408 万円ほかを計上いたしました。消耗品費の教科書改訂費分は 355 万 1,000 円で、4 年ごとの教科書改訂に伴います教材費として、教科書、指導書、指導用教材の購入費用を計上しました。修繕料は、学校施設

の一般的な修繕料と臨時費用として、音楽室の床面修繕を計画し、152万9,000円を計上しました。

86ページをお願いいたします。

節12委託料においては、校内樹木管理委託料として53万1,000円を初め、そのほかの各種検査・点検委託料、公社清掃委託123万3,000円と臨時費用として、元金工室にあった薬品等を処分するための不燃物処理委託料54万6,000円を合わせ、委託料454万7,000円を計上しました。

87ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料では、ICT機器関連等使用料として369万7,000円を計上しております。これは教員用のパソコン、動画編集用パソコン、電子黒板用のパソコン、電子黒板のリース料のほか、無線LAN機器利用料や利用及び保守料、セキュリティにかかる費用となります。コピー機、車両等借り上げなどを含め、使用料及び賃借料全体で535万1,000円を計上しました。

節17備品購入費では、図書費45万円と、理科の実験教材となります、教材備品10万2,000円、草刈り機1台と防犯カメラの購入費として、一般備品、27万9,000円を計上しました。

目2教育振興費につきましては、254万8,000円を計上しました。準要保護、特別支援制度に係る扶助費が主なものです。

節7報償費では、令和6年度からの継続事業として、三味線や篠笛など和楽器を、ブコの音楽からの指導を受け、演奏や楽器制作を学ぶ、伝統芸能継承活動の和楽器演奏継承事業などとして、講師謝金30万円を計上しました。

88ページをお願いします。

節19扶助費では、就学援助費及び特別支援教育奨励費の学用品費、新入学生徒学用品給食費補助、修学旅行補助を合わせまして、206万6,000円を計上しました。

続きまして、項4社会教育費、目1社会教育総務費につきましては、2,809万円を計上しました。対前年で8,259万3,000円の減となっております。前年度は、まんが美術館等改修事業、地域人権指導員配置事業の予算があり、大きく減少したものです。

節2給料から節4共済費までは、社会教育係3名分の職員人件費となります。

節7報償費で、生涯学習奨励費147万9,000円を計上しました。書道や水彩画写真、民謡など13教室を生涯学習事業として実施していますが、英会話教室を除く11教室の講師謝金に加え、陶芸の家庭教育講座及び奥球磨セミナー講師謝金等と合わせ、令和7年度は随時開催となりますが、樹木の管理、運動を伴う活動など、新たな講座を計画しています。また、地域学校協働活動に伴う謝金として共同本部運営費用と、中学生を対

象として、夏休みなどに開催します地域未来塾の講師謝金など、合計 65 万 5,000 円を計上しました。

89 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金は、湯前町婦人会補助金 36 万円、町青年団 20 万円、町文化協会 27 万円など、各種団体に対する補助金を計上しました。また令和 5 年度から実施をしております、地域コミュニティ活性化事業補助金 60 万円を計上しました。

続きまして、目 2 公民館費につきましては、1,337 万円を計上しました。公民分館長の会議謝金と分館管理委託料、その他公民館の維持管理に要する経費が主なものです。令和 6 年度と比較しまして、73 万 9,000 円の増となっています。

節 7 報償費の分館花づくり奨励費に 6 地区からの要望があり、上限 1 万円の 6 地区分 6 万円を計上しました。

90 ページをお願いします。

節 8 旅費から節 13 使用料及び賃借料までには、中央公民館にかかる経常的経費を計上しております。

91 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金では、分館活動振興補助金 212 万 5,000 円のほか、分館施設整備補助金につきましては 5 分館からの要望により、トイレ改修や各種修繕費用の 2 分の 1 を補助するもので 101 万 9,000 円を計上しました。

続きまして、目 3 文化財保護費につきましては、698 万円を計上しました。令和 6 年度と比較しまして、1,901 万 4,000 円の減となります。減の主な要因としましては、前年度は下里御大師堂公園整備工事請負費 2,000 万円を当初予算に計上していたためとなります。

節 1 報酬から節 11 役務費までは、文化財保護委員会に関する費用と、文化財施設の管理に要します経常的費用を計上しております。

92 ページをお願いします。

節 12 委託料においては、各施設の管理委託費用として、200 万 2,000 円を計上しました。文化財管理等委託料 133 万 3,000 円の内数としまして、臨時費用となりますが、上村地区にあります、町指定天然記念物の毘沙門の大木の木の空洞調査として、83 万 9,000 円を含めて計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金に地域文化財振興補助金として 390 万 4,000 円を計上しました。文化財施設での地域かつ地域活動の補助及び無形民俗文化財保存 3 団体に対する活動、補助、並びに歴史的風致維持向上協議会に対する補助金となります。7 年度は、上里の町観音堂と下村の大師堂の修理事業要望がっておりますので、対前年で 291 万 5,000 円の増となりました。

続きまして、目4 美術館費は3,552万5,000円を計上しました。まんが美術館の管理運営、特別展や漫画コンクールなどに要する経費が主なものです。令和6年度と比較し、1,577万8,000円の増となります。増の主な要因は、一般職（任期付職員）2名分の人件費計上と特別展開催業務委託費、一般社団法人地域創造から支援を受けて実施します。公立美術館共同巡回展開催助成金事業費などとなります。また、美術館運営に関します歳入として、教育手数料で、観覧料310万円。雑入で市町村振興交付金、これは290万円のうち90万円となります。併せて市町村立美術館活性化事業助成金380万円。続きまして、美術館グッズ販売料300万円の合計で1,080万円を計上しております。

節1 報酬、3 職員手当、4 共済費では、主に窓口業務を担当します会計年度任用職員1名と地域おこし協力隊の残り期間ひと月分、任期付職員2名の実質3名分の人件費となります。

93 ページをお願いします。

節7 報償費に漫画コンクール入賞賞金等として94万円、漫画コンクール審査員謝金として33万5,000円を計上しました。風刺漫画コンクールですが、令和6年度においては、新たにデジタル作品の応募も可能とし、応募総数640件の応募があり、令和7年度は第34回目となるものです。

節12 委託料では、美術館特別展事業委託料として1,000万円を計上しました。熊本県ゆかりの漫画やアニメに関する特別展2点を計画し、委託料にはオリジナルグッズの製作費も含むものとしております。また、令和6年度に引き続き、漫画体験教室運営委託料72万5,000円を計上しました。

94 ページをお願いします。

節18 負担金補助及び交付金では、公立美術館共同巡回展開催助成金事業の一環として、近現代漫画家記念館共同巡回展実行委員会補助金585万6,000円を計上しました。これは湯前まんが美術館、高知市横山隆一記念漫画館。合志漫画ミュージアム、さいたま市立漫画会館、岡山美術文学館で構成する実行委員会に、国内4か所で開催する共同巡回展に要する費用を支出するものです。

次に、項5 保健体育費、目1 保健体育総務総務費につきましては、4,266万2,000円を計上しました。地域おこし協力隊1名と社会体育係職員3名分の人件費、スポーツ推進員の報償費、費用弁償など経常的経費が主なものです。令和6年度と比較し、887万7,000円の増となりました。増の主な要因として、職員人件費の1名分の増とスポーツ推進委員の研修に係る旅費、負担金補助及び交付金での新規事業で奥球磨女子駅伝大会負担金の増となります。なお奥球磨女子駅伝大会の財源として、歳入の雑入でスポーツ振興くじ助成金548万円を計上しております。

95 ページをお願いいたします。

節 7 報償費にスポーツ推進委員謝金として 10 名分の 124 万 1,000 円を計上しました。年間を通しまして、スポーツ行事の企画運営や地域スポーツ振興支援などを行っていただき、郡関係の行事にも協力をいただいているところとなります。

節 12 委託料にスポーツ教室委託料として 152 万 9,000 円を計上しました。これは、小学校での総合運動活動の指導と中学校部活動の地域移行対策としまして、中学生の部活動や地域クラブ活動で実技指導を行う、従前の学校外指導者等に対する謝金を地域総合型スポーツクラブに委託して取り組むこととしての計上となります。

同じく、節 12 委託料の中で、スポーツコミュニティ活性化事業委託料として、16 万円を計上しました。令和 4 年度から継続して開催しております SUP ヨガ体験事業及び、ノルディックウォーキング教室の開催を計画しています。

96 ページをお願いいたします。

節 17 品購入費では、地域おこし協力隊発案事業として、バレー教室カーボン支柱、ビーチバレーレジャータイプセットなど、56 万 5,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、体育協会等の負担金及び団体補助金の他、奥球磨駅伝大会負担金 150 万円。新規事業として、奥球磨女子駅伝大会負担金 698 万円を計上しました。なお、令和 4 年度から継続しておりました、自転車競技大会ツアーオブ九州は 7 年度は一旦休止し、大会のあり方など検討をなされるとの申し出が競技連盟からあり、予算計上は行っておりません。

目 2 体育施設費につきましては、1,855 万 3,000 円を計上しました。B & G 海洋センタープール、町民グラウンドなど、社会体育施設の維持管理に要する経費となります。令和 6 年度と比較し、48 万 2,000 円の増となりました。

節 10 需用費の修繕料 125 万 4,000 円は、プールテラスの屋根の修繕と塩素注入タンクの交換を予定しております。

97 ページをお願いします。

節 12 委託料には、プール監視業務委託料として 405 万 5,000 円。海洋センター外部清掃等委託料として 59 万 7,000 円、センター管理委託料として 291 万円など、海洋センターを始めとした社会体育施設の維持管理に必要な経費を計上しました。また、近年の猛暑等にかんがみ、プール開館期間の延長を行うため、増額となっております。また、臨時的費用として、町民グラウンド周辺のつつじの撤去等を行います植栽伐採委託料として 30 万円を計上しました。

節 17 備品購入費では、35 万 9,000 円を計上しました。ラインカーやバレーボールの支柱、トレーニングルームのダンベルプレートなどの購入を予定しております。

続きまして、目 3 給食費につきましては、4,376 万 2,000 円を計上しました。給食施設の維持管理費のほか、給食運営委員の報酬費用弁償、給食調理業務等委託料の経常的経

費が主なものとなります。令和6年度に対しまして、151万円の増となりました。増の主な要因は、光熱水費や社会的な人件費の増に伴います、給食調理業務委託料の増となります。また、前年に引き続き、給食費の無償化では、過疎債のソフト事業を活用することとし、歳入で1,300万円を過疎地域持続的発展特別事業債として計上しております。

節1報酬から節8旅費までは、前年度と同様の予算で計上しております。

98ページをお願いします。

節12委託料では、学校給食センター調理業務委託料2,060万7,000円のほか、警備委託料、各種清掃委託料など、総額で2,234万7,000円を計上しました。

99ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金では、学校給食費の無償化分として、補助金1,300万円を計上しました。子育て世代の支援を図るとともに学校給食の質的・量的安定を図っていきたいと考えております。これからも児童生徒に安全安心で安定したおいしい給食の提供に取り組んでまいります。

以上で款9教育費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** ここで、ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午後3時00分

再開 午後3時09分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款9教育費の説明が終わったところです。

これから、款9教育費の質疑を行います。まず、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費の質疑を行います。発言を許します。ページは80ページから88ページです。

**3番（西 靖邦君）** 82ページですけども、節18の高等学校等通学補助金についてなんですけども、164万2,000円が計上されてます。予算をですね、高等学校生徒何名分の生徒を対象にしたものでしょうか。またですね、1名当たりの平均の補助額をお伺いします。

**教育課長（浅田 徹君）** 毎年30名程度卒業して、1学年25人としますと75名ぐらい。ちょっと今手元に資料ございませんので、お調べしてからのご回答とさせていただきます。

**5番（椎葉弘樹君）** 82ページの小中学校のトイレ改修についてお尋ねします。遠坂議員の一般質問の答弁では、令和6年度にある程度の方式を考えるとということで受けてますが、トイレの数だったり、床面の改修だったり、そして便座の種類、この3点について、どのようにやっていく方針なのかについてお尋ねします。

**教育課長（浅田 徹君）** 小中学校のトイレ改修につきまして、ちょっと積年の課題であったんですが改めてやるという方向で決めまして、6年度中に校長先生方とお話して基数をまず減らすのか、ブースを広げるのか、床面までやるのか、そういったことの打ち合わせをしております、一応、新年度予算のほうに実施設計業務費組んでおりますので、校長先生方のご意見も組み入れながら、実施設計のほうで決定していきたいと考えますが、国に今提出しております計画では、トイレのブースを広げて基数を減らすということで想定をしております。

**5番（椎葉弘樹君）** これらのトイレは災害が起きた時には、避難所のトイレにもなってくると思うんですけど一部ですね、そうした時に今トイレの屋外のところとかは便座とかがまだ冷たかったり、暖房用にはなっていないのかなと思ったんですが、今小中学校で暖房、温かい便座になっていないところの箇所というのは結構あるもんなんでしょうか。

**教育課長（浅田 徹君）** 小中学校、両校ともに言いますけども、多目的トイレは必ず整備してありますので、そこは確か暖房便座が入っておったかと思います。一般的な校舎の便座は、その多くが冷たい便座となっております。

**5番（椎葉弘樹君）** 44パーセントが洋式の便座で、そのうちの結構多い数が冷たいと言いますか、便座が冷たいっていうかそういうトイレになってると思います。これについても、今回の洋式化の対象に含めていくのか、それともそこは既存のままなのかについてお尋ねします。

**教育課長（浅田 徹君）** 便座の種類につきましてもですね、設計に入って、温度調整付きの便座を入れた場合、或いはそのままのやつで予算内におさめたいと、そういうふうを考えております。考え方としましては、多分1階は暖房付きの便座を採用するとか、そういったことで事業費の中におさめるといった形で今考えております。

**5番（椎葉弘樹君）** 学校長の要望もあるかと思いますが、できますれば、その生徒たちが使う現場というのもできるだけ温かくなるような、もうそのお金はですね、やっぱりかかると思うんですけど、ぜひ温かいトイレの提供というのをですね、考えていただければと思います。これ町長じゃなくて教育長に伺いますか、教育長にお尋ねします。やっぱり私たちもそうですけど、冷たい便座だったらあんまり入りたくないし、ウォシュレットとかもですね、あったほうが本当は良いなと思ってるところですので、学校とか避難所として活用していくためには、やっぱりそこは金目の糸目もあるかもしれないんですけど、しっかりとですね、そこは整備していく必要があるんじゃないでしょうか。

**教育長（中村富人君）** 先ほど課長が答弁いたしましたように、総額が決まっておりますので、基本的には、その中で選択していくことになるかと思うんですが、私の個人

的な見解では、だんだん便座も良くなってきて、温度調整をあまりしなくても冷たくないような、そういうのも出てきているように思います。そういうこと合わせながらですね、従来の座る便座っちゅうのはもう冷たかったんですが、近年は、そういうのも何か出てきていると思いますんで、総合的にやはり、トイレ等については、心地よい使い方っていうんでしょうか、基本的な生活の部分でございますので、できるように努力をしていきたいと考えております。

**5番（椎葉弘樹君）** 教育長は予算のことを気にされているようですが、町長ここはやっぱりですね、快適なトイレ空間というのは絶対大事で、あさぎり中学校とかも改修されて、良いトイレがついたと伺っております。ここはですね、予算もし足りなければですね、補正するなりしてここは何とかやっていったほうが良いんじゃないかなと思うんですが、町長の考えをお尋ねします。

**町長（長谷和人君）** 今回学校施設の国の補助金3分の1でございましたか、を活用してということで、今回はその対応分の1,200万円と1,000万円でございましたか、予算を組ませていただいております。その中で設計費やっておりますのでそれでですね、どの程度の数が整備が可能なのか、そして、今ご質問がございます、便座の部分ですね、これがどこまでいけるかどうかちょっとわからないんですけど、それを見てですね、場合によってはこれ補助金以外の部分については、地方債も借るようにしておりますので、それも含めながらですね、総合的にご指摘のとおり、快適な便座というところも選択肢にあると思いますので、しなきゃいけないというふうに思っておりますので、今年中、場合によってはまた追加して来年度というふうな考え方もあるのではなからうかなと思うんで、しっかりと今のご質問については、対応していきたいというふうに思っておりますのでございます。

**教育課長（浅田 徹君）** 先ほどの西議員のご質問についてですけども、予算要求資料で見ますとですね、まず人吉駅の利用が30名です。定期券がひと月当たり1万700円、これの3分の1を助成するものです。次に球磨中央高校、肥後西駅になりますけども、5名の方が対象となります。定期代がですね、ひと月9,800円ですね。それから南稜、あさぎり駅利用が令和6年度が5名でしたが、今3名というところで7,200円の定期代となります。これが3分の1の助成というところで、ちょっと75人と言いましたが多すぎまして、40名弱ということになっております。あと自転車通学が、昨年度が3名、今年度は一応5名を予算措置しているところでございます。

**9番（山下 力君）** 教育長の見解をお聞かせください。町長はですね、教育長の見解と全く違えば、町長にも見解をお尋ねしますので、大体似通ってれば良いです。小学校中学校の児童生徒ですね、5年先か近い将来減少すると思います。水上村と球磨村は、

義務教育学校に再編しております。湯前町の場合は、その児童生徒が減った場合ですね、どのような再編がベストと教育長は考えておられるか、見解をお聞かせください。

**教育長（中村富人君）** 学校の体制につきましては、昨年6月にですね、森山議員のほうからですね、義務教育学校でのほうに、もう今のところは、すみません確認しますと、小中学校の雨漏りひどかったんですが、それを改修いたしまして1億円かけまして、現在の小中一貫の併設型で行くってということで方向決まっておりますが、その中で昨年6月には、どちらかの校舎のほうに移して、義務教育学校にして、そういう方向についていかがかと、ご質問ございまして、その折には、私の方は当面の間は、現在の体制で行ったら行きたい。それに加えて、椎葉議員の方からだったと思うんですが、いつから、義務教育学校考えるのかという、そういう追加のご質問があったと思います。その折には、義務教育学校を考えないわけではないが、小学校に複式学級が考えられそうになった折には、義務教育学校も考えたらどうかっていうなそういう答弁をしたところでございます。その理由といたしますのはですね、現在今山下議員からあったように、ご存じのとおり水上とそれから球磨村が義務教育学校できております。県下ではですね小規模な学校しかできておりませんで、実は進んでいて、途中で方向変えたっていう、そういう学校もございます。私なりにいろんな情報集めておりますが、義務教育学校のよさもあると思うんですが、やはり課題というのですね、勤めている先生たちに聞きますと、やっぱり中学校の教員がとても課題が大きい。例えば、各教科1人ずつ配置されておりますが、小中一貫の中で、小学校5年生から持つとかですね、5学年分持つとか、なんかそういうような学年が広がってくるとか。そういう課題のいわゆる悩みが出てるように思います。また、学校の文化が余りにも違いすぎる。そういうのもあってるようです。また保護者のほうからは、とにかく小学校6年生のところだけじめがない。何かけじめをつける何かが必要じゃないかとか、そういうのが課題となっているようです。もちろん成果っていうのもですね、あっていると思うんです。それなりにですね、また私が思うには、成果といたしますか、良さの1つはですね、義務教育学校を見ますと学校長が1人ですので、その分ですね、やっぱり県が職員配置する時には、職員多めに配置します。ですから、複式学級の時には人が必要ですので、義務教育学校になったほうが人員の配置の点でいったら良さが出てくるように思うんです。そういう中で将来どう展望するかっていうことなんですが、私的にはですね、私はむしろですね、さっき課題と言いましたが、小中学校の文化の違いっていうのを、これは私は経験、義務教育学校は経験してませんが、教育経験の中で考えるのにですね、やはり大きな課題だろうと思うんです。小中学校どちらも経験しておりますので、中学校についてはですね、むしろ私は前もご質問が遠坂議員からもあったかと思うんですが、組合立の学校ですね、そういう可能性が現実的には高いんじゃないか、学校をなくすということは、地域の住民の激しい反対

運動がどこになっておりますので、また小学校は、湯前1校しかありませんので、小学校のほうは地元に残して、中学校については、いわゆる上球磨域ですか、そこら付近を含めた、そういうのも考えていくべきかなという思いもございます。その理由はやっぱり、さっき言いました文化が違うって、やっぱ中学生っていうのはもうご存じのとおりだんだん社会人になってまいりますので、社会的なそういう経験っていうのが必要なわけで、切磋琢磨するとか、そういう意味ではやはりある一定数の子どもたちが必要ではないかな、そんなことを考えております。ただ当面ですね、当面そういう、ここ数年のうちで何か、組合立学校っていうのは、まだ考えなくて良いのではないかと思います、近々ですね、あまり遠くない時期にそういうことも考える、そういうことになるのではないかという思いであります。以上です。

**町長（長谷和人君）** 違いはないところでございますけど、ただあの申し添えて、ちょっとおくんですけども、今もう具体的に組合学校のお話も教育長されました。それですね、今子どもたちがいわゆる出生数ですね、当分の緩和というふうな、教育長のお話があったんですけども、今年も15～16名産まれております。複式学級になるという場合については、多分もう5人以下ぐらいでないと、そこにはたどり着けないという形にもなってきます。それからもう1つお隣の水上村でございますけども、なぜそういうふうな形をとられたかという、これお話をちょっと私も聞きに行ったんですけども、湯山ですね、校区、ここから保護者の方がですね、もうこのままでは、学級自体が成り立たない、統合してですね、いわゆる岩野地区と統合しながらやってもらえんかかっていうふうなですね、要望がかなりあったそうございまして、これを先に行政側がお話をするとした場合ですね、相当それなりの抵抗あたりもやっぱり出てくるというようなお話でございましたんですけども、それが水上の場合は、湯山地区から保護者の方がそれが出たということで、3～4年ぐらいかかってですね、ああいうことで実現されたということがございます。私は何を言いたいかということ実はそういうお隣の方が見本がありますもんですから、今後そういうふうな学園でですね、どういうふうな動きが今子どもたちが卒業しながら出てくるのか、そこら辺も見てですね、十分検討してもいいのかなというふうに思ったところで、ちょっと違う点はその分だけございました。

**9番（山下 力君）** 教育環境面からいきますとですね、いわゆる勉強の面でも、スポーツの面でも、それから体とか体と心が一番成長する中学生は時期なんですよ。そういう時に生徒重視の環境を作っていただきたい。そして生徒が切磋琢磨して、その教育に臨むほうが良いのではないかと、そういう面から考えると、小学校は独自でやっても、中学校は教育長が言われた組合中学のほうが良いのではないかという話も私も数人の方から聞いております。しかし、上球磨でした場合ですね、もう水上には義務教育校が一応2年前からしておりますし、多良木は高校跡に多良木中学校を作って、そういう

いろんな課題もあると思いますけれども、そこは乗り越えてですね、話し合いしながら、ぜひやっぱし、生徒が切磋琢磨する環境を作っていただきたいというふうに要望しておきます。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** では続いて、項4 社会教育費、項5 保健体育費の質疑を行います。ページは88ページから99ページまでです。

**4番（遠坂道太君）** 97ページですね、体育施設委託料でございます。町民グラウンド周辺植栽物伐採委託料ですけども、周りのつつじの伐採だというふうには私も思ってるんですが、もうその代わりですね、西側のほうのなんかどんぐりの木いっぱいおわってる部分ですね、トイレ側に側溝がございますでしょう。そこがあそこで落ち葉がずらーと水も流れないような状態なんですよ、そういうのもやはり今後していただきたいと、それとあそこの法面ですね、法面も崩れております。一応5月にあの辺の溝浚えをずっとやっておりますので、その分いつも気づいております。やはりその辺もですね、取り組んでいただくというようなことを必要なというふうに思ってます。それぞれに伺いたいと思います。

**教育課長（浅田 徹君）** 町民グラウンドも長年経過しまして、排水路に土砂が堆積したり、落ち葉が溜まったりというところで、令和6年度も大きな木をですね、10数本間引きしまして対策をしておりますけど、まだやるべきことがあるかと思っております。現場確認しながら、適切な管理を進めていきたいと考えております。

**4番（遠坂道太君）** 取り組んでいただければですね、やはりいろんな方、そしてテニスコートを利用される方たちいっぱいおられます。やはりそういった形では、排水等も良くなると見かけもですね、良くなってくると思いますので、十分取り組んでいただきたいというふうに思っております。

**3番（西 靖邦君）** 94ページですかね、節18の地域おこし協力隊住宅補助費、これ1万5,000円が計上されてます。これ先ほど説明が1万5,000円ぐらい少ないなと思ってましたけども、これ任期があとひと月ということで1か月分の住宅補助金なんですかね。

**教育課長（浅田 徹君）** 議員ご指摘のとおりでございます。ひと月分でございます。

**2番（吉田精二君）** 同じ節のところですけども、人吉温泉協会加入金1万円ですけども、これはやはり人吉の温泉協会に湯前から加入するというようなことになるんですよ、夏目友人帳関係かと思っておりますけども、観光費、商工費の観光費のほうには熊本県温泉協会負担金で5万円ありますけども、こちらのほうの加入じゃなくて、美術館費のほうでの加入になるわけですね。確認お願いします。

**教育課長（浅田 徹君）** この人吉温泉観光協会へ加入につきましては、令和6年度の夏目友人帳特別展開催に伴いまして、関連グッズの販売を行ったところでございます。美術館がですね、この温泉協会会員さんが製作した、夏目友人帳のグッズを持っておられまして、それを美術館で販売するとなるとこの協会に加盟してくださいというご依頼でしたので、一応令和7年度も継続して加入するというところで考えております。

**1番（田山幸平君）** 96ページの節18補助金及び交付金の部分で、全国スポーツ大会等出場奨励金ってところが令和6年度からしますと、何か細かい数字で34万2,000円ですかね、の増額みたいな形になっておりますが、これは実績に伴っての増減、増加、その根拠とですね、これ成人も多分子どもたちもあんまり変わらない条件でのものかと思えます。何かそういった割合といいますか、そういったものもわかれば、お尋ねいたします。教えてください。

**教育課長（浅田 徹君）** この全国スポーツ大会等出場奨励金につきましては、一旦、コロナの影響でですね、すごく予算が落ちた時期がございましたけども、5類移行とともにどんどん全国大会等に出場する方が増えまして、過去2年ぐらいはですね、補正予算で対応していたものとなります。ここ数年の実績をかんがみて、現在の114万2,000円で計上させていただいております。子どもと大人の違いはほぼほぼございませんけども、小中学生が出場する際は、全額旅費を見るとか、そういった子どもたちには優遇措置をとっておるところでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** では次に、移ります。

お諮りします。款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費を一括して説明及び質疑したいと、質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

それでは、款10から款12まで一括説明を求めます。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 99ページをお願いいたします。款10災害復旧費について御説明いたします。

災害復旧費につきましては、令和6年度より3億9,334万5,000円減の1億1,504万7,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は2.6パーセントになります。

次に、項目ごとに説明いたします。

項1農林水産施設災害復旧費、目1林業用施設災害復旧費につきましては、節14工事請負費に令和6年度より1億3,100万円減の1億円を計上しました。減の主な要因は、繰越明許とする工事もありますが、令和7年度からは、林道2路線の災害復旧工事となり、

継続的に手前側からの災害復旧工事を行っており、工事着手できる見込みのある工区のみ分の予算計上とし、減となりました。

次に、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費につきましては、節14 工事請負費に令和6年度より2,100万円減の400万円を計上しました。減の主な要因は、事故繰越とする工事もありますが、令和4年9月台風に関わる1路線分のみの予算となり、減となりました。

次に、目2 道路橋梁災害復旧費につきましては、令和6年度より、2億4,134万円減の1,101万6,000円を計上しました。減の主な要因は、令和4年9月台風による、永岡トンネルの法面対策工事関係や災害復旧工事で繰越明許などとする工事もありますが、災害復旧工事の進捗により減となりました。

節14 工事請負費に町道2路線4つの工区に関わる1,100万円を計上しました。

以上で款10 災害復旧費の説明を終わります。

**総務課長（西村洋一君）** 款11 公債費について、御説明申し上げます。公債費は3億3,740万7,000円を計上しました。令和6年度と比べまして、2,792万7,000円の増となります。歳出全体に占める公債費の割合は、7.4パーセントになります。

償還元金は3億1,429万2,000円、償還利息は2,311万5,000円となります。また、一時借入金の利子につきましては、75万円を計上しています。

100ページをお願いします。

款12 予備費につきましては、突発的な災害など前もって予見しがたい事態による予算の不足に備えまして、200万円を計上いたしております。

以上歳出の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから款10から款12までの質疑を行います。

99ページから100ページまでです。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、以上で歳出の質疑を終わり、予算書の最初に戻り、議決に附された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。

説明を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** それでは歳入について御説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

款1 町税につきましては、2億6,621万4,000円を計上しました。前年度と比較して、179万5,000円の減です。歳入に占める割合は6.1パーセントになります。

項1 町民税1億1,236万1,000円は、個人、法人ともそれぞれ、令和6年度の調定実績に基づき計上しました。過去3年分の伸び率から算出した値を、見込み額として計上しております。

項2 固定資産税は、1億1,890万7,000円を計上しました。

項3 軽自動車税は、1,866万2,000円を計上しました。

13ページです。

項4 町たばこ税は、令和6年度の調定実績により、1,575万9,000円を計上しました。

項5 入湯税は令和6年度の調定実績により、52万5,000円を計上しました。

款2 地方譲与税から、14ページの款9地方特例交付金までは、令和7年度の国の地方財政計画で示されたものを参考に資産、実績見込みにより計上しました。なお、13ページの森林環境譲与税につきましては、1,358万2,000円の計上となっております。

款10地方交付税は、17億2,500万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は、39.6パーセントとなっております。普通交付税につきましては、地方交付税の出口ベースでの対前年比が、1.6パーセント増で示されておりますので、前年度予算に1.6パーセント上乘せし、また公債費の償還増による交付税で措置される金額を上乘せして計上しました。

15ページにかけまして、款11分担金及び負担金につきましては、3,528万1,000円を計上しました。前年度と比較して、1,235万2,000円の増額でございます。

項1 負担金は、地域活動支援センター利用者の負担金251万6,000円をはじめ、目2 衛生費負担金2,049万8,000円、これはここに掲載しております3つの広域的な事業において令和7年度は本町が事務局となりますので、構成自治体からの負担金を計上しました。

項2 分担金は、二溝地区水利施設等保全高度化事業を地元分担金468万8,000円を計上しました。

款12使用料及び手数料は、3,528万1,000円を計上いたしました。令和6年度と比較して、301万5,000円の増でございます。歳入に占める割合は0.8パーセントです。

項1 使用料2,990万4,000円は、高齢者生活福祉センター居住部門使用料をはじめ、町営住宅など、町有施設の使用料を計上しました。なお、目5 総務使用料は廃目です。

16ページにかけて、項2 手数料537万7,000円は、戸籍住民印鑑証明手数料、美術館観覧料など、各種手数料を令和6年度の収入調定の実績によりそれぞれ計上しました。

款13国庫支出金は、5億5,203万3,000円を計上しました。前年度と比較して、マイナス8,951万9,000円であります。歳入予算に占める割合は12.7パーセントです。主な減額の要因は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の減でございます。

項1 国庫負担金は、金額が大きいもので、子どものための教育保育給付交付金9,484万6,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金8,905万4,000円、児童手当国庫負担金5,408万4,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金、9,641万1,000円を計上しました。

17ページにかけて、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、1 段目、デジタル基盤改革支援補助金5,392万6,000円は、5 段目、地方公共団体システムの標準化共通化に係

る事業分、新しい地方経済生活環境創生交付金3,284万9,000円は、サテライトオフィス新築事業、企業誘致促進事業、観光プロモーション事業分として交付されるものです。

次に、目2 民生費国庫補助金のうち、子ども子育て支援交付金2,537万2,000円は、保育園と認定こども園関係と学童クラブに関する国庫補助金を計上しました。

次に、目3 衛生費国庫補助金、合併処理浄化槽設置補助金33万2,000円を計上しました。国から3分の1が補助されるものです。

目4 土木費国庫補助金、節1 土木費補助金3,477万7,000円は、社会資本整備総合交付金として、舗装繕修事業及び道路メンテナンス事業分が交付されます。

節2 住宅費補助金2,530万円は、社会資本整備総合交付金として、地域優良賃貸住宅駅前団地建築工事、耐震改修促進工事、ブロック塀等対震診断補助事業、新築応援事業分が交付されます。また、過疎地域持続的発展支援交付金として、JA倉庫跡地分譲地造成工事分として交付されます。

節3 街なみ環境整備費補助金8,750万円は、社会資本整備総合交付金として、レールウェイ改修工事分が交付されます。

目5 教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金636万6,000円は、小学校中学校トイレ改修事業分が交付されます。

目6 消防費国庫補助金、消防防災施設整備費補助金799万3,000円は、防火水槽設置工事分が交付されます。

18ページをお願いします。

項3 委託金は全体で139万円を計上しました。自衛隊募集事務や、国民年金事務など、国から委託金となります。

款15 県支出金につまつきましては、4億5,377万円を計上しました。前年度と比較して、マイナス932万5,600円です。歳入予算に占める割合は、10.4パーセントです。減額の理由は、農林水産業費県補助金の減によるものです。

目1 民生費県負担金1億3,047万3,000円は、子どものための教育保育給付費県費負担金3,828万2,000円をはじめ、熊本県障害者自立支援給付費等負担金4,497万7,000円、国保後期高齢者保険基盤安定制度負担金など、それぞれ計上しました。

19ページです。

項2 県補助金は、目1 総務費県補助金2,326万4,000円を計上しました。

節1 総務費補助金の中で、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金353万8,000円は、歳出で説明しましたが、令和7年度に整備する災害対策本部室の整備にかかる対象経費の3分の2が交付されます。熊本県水の恵み交付金1,000万円は、県の水力発電所所在自治体が行う地域活性化事業を対象に、令和11年まで毎年交付されるものです。また、熊本県企業局の広報に係る催事への協賛金交付金200万円は、同じく水力発電所所在自治体

が行うイベント等に対し交付されるものです。下の段、熊本県市町村行政サービス維持向上支援交付金250万円は、議員・職員用のタブレット購入費用に係る補助となります。

節2 電源立地地域対策交付金事業補助金440万円は、消防団小型ポンプ積載車の購入に係る補助となります。

目2 民生費県補助金4,750万3,000円は、社会福祉費、老人福祉費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、児童福祉費、住宅改造助成費、障害者福祉の県補助金をそれぞれ計上しました。その中で、節5 児童福祉費補助金、3段目放課後児童健全育成事業補助金995万1,000円は、学童クラブの運営補助になります。

20ページをお願いします。

節7 熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金1,009万円は、町が行う居宅介護の訪問サービス事業に補助されるものです。

目3 衛生基金補助金は343万4,000円を計上しました。2段目、子ども医療費補助金199万3,000円は、県の補助率が2分の1で入院分が0から15歳まで、外来分が0から5歳までの医療費分となります。

23ページです。

農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金1億547万8,000円は、中山間地域等直接支払交付金2,348万8,000円、団体営水利施設等保全高度化事業補助金3,933万円、環境保全型農業直接支払交付金380万円、多面的機能支払交付金、2,515万1,000円などを計上しました。

節2 林業費補助金1億2,894万3,000円は、森林環境保全整備事業補助金3,901万円、林業用施設災害復旧事業補助金8,875万6,000円などを計上しました。

22ページをお願いします。

目7 商工費補助金は廃目します。

項3 委託金は目1 総務費委託金で、県税徴収事務委託金450万ほか、国勢調査費委託金199万1,000円、参議院議員選挙費委託金425万7,000円など、県委託金を計上しました。

また、目4 農林水産業委託金163万2,000円は、農地中間管理事業委託料です。

款15 財産収入は3,182万8,000円を計上しました。

項1 財産運用収入につきましては、土地貸付収入、財政調整基金ほか、各基金の利子を計上しております。

23ページです。

項2 財産売り払い収入の生産物売り払い収入として、木材売り払い収入の2,400万円を計上しました。

24ページです。

款16寄付金は、一般寄付金にふるさと納税、指定寄付金に企業版ふるさと納税、合わせて2億200万円を計上しました。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億4,600万円を計上し、目2ふるさと応援基金繰入金2,364万5,000円は、新築応援事業、修学旅行助成、防犯灯のLED化など、ふるさと寄付金を活用した事業費分を、また目3公共施設投資整備基金繰入金1,250万円は、役場庁舎トイレ等改修工事の設計費など、目4熊本地震復興基金繰入金112万3,000円は、基金の残額を自主防災組織補助金に、年度当初から繰り入れます。これで残額はゼロになり、令和7年度に入り、基金を廃止いたします。

目5湯前町宅地分譲事業等基金繰入金3,000万円は、JA跡地の造成と、上下水道施設布設工事分として、それぞれ繰り入れます。なお目6湯前町情報通信関連事業整備基金繰入金は廃目しました。

節18繰越金は前年度繰越金1億円を計上しました。

款19諸収入につきましては、5,318万8,000円を計上しました。

25ページをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 本日の会議は、ただいまの説明が終わるまで延長いたします。

**総務課長（西村洋一君）** 25ページをお願いします。

項3雑入、節1予防接種等徴収金64万8,000円は、基本検診、胃がん検診など、各種検診の個人負担金を計上しました。そして、節2雑入4,107万3,000円は、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他市町村負担金668万7,000円のほか、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金688万9,000円、スポーツ振興くじ助成金548万円。

26ページです。

JTの森造成事業助成金448万2,000円他、くれないの森、ダイダンの森、みらいの森の造成事業負担金などを計上しております。また、市町村立美術館活性化事業助成金、これは共同巡回展開催助成事業に伴う、一般団法人地域創造からの助成金となります。

款20町債につきましては、4億6,410万円を計上しました。前年度と比較して、1億5,260万円の減額であります。歳入予算に占める割合は10.7パーセントとなっております。主なものは、目1総務債では、節2緊急防災減災事業債1億540万円、目2土木債では、27ページです。節3緊急自然災害防止対策事業債6,300万円、目3教育債では、節1教育施設整備事業債1,890万円、目4災害復旧債では、節1公共土木施設災害復旧事業債1,210万円、目5農業債では、かんがい排水事業債2,390万円、目6民生債では、過疎地域持続的発展特別事業債1,350万円、目7商工債では、節1景観整備事業債で、駅周辺事業整備事業債1億970万円など起債予定であります。なお目8観光債は廃目いたします。

28ページです。

款21交通安全対策特別交付金は廃款いたします。この交付金は、交通反則金を原資として交付されるものですが、交付基準により算定された額が25万円に満たない市町村には交付されない仕組みとなっておりまして、本町には支給される見込みがほぼないことから廃款と判断しました。

8ページにお戻りください。

第2表地方債です。歳入の調整で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

2ページです。

第3条、一時金の借入れ最高額の設定です。3億円といたしました。

第4条、歳出予算の流用です。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合の定めでございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る、予算額に過不足を生じる場合に、おける同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができる、というものでございます。

101ページ以降に附属書類等をつけております。説明は省略させていただきます。

以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** お諮りします。予定しておりました議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の説明が終わったところです。

ここで本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は3月14日、午前10時に開きます。

議事は、当初予算等の議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----  
延会 午後4時01分



第 5 号

3 月 1 4 日 ( 金 )



令和7年第3回湯前町議会定例会

〔第5号〕

令和7年3月14日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 議案第 29号 | 令和7年度湯前町一般会計予算について                     |
| 日程第 2  | 議案第 30号 | 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計予算について               |
| 日程第 3  | 議案第 31号 | 令和7年度湯前町介護保険特別会計予算について                 |
| 日程第 4  | 議案第 32号 | 令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について            |
| 日程第 5  | 議案第 33号 | 令和7年度湯前町水道事業会計予算について                   |
| 日程第 6  | 議案第 34号 | 令和7年度湯前町下水道事業会計予算について                  |
| 日程第 7  | 同意第 2号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて         |
| 日程第 8  | 同意第 3号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて         |
| 日程第 9  | 同意第 4号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて         |
| 日程第 10 | 同意第 5号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて         |
| 日程第 11 | 同意第 6号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて         |
| 日程第 12 | 同意第 7号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて         |
| 日程第 13 | 議案第 16号 | 議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 14 | 発議第 1号  | 議会活性化特別委員会の設置について                      |
| 日程第 15 |         | 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会） |
| 日程第 16 |         | 議員派遣について                               |
| 日程第 17 |         | 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について            |
| 日程第 18 |         | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について            |
| 日程第 19 |         | 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について                |
| 日程第 20 |         | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について                |

2. 応招議員

1番 田山幸平  
3番 西靖邦  
5番 椎葉弘樹  
7番 味岡恭  
9番 山下力

2番 吉田精二  
4番 遠坂道太  
6番 森山宏  
8番 倉本豊  
10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文																
教	育	長	中	村	富	総	務	課	長	西	村	洋	一															
税	務	町	民	課	長	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介									
建	設	水	道	課	長	稲	森	一	彦	企	画	観	光	課	長	伊	藤	賢	一	郎								
教	育	課	長	浅	田	徹				農	林	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	橋	誠

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和7年第3回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1 議案第29号 令和7年度湯前町一般会計予算について

議長（金子光喜君） 日程第1、議案第29号、「令和7年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、歳入の説明が終了したところです。これから説明のあった、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。発言を許します。

3番（西 靖邦君） 私からちょっと3点ほど、質疑いたします。16ページの目1民生費国庫負担金、節1子どものための教育・保育給付金交付についてですけれども、9,484万6,000円が計上されております。令和6年度より902万1,000円の増額となっております。この増額はですね、支給認定証の交付数の増加と関係してるんでしょうか。その辺具体的な理由について伺います。

保健福祉課長（高木堅介君） この部分につきましては、毎年保育にかかる運営費の公定価格というものの見直しがございます、大体年々増加するものになっております。そのことが一番大きなことかなと思います。

3番（西 靖邦君） そしたら支給認定書とかも全然関係ない。

保健福祉課長（高木堅介君） いわゆる0歳児とかですね、一番手がかかる子どもが多ければ、その保育園の運営費も公定価格というか保育に係る経費ですね、それも高くなります。その年々でですね、未満児、ちっちゃい子が多ければ、運営費もちょっと上がりますし、どんどん成長して行って3歳4歳5歳となっていくと、あんまり手間がかからなくなって保育士の数も減ります。基準でですね、安くなるということになります。なので毎年毎年その構成でですね、変わってくるところでございます。

3番（西 靖邦君） 16ページの目1総務費補助金ですけれども、このデジタル基盤改革支援補助金についてですけれども、5,392万6,000円が計上されております。令和6年度より5,201万2,000円の増となっております。これは歳出で説明のあった、総合行政システム標準化対応業務委託料と関連しているのかと思いますが、具体的な関係性について伺います。

総務課長（西村洋一君） 議員お見込みのとおりでございます。

3番（西 靖邦君） 25ページですけれども、節2雑入自販機販売手数料及び役場自販機電気料について、これは、令和7年度が初めての計上かと思いますが、その理由につ

いて伺います。また、その自販機設置からですね、令和6年度までのその取り扱いはどのようになっていたのかを併せてお伺いします。

**総務課長（西村洋一君）** この自販機手数料は役場の正面玄関の横にあります、自動販売機の電気料を設置各社さんから受け取っておるところでございます。これ新たに出た分ではなくて、設置当初から受け入れをしておるところでございます。

**3番（西 靖邦君）** 令和6年度の歳入見たけどちょっとその辺の項目はなかったような感じするんですけどね。

**総務課長（西村洋一君）** 令和6年度までは、雑入の中に多分、おそらく入っておったと思います。確認しました。そうです。

**3番（西 靖邦君）** それでは、この令和7年度から表に出したのは、何か理由があるわけですか。

**総務課長（西村洋一君）** 特に理由はございませんが、わかりやすくするために別に分けたというところがございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** では、101ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらも併せて予算案全体にわたって補足または総括して質疑を行います。

**3番（西 靖邦君）** 今後ですね、人口減少や働き手不足、超高齢社会の進行に医療介護福祉をはじめとする公共サービスの充実が地方自治体にとってますます重要になります。そのため限られた財源を効果的に活用し、必要な事業に優先的に予算を配分することが求められます。令和7年度予算は、こうした視点を踏まえて編成されているのでしょうか、町長に伺います。

**町長（長谷和人君）** 今回令和7年度につきましたの予算編成の基本的な考えというのを申し上げておきますけども、1つには、安全安心で生活を送ることができる暮らしやすいまちづくり。2点目が美しい自然環境豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり。そして3番目に、限られた人材や資源を最大限に活用しながらの持続可能なまちづくりを掲げまして今回予算につきましたは、編成をしたところでございます。

**3番（西 靖邦君）** ちょっとお尋ねした公共サービスの充実ということに関してはどの辺が予算の要なんですかね。

**町長（長谷和人君）** 大きく5点ほど、いろんなサービスの面がございますんで、大きく命を守る安全安心なまちづくり。それから、地域を繋ぐ人づくり、それから、次世代に繋ぐ持続可能な産業づくり。そして、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり。そして最後に、支え合いで心温まる福祉づくり。これらのことをですね、掲げて、公共サービスについてはしっかりと予算付けをさせていただいたというところがございます。

**3番（西 靖邦君）** 町民のですね、理解を得るためにも行政評価や事務事業評価による事業の見える化をされる、さらに進めるべきではないでしょうか。まずご存じかと思いますが、それぞれの評価内容について説明します。行政評価とはですね、行政の様々な活動を町民にとっての効果は何か、当初期待した目的通りに成果が上がっているかといった視点で評価、検証をすることで、より効率的で効果的な行政運営を追求する指標です。事務事業評価とは、事務事業の目標の達成状況を評価し、取り組みを検証することで、事業のマネジメントサイクルをまわし、事業目的の実現を図るとともに無駄のない効率的な行政運営を目指すものです。以上を踏まえ、町長のご見解を伺います。

**町長（長谷和人君）** 今の行政評価のお話をされておるんですけども、今回の7年度予算関係につきましては、これまで同様でございますけども、過去の例えば事業の1つの事業に対しましてですね、どういうふうなことで実績が出てきたのか、そこら辺をしっかりと評価した後にですね、今の予算を計上させていただいているという状況がございますし、加えまして、この前からの椎葉議員のほうの質問がございましたんですけども、総合計画にございますKPI、これらもしっかりと見ながらですね、予算の肉付けあたりも、これまでやってきたという経緯があるところでございます。

**3番（西 靖邦君）** やはり町民の方に予算に対して、町は何やっとなのということをよく聞きます。何か見えないという話をよく耳にします。その事業の見える化をですね、町民の方に見えるように、どのようにして見える、見える化をするというのは難しいかもしれませんが、その辺も進めていただきたいなと思っております。

**町長（長谷和人君）** 見える化ってのは非常に難しい部分があるわけでございますけども、機会あるごとにですね、紙ですね、そちらでも財政公表等もしておりますし、それから今回予算につきましても、見ておりますし、それからホームページ上でも、それらに見えるような形でですね、してきております。今のご質問がございましたので、さらに見える化ができるころはですね、努力して町民の皆様方にご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

**7番（味岡 恭君）** 56ページのですね、児童措置費についてお尋ねします。18の負担金補助及び交付金で確認をさせてください。今回から3歳児未満児の保育料無償化について、3歳児未満児は保育料に主食、副食費も含んでいるのでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 保育料につきましては、保育料と副食費、いわゆるおかず代、おやつ代になります。主食費は含まれておりません。

**7番（味岡 恭君）** 主食費は含まないということですね。はい。わかりました。3歳以上児は、副食が無償化になれば、保育料については、令和元年だったかな、ぐらいに無償化になったと思います。主食だけが各個人で持ってくるようになるんだと思います。湯前には2園ございます、湯前保育園と慈光こども園があります。そこで主食のあ

り方、お尋ねいたします。どのようにして、弁当で持っていくのか、色々方法があるか  
と思います。どうして持って来られるのか、お尋ねします。

**保健福祉課長(高木堅介君)** まず、慈光こども園のほうはですね、お米を月に10合、  
または現金で700円を徴収されてると聞いております。それから、湯前保育園では、炊  
いたご飯を持参するということでございます。以上です。

**7番(味岡 恭君)** 持って来るのは月々の話ですよ。月々、年じゃなくて月々で  
すね。

**保健福祉課長(高木堅介君)** はい。慈光こども園はもう毎月ですね、月ごとにお米  
が現金を徴収。湯前保育園はもう炊いたご飯を毎日その日その日持っていくというこ  
とでございます。

**7番(味岡 恭君)** 炊いたお米だったら夏とか冬が色々ある。寒暖があるもんです  
から、弁当が冷たかったり普通はすると思います。保温とかはされているんでしょうか。  
どうされているんでしょうかお尋ねします。

**保健福祉課長(高木堅介君)** 炊いたご飯を持っていくのが湯前保育園ですけども、  
冬場は保育園のほうで温めて提供すると、夏場、暑い時には涼しいところで保管して、  
悪くならないようにしていると聞いております。

**7番(味岡 恭君)** 町長にお尋ねですが、そういったのをお願いというか、要望な  
んですが。3歳児以上児の主食の無償化については今後どのように考えておられるのか  
お尋ねします。すいません。3歳児以上じゃなくて、3歳未満児も含んだところですね。

**町長(長谷和人君)** 今回本町といたしましては、予算化させていただきまして、こ  
れと併せて、保育料の無償化、そして今、副食費でございますか、それにつきまして助  
成すると補助するということで予算を計上させていただきました。一方、今味岡議員の  
質問は、それ以上ありまして、主食も無償化してくれないかというふうなお話でござい  
ましたんで、これ2園がございまして、そこら辺のですね、機械的なもの、いわゆる  
厨房の部分とかですね、慈光さんは、もう米と現金ということでございまして、厨房  
の機械はあるかもしれませんけども、湯前保育園がそれが機械が果たしてあるのかど  
うかとかそういうのもございまして、そこら辺をよく見ながらですね、検討させてい  
ただければというふうに思っているところでございます。

**7番(味岡 恭君)** 町外のある保育園に聞きましても、やっぱり主食についてをす  
るのは大変だということは聞いてるんですよ。聞いてるんですけどやっぱり今家庭がな  
かなか忙しいもんで、朝食をとらない子どももおるんじゃないかと思って心配もするん  
ですよ。その辺も含めて、やっぱり弁当を保育園で用意したほうがいいのかと思うと  
ころもあるもんですから、できるだけそういうことも含めてですね、よろしく願いま  
したいと思います。それと中学校までは義務教育なんですよ。義務教育だもんですから、

子どもたちを育てやすい環境づくりを作っていくのも大事な仕事だと思います。そこでぜひ、そういう環境づくりを頑張っていたきたいというふうに思います。何か町長が考えてございましたらお尋ねします。

**町長（長谷和人君）** 小中学校の義務教育に伴う環境づくりということでお話でございますけど、どういう、ちょっと申し訳ないんですけど、ちょっと理解しにくかったですけども。今現在これまでやってきておりましたのが庁舎の雨漏り等がございましたんで、そこら辺の環境づくりもしてきました。ここ近年の話でございますけども、そして、昨年度でございますが、中学校の運動場の改修もさせていただきました。それと小学校の体育館ですね、これは防災上の意味合いをとって整備をさせていただいてるんですけども、ある面小学校のですね、夏場における、いろんな形の避難場所というよりも、活用できるんじゃないでしょうか。今回7年度におきまして、同様に中学校のこういう体育館のほうのですね、環境整備という意味合いで、一面は、そういうふうな意味合いもあるのかなというふうに思っておりますんで、それとしっかりとですね、タブレットの件の予算化させていただいておりますし、今回トイレの質問もいただいておりますけども、そこも環境整備の一環ではなかろうかなというふうに思っておりますんで、教育部局とですね、十分そこら辺は協議しながら、よりよい環境づくりに実施をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。すいませんちょっと漠然とした回答になっているかもしれません。失礼いたします。

**7番（味岡 恭君）** 大変難しい質問だったかと思います。難しい質問だと、バラバラ、あんまりこう広くて、例えばいろんな小学校でも中学校でも、まだまだ何かすることがいっぱいあるんじゃないかということがあるんですよ。見た時、環境整備というのも横断歩道の整備とか、そのいろんな、その部品の整備とか、その辺も含めてですね、今後考えていただきたいというふうに思います。

**4番（遠坂道太君）** 73 ページです。委託料で湯前町観光プロモーション業務委託料につきまして、お伺いします。昨日課長から、観光プロモーションについては、目的として、町の認知度を向上させるということを一言言われました。それも考えますと、地域の活性化というような事業になってるし、また観光客の集客ということも含んでいくのではなかろうかというふうに思っております。そのやり方、手段の中で広告とチラシとかという形で言われましたけど、ほかにどのような方法を考えておられるかそれについてまず伺いたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 昨日観光プロモーションの業務委託料ということで説明させていただきましたけども、ポスターとかをですね、まずなかなか四季折々のポスターが本町にはございませんで、そういうのを使いまして、まず広報の周知をしたいと思っております。それと紙ベースだけではなくてですね、公式YouTubeもござい

ます。しかしながら公式ユーチューブについては、今議会の中継だけがちょっと主で動いておりますので、そういったところを動画で本町の様子をですね、あげながら、それとあとインスタとかですね、エックスですかね、そういうのを使いながら町の周知を図っていきたいというところで考えているところでございます。

**4番（遠坂道太君）** 先ほど、今ポスターと言われましたけども、ポスターもですね考えようでは、湯前町まんがの町として取り組んできとるわけでございますが、その中で、協力していただける先生方のポスターを、何か湯前の書いてするということも1つの考えじゃなかろうかなというふうに私は思うわけでございます。今後やはり、まんがの町湯前という形で売り出していく、PRしていくということが、主に町長も言われておりましたから、そういった形も今度とられたらどうかなというふうに思うわけですが、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 遠坂議員のご意見頂戴いたしまして、前向きに検討させていただきたいと思っております。先生方のご意向もでございますので、そういうところはですね、丁寧にちょっと説明させていただきながら、検討を進めていきたいと思っております。

**4番（遠坂道太君）** この観光プロモーションの委託事業ってのは、今年からやられるということでございます。今後とも続けられるんじゃないかなと思いますし、それであれば、金額的に360万円の予算を立てられましたけれども、これでは、まずはPRのやることの財源、予算としては足りないんじゃないかなというふうに私思っております。そこである程度、財源っちゅうかその辺もですね、持って行ってPRをやられるという方向をお考えいただければというふうに思っております。それについて町長のご意見をいただきます。

**町長（長谷和人君）** 今回の新規事業で予算をあげさせていただいております。これは1つに、地域の活性化もでございますけども、今、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興、今まで駅前周辺開発とかいうのをあげさせていただきながらしてるんですけど、その1つの手段であるというふうに私は位置付けております。先ほど先生あたりを利用した活用したものができないかというふうなご質問をお受けしておりますけども、なかなか先生方、後ろのほうに出版社の方がいらっしゃるしまして、著作権なりですね、肖像権とか、いろんなところがございまして、なかなかうまく、そこら辺がかみ合うかどうか、ここら辺も課題的には残るんじゃないかなというふうに思っております。今回300万円という予算をつけさせていただいておるところでございますけども、これは第1弾に終わらずにですね、2段3段という形で今回新たにできましたので、予算をつけさせていただきまして、その状況を見ながらですね、肉付け予算もあるかなというふうに思っておりますので、議員の皆様方もどうぞこの辺につきましては、しっかりと観

光面につきましてもですね、予算、押し付けてまいりたいと思っておりますので、ご協力ご支援を賜りたいというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

**4番（遠坂道太君）** 町長から力強い答弁いただきました。それですね、ページの73ページにですね、観光のほうで負担金関係でイベントの補助金が増額と1,200万円、昨年度は950万円で250万円の増額となっておりますし、またキャンプの誘客事業もですね、促進業務を増額となっております。増額なった流れについてちょっと、お伺いしたいと思います。

**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** まずイベント実行委員会の補助金1,200万円でございますけれども、250万円の増額としましては、主に夏目友人帳のイベントを県と一緒に今年度も令和7年度もやっていければなというところでございます。まだ県と出版会社と言いますか、イベント会社等々の打ち合わせが終わっておりませんので、まだ予定ということでお話をさせていただきたいと思っております。またキャンプ場の誘客等の促進事業につきましましては、湯楽里のホームページがちょっとリニューアルの時期に来てるのかなと思っております。それと併せまして、宿泊のインターネット上での宿泊のシステムですね、予約システムが今湯楽里側では、手書きでちょっと書いていらっしゃる部分がありまして、顧客情報を取るにしても、なかなかそういうデータ化になってないということでございますので、今回550万円の補助金を湯楽里側に支出するという形で考えているところでございます。

**4番（遠坂道太君）** イベントのほうで夏目友人帳のほうでとっていくと、もしこれができなくなった場合は、何かを考えておられるのか、その辺まで。

**町長（長谷和人君）** 実は夏目の話は、これ少しだけちょっとお話をさせていただくところでございますけれども、東京に行った折に実は出版会社の方と私と教育長まいりまして、お話をさせていただいております。当然熊本県さんもしっかりとその中に入っているんですね、お話をさせていただいているんですけども、現状前向きにはご検討していただいているというところがございまして、それを裏付けにですね、今回予算を付けさせていただいておるということでございますので、そこがもし不可能だということがあった場合についてはですね、また皆様方にお知らせして、予算については凍結をさせていただくということもあり得るのかなというふうに思っております。現状としては、前向きに出版会社の方もご協力をいただくというふうなところで今進めておるところでございます。

**4番（遠坂道太君）** 一応前向きに捉えていくということでございますけれども、まずはまんがの町ということで訴えかけて、国内のほうには充実した形で全国的にも湯前がまんがの町としては通っているというふうに思っておりますのでございます。今後ですね、熊本県の場合は、やはり、台湾さんとのいろんな取り組みとかをやっておられます。

その中で、那須良輔さんの漫画をですね、台湾でも見せるというような方向づけの考え方も今後前向きに考えても良いんじゃないかなろうかというふうには思います。その辺は町長どういうふうに考えてでしょうかね。

**町長（長谷和人君）** 漫画県熊本の中の老舗の漫画のまちづくりは湯前なんだということをお私にちょっと常々申し上げてるんですけども、今の台湾のお話もございました。那須先生がおられているからこそ本町は漫画のまちづくりというのを表に出すことができるわけでございますので、しっかりと基本である那須先生ですね、この作品を世の中に広めると言いますか、それもこれまでコロナ禍におきまして東京で出前美術館というのもやってきておりますし、また今回予算もあげさせていただいてるんですけども、風刺漫画の横山隆一先生ですね、近藤先生あたりとのコラボも今度計画をさせていただいておりますので、そこら辺もですね、そういうふうなチャンスなり、そういうふうな状況が生まれてくるのであればですね、積極的に活用させていただいて、国外にも大きく目を向けるということもありえるのかなというふうに思っているところでございます。

**6番（森山 宏君）** 全体的にですけども、交通安全対策費でいきますと、防犯灯とか、故障したらLED化するというふうになり、防犯灯はLED化の更新するのはLED化というふうに予算づけしてあります。私はもう何回かLED化のことは一般質問したんですけども、年次計画というのが組まれて対処されてるのかといいますのが、多分担当課長もわかっておられると思いますけども、蛍光灯はもう国内産は製造がないんですよ、ですからどうしてもLED化にしていかなきゃなりません。これはもうゴールが見えてるっつうか今在庫だけで食い繋いでいる状況なんですよ。役場にも各担当のところに何百本かの在庫はあると思いますけども、これは補充ができない消耗品なんですよ。ですからこのLED化をまず学び舎からする、それから職場をすとか、計画性を持ってですね、一体的にLED化にされて行かれればと思いますけども、その取り組みは計画されてるんでしょうか、といいますのがごめん。LED化すつとですね、明るくなります。これは多分LED化をされてるところは実感されてると思います。明るいところでは、やましい気持ちは湧かないんですよ。逆に高揚感が出ましてですね、会話も弾みますし、すとなんですか、休憩時間の庁舎に来た時にも明るい庁舎になると思うんですよ。会話も弾んでですね、ですから計画的に、今年は小中学校、次はどこ、次は職場、もう人間の明るさが犯罪を生まないの、計画性がありましたら、ぜひお尋ねします。

**総務課長（西村洋一君）** まず防犯灯・街路灯につきましては、町で今500か600本ぐらいやってるんですが、もうすでに100本を切っておりまして、あと2～3年で、全てLEDになるというところで、これにつきましてはもう計画的にやってきておるところでございます。庁舎関係につきましては、当然やらなければならないという意識では

おりますが、今回当初予算も見ていただきますように、基金からの繰り入れ、貯金の取り崩しですね、これも3億円を超える額をしております。やればやるんですが、その年々で雨漏りであったり、避難所の空調であったり、大掛かりな工事がどうしてもこう、優先性が高いほうを先にしておりますので、LEDがどうしてもこう明るさはどうか担保できておりますので、先延ばしになったというところでございます。しかし、議員おっしゃるとおり、もう在庫がなくなってきておりますので、その猶予もなくなってきておりますので、令和7年8年ぐらいでは何年度にやるかぐらいはもう決めなければいけないという認識でおりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。また休憩時間のお昼のことも言われましたが、職員としますと、電気が消えれば休憩というオフの時間も必要でございます。ずっと点いとくと、休憩なしで仕事しよるような感覚にもなりますので、その辺は色々考え方がございますので、なかなか職員数も少なく、その交代制の休憩もとれませんので、そういったところの、逆に消すことによって、休憩という意識も出ますので、そういったところもありますのでそれについてはご理解いただきたいと思います。言われますとおり、なくなる前にはやらなければならないという認識は持っておりますので、そのように答弁させていただきたいと思います。

7番(味岡 恭君) 72ページですね、商工費かな、11番の役務費の中で、広告料というのがあがっております。3,100万円程度、これ内訳をちょっとお願いします。内容の内訳を。

議長(金子光喜君) 答弁調整のため、暫時休憩します

-----  
休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分  
-----

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 味岡議員の役務費の広告料につきましては、インターネット上で湯前町のPR、観光のPRを行いながらですね、まず認知度アップを図るところの広告料でございます。相乗効果としまして、湯前町を知っていただくという観点からですね、広告を打ちながら、PRをしていくということでございます。

8番(倉本 豊君) ページは98ページ、給食費の学校給食費にぴかまる代というふうに16万2,000円があがっております。これにつきまして、遠坂議員の一般質問にもありましたけれども、このぴかまるの品物はどこから仕入れておられるのでしょうか。

教育課長(浅田 徹君) 人吉市にございます、ふじきさんという会社から仕入れております。

8番(倉本 豊君) そのふじきさんのところから仕入れてこられる米はどこ産ですか。

**教育課長（浅田 徹君）** 確認はしておりませんが、おそらく湯前町の生産者の部分になろうかと思っております。

**8番（倉本 豊君）** 遠坂議員の一般質問の中で、その後どうなったんだろうかという話もございましたので、私ももう試験的な事業は終わりであっていいだろうというふうに考えました。その時に今後は、個人とふじきさんとの委託契約というような形で栽培をされるのかなということで、一般質問の中で非常に良い結果が出てきたという食味を含めてですね、その米がふじきさんに渡す、全量買い上げでいって、でふじきさんから購入されて、学校給食のほうにまた買い戻すと言いますが、そういうことでやっていくということで間違いはないんですかね。

**教育課長（浅田 徹君）** ぴかまるにつきましては、数年前にまず試験栽培というものが行われまして、食味評価と言いますが、子ども達の感想も確認するということで学校のほうに導入をしております。一昨年はですね、農水省の補助金等を使ってちょっと量を増やしたところですが、今回ちょっと量を減らしております。月1回ペースぐらいの提供になりますが、そういう流通体制が整うのであれば、また学校での採用も継続するというところで考えております。

**8番（倉本 豊君）** できるだけ、パン食との兼合いあるかと思いますが、その量は増やしたほうが良いというのは私も同感なんですけど、これ買った時にですね、白米で持ってくるんですか、それとも玄米で給食に出すわけですか。

**教育課長（浅田 徹君）** 納品時のちょっと形態、私確認しておりませんが、当然提供時は白米で、ほかのですね、学校給食会から米を仕入れて出す時には、多くは押し麦が入って麦ご飯になっておりまして、ぴかまるの日だけは、いわゆる銀シャリ、白米100パーセントでいきますので、子ども達が凄くおいしいという、先生方もですね、好評をいただいていることとなります。

**8番（倉本 豊君）** せっかくですね、湯前町には杵つき精米所がやっと稼働を始まりました。私は町長に前々から言っておりました。学校給食、それから湯楽里、ふるさと納税、これをせっかくぴかまる買い戻しができるのであれば、買い戻しをして、そこで精米をして、精米賃がかなり高くなりますが、そこは町が何とか頑張らなくて、そして、それを子ども達に提供してある。そういうことをすればいかがでしょうかということ、もう前再三言っておったんですが、町長に再度そこら付近の確認を私はしておきたいと思っております。

**町長（長谷和人君）** 今の3つの手段と言いますが、方法のお話をされたところでございますけども、1つは、ふるさと納税にはもう活用させていただいております。また6年度の実績はちょっとわからないんですけども、少しは上がってるんじゃないかなというふうに思っております。ここはふじき商店さんですね、パックですね、パッ

ケージですか、これも企画担当のほうで打ち合わせさせていただきまして、今売り出ししているという形になっております。それからもう1つが学校給食ですね、今月1回程度ということでございましたんで、こちら辺はふじきさんのところですね、可能であるということであれば、さらに増量した形でですね、もっていきたいというふうに思っております。湯楽里についても、これは取締役会等でもお話をさせていただきたいというふうに思っております。それから精米所の利用でございますね。これについても、今回、指定管理していただいている方のちょっとですね、お話をさせていただきながらですね、杵つき米として利用ができないかどうか、そこら辺もさらにちょっと検討させていただければと思っているところでございます。

**8番(倉本 豊君)** ぜひ検討していただき、当初の目的が湯前のブランド化というようなことも掲げておったわけですが、そこは別な問題としてもですね、例えばふるさと納税にしてもですね、ぴかまるだけでもいいんですが、例えば、一般精米分、或いはこっちは杵つき精米分、2つ種類作ってですね、量は当然少なくなりますですよ、そういうプレミアの付いたことをやっていくと、またリピーターがついてくるかもしれませんし、そういうことでふるさと納税がまた上がっていくとか、そういうことも考えられますので、とにかく湯前は小学校には、杵つき精米を食べさせております。湯楽里も杵つき精米を提供しております。そういった何かこう、そこまでいくとブランド、ぴかまるのブランド化が見えてくるのかなというふうに思いますんで、そこを含めてじっくりと検討されて、お金は少しかかりますけれども、ぜひそういう方向へ向かってやっていただければなというふうに思いますが。

**町長(長谷和人君)** 現在の契約栽培ということで、役場のほうから実は手が離れておりまして、農家同士でふじき商店さんと契約していただいて、今対応していただいておりますので、ここは今のお話でございます分についてはですね、ふじきさんところともうちょっと協議をしながらですね、前向きに対応していきたいというふうに思っているところでございます。

**議長(金子光喜君)** ほかに質疑ありませんか。

**7番(味岡 恭君)** 77ページですね、住宅管理費で10番の需要費、修繕料ちゅうのが出てきております。400万円程度、どこをどのような修繕をするのかお尋ねします。

**建設水道課長(稲森一彦君)** どこをどこにという具体的なことはございませんけれども、突発的な修繕であったり、特に老朽化しているのもございますので、水回りであったりとか、床回りが多くございます。6年度につきましてはそれまでですね、電気系統のほうで漏電してる可能性もございますんで、そこら辺を調査して行いました。必要があればほかにも古い住宅ありますので、漏電等については調査しながら修繕が必要であればそういうふうにしていきたいというふうに考えております。

7番(味岡 恭君) 今のところ具体的にどうこうということもなく、何をということもないということでお聞きしましたが、今のとてもよく心配してるのが漏電なんですよ、電気の火災がとても非常に増えてきております。それでやっぱその辺は特にですね、用意して図って欲しいと、進めて欲しいということですね、と思いますのでどうかよろしくをお願いします。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、以上で本案の質疑を全て終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、「令和7年度湯前町一般会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

議長(金子光喜君) ここで議長席を副議長と交代するため、休憩いたします。

- - - - -

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

- - - - -

副議長(椎葉弘樹君) 議長席を交代しました。休憩終わり会議を続けます。

- - - - -

日程第2 議案第30号 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

副議長(椎葉弘樹君) 日程第2、議案第30号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務町民課長(北崎真介君) 議案第30号、令和7年度湯前町国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和7年度の予算は、歳入歳出それぞれ前年度比1,364万1,000円減の4億8,845万9,000円を計上しました。熊本県が運営主体となって8年目となり、2月末では、国保加入世帯数489世帯、前年比32世帯減。加入者数は707人、前年比78人減と団塊の世代の方が後期高齢者医療保険に移行され始めてから、減少幅が大きくなってきております。

その影響で、予算の総額も5億を切った当初予算となっております。国保を含め、現在の自治体を取り巻く環境として、令和2年12月25日閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針をもとに、同日閣議決定のデジタルガバメント実行計画、具体的な自治体DX推進計画により、自治体の情報システムの標準化、共通化が進められてきております。中にはそれを進めるために必要なマイナンバーカードの普及促進もありますが、令和7年度末を目途に実際の20の基幹業務について、各種の税関連、戸籍住基のほか、国民健康保険も含まれたところで、DX化が図られてきております。そのシステム改修などに対する補助金や交付金、また、ベンダー等の準備ができ次第ということもあり、順次始まってきてはおりますが、令和7年度においても、補正対応など必要となってくる可能性もありますので、今後とも皆様のご理解をお願いしたいと思っております。

それでは10ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、国民健康保険事業にかかる人件費、物件費などの経常的経費として、2,229万2,000円を計上しました。前年度比279万3,000円増となります。増の主な要因は、人事異動による人件費の減がありますが、システム改修業務費の業務の大幅な増額があるためでございます。

節12委託料では、849万6,000円を計上しました。真ん中にある3段目の国保ライン保守委託料は、25万3,000円を計上しました。令和6年度は、産前産後期間における国保税免除システム対応業務委託が追加となっていたため、令和7年度は通常の保守料に戻り減額となりました。また、国民健康保険システム改修業務委託料は770万円を計上しました。これは、令和8年度から、子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、医療保険者から支援納付金を徴収することによるものです。国保税は医療給付、後期高齢者支援金、介護納付金の3方式の課税となっておりますが、令和12年度の保険料及び税の水準統一に向かっていくところですので、課税方式や算定方式が変わっていくため、税額の計算が変わっていくと予想されています。そのような中、これに子ども子育て支援金加わるため、負担が増えていく恐れがありますが、少子化対策という趣旨から、子どものいる世帯の抛出が増えないよう、軽減措置が講じられる予定であります。これらの改修費用は全額、子ども子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等補助金にて補填されます。

節18負担金補助及び交付金は、オンライン資格等運営負担金3万5,000円を計上しました。これは訪問診療、オンライン診療などの新規事業が開始され電子処方せん管理サービスが通常運用へ移行したため、補助金の充当が終了したことによる増額となります。

11ページをご覧ください。

項 2 徴税費については、20 万 3,000 円を計上しました。前年度比 6 万 8,000 円減です。減の主な要因は、令和 6 年度に国保所有軽自動車の車検があったためでございます。

項 3 運営協議会費については、28 万 1,000 円を計上しました。国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償となります。

節 10 需用費は、3 年に 1 度配布する図書、国保必携の購入費用として、消耗品費 3 万 7,000 円を計上しました。

款 2 保険給付費については、各項目の節 18 負担金補助及び交付金に過去の医療費データ等を参考に見込み額として、項 1 療養諸費の目 1 一般被保険者の給付費 3 億円、目 2 一般被保険者の療養費 150 万円、目 3 審査支払手数料に 90 万円、12 ページになります。実績が見込まれない目 4、5 を廃目とし、合計 3 億 240 万円を計上しました。

項 2 高額療養費に一般被保険者分 4,800 万円、一般被保険者高額介護合算療養費を令和 6 年度同様に 3 万円を計上しました。令和 7 年度の保険給付費及び高額療養費は、令和 6 年度と比較して、ほぼ横ばいとしておりますが、議会の皆様もご存じのとおりここ数年、個人当たりの医療費が高止まりしておりますため、被保険者数の減少してきている中ではございますが、それは実績についても勘案し、また急激で高額な支出にも早急に対応できるよう余裕を持たせて見積もったものでございます。ご理解いただければと思います。

項 3 出産育児諸費に 2 名分、計 100 万 1,000 円を、項 4 葬祭諸費に 8 名分、16 万円、13 ページになりますが、項 5 移送費に合計 1 万 5,000 円と令和 6 年度と同額を計上しました。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、項 1 医療給付費分に 7,493 万 5,000 円。

項 2 後期高齢者支援金等分に 2,352 万 5,000 円。

項 3 介護納付金分に 753 万 9,000 円を節 18 負担金補助及び交付金に県に納付する額としてそれぞれ計上しました。これらが減額となりましたのは、主に被保険者数の減少によるものでございます。このことにより、歳入において関連する国民健康保険税や県支出金も下がっております。

次に、款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳を対象とする特定健診に係る経費で主に節 12 委託料の特定健診委託料 417 万 8,000 円を含む、465 万 3,000 円を計上しました。国が市町村国保に求めている令和 5 年度までの受診目標率 60 パーセントを本町では令和 4 年度末に 62 パーセントと突破し、安堵したところではありますが、令和 5 年度実績は 58.4 パーセントとなりました。その後受診がないと数字は下がりますので、引き続き監視を行い工夫を凝らした周知を図り、今後も様々な方

策に取り組んだ上で本町の健康課題を見つけ、効果的な事業が実施できるように進めてまいりたいと考えております。

14 ページをご覧ください。項 2 保健事業費については、年 4 回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送に係る経費など、276 万 4,000 円を計上しました。302 万円の減額となりました。主な要因としまして、令和 6 年度まで国保保健指導事業委託料があったためでございます。

節 7 報償費については、地区ごとに集団健診に係る申し込みや検査キット、その関連書類の配布など、これまで依頼していた業務を健診受診の勧奨に関する業務に変更して、健康推進員 28 名分の謝金 43 万 6,000 円を計上しました。

節 12 委託料には、熊本県国保連合会に作成業務を委託する医療費通知等電算委託料及び県下団体における手数料を一括で請求処理まで行う電算処理を委託する、共同電算委託料計 25 万 2,000 円を計上しました。

款 5 基金積立金については、節 24 積立金に国民健康保険給付基金積立金 4 万円を計上しました。

次に、15 ページになります。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金に 20 万円、目 2 一般被保険者還付加算金 5,000 円を計上しました。歳出の説明は以上になります。

次に、歳入について御説明いたします。7 ページからになります。

款 1 国民健康保険税については、見込みにより、合計で 6,067 万 3,000 円を計上しました。前年度比 1,278 万 6,000 円の減となります。県からの国保税予算算定基礎表を参考に、被保険者数の減少を見込み、勘案して算出した結果を計上しています。なお、令和 7 年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が 5 月頃になりますので、再度算定を行い決定してまいります。

次に、8 ページになります。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金については、3 億 6,449 万円を計上しました。

節 1 普通交付金 3 億 5,024 万 5,000 円については、保険給付費の財源に充てるもので、町が事業費納付金を納める代わりに、町の支払う給付費を県が全額負担するために交付されるものでございます。

節 2 特別交付金 1,424 万 5,000 円は、収納率向上特定健診の国県負担分など、特定事項の対象額を計上するものでございます。令和 6 年度を参考にした見込み額であるため変動がありますので必要に応じて補正予算で対応していきたいと思っております。

款 4 財産収入については、国民健康保険給付積立金利子 4 万円を計上しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比 119 万円増の 4,501 万 1,000 円を計上しました。

節 1 及び節 2 の保険基盤安定繰入金については、いずれも当初予算及び現時点での各種数値からの試算により計上しました。

節 3 未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児均等割保険税の減額による減少額の補填となり、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 の負担となっております。実績と対象見込み数を基に計上しました。

9 ページになりますが、同じく節 5 産前産後保険料繰入金 5,000 円を減額の補填で、国・県・市町村の負担となっております。

節 6 出産育児一時金繰入金も対象見込み 2 名分を計上しております。

節 7 国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される部分で、県が示した数値をもとに 728 万 7,000 円を計上しました。

款 6 繰越金については、目 1 前年度繰越金として 1,028 万 4,000 円を計上しました。

節 7 諸収入、項 1 延滞金及び過料、目 1 一般被保険者延滞金、節 1 一般被保険者延滞金に 20 万円、節 2 退職被保険者延滞金に 1,000 円を計上しました。

以下、款 7 の諸収入の中で発生の予想される、項 2 預金利子及び項 3 雑入の目 1 一般被保険者返納金及び節 2 雑入にそれぞれ 1,000 円を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。

16 ページから 23 ページまで給与費明細書を添付していますが、説明は省略させていただきます。

これで令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

**副議長（椎葉弘樹君）** これから質疑を行います。

**3 番（西 靖邦君）** 13 ページのですね、節 13 の使用料及び賃借料、ここに保健事業システム使用料 3 万 7,000 円が計上されています。この保健事業システム使用料っていう、どのような内容の使用をされるんですかね。

**税務町民課長（北崎真介君）** これは実際は、保健センターにありまして、保健師が使っているものでございます。これ保健指導、自宅訪問とかですね、そういったところで保健指導のデータを出すためのシステムでございます。

**3 番（西 靖邦君）** ちょっとデータを出すために、ちょっとその辺ちょっとよくわからないんですけども、どのようなのですかね。

**税務町民課長（北崎真介君）** 例えば血圧ですとか、ヘモグロビン a1c の数値とかですね、そういう範囲を出したりとかですね、それをもとに抽出して、対象者の方に保健指導をやっているというふうなことです。

2番(吉田精二君) 14ページの保健衛生普及費ですかね、説明では委託料の検診を促進するためのシステムを廃止して報償費のほうに増額したというふうな説明がありました。監査の意見書の中でもこの辺を見直すべきではないかということで、今回変更になってると思いますが、受診率が58.4パーセントとちょっと下がっている部分も含めまして、今後この健康推進員さんにどのような活動をしていただいて受診率を上げるような考えでいるのでしょうか。説明をお願いします。

税務町民課長(北崎真介君) 先ほど申しましたとおり、事業費、もちろん100パーセント国の補助ではあったんですが、それを止めて健康推進員さんをお願いするということになったんですが、実際やはり、はがきを送るだけでは、どれだけ効果的なはがきを送っても見られないのであればですね、あまり勸奨になってないんじゃないかということで、実際どのぐらい、令和元年から始まったと思うんですが、コロナとかありまして、実際ちゃんとしたデータが取れなかったということで6年度までやってきたところでございます。私たちとしまして、実際あの事業どこまでやるかという効果があるかというのがなかなか、1~2パーセントぐらいの数字しか上がっていかなかったもんですから、そういったところで6年度の数値が60パーセント切ったということで、実際にやはり直接会ってお話をして勸奨を行うということが、やはり、重要じゃないかということで、7年度はそれでやってみたいということでございます。もちろんデータの的には誰が受けてない、受けているというのはわかりますので、そういったところからやっていきたいと思っております。

副議長(椎葉弘樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長(椎葉弘樹君) これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長(椎葉弘樹君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

副議長(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----  
日程第3 議案第31号 令和7年度湯前町介護保険特別会計予算について

**副議長（椎葉弘樹君）** 日程第3、議案第31号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第31号、令和7年度湯前町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和7年度当初予算は、歳入歳出それぞれ6億7,727万9,000円を計上しました。令和6年度と比較して700万4,000円、率にして1.04パーセントの増となりました。増の主な要因は、款2保険給付費の増であります。令和7年1月末時点の介護保険事業の対象者数は、第1号被保険者数が1,562人、そのうち要介護認定者数233人、要支援認定者数38人、合計271人で、認定率は17.3パーセントという状況であります。前年と比較して、第1号被保険者数は6人の減、認定者数も6人の減、認定率も0.4パーセントの減という状況になりました。

それでは11ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費は、令和6年度と比較して、104万8,000円増の2,552万2,000円を計上しました。増の主な要因は、球磨郡介護認定審査会負担金の増であります。歳出に占める構成比は3.8パーセントになります。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険事業に係る職員1名の人件費、その他事務経費として758万円を計上しました。令和6年度と比較して、412万3,000円の減です。減の主な要因は、職員人件費及び印刷製本費の減となります。

12ページの項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収事務にかかる経費として、25万7,000円を計上しました。

項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、要介護認定調査に係る会計年度任用職員の人件費や主治医意見書作成手数料、球磨郡介護認定審査会負担金など、1,753万1,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、球磨郡介護認定審査会負担金832万円を計上しました。令和6年度と比較して、445万7,000円の増であります。認定審査会におきましても、地方公共団体情報システム標準化に伴う対応が必要であり、その経費にかかる負担金が増となっております。

13ページの項4運営協議会費、目1運営協議会費は、湯前町介護保険運営協議会の開催経費として15万4,000円を計上しました。

款2保険給付費は、要支援要介護認定を受けている方の各種介護サービス給付費など、令和6年度と比較して、691万3,000円増の6億1,612万9,000円を計上しました。増の主な要因は、特別養護老人ホームや介護医療院などのほか、施設介護サービス給付費の増によるものです。歳出に占める構成比は91パーセントになります。

項1 介護サービス等諸費は、要介護認定者が利用する居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、令和6年度の実績見込みを基に5億5,588万4,000円を計上しました。保険給付費の90.2パーセントを占めております。

項2 介護予防サービス等諸費は、要支援認定者の介護予防と心身の維持改善を目的とした介護予防サービス給付費など、1,360万1,000円を計上しました。

14ページの項4 高額介護サービス等費は、要支援要介護認定者の利用者負担について、一定の上限額超過分を払い戻すものであり、高額介護サービス等費、高額医合算サービス費など1,548万円を計上しました。

項5 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の方が施設サービスや短期入所サービスなどを利用した際の食費、居住費について、利用者負担の限度額超過分の補足給付として、3,064万2,000円を計上しました。

款3 地域支援事業費については、介護予防日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業任意事業費などに、3,460万7,000円を計上しました。令和6年度と比較して、95万7,000円の減となります。減の主な要因は、第1号通所事業負担金の減であります。歳出に占める構成比は5.1パーセントになります。

項1 介護予防日常生活支援サービス事業費は、要介護状態等になることの予防または要支援状態等の軽減、悪化防止と、地域における自立した日常生活を支援するための経費として、1,076万2,000円を計上しました。

目1 介護予防日常生活支援サービス事業費、節12 委託料は、短期集中介護予防教室における、各種専門職派遣に伴う委託料112万2,000円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者の訪問介護と通所介護の利用に係る第1号訪問事業負担金、第1号通所事業負担金を合計803万4,000円計上しました。

15ページの目2 介護予防ケアマネジメント事業費は、節12 委託料に総合事業対象者のケアプラン作成に係る委託料142万6,000円を計上しました。

項2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象に介護予防に関する知識の普及啓発や各種介護予防教室、公民分館などの通いの場に係る経費など200万1,000円を計上しました。

節7 報償費に、第10期介護保険事業計画策定の基礎資料とするための、ニーズ調査に係る謝金21万7,000円を計上しました。また、節12 委託料には、介護予防事業の運営に協力していただく人材を確保するため、介護予防サポーター養成講座委託料55万6,000円を計上しました。

項3 包括的支援事業任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料など、2,180万5,000円を計上しました。

目1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 599 万 6,000 円を計上しました。

16 ページにかけて、目3 任意事業費は、家族介護用品支給事業など、71 万 3,000 円を計上しました。

目4 在宅医療介護連携推進事業費は、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関等の連携を推進する経費として、上球磨地域包括支援センターへの委託料 203 万円と令和6年度と令和7年度が湯前町が事務局となります、人吉球磨の市町村が共同で医師会に委託する経費としまして、人吉球磨在宅医療介護連携推進事業委託料 413 万 9,000 円を計上しました。なお、歳入の款9 諸収入に湯前町を除く市町村負担金 398 万 1,000 円を計上しました。

節7 報償費には、公民分館等での在宅医療などに関する出前講座の講師謝金 11 万円を計上しました。目5 生活支援体制整備事業費は、生活支援サービスの提供体制整備や介護予防事業の支援などについて、社会福祉協議会への委託料として、生活支援コーディネーター業務委託料 390 万円を計上しました。

目6 認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームなど、認知症に対する施策として、節12 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料 444 万 6,000 円など、合計 452 万円を計上しました。

目7 地域ケア会議推進事業費は、上球磨地域の介護支援専門員や保健医療及び福祉に関する専門職、その他の関係者関係機関で構成される地域ケア会議に係る経費として、節12 委託料に 33 万 7,000 円を計上しました。

次に、歳入について主なものを説明いたします。7 ページをお願いします。

款1 保険料につきましては、第1号被保険者にかかる、介護保険料調定見込み額に基づき、1 億 1,228 万 2,000 円を計上しました。

7 ページから 8 ページにかけて、款3 国庫支出金、款5 県支出金は、法で定められた割合に基づき、負担金、交付金、補助金をそれぞれ計上しました。

8 ページの款4 支払基金交付金は、第2号被保険者保険料分について、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、1 億 6,981 万円を計上しました。

9 ページの款7 繰入金、項1 一般会計繰入金は、法で定められた割合による町負担分の繰入金及び事務費繰入金 1 億 1,556 万 4,000 円を計上しました。

款8 繰越金は、当初予算編成の財源として前年度繰越金を計上しました。以上で歳入の説明を終わります。

附属書類として、18 ページから 25 ページまでに、給与費明細表明細書。26 ページに債務負担行為に関する調書を添付しております。説明は省略いたします。

令和7年度におきましても、各種介護予防事業に重点を置き、保健事業と連携しながら、町民の皆様の介護予防と健康増進に取り組み、介護給付費の抑制と健全な介護保険事業の運営に努めてまいります。

以上で令和7年度湯前町介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**副議長（椎葉弘樹君）** これから質疑を行います。

**3番（西 靖邦君）** 11ページの節12ですけども、ここに国保連高速回線使用料というのがあってます。この国保連回線使用料、これどのような回線ですか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** これ介護認定者の情報ですとかを国保連合会と毎月異動情報だったりですね、新たに認定された情報だったり、ケアマネージャーがどこの事業所かというのを国保連合会とやり取りしております。で、大元が国民健康保険の税務町民課のほうにありまして、そこから分かれて保健センターに専用の回線があります。その使用料になります。

**副議長（椎葉弘樹君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**副議長（椎葉弘樹君）** 起立全員。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

- - - - -

**日程第4 議案第32号 令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について**

**副議長（椎葉弘樹君）** 日程第4、議案第32号、「令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第32号、令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について御説明いたします。

令和7年度の予算の総額は8,723万7,000円となり、令和6年度と比べて441万2,000円の増となります。増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものでございます。対象者は1月末現在で75歳以上の966人、要件による65歳以上の方21人の合計987人となっております。令和6年度と比較して、33人、3.5パーセントの増となりました。実施主体は熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数字の主なものは、広域連合が算出した推計値を基に計上しています。町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費、県及び町負担分を含む、保険基盤安定繰入金を歳入とし、熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組みにより運営しております。また、令和5年度から取り組んでおります、高齢者の保健事業と介護予防の一体化、一体的実施の事業は、国民健康保険から後期高齢者医療保険と介護保険といった会計、年齢の垣根を越えた縦横断的な体制により、健康課題に対して一貫した保健事業を実施するものでございます。令和7年度では考える適正な事業量で実施していく予定であります。国3分の2、県3分の1の補助事業となり、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業となります。

では、9ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、経常的事務経費として176万7,000円を計上しました。前年度比33万8,000円の減となりました。減の主な要因は、先ほど申しました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業について、これまでの実績及び見込みにより減額したことによりです。

節7報償費、歯科衛生士謝金22万円を計上しました。令和5年度より実施しております。一体的実施にて、通いの場における老化予防である歯科口腔老化予防教室として開催するためのもので、歯科口腔検診の重要性の周知と口腔機能チェック等を22か所で行う予定であります。

節12委託料は、一体的実施に係る費用102万3,000円を計上しました。内訳として、一部の事業を公立多良木病院に委託するもので、高齢者に対する個別的支援として、介護保険で実施している短期集中予防サービス終了後も継続して支援の必要な方を理学療法士が訪問して個別支援を行うものに対して52万8,000円。また、通いの場などへの積極的な関与として、加齢による運動機能の維持のため、老化予防教室を22か所において運動指導を行うものに24万2,000円とこれらの合計となります。また、後期高齢者医療広域連合システム、庁舎内LAN配線業務委託は、令和8年1月末に終了するこれまで使用してきたADSL回線を光回線に移行するため、新たに電算室から執務窓口近くまでの配線が必要となり、25万3,000円を計上しました。

節17備品購入費については、一体的実施の事業にあたり、通いの場や自宅訪問の際、口腔機能チェック等をする口腔機能測定器の購入費として4万2,000円を計上しました。

項 2 徴収費については、保険料の徴収に係る経費 15 万 1,000 円を計上しました。例年は、主に徴収に係る通信費及び口座振替手数料となりますが、令和 7 年度は、システム標準化により納付書の様式が改定となるため、事前のテスト用を含む新様式の発注が必要となり、節 10 需用費、印刷製本費 6 万 1,000 円を計上しました。

次に、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金については、節 18 負担金補助及び交付金に被保険者保険料負担金 5,601 万円、保険基盤安定負担金 2,839 万 1,000 円の合計 8,440 万 1,000 円を計上しました。前年度比 477 万 2,000 円の増となります。広域連合からの推計値を参考としておりますが当初予算に計上してあるところでございます。増の具体的な要因としましては、令和 7 年度は、保険料の 2 年に 1 度の見直しの年ではありませんので計算の基となる均等割額及び所得割額は変わりませんが、被保険者数が増えたことにより、賦課総額が上がったためでございます。いわゆる団塊の世代の方々の加入が大きく影響していると思われませんが、熊本県下では、令和 6 年度、30 万 2,461 人から、令和 7 年度は 31 万 883 人と、8,422 人、2.78 パーセント増加しております。

10 ページになります。款 3 諸支出金については、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に 3 万円を計上しました。項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金、節 27 繰出金 88 万円は、繰越金が大きくなりましたので、一般会計に繰り出すため、歳入の繰越額と同額計上しました。

款 4 予備費については、調整して 8,000 円を計上しました。

次に、歳入を説明いたします。7 ページをお開きください。

款 1 後期高齢者医療保険料については、目 1 特別徴収保険料、目 2 普通徴収保険料の合計 5,601 万円を計上しました。前年度比 486 万 7,000 円の増となります。主な増の要因は、先ほどの歳出の納付金の増と同様に被保険者数が増えたことによります。被保険者におかれましては、所得の確定した後、算定を行い決定されます。令和 7 年度も収納率 100 パーセントを目標としておりますので、基本であります納期限内の納付をお願いするとともに遅延の際には早めの声かけなどを行い対処してまいりたいと思っております。

次に、款 3 繰入金については、目 1 事務費繰入金と、目 2 保険基盤安定繰入金の合計 3,030 万 9,000 円を計上しました。前年度に比べ 35 万 5,000 円の減となりました。事務費繰入金の主に歳出で説明しました、一体的実施に係る事業の減分 26 万円と保険基盤安定繰入金のほうは、低所得者層による被保険者の方々が転居されたり、亡くなられたりして減少したことによる減分 9 万 5,000 円との合計になります。保険基盤安定繰入金は、高齢者医療の確保に関する法律に基づき、低所得者の方の保険料の均等割額を世帯構成と収入に応じて、7 割、5 割、2 割と段階的に軽減するもので、この総額を県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に本会計へ繰り入れております。

次に、款4諸収入については、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金に3万円を計上しました。過年度分の還付が発生した場合には、その都度広域連合へ請求し、本科目で受入れることになっております。また、実績のある項2預金利子、項3雑入にそれぞれ1,000円を計上しました。

8ページになります。款5繰越金については、88万円計上しました。歳出で御説明しました繰出金に対応するものでございます。

これで、令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**副議長（椎葉弘樹君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、「令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**副議長（椎葉弘樹君）** 起立全員。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----  
**日程第5 議案第33号 令和7年度湯前町水道事業会計予算について**

**副議長（椎葉弘樹君）** 日程第5、議案第33号、「令和7年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第33号、令和7年度湯前町水道事業会計予算について御説明いたします。2ページをお願いいたします。

水道事業会計予算、第2条、業務の予定量は、令和6年度実績を勘案しました。第3条、収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、19ページの収支明細を基に御説明いたします。

19ページをお願いいたします。令和7年度収支明細、収益的収入です。款1水道事業収益は、令和6年度より336万円減の8,490万4,000円を計上しました。減の主な要因は、項1営業収益、目2受託工事収益、節3他会計工事負担金で、令和7年度に実施予

定する配水管布設工事に伴う消火栓更新で、令和6年度と比較し消火栓更新数の減によるものです。

次に、20ページをお願いいたします。収益的支出です。

款1水道事業費用は、令和6年度より528万8,000円減の6,687万4,000円を計上しました。水道担当者1名分の人件費の他、水道事業に要する経常的経費が主なものです。減の主な要因は、項1営業費用、目2配水及び給水費で、節1委託料で令和6年度において、漏水関係調査を実施しており、この委託料の減によるものです。

目3受託工事費で、節1工事請負費で収益的収入で説明しました消火栓更新数の減によるものです。

目4総係費の節1給料から節4法定福利費の人件費関係で水道担当職員は専任の係長1名、兼務の主事職1名の体制ですが、これまでの兼務の主事職の人件費と専任の係長職の人件費を組み替え、また節6備用品費で水道検針ハンディーターミナル機器の更新のため、156万1,000円を計上しました。

21ページをお願いいたします。

目5減価償却費、節1有形固定資産減価償却費は、償却が完了した構築物があり、300万円を減額しました。

項2営業外費用、目1支払利息は、令和7年度償還利息の見込み額として、166万4,000円増の554万8,000円を計上しました。

目3消費税は令和6年度と同額の400万円を計上しました。

次に、22ページをお願いいたします。資本的収入になります。

令和6年度と比較し、6,916万8,000円減の3,123万円を計上しました。減の主な要因は、令和6年度に令和7年度の前倒しとなる追加交付があっており、令和7年度分としての予算は、項1企業債、目1企業債で4,500万円減の2,500万円。

項4国庫支出金、目1国庫補助金で、2,416万8,000円減の622万8,000円を計上しました。

次に資本的支出です。令和6年度と比較し、8,280万8,000円減の、4,700万4,000円を計上しました。減の主な要因は、令和6年度に、令和7年度の前倒しとなる追加交付があっており、令和7年度分としての予算は、項1建設改良費、目2給排水設備改良費、節1工事請負費、上村地区配水管更新工事、延長546メートル、3,500万円。給水管布設工事15戸分350万円。ルールウイング給水管布設工事延長75メートル、230万円を計上しました。

項2企業債償還金、目1企業債償還金、節1元金償還金は、令和6年度より139万2,000円増の620万3,000円を計上しました。

23ページをお願いいたします。

債務負担行為の支出予定額に関する調書をつけております。

次に、前に戻っていただき、18ページをお願いいたします。

令和6年度湯前町水道事業会計予定損益計算書になります。最下段当年度末処分利益剰余金につきましては、1,841万9,000円を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第5条企業債につきましては起債の目的が水道事業、限度額を2,500万円としております。また、第6条、一時借入金の限度額は、2,500万円としております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**副議長（椎葉弘樹君）** これから質疑を行います。

**4番（遠坂道太君）** 7年度上村地区の配水管の更新をされておりますが、町全体でどのくらいの距離があるのか。また現状どのくらいの進捗状況なのか。また今後どのくらいの工事が残っているのか。わかっていればお願いいたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 配水管の布設替になりますけれども、町内で全部約47キロというふうになっております。これまでに耐震化の、耐震化済みというところで、19キロ、約40パーセント程度となっております。残りが28キロ、約60パーセント程度となっております。残りについて後20年間、令和37年度までには完了の見込みというふうになっております。

**4番（遠坂道太君）** これ町民の方からお話聞いたんですけども、今大体40年ぐらい経ってからの工事というふうに聞いておるんですけども、そして、40年前の図面がない、ないからどこに埋まっているかわからないっていうことを言われまして、工事の方も非常に迷惑をされたということ話聞きましたので、本当にこういうことがあったのか、お聞きしたいと思います。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 水道関係につきましては、水道台帳というものがございますので、そちらのほうで管理しております。ただ40年前、過去の分につきましてはそこで管底までの高さとも良いですか、道路高とか、あとそこでは舗装関係が後で追加されたとかで、その高さの前後は若干台帳と変わるところがありますけれども、基本的には水道台帳で管理しておりますので場所がわからないということはまずなく、高さの関係ではちょっとわかりづらいところあるかとは思っております。

**副議長（椎葉弘樹君）** ここで昼食のため休憩します。

-----  
休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分  
-----

**副議長（椎葉弘樹君）** 休憩終わり会議を続けます。

議案第33号、「令和7年度湯前町水道事業会計予算について」審議の途中です。  
発言を許します。

**2番（吉田精二君）** 22ページ、資本的支出の工事請負費のところですけども、レールウイング給水管布設工事あがっておりますが、来年令和7年度におきまして、JA跡地それから、牧原ですかね、宅地の造成があると思いますが、その分の工事費のほうは入っていないんですが理由お聞かせください。

**建設水道課長（稲森一彦君）** JA倉庫跡地のほうの造成、また8年度になろうかと思いますが、上牧原住宅跡地のほうに造成工事のほうをしておりますが、その際については、土木費の住宅管理費のほうで上下水道管を入れるようにしております。というのもそのあとですね、住宅管理のほうで工事をいたしますけれども、そのあとは、水道のほうの財産として管理するようなことで検討はしております。

**副議長（椎葉弘樹君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、「令和7年度湯前町水道事業会計予算について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**副議長（椎葉弘樹君）** 起立全員。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----

## 日程第6 議案第34号 令和7年度湯前町下水道事業会計予算について

**副議長（椎葉弘樹君）** 日程第6、議案第34号、「令和7年度湯前町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第34号、令和7年度湯前町下水道事業会計予算について御説明いたします。2ページをお願いいたします。

下水道事業会計予算、第2条、業務の予定量は、令和6年度実績を勘案し、計上しました。

第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、20ページの収支明細を基に御説明いたします。

20 ページをお願いいたします。

令和7年度収支明細、収益的収入です。款1下水道事業収益は、令和6年度より663万8,000円増の1億5,791万5,000円を計上しました。

項1営業収益、目1下水道使用料は、見込みにより、197万6,000円減の5,505万7,000円を計上しました。

項2営業外収益で一般会計補助金は、令和7年度に計画する下水道経営戦略策定業務委託などに充てるため、一般会計からの補助金を861万4,000円増の7,229万5,000円を計上しました。

次に、21 ページをお願いいたします。

収益的支出です。款1水道事業費用、費用は令和6年度より758万2,000円増の1億5,791万5,000円を計上しました。

項1営業費用、目1污水管渠費1,187万2,000円は、下水道担当者1名分の人件費のほか、令和7年度は公営企業における経営の基本となる経営戦略が令和7年度までとなっており、経営戦略改定業務委託に500万円を計上しました。

次に、目3総係費587万7,000円は、下水道事業維持管理に管理等に要する経費で、節10光熱水費、マンホールポンプ11基の電力使用料111万円。

節13委託料にマンホールポンプ管理委託等180万8,000円を計上しました。

22 ページをお願いいたします。

節26負担金は、各種協議会負担金等を計上し、下水道接続補助金は3件分を見込み、60万円を計上しました。次に、目4流域下水道維持管理負担金は、近年の流入水量の実績を勘案し、また、近年の物価高騰による維持管理費負担金単価が上昇しており、4,611万8,000円を見込み計上しました。目5減価償却費は、有形無形固定資産減価償却費として、令和6年度と同額の8,102万2,000円を計上しました。項2営業外費用は、目1支払利息、節1企業債利息は、下水道事業債利子として882万6,000円、目4その他営業外費用、節1その他営業外費用は消費税400万円を計上しました。項4予備費は、令和6年度と同額の20万円を計上しました。

次に、23 ページをお願いいたします。資本的収入です。款1資本的収入は、令和6年度と比較し、533万6,000円増の3,169万2,000円を計上しました。増の主な要因は、県のストックマネジメント計画により、浄化センターの機械設備の更新等に充てるもので、項1企業債、節1下水道事業債で、510万円増の1,290万円。下水道事業債元金償還金に充てる、出資金、目1一般会計出資金は、23万6,000円増の1,879万2,000円を計上しました。

次に資本的支出です。款1資本的支出は、令和6年度より533万6,000円増の8,217万4,000円を計上しました。主な増の要因は、資本的収入で説明しました、県が管理す

る浄化センターの機械設備の更新等の負担金の増によるものです。目1建設改良費、節4流域下水道負担金は、506万6,000円増の1,296万5,000円。下水道事業債元金償還金に項2企業債償還金、目1企業債償還金で27万円増の6,920万9,000円を計上しました。

24ページに地方債の前々年度における現在高並びに、前年度末及び当該年度末における残高の見込みに関する調書、25ページに債務負担行為の支出予定額に関する調書をつけております。

次に、前に戻っていただき、19ページをお願いいたします。令和6年度湯前町下水道事業会計予定損益計算書になります。最下段、当年度末処分利益剰余金につきましては、197万7,016円を見込んでおります。

3ページをお願いいたします。

第5条企業債につきましては、起債の目的が下水道事業、限度額を1,290万円としております。第6条、一時金借入金の限度額は1,290万円としております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**副議長（椎葉弘樹君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**副議長（椎葉弘樹君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号、「令和7年度湯前町下水道事業会計予算について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**副議長（椎葉弘樹君）** 起立全員。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで議長席を議長と交代するため、休憩します。

-----  
休憩 午後1時11分

再開 午後1時13分  
-----

**議長（金子光喜君）** 議長席を交代いたしました。休憩終わり。会議を開きます。

**日程第7 同意第2号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**日程第8 同意第3号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

ついて

日程第 9 同意第 4 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めること  
について

日程第 10 同意第 5 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めること  
について

日程第 11 同意第 6 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めること  
について

日程第 12 同意第 7 号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めること  
について

議長（金子光喜君） 日程第 7 から日程第 12 までは、同じ人事の案件でありますので、一括議題についてお諮りします。日程第 7、同意第 2 号。日程第 8、同意第 3 号。日程第 9、同意第 4 号。日程第 10、同意第 5 号。日程第 11、同意第 6 号。日程第 12、同意第 7 号を一括議題とし、説明及び質疑を一括して行った後、討論を省略し、個別に採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、同意第 2 号、同意第 3 号、同意第 4 号、同意第 5 号、同意第 6 号、同意第 7 号の「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） それでは同意第 2 号から同意 7 号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。湯前町政治倫理条例第 6 条第 2 項の規定により、政治倫理審査会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第 2 号でございます。湯前町 2595 番地、氏名 深水 俊市さんでございます。元湯前町議会議員でおられ、平成 11 年 5 月から平成 20 年 11 月までの 4 期、ご活躍をいただいております。人格識見ともにすぐれており、適任者であり、継続してお願いしたいと思いますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意 3 号でございます。湯前町 5233 番地、氏名 井上 朋和さんでございます。同じく、湯前町議会議員であられ、平成 11 年 5 月から平成 20 年 11 月までの 4 期、ご活躍をいただいております。人格識見ともにすぐれておられ、適任者であり、継続してお願いしたいと思いますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 4 号でございます。湯前町 1677 番地 3、氏名 中武 義秋さんでございます。元湯前町役場職員であられ、退職後はシルバー人材センター事務局長、そして上里 3 区長を歴任されておられ、現在区長会長をお務めでございます。その職務に真

撃に取り組んでいただいております、人格識見ともにすぐれておられる適任者であり継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第5号でございます。湯前町3138番地3、氏名 金山 充さんでございます。金山さんは、昭和48年4月から法務省矯正局、河内少年院勤務を皮切りに、平成22年3月まで、法務省矯正局人吉農芸学院法務教官として退職されるまでの間、少年への改善指導、矯正教育を通じて、社会復帰の実現を助けるなど、その職責を全うされており、人格識見ともにすぐれておられ、適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第6号でございます。湯前町1988番地、氏名 右田 秀美さんでございます。昭和51年3月に法政大学法学部法律学科をご卒業後、情報司法書士等の資格を取得され、これまで固定資産評価審査委員、行政相談員などの職を数多く歴任いただいた方でございます。人格識見ともにすぐれておられ、適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

それから、最後でございますが、同意第7号でございます。人吉市下間下町132番地1、氏名 蓑田 啓悟さんでございます。現在蓑田法律事務所の弁護士であられ、人格識見ともにすぐれておられ、適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

どうぞお願いいたします。よろしく申し上げます。

**議長（金子光喜君）** 以上で説明を終わり、一括して質疑を行います。

発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第2号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

**議長（金子光喜君）** ただいまの出席議員は議長を除き9人です。

次に、立会人を指名します。お諮りします。同意第2号から同意第7号まで同じ人事案件でありますので、立会人を変更せずに行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

立会人に味岡議員、倉本議員を指名します。投票用紙を配ります。

[ 投票用紙配布 ]

議長（金子光喜君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[ 投票箱点検 ]

議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 8 3 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

( 投 票 )

議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、倉本議員、開票の立会いをお願いします。

[ 開票 ]

議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから同意第 3 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名、投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 9 人です。立会人に味岡議員、倉本議員を指名します。投票用紙を配ります。

[ 投票用紙配布 ]

議長（金子光喜君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[ 投票箱点検 ]

議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

議長(金子光喜君) 投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、倉本議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

議長(金子光喜君) 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。反対0票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第3号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから同意第4号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名、投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き9人です。立会人に味岡議員、倉本議員を指名します。投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長(金子光喜君) 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長(金子光喜君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

議長(金子光喜君) 投票漏れはありますか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、倉本議員、開票の立会いをお願いします。

[ 開票 ]

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第 4 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから同意第 5 号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名、投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き 9 人です。立会人に味岡議員、倉本議員を指名します。投票用紙を配ります。

[ 投票用紙配布 ]

**議長（金子光喜君）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[ 投票箱点検 ]

**議長（金子光喜君）** 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 8 3 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

( 投 票 )

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、倉本議員、開票の立会いをお願いします。

[ 開票 ]

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第5号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから同意第6号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は無記名、投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き9人です。立会人に味岡議員、倉本議員を指名します。投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長（金子光喜君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、倉本議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。反対0票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第6号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

これから同意第7号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は無記名、投票で行います。

ただいまの出席議員は議長を除き9人です。立会人に味岡議員、倉本議員を指名します。投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長（金子光喜君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[ 投票箱点検 ]

議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。味岡議員、倉本議員、開票の立会いをお願いします。

[ 開票 ]

議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。反対0票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第7号、「湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議長（金子光喜君） 議場の出入口を開けます。

[ 議場開放 ]

-----  
議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩いたします。

-----  
休憩 午後1時49分

再開 午後1時58分  
-----

### 日程第13 議案第16号 議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第13、議案第16号、「議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案については、第2日目に提案理由の説明が終わり、質疑の途中です。

これから質疑を行います。発言を許します。

**7番（味岡 恭君）** 議会議員の議員報酬についてお尋ねします。常任委員長及び議会運営委員長の報酬が改正前が22万8,000円です。今回、改正後の報酬が24万5,000円。増減率が7.5パーセントの増です。その他の増減率が、議長が4パーセント、副議長が3.7、議員が4パーセント増です。改定前には、議員と委員長の報酬の差が、3,000円だったのですが、改正後は委員長報酬が1万7,000円アップで、議員との差が1万1,000円になりました。議員との格差がつきすぎではないですか。なぜこういうことになったのでしょうかお尋ねします。

**総務課長（西村洋一君）** 特別職報酬等審議会の結果を執行部が尊重したというところでございます。

**7番（味岡 恭君）** 委員長報酬手当があるのが31市町村のうち12町村です。委員長報酬手当の平均を出したのであれば、各町村の委員長報酬手当を抽出して、平均を計算して、湯前町の議員報酬と足しているのが委員長報酬だと思います。今のやり方では、委員長報酬の平均のとり方ではありません。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

**9番（山下 力君）** 反対討論をいたします。議員報酬の改定が今回ありました。その中で、委員長報酬の増額について反対討論をいたします。いわゆる、理由を申し上げますと、1つに、改定で議員報酬額22万5,000円が23万4,000円に、9,000円の上げ幅に対し、委員長報酬は、22万8,000円が24万5,000円に、1万7,000円の上げ幅であります。委員長報酬額と議員報酬額、今まで3,000円の差額が1万1,000円の差額になりました。この額は、年間約16万程度の、差額になります。1つに、本町を含め、県内町村議会で、委員長の報酬額を定めているのは、県下31市町村中12町村で率にしますと約39パーセントで少数町村であります。球磨管内はあさぎり町と本町の2町、率にすると22パーセントであります。ちなみにあさぎり町は、委員長と議員報酬の差が3,000円でございます。1つに、人口4万3,300人の、財政豊かな菊陽町、人口3万5,100人の財政豊かな大津町の2町は、委員長報酬額と議員報酬額の差額が1万2,600円だったですかね。そのような中で人口3,400人の財政が厳しい湯前町の差額は1万1,000円あります。いわゆる、県下で3番目に高い差額であります。それから4番目に、特別報酬審議会の答申が令和6年12月27日に答申がっております。それから議会に執行部が説明したのが今年の2月の25日、ということは、約2か月間時間があつたわけです。途中で、説明を受け、議員間討議といった場面があつてもよかつたのではないかと思っ

ております。それから5番目に、3月7日、議会の審議を中断いたしまして、議員間議を行いました。各議員の意見は、委員長をはじめ、多数の議員は答申どおりで良いという意見。少数の議員は、上げ幅が大きいと意見が割れましたので、お互い歩み寄りをしましょうと主張するも聞いてもらえなかったということで、以上の理由で委員長報酬の増額に反対をいたします。

**議長（金子光喜君）** ほかに反対討論の方はおられませんか。

では次に、原案に賛成者の発言を許します。

**2番（吉田精二君）** 賛成討論をいたします。今回の改正につきましては、特別職報酬等審議会の答申を受けての町長からの改正案の提出であります。昨年9月に全議員の賛成で可決成立しました、湯前町議会基本条例第9条第2項に報酬等の条例改正。議案の提出にあたっては省略しまして、湯前町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとするであります。今回の報酬額の改善につきましても、審議会の答申を重く受けとめ、上げ幅にみあった議員個人の資質の向上に努めていかなければならないと思っております。また委員長の報酬額の引き上げ幅が大きいという反対討論でありましたが、本町の委員長の仕事量の多さや職責の重さを考慮しますと、上昇率が高いということではなく、一般議員との、これくらいの差があっても当然ではないかと思っております。よって私は今回の条例改正案に賛成であります。

**議長（金子光喜君）** ほかに討論ありませんか。反対の方の討論がございましたらお受けいたします。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 反対の方の討論はないということで、次に賛成の方の討論をお願いいたします。

**3番（西 靖邦君）** 私は議員報酬の改正について賛成の立場で討論を行います。湯前町特別職報酬審議会の答申では、県内町村の平均まで引き上げることが妥当とされており、これは他の町村との均衡を保ち、議員活動の環境を高めるために必要なものと考えます。また、定期的な審議会の開催を求める付帯意見も示されており、社会環境や財政状況の変化に応じた検討を行うための重要な視点です。今回の引き上げは、県平均額の調整であり、決して過大な増額ではありません。町民の理解もえられる範囲です。将来的な議員のなり手不足を防ぐためにも適正な報酬の設定は不可欠です。以上の理由から本条例改正に賛成いたします。

**議長（金子光喜君）** ほかに討論はありませんか。

**5番（椎葉弘樹君）** 議案第16号について、賛成の立場で討論を行います。今回提案されている報酬額は、地方自治法第203条に基づき、条例で定めた、議長・副議長・委員長・議員の報酬額が算定根拠になっています。条例の報酬額を用いた県の平均額で

すので町民の皆様にもわかりやすい算定方法になっています。報酬額の中でも、委員長報酬のベースアップが大きく見えますが、これまでの報酬額が低すぎたことが原因です。現状の委員長報酬は、仕事内容や職責及び本町の委員会実績や自身の委員長経験からしても、妥当な役務の対価であると考えています。また、全国町村議会議長会の議員報酬等のあり方報酬最終報告では、委員長には十分な額、手当ではなく、報酬が必要であると示されています。報酬等審議会の答申に基づく今回の条例改正は、議会基本条例で定めた、報酬等審議会の意見を尊重するという理念に基づいています。3月10日の全員協議会においても、この意見を尊重する議員が多くありました。全国町村議会議長会においては、令和6年度においても、議員報酬の改善を国に要望されています。決議文では、町村長の給料月額47パーセント程度を目指すという具体的な目標が掲げられ、若者や女性などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素を加味することや地方交付税算定における議員報酬単価、令和6年度において32万9,000円の引き上げといった要望が盛り込まれています。全国や県の動向に合わせて、報酬体系を見直していくことは、必然的なことであり、議員のなり手不足などを含めた、議会改革の重要な1歩となります。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

**議長（金子光喜君）** ほかに討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** これで討論を終わります。

これから、議案第16号、「議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立多数。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----

#### 日程第14 発議第1号 議会活性化特別委員会の設置について

**議長（金子光喜君）** 日程第14、発議第1号、「議会活性化特別委員会の設置について」を議題にします。

本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

**8番（倉本 豊君）** 議会活性化特別委員会の設置について、上記の議案を別記のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提案理由、本議会では、過去3度にわたり、議会改革調査特別委員会を設置し、町民に信頼され、町民の負託に応えられる真の議会の実現を目指し、これまで様々な取り組みを行ってきました。しかしながら、地方議会を取り巻く環境は日々変化しており、さ

らなる対応が求められることから、議会改革だけでなく、様々な諸課題に関する調査を引き続き行うため、委員会条例第6条の規定により、特別委員会の設置を求めるものです。

よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** ここでお諮りします。本案の質疑及び討論は省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なし。異議なしと認めます。よって、採決します。

この採決は起立によって行います。倉本議員ほか4人から提出された決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、本案は提案のとおり決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました、議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって議会活性化特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会活性化特別委員会を開催するために、暫時休憩します。

議員各位は委員会室のほうにお集まりいただきたいと思います。

- - - - -  
休憩 午後2時16分

再開 午後2時42分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議会活性化特別委員会が開かれております。

委員会条例第8条第2項の規定によって、その委員長及び副委員長が互選されております。ただいま、委員長からの発言の申し出があります。発言を許します。

**議会活性化特別委員長（吉田精二君）** 先ほど議会委員会室におきまして、第1回の議会活性化特別委員会を開催し、委員長・副委員長を互選しましたので、その結果を報告いたします。

まず、委員長に私、吉田。次に、副委員長に森山議員が選出されました。議会を取り巻く環境の変化は著しく、改革の歩みが止められません。つきましては、議会の目的である住民福祉の向上に繋がる議会となるよう、積極的に取り組んでいく所存でございます。

すので、議員の皆様、執行部の皆様にもご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

- - - - -

**日程第 1 5 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）**

**議長（金子光喜君）** 日程第 1 5、「委員会報告」

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛に提出されております。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないので、これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、広報常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないので、これで質疑を終わります。

以上で、広報常任委員会の報告を終わります。

- - - - -

**日程第 1 6 議員派遣について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 1 6、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

-----

**日程第 17 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 17、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

**日程第 18 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 18、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

**日程第 19 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 19、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

**日程第 2 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 2 0、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 4 条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び事項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** これで、令和 7 年第 3 回湯前町議会定例会を閉会します。

- - - - -

閉会 午後 2 時 5 1 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員

